

静岡市地域防災計画

共通対策編

風水害対策編

地震対策編

津波対策編

火山対策編

令和8年1月修正

静岡市防災会議

静岡市地域防災計画

(令和8年1月修正)

共通対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の構成	1
第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 市の概況	12
第4節 予想される災害と地域	15
第2章 災害予防計画	21
第1節 海岸・港湾・漁港等災害予防計画	21
第2節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画	24
第3節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画	24
第4節 断水対策	27
第5節 農林水産災害予防計画	28
第6節 盛土災害防除計画	30
第7節 都市の防災構造化計画	30
第8節 通信施設等整備計画	33
第9節 火災予防計画	34
第10節 防災関係施設及び設備の整備計画	37
第11節 危険物施設保安計画	41
第12節 防災知識の普及計画	42
第13節 住民の避難誘導體制	45
第14節 防災訓練計画	51
第15節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保	53
第16節 自主防災組織の体制強化	54
第17節 事業所等の自主的な防災活動	56
第18節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	57
第19節 要配慮者対策	58
第20節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発	61
第21節 原子力災害に関する事前対策計画	61
第22節 救助・救急活動に関する計画	62
第23節 防災ヘリポートに関する計画	62
第24節 孤立予想集落対策	63
第25節 応急住宅	63
第26節 災害廃棄物処理	64
第27節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	65
第28節 被災者の生活支援に関する計画	66
第29節 市の業務継続に関する計画	68

第30節	複合災害対策及び連続災害対策	69
第31節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	69
第3章	災害応急対策	71
第1節	この計画を理解し実施するための留意事項	71
第2節	組織計画	73
第3節	職員の動員計画	74
第4節	派遣要請計画	75
第5節	予警報の受領及び伝達計画	77
第6節	災害情報処理計画	82
第7節	災害広報計画	85
第8節	災害救助法の適用計画	87
第9節	避難救出計画	88
第10節	孤立集落への支援計画	94
第11節	避難所運営計画	95
第12節	被災動物の救護計画	99
第13節	食料供給計画	100
第14節	衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画	103
第15節	給水計画	107
第16節	水道及び下水道対策計画	108
第17節	応急仮設住宅等	110
第18節	住宅の応急修理	110
第19節	医療及び助産計画	110
第20節	防疫計画	117
第21節	災害廃棄物処理計画	119
第22節	社会秩序維持計画	122
第23節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	122
第24節	障害物の除去	126
第25節	輸送計画	127
第26節	運輸施設応急対策計画	129
第27節	交通応急対策計画	130
第28節	応急教育計画	136
第29節	社会福祉計画	140
第30節	農林水産業対策計画	143
第31節	消防計画	145
第32節	応援協力計画	148
第33節	賃金職員の雇用計画	150
第34節	自衛隊派遣要請の要求計画	151
第35節	海上保安庁に対する支援要請の依頼計画	154
第36節	電力施設災害応急対策計画	154
第37節	ガス施設災害応急対策計画	155
第38節	突発的災害に係る応急対策計画	155

第 39 節	各種災害に対する警防活動計画	159
第 40 節	災害ボランティア活動支援計画	160
第 41 節	通訳ボランティア活動支援計画	161
第 42 節	原子力災害に関する応急対策計画	161
第 4 章	災害復旧計画	163
第 1 節	災害弔慰金等の支給	163
第 2 節	被災者の支援	163
第 3 節	要配慮者の支援	164
第 4 節	公共施設の災害復旧	165
第 5 節	激甚災害の指定	166
第 6 節	災害復旧に伴う財政措置	167
第 7 節	事業者等が行う災害復旧への助成	167
第 8 節	風評被害の影響の軽減	169

図表一覧

共通対策編

図表番号	タイトル	頁
表 1－1	部局名表記の略号一覧	2
表 1－2	溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア	18
表 1－3	静岡市の噴火活動に起因する現象	18
表 2－1	危険物製造所等施設現況（令和 7 年 3 月 31 日現在）	41
表 2－2	避難情報と住民の安全確保措置	48
表 2－3	災害救助法第 4 条第 1 項に規定する救助事務	67
表 3－1	気象等の特別警報、警報、注意報及び情報	77
表 3－2	気象等の注意報及び警報の発表細分区域（平成 22 年 5 月 27 日現在）	78
表 3－3	東海地震に関連する情報の種類	80
表 3－4	南海トラフ地震に関連する情報の種類	81
表 3－5	災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者	89
表 3－6	医療及び助産の範囲	115
表 3－7	運輸機関の名称、所在地	129
表 3－8	交通応急対策実施機関及び担当	130
表 3－9	他の地方公共団体の長に対する応援要請手順	146
表 3－10	機関の名称、所在地（電力施設）	154
表 3－11	機関の名称、所在地（ガス施設）	155
表 3－12	県危機管理部危機対策課	156
表 3－13	総務省消防庁応急対策室	156
表 3－14	関係機関連絡先	158

第 1 章 総則

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、静岡市内における災害の予防と災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第 1 節 計画の構成

この計画は、市域内において今後発生が想定される、又は過去に発生した災害の状況、措置等を基礎資料として、次の各編から構成する。

この計画は、毎年定期に検討を行い、必要があると認めるときは、静岡市防災会議（以下「防災会議」という。）に諮り、これを修正する。

各編の名称	記載内容
1 共通対策編	各編に共通する対策及びその他の災害対策について定める。
2 風水害対策編	風水害による災害対策について定める。
3 地震対策編	地震による災害対策について定める。
4 津波対策編	津波による災害対策について定める。
5 火山対策編	富士山の火山活動による災害対策について定める。
6 資料編	本編に付属する各種資料を掲載する。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理局		危機
総務局		総務
総合政策局		総政
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
観光文化・市民局		観光・市民
区役所		区
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	地域支え合い推進部	地支
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
こども未来局		こども
経済局	商工部	商工
	海洋政策部	海洋
	農政部	農政
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	経営管理部	経営
	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- | |
|--|
| (1) 防災会議に関する事務
(2) 防災に関する組織の整備
(3) 防災に関する訓練の実施
(4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
(5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧
(6) 消防、水防その他の応急措置
(7) 警報の発表、伝達及び避難の指示
(8) 情報の収集、伝達及び被害調査
(9) 被災者の救難、救助その他保護
(10) 被害を受けた生徒等の応急教育
(11) 清掃、防疫その他保健衛生
(12) 緊急輸送の確保
(13) 災害復旧の実施
(14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 |
|--|

2 静岡県

- | |
|--|
| (1) 静岡県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に掲げられている所掌事務
(2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務実施についての総合調整 |
|--|

3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- | |
|--|
| (1) 災害時における住民の避難誘導及び救助
(2) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 |
|--|

4 自衛隊

- | |
|--|
| (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
(2) 災害時における応急復旧活動 |
|--|

5 指定地方行政機関

総務省 東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政	ア 被災者への生活支援情報の提供

評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	イ 専用電話を備えた相談窓口の開放 ウ 特別行政相談所の開設
財務省 東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事 (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事
農林水産省 関東農政局 (静岡県拠点)	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
厚生労働省 静岡労働局 (静岡労働基準監督署)	(1) 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 (2) 事業場等の被災状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省 関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)	管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 オ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 (2) 初動対応 ア 所管施設の緊急点検の実施 イ 地方整備局災害対策本部等の指示により、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。

	ウ 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置 オ 自治体からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付け カ 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあつせん、特定航路への就航勧奨を行う。 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。 (4) 緊急海上輸送の要請（県内船舶が利用できない場合の他県に対する支援要請を含む）に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める。 (5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (7) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (8) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (9) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (10) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に

	限る)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 異常現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市町長から通報されたとき、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 (4) 必要に応じて警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 (5) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 (6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
海上保安庁 第三管区 海上保安本部 (清水海上保安部)	(1) 災害予防 ア 海上災害、大規模海難等に関する事故対策訓練の実施 イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 ウ 港湾の状況等の調査研究 (2) 災害応急対策 ア 船艇、航空機等による警報等の伝達周知 イ 船艇、航空機等を活用した情報収集 ウ 活動体制の確立 エ 船艇、航空機等による海難救助等 オ 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送 カ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 キ 要請に基づく関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 ク 排出油その他船舶交通の障害となる物の防除等 ケ 危険物積載船、在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告、水路の検測、応急航路標識の設置等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 コ 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への撤去及び入域の制限又は禁止の指示 サ 海上における治安の維持 シ 船艇による主要港湾等の被害調査 (3) 災害復旧・復興対策
環境省 関東地方環境事務所 環境省 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

6 指定公共機関

日本郵便株式会社 (静岡中央郵便局)	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。 そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。 また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分																				
日本赤十字社 (静岡県支部)	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項																				
日本放送協会 (静岡放送局)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害放送																				
中日本高速道路株式会社 (東京支社 富士・静岡・浜松 保全・サービスセンター)	<table><tr><th colspan="4">センター名・担当区間等一覧</th></tr><tr><th>No.</th><th>センター名</th><th>所在地等</th><th>担当区間等</th></tr><tr><td>1</td><td>富士 保全・サービスセンター</td><td>富士市厚原</td><td>新東名（長泉沼津～新静岡、新清水～清水）、東名（沼津～清水）</td></tr><tr><td>2</td><td>静岡 保全・サービスセンター</td><td>駿河区中島</td><td>東名（清水～浜松）</td></tr><tr><td>3</td><td>浜松 保全・サービスセンター</td><td>浜松市浜北区中瀬</td><td>新東名（新静岡～浜松いなさ、浜松いなさ～三ヶ日）、東名（浜松～豊川）</td></tr></table> (1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力	センター名・担当区間等一覧				No.	センター名	所在地等	担当区間等	1	富士 保全・サービスセンター	富士市厚原	新東名（長泉沼津～新静岡、新清水～清水）、東名（沼津～清水）	2	静岡 保全・サービスセンター	駿河区中島	東名（清水～浜松）	3	浜松 保全・サービスセンター	浜松市浜北区中瀬	新東名（新静岡～浜松いなさ、浜松いなさ～三ヶ日）、東名（浜松～豊川）
センター名・担当区間等一覧																					
No.	センター名	所在地等	担当区間等																		
1	富士 保全・サービスセンター	富士市厚原	新東名（長泉沼津～新静岡、新清水～清水）、東名（沼津～清水）																		
2	静岡 保全・サービスセンター	駿河区中島	東名（清水～浜松）																		
3	浜松 保全・サービスセンター	浜松市浜北区中瀬	新東名（新静岡～浜松いなさ、浜松いなさ～三ヶ日）、東名（浜松～豊川）																		
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道防災施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 災害時における応急救護活動 (5) 応急復旧用資材等の確保 (6) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地																				

	への避難、誘導 (7) 被災施設の調査及び早期復旧
N T T 西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社 N T T ドコモ 東海支社 (静岡支店)	(1) 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 (2) 電気通信の特別取扱い (3) 気象警報の伝達 (N T T 西日本株式会社静岡支店) (4) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (5) 被害施設の早期復旧 (6) 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板の提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 (2) 災害時の応急輸送対策
中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 (3) 災害時における電力供給の確保 (4) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 (5) 被災施設の調査及び復旧
K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

株式会社セブン - イレ ブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマ ート 株式会社セブン & ア イ・ホールディングス	

7 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	(1) 土地改良施設の防災計画 (2) 農地湛水の防排除活動(用水の緊急遮断) (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 (4) 消防機関が行う消火活動への協力
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (東部支社)	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 (4) 必要に応じて代替燃料の供給 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部支部)	(1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 (2) 被災施設の調査及び復旧 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 被災施設の調査及び復旧
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 海運業者	(1) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ)	気象予警報、災害情報その他の災害広報

(株式会社トコちゃんねる静岡) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社エフエムしみず静岡)	
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人静岡市静岡医師会) (一般社団法人静岡市清水医師会) (一般社団法人庵原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会) (一般社団法人静岡市清水歯科医師会) 公益社団法人静岡県看護協会 (公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部) 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 (一般社団法人静岡市薬剤師会) (清水薬剤師会)	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案(公益社団法人静岡県看護協会(公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部)、公益社団法人静岡県薬剤師会(一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会)及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) (3) 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会(一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会))
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 公共的団体

静岡市消防団	(1) 情報収集 (2) 火災対応

	(3) 応急救護 (4) 避難誘導 (5) その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施
静岡市水防団	(1) 情報収集（堤防等の巡視、報告） (2) 水防工法の実施 (3) 応急救護 (4) 避難誘導 (5) その他保有資機材を活用した災害応急対策の実施
自主防災組織	(1) 地域住民に対する防災意識の向上・知識の普及 (2) 防災資機材の備蓄 (3) 防災訓練の実施 (4) 災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画の策定 (5) 地域の被害拡大の防止、各種情報の伝達及び避難生活の維持 (6) 市が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力
静岡市内の産業経済団体 （静岡市農業協同組合） （清水農業協同組合） （静岡市森林組合） （井川森林組合） （清水森林組合） （清水漁業協同組合） （由比港漁業協同組合） （生活協同組合） （静岡商工会議所）等	(1) 組員、会員となっている事業所の被害調査の実施 (2) 災害時における応急対策の指導 (3) 災害時における災害応急措置 (4) 市その他防災関係機関の防災活動についての協力
社会福祉関係施設 （静岡市内の社会福祉関係施設）	要配慮者の受入れ等、救護及び保護対策についての協力 ◇資料編４－９：指定避難所（福祉避難所）一覧表
災害時における相互応援協定又は協力協定の締結団体 （静岡市と協定を締結した事業者及び団体）	協定内容に基づく事務及び業務の遂行 ◇資料編５－３：民間事業者との協力協定一覧 ◇資料編５－１：他都市との相互応援協定一覧
社会福祉法人静岡市社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成 (2) 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練の実施 (3) 災害ボランティア本部の運営に関する事務の実施 (4) 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、市等との調整

9 防災上重要な施設の管理者

- | |
|----------------------|
| (1) 所管施設に係る災害予防体制の整備 |
|----------------------|

- (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施
- (3) 災害時における災害応急措置
- (4) 市その他防災関係機関の防災活動についての協力

10 市民

- (1) 災害に対する知識の向上
- (2) 自宅及び自宅内の安全対策
- (3) 家庭内における話し合い・連絡方法等の取り決め
- (4) 災害時の避難場所、避難経路等の確認
- (5) 必要に応じた生活必需品の備蓄・非常用持出品等の準備
- (6) 自主防災組織への参加

11 事業所等

- (1) 災害に対する知識の向上
- (2) 事業所及び事業所内の安全対策
- (3) 情報収集・伝達体制、避難対策等の取り決め
- (4) 食糧、飲料水等の災害時に必要な物資の確保
- (5) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定
- (6) 地域の自主防災組織と連携した防災活動への協力

第3節 市の概況

1 自然的条件

(1) 地勢

本市は南に駿河湾（海岸線の長さ約 64 km）、北に南アルプスの 3,000m級高峰（間ノ岳 3,190m、塩見岳 3,047m、赤石岳 3,121m等）を擁し、首都圏と中京圏との中間、県のほぼ中央に位置し、北は長野県・山梨県に接し、東は富士市・富士宮市、西は焼津市・藤枝市・島田市・榛原郡川根本町に接している。

市域は、東西 50.62km、南北 83.10km で、総面積 1,411.93 km²のうち、約 76%が森林で占められている。市域の大部分は山間地であり、北部を南流する大井川の上流部、市域の中央部を南流する安倍川（流域面積 567 km²、流路延長約 51 km、平均勾配約 4.0%）及びその支流（中河内川、藁科川等）、長尾川を含む巴川（流域面積 105 km²、流路延長約 18 km、平均勾配約 0.3%）、蒲原地区の東側には沖積低地等の平坦地は僅かしかない。市域の総面積から森林面積を差し引いた可住地面積は 330.64 km²（約 23%）である。

豊かな自然環境に恵まれており、静岡地方気象台によれば気候は温暖で、年平均気温は平野部で 16.9℃、日照時間は 2151.5 時間となっている。日照時間の割に雨量が比較的多いが、雪は少なく穏やかな気候を特徴としている。

(2) 地形、地質

市域の大部分は、西南日本の外帯（太平洋側）に属する中生代白亜紀（約 1 億 3 千 5 百万年前）～新生代第三紀（約 6 千 5 百万年前）の堆積岩地帯（一部に火成岩を含む。）にあり、市域の一部はフォッサマグナ（大地溝帯）に属している。両者の境界は新潟県糸魚川

市～長野県松本市～山梨県韮崎市～静岡市葵区羽高を通る大規模断層である「糸魚川－静岡構造線（糸静線）」であり、糸魚川市～韮崎市付近までは今後も活動するおそれがある活断層であるが、韮崎市以南は活断層と認定されていない。

市域に分布する地層を形成年代の古い順に示す。

最北部山地を構成する白根層群	白亜紀後期の砂岩・泥岩互層、石灰岩、チャート、緑色岩
畑薙周辺山地を構成する寸又川層群	白亜紀後期の砂岩・泥岩互層
井川周辺山地を構成する犬居層群	白亜紀末～古第三紀初期の砂岩・泥岩互層
藁科川上流域山地を構成する三倉層群	古第三紀中期～新第三紀前期の塊状砂岩、黒色泥岩、砂岩・泥岩互層
安倍川上・中流域～藁科川中・下流域山地を構成する瀬戸川層群	古第三紀中期～新第三紀前期の砂岩・泥岩互層、砂岩、泥岩、石灰岩、チャート、緑色凝灰岩
十枚山～真富士山～竜爪山～賤機山を経て高草山～大崩海岸を構成する竜爪－高草山火山岩類	新第三紀前期の流紋岩、アルカリ玄武岩等

これらの諸層群のうち、竜爪山脈を構成する火山岩類は緻密・堅硬なために風化・浸食されにくい。その結果、竜爪山脈は安倍川水系の東方への拡大を阻む障壁となり、安倍川系砂礫の東方への運搬・堆積を妨げ、巴川低地、大谷川低地等の軟弱地盤を生み出した。

これらの諸層群で構成される山地の南（市域中央南端）には、主として第四紀前期（更新世（約 165 万年前～1 万年前））の浅海性泥層及び安倍川系礫層で構成された有度丘陵（根古屋層、久能山礫層、草薙泥層、小鹿礫層、国吉田礫層）があり、安倍川下流域に広がる静岡平野の主要部は第四紀後期（完新世（約 1 万年前～現代））の安倍川系礫層を主とする良質地盤であるが、周辺部にあたる大谷低地、巴川低地等は軟弱な第四紀後期（完新世）の砂泥層が卓越した不良地盤（層厚約 30m）となっており、防災対策の上から特段の配慮が必要である。

静岡・清水両平野の周縁部は、西からほぼ南北方向に帯状に配列する新第三系の竜爪アルカリ火山岩類、静岡層群、和田島層群、清見寺層群等からなる中起伏山地によって構成され、一方、洪積世の厚い砂礫層からなる有度山の丘陵が海側に孤立して、静岡平野、清水平野に二分している。

静岡平野の平坦部は、主として安倍川起源の砂礫層が厚く堆積し、安倍川扇状地と呼ばれている。一方、清水平野は巴川流域の低地、港湾周辺部の砂～砂礫質低地及び興津川流域の平野の三つに区分され、市域内の巴川低地は海拔 5 m 以下、平均勾配約 0.3% の低湿地が主で、表層部は有機質泥層からなっている。

清水港西岸には 2～10m の沿岸砂州・砂丘が形成され、西久保嶺付近には狭い台地、丘陵地が散在する。また、清水港を抱く三保砂礫洲は、典型的な分岐砂礫洲となっている。袖師から興津にいたる沿岸低地は海拔約 5 m 程度の砂礫洲からなっており、興津川に沿う平地は全体として砂礫質な地層から形成されている。

（3） 気候

本市は、南東側が駿河湾に面し太平洋に続いているため、黒潮の影響で暖かい海からの風（主に南よりの風）が入りやすい。また、冬を中心に吹く北西の季節風は、中央アルプ

ス等の中部山岳に遮られて風が弱まり晴れる日が多い。このため、平野部は全国的にみても大変温暖な気候である。一方、北部の山間部は標高も高く冬季には積雪もある寒冷な気候である。

本市の気候は、平年値でみると平均気温は平野部（静岡地方気象台）が 16.9℃で、山間部（井川）が 11.6℃となっており、平野部は同緯度の広島市・岡山市に比べても高く、おおむね松山市、佐賀市地域の暖かさである。また、山間部は東北の大船渡市、石巻市地域の気温である。

風は、静岡地方気象台によれば、平野部で年平均風速が 2.2m/s となっており、年間を通じて大きな変化はない。日中は南よりや西よりの風が多く、夜間や雨の日は北東の風が多い。風速は県内の浜松や御前崎など遠州灘沿いの地域に比べて約 1～3 m/s 弱く、一般に風速 1 m/s で体感的に 1℃程度違うといわれており、このことから静岡市平野部の温暖さがわかる。また、この地域の強風は、台風や日本海を通過する低気圧による南西風が多い。最近 10 年間では、最大風速は平成 30 年 10 月 1 日に 16.6m/s を観測したものが最も強く、これは台風に吹き込む南南西の風であった。また、最大瞬間風速は平成 24 年 6 月 19 日の 33.7m/s が最も強く、これは台風第 4 号に吹き込む南西の風であった。

降水量は、静岡地方気象台によれば、平野部で年間 2,300 mm 程度であり、晩春から初秋にかけて多く、冬季は少ない。最近は温暖化の影響もあり大雨と少雨が顕著に現れる傾向にある。山間部では井川や梅ヶ島など年間降水量が 3,000 mm 前後で、全国的にみても雨の多い地域といえる。平野部と山間部の降り方は異なることが多く、平成 12 年 9 月 11～12 日の台風第 14 号と秋雨前線の影響による降雨では、ほぼ一日で山間部では 500～600 mm、平野部では 150 mm 程度であった。

また、近年は局所的な集中豪雨により「都市型水害」が全国各地で発生しており、静岡市街地においても平成 15 年 7 月 3～4 日には時間降水量 113 mm（観測史上 1 位）、令和 4 年 9 月 23 日～24 日には時間降水量 107 mm、月最大 24 時間降水量 416.5mm（観測史上 1 位）、令和 6 年 8 月 27 日～30 日には、月最大 72 時間降水量 515.5 mm（観測史上 1 位）を記録し、広い範囲で浸水被害が発生した。

雪は、平野部では年に一、二度舞う程度であるが、山間部では時に積もることがあり、10～20 cm 程度の積雪を記録する年もある。

2 社会的条件

（1）人口

本市の人口は、令和 7 年 12 月末の住民基本台帳によると、667,503 人、329,277 世帯である。

（2）建物

令和 7 年 1 月 1 日現在の本市の建物棟数は、課税家屋総数は約 32 万 3 千棟（固定資産課税台帳登録数）で、この内およそ 7 割が木造家屋となっている。特に木造家屋の密集している地域は、横内、新通、安西、西豊田、中田及び田町地区などである。これら木造家屋の密集地域には、工場、事業所などが混在している箇所も多くあり、災害の危険性を助長している。

現在、本市には、デパート、映画館、旅館、遊技場等の不特定多数の人々が利用する施設（特定防火対象物）は、大小合わせて 5,924 か所（令和 7 年 3 月 31 日現在）あり、また、高さ 31m を超える建築物は 281 棟（令和 7 年 3 月 31 日現在）ある。

このような都市空間の高度利用を目的として、高層建築の発展とともに、地下の利用も促進され、いわゆる地下街といわれる街形態を形成している。地下街は毎日多数の人々が通路として利用し、又はショッピングに、飲食にと多様な目的をもって流入し、新たな都市型の危険要因を生み出している。

(3) 道路

本市内の道路は、高速自動車道3路線（東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道）約87km、直轄国道2路線（1号、52号）約81km、一般国道3路線（149号、150号、362号）約55km、県道35路線約465km、市道10,596路線約2,851km、総延長約3,539kmとなっている。

市内で交通量の多い道路は、国道1号（静岡駅前付近で約32,600台/日、清水区江尻大和付近で約18,700台/日）、国道150号（南安倍川橋付近で約35,600台/日、清水区駒越東町付近で約27,300台/日）、東名高速道路（清水IC～日本平久能山スマートICで約33,000台/日）、新東名高速道路（新清水JCT～新静岡ICで約54,300台/日）、中部横断自動車道（富沢IC～新清水JCTで約4,300台/日）である。

(4) 橋りょう

本市域の道路にかけられている橋りょうは、令和7年3月現在で2,611橋である。

(5) 鉄道

本市内を通る鉄道は、東海道新幹線、東海道本線（JR）及び私鉄の静岡鉄道・大井川鐵道である。県都である本市は、行政及び商業の中心として重要な位置を占めており、鉄道利用者の1日平均の乗客数は、JR静岡駅で約7.9万人、静岡鉄道新静岡駅で約1.4万人である。

第4節 予想される災害と地域

1 災害の種類

この計画において、災害とは暴風、竜巻、大雨、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべり等の自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずるものをいう。

2 想定される災害の基準

災害の想定にあたっては、本市の気象、地形・地質、地理的条件、社会環境等を考慮し、過去に発生した災害を基準として想定する。

3 台風

市内に大きな被害を与えた台風は、主に9月から10月にかけて集中している。この時期は海面水温が高く、太平洋高気圧の勢力が盛夏よりもやや衰えるので、日本付近に強い台風が接近しやすい。

本市に接近する台風は、南西から北東方向に移動する経路をとることが多い。特に渥美半島から遠州灘に上陸して本市を縦断するコースを取る場合には、大雨と暴風により大規模な被害が発生することが多い。

日本付近に寒気がある場合には、台風が北上するにつれて衰弱することが多いが、場所によ

っては局地的な前線を形成して大雨になることがある。

日本付近に梅雨前線や秋雨前線がある場合には、台風が離れた位置にあっても暖かく湿った気流が流れ込んで大雨になることがある。

4 温帯低気圧

例年4月ころには、日本付近を通過する温帯低気圧が急速に発達する事例が多く、本市でも台風並みの暴風が吹くことがある。

例年2月から3月にかけては、本市の南岸を通過する温帯低気圧により、山間地を中心に降雪がある。場合によっては平野部でも降雪があり、交通の混乱を引き起こす可能性がある。

5 竜巻

竜巻は季節、地域を問わず発生している。台風や寒冷前線などを要因として、大気が著しく成層不安定な状態にあるときは、スーパーセル型積乱雲が発生して、この直下で発生することが多い。

本市では、昭和31年（1956年）9月10日に安倍川河口付近で竜巻が発生し、北北東方向に12kmほど移動した。これにより、死者2人、負傷者43人、全壊家屋33戸、半壊60戸の被害が発生している。

被害の特徴として、「激しい渦巻状の上昇気流を伴い、進路にあたる物体を巻き上げながら移動する」、「短時間で狭い範囲に被害が集中する」、「竜巻自体の移動スピードが速いと被害が大きくなる」ことがあげられる。いずれにしても、竜巻は予測が難しいうえに、瞬間的に大被害を与えるので、予防が困難である。

6 水害

市内の主要河川は、治水工事や放水路の建設等により、大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。

都市部では、局地的な短時間強雨により雨水が排水できずに発生する内水氾濫にも注意が必要である。

しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、大河川にあっても災害発生要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨に見舞われることがある。また9～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

◇資料編8－3：過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害

7 がけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害

本市の土砂災害は、初夏の梅雨時期と、秋の台風シーズンに多い。また山間地では集落の孤立に直結する災害であるため注意が必要となっている。

◇資料編8－3：過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害

8 高潮、高波

駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線にわたって、台風、低気圧による高潮、高波による災害が予想される。季節的には8月から10月にかけて台風の影響による高潮、高波が発生することがあり、11月下旬から3月にかけて海上を吹走する西風のため、高波が発生することがあ

る。

9 地震、津波

嘉永7年(1854年)に発生した安政の大地震程度(震源域駿河湾～遠州灘、M8、震度6以上)があった場合を想定する。

駿河湾から遠州灘にかけての海域に海洋プレート(フィリピン海プレート)と大陸プレート(ユーラシアプレート)の境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、海溝型の巨大地震とそれに伴う津波が繰り返し発生してきた。その発生の切迫性が指摘されている東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年の安政東海地震発生後、170年以上の間大地震が発生しておらず、地震活動の空白域を構成している。

◇資料編8-4:過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図

◇資料編8-5:過去に静岡市に被害を与えた地震

◇資料編8-6:安政東海地震の被害の概要

一方で、今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差をもって発生する可能性も考えられる。

内陸では、糸魚川-静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、本市周辺には富士川河口断層帯や伊豆半島の丹那断層等の活断層があり、また内陸直下型として、昭和10年(1935年)の静岡強震(M6.4)による被害も発生しており、静岡県中部を震源として発生する地震へも注意を払う必要がある。

近年に大被害を発生させた地震としては、昭和19年(1944年)の東南海地震(M7.9)がある。最近では、平成21年(2009年)8月に駿河湾を震源とするM6.5の地震が発生し、市内各区において震度5強の揺れを観測、平成23年(2011年)3月には東北地方太平洋沖地震(M9.0)や静岡県東部を震源とする地震(M6.4)が発生し市内各所において震度4の揺れを観測した。東北地方太平洋沖地震では、市内沿岸部において大津波警報が発表され、清水港において最大93cmの津波を観測した。幸い市内では大きな被害はなかったが、東北地方沿岸部では、津波による甚大な被害が発生した。市内でも、交通渋滞や日用品の買い占めによる品物不足など市民生活に影響が出た。

津波については、本市の駿河区石部から清水区蒲原までの海岸線で浸水被害が想定されている。静岡県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に第4次地震被害想定の第一次報告を発表した。この報告では、レベル1の地震・津波(発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波)と、レベル2の地震・津波(発生頻度は低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波)に分けて想定を行っている。レベル1の津波では市内の最大波高は8m、レベル2の津波では市内の最大波高は12mである。

本市に影響を及ぼす地震として、駿河トラフ、南海トラフ沿いを震源域とする地震が第一に挙げられる。これに加えて、神奈川県西部を震源域とする地震や国内で発生した地震をはじめ、南北アメリカ大陸沿岸などの環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。遠地津波は、地震の揺れを感じることなく襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し避難体制や防災体制を確立し、津波警報等が解除されるまで避難を継続することが重要である。

詳細は▼「地震対策編」及び「津波対策編」に記載する。

10 火山

富士山は、1707年の噴火後、300年以上噴火活動は見られないが、平成12年10月から平成13年5月にかけて、深部低周波地震が多発するなど活火山であることが再認識されたため、富士山火山防災対策協議会等により、富士山火山の広域防災対策の在り方が検討された。

令和3年3月に富士山火山防災対策協議会が公表した富士山ハザードマップ（改定版）により、溶岩流等の噴火現象による影響想定範囲が見直され、本市の一部地域が火山災害警戒地域（第6次避難対象エリア）に加わった。

なお、本市では富士山の噴火による溶岩流、融雪型火山泥流、降灰による被害が想定されており、噴火活動に起因する現象（危険性等は◇資料編8-2）と到達時間は以下のとおりである。

表 1-2 溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア

避難対象	説明
影響想定範囲	火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流（◇資料編8-2）
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流（1時間～3時間以内）到達範囲
第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間～24時間）到達範囲
第5次避難対象エリア	溶岩流（24時間～7日間）到達範囲
第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間～約57日間）到達範囲

◇資料編8-2：噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

表 1-3 静岡市の噴火活動に起因する現象

現象	第6次避難対象エリア
溶岩流	＜到達範囲＞清水区蒲原地区の一部 ＜到達時間＞溶岩流（7日間～約57日間） なお、本市における溶岩流最短到達時間は、19日と10時間（富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書資料による。）
融雪型火山泥流	＜到達範囲＞富士川の堤外（市街地側には到達しない） ＜到達時間＞融雪型火山泥流（3～6時間以内）
降灰	＜到達範囲＞清水区の一部 ＜堆積深＞降灰（2～10cm）

11 原子力災害

静岡県内に中部電力浜岡原子力発電所がある。本市はこの発電所からおおむね北東から北北東方向に位置しており、発電所からの距離は駿河区西部の長田地区で40km程度、清水区東部の蒲原地区で70km程度である。

この発電所において万一過酷事故が発生し、放射性物質が大量に放出された場合、大気中に

放出された放射性物質を含んだ空気の一団が風下方向の広範囲に拡散する可能性があり、市内にも影響を与えることが予想される。

12 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講ずることが必要である。

本市の場合、南海トラフの巨大地震など、大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。

また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（M8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

13 道路事故

本市は関東と中京、近畿圏を結ぶ交通の要衝に位置し、新東名高速道路、東名高速道路、国道1号、国道150号といった幹線道路が平野部の東西を通っている。

本市では東西の市境が急峻な地形となっており、長大トンネルが多いため、この区間の事故は大きな災害に結びつきやすい。また、この区間で事故が発生した場合、代替の交通手段や迂回路が少ないことから、交通網に混乱を生じやすい。

14 船舶事故

本市の沖合海上は、清水港に出入りする船舶並びに市内各漁港に出入りする漁船が多いので、衝突又は座しょうによる遭難、火災、油流出等の災害が予想される。

15 沿岸排出油事故

清水港沿岸部には石油コンビナートがあり、コンビナートからの流出のほか、これに出入りする船舶による火災、油流出の災害が予想される。

16 鉄道事故

本市は関東と中京、近畿圏を結ぶ交通の要衝に位置し、東海道本線及び東海道新幹線はこれらの都市間輸送を担う幹線であることから、大事故があれば交通網に大きな混乱を与える。特に本市では、東西の市境が急峻な地形となっており、この区間の事故は大きな災害に結びつきやすい。

17 航空機事故

南アルプス等の山岳は気象変化が激しいので、この付近を低高度で飛行する回転翼機の事故に注意する必要がある。

また、本市上空には多くの航空路が設定されており、毎日多くの航空機が飛び交っている。航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。

18 大規模火災

本市の市街地には、木造家屋が密集しており、火災が発生すると短期間に広い範囲へ延焼す

るおそれがある。特に冬季は季節風による乾燥した西風が卓越するため、この時期の火災は注意が必要である。

19 爆発

石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水区には石油貯蔵タンク等危険物施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。

近年、大規模小売店舗、ホテル、雑居ビル等の不特定多数の人々が滞留する建築物が増加し同時にそれらの建築物の高層化並びに大規模化が進んだため、これらの施設で火災が発生した場合には、消火の困難性とあいまって多数の人命が損なわれる危険性が高まっている。また、都市ガスやL Pガス等による大規模な爆発事故も発生している。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定める。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するとともに、国等と連携し、地域防災力の向上に努める。

近年、全国的に風水害が頻発化・激甚化しており、また、南海トラフ巨大地震などが今後想定されていることから、これらの災害リスクの更なる高まりに適切に備えるとともに、発災時には初動のスピードを重視した適切な対応により、被害を最小限にとどめることが重要である。

そのためには、危機管理の3原則である「初動全力」「最悪の事態の想定」「平時組織の有事組織化」ができる体制を整備するなど、市全体の災害対応力を強化する必要がある。

これらの考えを踏まえ、以下の対策を推進する。

- ・市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するとともに、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- ・市は、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
- ・市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- ・市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- ・市は、土砂災害による道路の途絶などにより、孤立集落が発生した場合において、救命救助、安否確認、電気・通信等のインフラ確保、支援物資等の供給などを迅速に実施するため、災害対策本部に位置付ける所掌事務に基づき、各部において連携・協力体制を構築する。
- ・市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。
- ・市は、国や県等と連携し、災害対応業務のデジタル化を促進するとともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策に努める。

第1節 海岸・港湾・漁港等災害予防計画

[危機、福祉、衛生、こども、商工、農政、建築、建設、区、消防、下水、教育]

津波・高潮による災害の未然防止と軽減のため、国・県と協力し港湾、護岸・防潮堤等を整備す

るとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講ずるよう検討し、監視警戒体制を確立するための計画を定め、被害防止に努める。

1 海岸保全

海岸管理者は、海岸地域を津波・高潮から防護するために海岸保全施設を整備促進し、被害防止に努める。

2 港湾・漁港保全

- ・港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するものとする。
- ・港湾・漁港管理者は、波除堤、係留杭等の施設を点検し、必要な整備を行うとともに、水路の確保、係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行い、発災後の港湾・漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者等との協定の締結に努めるとともに、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。
- ・港湾管理者は、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するとともに、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。
- ・港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置する。
- ・港湾、漁港及び河川等に係留する船舶・漁船の所有者及び管理者は、津波・高潮による船舶の流出防止に努めるものとする。

3 貯木場

貯木場を利用する業者等は、津波・高潮の発生に際し、木材の流出による危害を防止するため、次の対策を講ずるものとする。

(1) 水面貯木場

- ア 係留は、常に強靱なロープを用い、係留杭又は係留施設へ強固に結索すること。
- イ いかだを構成する連結索等は強靱なものを用い、いかだの解体を防止すること。
- ウ 作業台等の流出防止を図ること。
- エ 沈木、未係留木材等をなくすため、点検を行うとともに必要な措置を講ずること。
- オ 十分な水路の確保に努めること。
- カ 係留索その他応急対策上必要な資機材を備えること。
- キ 流出木材の回収体制を確立すること。

(2) 陸上貯木場

- ア 積み方の改善等、防災上十分な検討を行い、有効な対策の実施に努める。
- イ 応急対策上、必要な資機材を備えること。
- ウ 貯木場内の整理整頓に努め、応急対策上必要な通路の確保に努めること。

4 監視体制の確立

波浪警報等を受信した場合は、高所監視カメラ等により潮位・波高を監視する。

また、地震による大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されたときに備えて、高所監視カメラや無人航空機（ドローン）等による海面状態の監視体制を確立する。

5 要配慮者利用施設の避難確保計画作成・訓練実施

（１） 避難確保計画の作成・報告

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、津波災害警戒区域内において、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（名称及び所在地）の管理者等は、津波発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、市に報告する。

（２） 避難訓練の実施

津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画に定める避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告する。

また、市は避難確保計画の作成、避難訓練の実施について報告を受けたときは、当該施設の管理者等に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行う。

なお、当該施設の管理者やその他の従業者等は、避難確保計画に定める避難訓練に参加するとともに、訓練実施時には必要に応じ、当該施設の利用者に協力を求めるものとする。

6 市民等への周知・啓発

- ・市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保するため、津波に関する情報収集や、避難行動の方法、津波の到達範囲や到達時間、基準水位（津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位）、避難施設などを示した津波ハザードマップを作成する。
- ・市は、津波ハザードマップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。

7 津波避難施設等の整備

市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保するため、津波避難タワーを整備するとともに、津波避難ビルを指定するなど、津波避難施設の確保を進める。

なお、津波避難施設等については、以下のとおりとする。

◇資料編４－４：津波避難ビル一覧表

◇資料編４－45：津波避難ビル標識等標識一覧

8 海岸陸閘・水門施設の整備

津波・高潮対策として、静岡県が港湾区域内に整備を進めている海岸陸閘（防潮扉）・水門について、施設の整備促進を要請するとともに、海岸陸閘（防潮堤）の津波警報発表時における緊急閉鎖、平時の施設管理等の実施体制について調整を行う。

本市が管理する陸閘等についても、緊急閉鎖、平時の施設管理等の実施体制について検討・調整する。

第2節 道路・橋りょう・鉄道災害予防計画

[建設]

1 道路・橋りょう

- ・道路管理者は、交通危険箇所の解消を図るため防災点検要対策事業を実施するとともに、日常的に道路パトロールを強化し、事前通行規制の実施など災害の未然防止を図る。なお、災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。
- ・道路管理者は、緊急輸送路、優先確保ルート（緊急輸送路が災害時に通行できない場合代替となりえる緊急輸送路を補完し、避難路としても有効な道路として本市が定めた道路）及び孤立予想集落に繋がる道路ネットワークは、災害時避難路として重要な機能を果たすため、拡幅等整備を促進し、さらに都市計画区域内においては都市の防災構造化計画による整備を実施する。
- ・道路管理者は、発災後の応急復旧に必要な資材の備蓄に努めるとともに、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。
- ・県及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋りょうの架け替え等の対策を推進する。

2 鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

第3節 砂防・地すべり・がけ崩れ予防計画

[危機、観光・市民、環境、福祉、こども、農政、建築、建設、教育]

本市の地勢、地質、地盤、市街地の実態等を十分調査し、がけ崩れ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、市民に公表し、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域に存する家屋の移転奨励、崩壊防止工事の実施等、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、適切な予防措置に努める。

1 砂防事業等（国、県主体）

市域の多くを占める山間部は、その大部分が脆弱で急峻な構造であるため、大雨時には、しばしばがけ崩れ、地すべり等が発生しており、地震の際には大規模な崩壊を起こすおそれもある。このことから、土石流・地すべり・がけ崩れを防止するための砂防工事、及び保水率を向上し、山地を安定させるための植林事業及び保安林改良事業の積極的な促進を図る。

（1）砂防、地すべり対策事業

砂防法、地すべり等防止法に基づく事業の主体は国、県である。土石流や地すべりの被害から生命を守るため、区域の指定を行い、砂防堰堤や地すべり防止対策について、当該地域住民の協力を得て事業を促進する。

（2）林地改良事業

山地の崩壊防止、水源かん養等の保安林改良事業を推進し、併せて管理体制の強化を図るとともに、荒廃地の解消を目的とする人工造林事業の促進と乱伐の防止により、自然保護と調和した防災事業を強力に促進する。

2 急傾斜地崩壊対策事業（県・市主体）

急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

（１） 急傾斜地崩壊対策事業

法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を促進する。

（２） 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

3 土砂災害のソフト対策

（１） 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達

ア 大雨による土砂災害発生危険性が高まった場合、市長は、住民が自主避難等の防災活動を適切に行えるように、気象警報や土砂災害警戒情報等を住民に伝達する。

イ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難情報を発表することを基本とする具体的な避難情報の発表基準を設定する。

ウ 市は、住民により適切な避難行動を促すため、住民に分かりやすい地域名として学区・地区を避難情報の発表単位とし、それらに含まれる土砂災害警戒区域等の世帯・人口を事前に整理するとともに、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」等を用い、危険度の高まっている学区・地区を絞り込んで避難情報を発表する。

エ 市は、インターネットで公表される最新の防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」、静岡県統合基盤地理情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。

オ 市は、収集した土砂災害発生などの現地状況に関する情報や土砂災害緊急情報（河道閉塞に起因する土石流、河道閉塞による湛水といった特に高度な技術を要する土砂災害については国、地すべりについては県が緊急調査を実施した結果、被害の想定される区域・時期の情報を市へ通知する。）について、県等の関係機関と共有することに努める。

（２） 土砂災害特別警戒区域における規制等

ア 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。

イ 県等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う。

（３） 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備等

市は、土砂災害警戒区域において、次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所等に関する事項

ウ 法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する

事項

- エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

なお、上記に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。

オ 救助に関する事項

- カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

ア 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

イ 市長の指示権限と公表措置

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が上記計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

市長は、上記指示を受けた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 避難訓練の実施と報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

エ 市長による助言又は勧告

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

(5) 住民への周知

市長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所等に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布、ウェブサイトによる土砂災害警戒区域マップ等の公開、その他の必要な措置を講ずる。

(6) 「土砂災害に対する防災訓練」の実施

市は県などと連携して「土砂災害に対する防災訓練」等を実施し警戒避難体制の強化を図る。

(7) 避難情報の発表及び解除

市長は、避難情報の発表及び解除をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して、当該発表及び解除に関する事項について助言を求める。

(8) 災害発生土受入地の確保

土砂災害や浸水害等により発生した土砂やがれき等を円滑に処理するため、事前に国や県と連携し、受入候補地を選定・確保するとともに、民間事業者や関係団体等と協力協定を締結することで災害発生土の受入体制を整備する。

4 予防措置の指導

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し維持管理の徹底と危険を及ぼすような施設の管理者に対し保安措置を講ずるよう行政指導を行う。

5 崩壊防止工事の実施

急傾斜地の崩壊から生命や財産を守ることは基本的に個人によるものであるが、対策にあたっては非常に困難を極めるところもあるため、市民の生命を守ることを目的とし、整備規程を設け県又は市が事業を実施する。

6 急傾斜地の崩壊を助長する行為

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長すること
- (2) ため池、用水路その他の工作物の設置等を行うこと
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土を行うこと
- (4) 立木竹の伐採
- (5) 木竹の滑下又は地引による搬出を行うこと
- (6) 土石の採取又は集積を行うこと

第4節 断水対策

[区、衛生、水道]

1 飲料水および生活用水の確保

(1) 水道施設の整備

- ・市は、大規模災害時に備え、取水施設から災害拠点病院、災害対策本部等が設置される公共施設、避難所等の重要施設までの線的耐震化を段階的に進めることで、災害時であっても安定して水を供給できる体制の確保に努める。
- ・市は、これまで整備してきた耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽、給水車を用い、市民への応急給水を行う。また、発生した災害の規模により関係機関からの応援が遅れることも想定し、大容量の水を貯留している配水池に給水栓を新たに整備する等、応急給水活動における代替性・多重性の確保に努める。

(2) 井戸等の活用

- ・大規模災害時の断水に伴い、不足するトイレや風呂等に使用する生活用水を確保するため、給水車による応急給水、雨水を一時的にためておく雨水貯留タンク、市や市民等が

所有する井戸水を地域住民に無償提供する災害時公共井戸や災害時協力井戸、雨水を一時的にためておく雨水貯留タンクの制度普及に努める。

2 関係機関との連携体制の構築

(1) 応急給水活動等に伴う関係機関との連携

災害発生時には、国や県、協定に基づき応急給水、応急復旧等の応援要請を行う日本水道協会や水道事業者、地元水道組合等との連携が非常に重要であることから、これらの関係機関等との連絡先を定期的に確認するとともに、応援者が応急給水や応急復旧を迅速・的確に行うことができるよう、作業分担、作業方針、情報連絡方法等について事前に定めておく。

(2) 自主防災組織との連携

給水拠点において円滑な応急給水を実施するため、平時から自主防災組織と耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽、給水タンク、配水池に整備した給水栓などの給水手段や使用方法を確認しておくなど、連携体制を構築する。

(3) 医療機関など重要施設との連携

断水時における医療活動を維持するため、救護病院や透析病院、医師会などの医療機関と定期的に開催される連絡会議において、応急給水体制に関する協議を継続的に実施する。

3 応急給水等に伴うマニュアル整備・訓練

(1) 応急給水・応急復旧に伴うマニュアル等の整備

災害時の初動体制を確立し、迅速かつ的確な応急給水・応急復旧活動を行うため、職員の配備体制、応急給水・応急復旧に伴う関係書類（給水拠点・給水対象施設位置図、配管図、各種マニュアル（応急給水、応急復旧、受援））などを整備する。

(2) 研修・訓練

災害時に迅速かつ的確に応急給水や応急復旧活動を行うため、平時からマニュアルに基づく職員の研修や訓練を行うことで、職員の意識や知識、技術の向上に努める。

なお、訓練は、職員の参集・配備、水道給水対策本部の設置・運営、被害状況の収集・伝達、水道施設の点検・緊急措置、関係機関への応援要請などに取り組む。

また、応急給水や応急復旧に係る関係機関、自主防災組織、医療機関等と定期的に研修・訓練を実施し、意識の共有を図る。

第5節 農林水産災害予防計画

[環境、農政]

農林水産防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、各基盤整備事業の推進と平行して災害予防の推進に努める。

また、農林水産施設の改修を実施し、施設の増強を図るとともに、関係団体と連携し、災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

1 農業対策

(1) 農作物に対する措置

気象情報に留意して、農業協同組合等と協力し、災害の防止措置並びに対策を指導する。
特に、海岸部等においては、潮水害及び潮風害の防止に留意しなければならない。

(2) 農業用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、災害を防止するための補強措置をとるよう農業者等に対する指導に努める。

(3) 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎について、災害を防止するための補強措置をとるよう畜産農家に対し指導するとともに、防疫（予防接種など）に努める。

なお、災害時に飼料が不足することのないよう、畜産農家に対し事前に十分確保するなど対策を講ずるよう指導に努める。

2 農業用施設対策

(1) 冠水防除対策

冠水による被害を未然に防止するため、用排水路等の整備及び改修等に努める。

(2) ため池

農業用ため池の決壊を防ぐため、気象情報に注意し十分な維持管理に努める。

(3) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備に努める。

(4) 農地保全

降雨等による急傾斜農地の土砂の流出や崩壊を防止するため、排水路及びこれに付帯する農道の整備に努める。

3 林業対策

(1) 森林・林業施設

ア 林道施設及び治山施設の災害を防止するため、これらの施設をあらかじめ調査し、補強を行う等の災害防止措置に努める。

イ 毎年度、治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と山地災害発生の未然防止を図る。

(2) 林野火災防止

ア 防火思想の普及、特に行楽期は、タバコの投げ捨て等の注意を促す。

イ 季節ごとに巡回・巡視を行う。

ウ その他、標識・ポスター等を掲出して、啓発に努める。

(3) 総合的な山地災害対策

県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

4 海岸保全事業

海岸法に基づき、海岸地域の農地を津波、高潮、波浪等の災害から防ぎよするため、堤防、

突堤、護岸等の新設並びに改修を行い、被害防止に努める。

第6節 盛土災害防除計画

[都市]

- ・ 県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行う。
- ・ 県及び市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。
- ・ 市は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発表基準等の見直しが必要になった場合には、県に適切な助言や支援を求める。
- ・ 市は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、県が設置する「静岡県盛土等対策会議」の下部組織である地域部会において、県等の関係機関と連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行う。

第7節 都市の防災構造化計画

[都市、建築、建設、消防、下水、教育]

市民が居住する地域を災害に対し強い構造とするための構築物等の規制及び都市計画に関することを定め、災害に強いまちづくりを目指す。

- ・ 市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講ずることにより、災害に強いまちの形成を図る。
- ・ 市は、治水・防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。
- ・ 市は、平時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。
- ・ 県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連

携しつつ、無電柱化の促進を図る。

- ・ 県は、水循環保全条例の規定に基づき指定した「水源保全地域」内で土地取引や開発行為を行う際に事業者等から提出される届出書の情報について、知事、副知事及び関係部局長からなる「水循環保全本部」において定期的に共有し、事業者等への指導内容を判断するものとする。
- ・ 市及び県は、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- ・ 市及び県は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定等の復興事前準備に努めるものとする。

1 規制区域の指定

建築物の建築等の規制区域の指定は、防災都市建設の前提であり、防火地域等の指定を行うとともに災害予想区域の指定について検討し、その区域の適正化に努める。

2 耐震・耐火建築物の建築促進

都市の耐震化及び不燃化を促進するため、都市防災及び土地の合理的利用に寄与する耐震・耐火建築を普及させるよう関係機関と連携する。

3 市街地の土地利用

(1) 地域地区

都市計画法に基づく用途地域の定めにより、住宅、商店、工場等の土地利用の適切な誘導を図る。

(2) 防火地域及び準防火地域

市街地の安全性を高めるため、市民の協力を得て防火・準防火地域の拡大に努める。

4 公共建築物の耐震・耐火対策

公共建築物は、不特定多数の市民が訪れる施設であり、市民の安全を確保するための対策が必要であるため、速やかに非構造部材を含む耐震及び耐火建築物に改善するよう推進していく。

5 都市計画道路の整備

街路は災害時に緊急輸送路・避難路及び防火帯としての役割を果たす等、災害予防上重要な施設である。街路の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことから、この点に十分配慮して都市計画道路の整備を促進する。

6 都市施設の整備

学校、公園、緑地、広場等は街路とともに重要な防災施設であり、災害時には避難場所あるいは火災発生時の延焼・飛火を防ぐ防火帯となり、応急救助活動、物資集積の基地又はヘリポートとして利用できるよう整備を促進する。

(1) 学校施設

児童・生徒の安全確保はもとより、避難場所として活用するため、校舎及び体育館の耐

震化を推進する。

(2) 公園・緑地

防火拠点として重要な任務を担う公園緑地の整備を促進する。なお、設置については、近隣に居住する者が、容易に利用することができるよう適地に設置し、市民1人あたり10㎡以上の面積の確保に努める。

7 市街地の開発

密集した既成市街地の狭あいな街路を広げ、公園を設置し、併せて公共空間の確保と土地の合理的な高度利用を進め、市街地の防災・防火に対処する。

8 開発行為の規制

開発行為の許可に際しては、無秩序な開発による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための措置や、よう壁の設置、排水施設の整備、空間地の確保等について防災上の観点から十分な対策をとるよう指導を行い、開発許可制度の的確な運用を図る。

9 道路・橋りょうの整備

応急復旧活動などに重要な機能を果たす道路・橋りょうの整備を推進する。

(1) 国道、県道

災害時の緊急輸送、避難、火災延焼防止等、幹線道路の防災上の機能を充実させるため、幹線交通体系の拡大を図るとともに、道路の拡幅・改良、無電柱化の実施に努める。

(2) 市道

災害に対する安全性、避難路としての機能の向上を図るため、有効幅員の拡大、無電柱化、舗装工事及び歩車道の分離を推進するとともに、狭あい道路の拡幅整備を促進する。

10 建築物の防災

建築物の安全を期するために、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は消防法（昭和23年法律第186号）による建築物の検査及び指導を強化するとともに、防火地域、準防火地域等の各種指定区域内における建築物の規制及び特殊建築物、大規模建築物の構造制限による規制等により建築物の不燃化及び耐震化の促進と火災予防の徹底を図る。

(1) 建築指導行政の強化

建築基準法第12条に基づき、映画館等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

(2) 特殊建築物の予防査察

消防法第4条及び同第16条の5に基づき、映画館、百貨店、ホテル、病院、キャバレー等の特殊建築物の現場査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

(3) 災害危険区域

建築基準法第39条に基づく災害危険区域内の規制又は指導を実施する。

11 市街地再開発

建築物と公共施設の一体的整備を図り、合理的な土地の高度利用及び都市機能の更新を目指し、市街地再開発事業の促進を図る。

12 都市型水害

都市部における集中豪雨等による災害は、広域的な市街地の浸水、準地下街等の地下空間の浸水、停電や電話の通信不調などのライフライン機能の低下、鉄道の不通や道路交通規制等による交通機能の混乱等、様々な分野で広範な被害を発生させ、都市機能の麻ひ状態をもたらす。このような事態に対処するため、「河川整備計画」や「流域水害対策計画」等を推進する。

13 復旧・復興のための地籍の明確化

復旧・復興時には、土地境界の確認が必要となるため、土地の境界を正確に復元できる地籍整備を推進する。

第8節 通信施設等整備計画

[危機、財政]

この計画は、静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）、区本部、地区支部並びに防災関係機関等との通信を明らかにするとともに、市の実施すべき事項及びこれに付随する関係機関等の協力事項を明記して、情報連絡に支障がないよう措置することを目的とする。

1 通信方法等

災害関係の予警報の受信伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等において災害応急対策諸活動の基盤となる有線通信施設及び無線通信施設については、防災体制に合わせて整備するとともに、定期的な保守点検を実施する。また、必要に応じて機器の改善を図る。

市及び県は、通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

また、市、県及び防災関係機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

（1）有線通信施設

有線通信施設は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- ア 設置にあたっては、災害時に最も被害が少ない取付位置を選定する。（ロッカー、書棚等から適当な距離を保つ位置）
- イ 転倒が予想される機器は、壁面に固定させる。
- ウ 停電時に備え、予備電源を設置する。
- エ 不良箇所発見の場合は、直ちに修理を行い整備する。
- オ 作動状態、老朽状態等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

（2）無線通信施設

無線通信施設は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずるものとする。

- ア 災害時には経験豊かな無線従事者を配置するものとする。
- イ 固定局、基地局は停電に備え、自家発電設備を設置し、常に作動可能な状態で保守管理するものとする。
- ウ 移動局は、局ごとに常時使用可能な状態を保つよう蓄電池の充電・点検を行う。

エ 送受信機、電源設備、空中線の点検及び清掃に配慮する。

2 通信系統

災害の発生若しくは発生するおそれがある場合における情報の収集又は伝達のための通信系統を明らかにしておく。

◇資料編 2－14：防災情報通信系統

3 通信手段

(1) 防災行政無線

◇資料編 3－1：同報無線（子局）設置場所一覧表

(2) 防災相互無線

◇資料編 3－3：防災相互無線一覧表

(3) 携帯電話

◇資料編 3－4：携帯電話設置場所一覧表

(4) 衛星携帯電話

◇資料編 3－5：衛星携帯電話設置場所一覧表

(5) N T T加入電話

4 被災者等への情報伝達手段の整備

- ・市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。
- ・市は、災害時に孤立が予想される地域について、地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制の確保を推進する。
- ・市、県、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、定期的な訓練等を通じて平時から連携体制を構築するなど、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

5 障がいのある方への情報伝達体制の整備

- ・市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- ・市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第9節 火災予防計画

[環境、農政、消防]

建築物の高層化、特殊建築物の増加、都市構造の変化に伴う火災等、各種災害の予防及び防除に対処するため、市民をはじめ事業所等に対する適切な防災設備の設置指導及び防火思想の普及徹底

等を推進するとともに、警防計画の策定整備、施設及び人員等の消防力を整備・強化し、被害の軽減を図る。

1 消防体制の整備

(1) 災害出動計画の整備

大規模火災等に備えて、消防隊、救急隊等の出動を迅速かつ的確に行うよう「消防隊等災害出動計画」を整備する。

(2) 消防施設の整備

近年の社会経済の発展に伴い、社会環境は複雑多様化している。このため、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。

(3) 警防計画の整備

高層建築物、地下街、大工場、危険物大量保有事業所及び多数の者が出入りする施設等、大規模又は特殊な火災を発生させる危険のある指定対象物について実態調査し、「特殊消防対象物警防計画」を策定整備する。

(4) 消防職員及び消防団員の教育

市は、消防職員及び消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施する。

(5) 消防団の活性化

災害の複雑多様化・大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層・女性層の消防団への加入促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

(6) 緊急消防援助隊の受援体制

市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努める。

(7) 通信手段の確保

市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

2 火災の予防対策

(1) 建物の不燃化等の指導

市は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会を捉えて建物の不燃化・難燃化を指導する。

(2) 査察体制の強化及び市民の防火意識の向上

火災予防関係法令の定めるところにより、消防対象物の関係者に対し査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生の防止、初期消火体制の確立、延焼拡大の防止、安全避難の確保等の充実を図り、広く市民の防火意識の向上並びに啓発を図る。

ア 消防用設備等の整備

市は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

イ 防火管理体制の整備

市は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を開催し、防火管理者を育成するとともに、防火指導を強化し防火管理の徹底を図る。

ウ 防火対象物の火災予防

市は、多数の者が出入りする施設等に対し立入検査を行い、火災予防について指導するとともに、防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の防止を図る。

(3) 住宅防火対策の推進

市は、住宅火災による高齢者等の要配慮者に対する被害の発生の防止及び軽減を図るため、住宅用防災機器の設置を推進するとともに、寝具、衣類等に防災製品を使用するよう積極的に指導する。

(4) 防火思想の普及

定期的を実施する火災予防運動を積極的に展開するとともに、自治会、町内会、各種団体及び事業所等を対象とした防火講習会、講演会、防火訓練等を随時開催して防火思想の普及高揚に努める。

3 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関及び関係者等と協力して、林野火災対策の推進を図る。

(1) 事前の準備

ア 市及び県は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努めるものとする。

イ 気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする市及び県は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

(2) 防災知識の普及啓発

ア 市及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることに鑑み、静岡県山火事予防運動等の機会や、ポスター、チラシ、広報紙、回覧、啓発物品、SNS 等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、県、市町を、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進するものとする。

その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

イ 市及び県は、県の置かれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

ウ 市及び県は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

(3) 警戒の強化

ア 市及び県は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

イ 市及び県は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

(4) 消火活動関係

ア 消防機関は、林野火災を想定した消防体制や林野火災防ぎょ隊形図のほか、飛び火警戒を含めた要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

イ 市又は県は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。

ウ 市及び県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。

エ 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は消防団について、消防局等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図る。

オ 市及び県は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

(5) 林野火災の予防指導

市は、林野所有者等に対し、火災予防条例に基づく届出及び火災警報発令中における火の使用制限等、林野火災の予防指導の徹底を図る。

(6) 火災防ぎょ体制の整備

市は、消防ヘリコプターによる災害対応拠点の確保や、消防団及び林野所有者等と連携した消防訓練及び研修会を実施するほか、消火資機材等の整備を行い地域の实情に即した防ぎょ体制の確立を図る。

第 10 節 防災関係施設及び設備の整備計画

[危機、福祉、農政、消防、水道、下水]

災害時において重要な役割を担う、庁舎、学校、生涯学習施設等の防災拠点施設は、地震、津波、風水害等に対し、業務継続の観点から、地域の实情に応じて必要な対策（耐震性の確保、津波浸水想定区域内からの移転等）を講ずる。

1 水防関係

水防活動が円滑かつ迅速に実施できるよう水防倉庫を適正に配置し、併せて実施に必要な資機材を確保する。

また、雨量観測網の拡充にも努める。

(1) 水防倉庫

主要河川の沿岸その他重要な水防区域、危険箇所等の適地に水防倉庫を設置し、水防活動に必要な杭、土のう、スコップ、掛矢等の水防資機材を確保するとともに、毎年、資機

材の補充及び点検整備を実施する。

(2) 水防拠点施設

主要河川に配備された水防団の各分団（安倍川第1～第5分団、長尾川分団、足久保川分団、丸子川分団、藁科川分団）の拠点活動施設を設置し、水防活動を円滑に行えるよう備える。

(3) 雨量計設置箇所

雨量計を消防庁舎へ設置し、雨量情報を収集する。なお、設置機種は転倒ます型自記雨量計とする。

2 消防関係

多様化・特殊化する災害に対処するため、消防署所、消防車両、消防水利、消防通信施設、救助用資機材等の整備を含めた総合的な消防力の充実強化を行い、災害の予防、被害の拡大防止、救助救出活動等、実戦能力の高い消防体制の整備を積極的に図る。

(1) 消防署所の整備

消防署所の耐震・不燃化を推進するとともに、都市化の進展に対応した消防署所の整備充実を実施する。

(2) 消防車両の整備

消火、救急、救助、特殊災害対策用車両等の配備や装備の高度化を図り、消防活動の効果的運用と円滑化を推進する。

(3) 消防水利の整備

消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき整備する消防水利のうち、防火水槽及び防火井戸は耐震構造とし、計画的に整備を進める。

(4) 消防通信施設の整備

指揮、命令、情報交換等、連絡系統の充実を図り、消防活動の円滑化を推進するため、高度情報化に対応した通信施設の整備を推進する。

(5) 救助用資機材の整備

自然災害はもとより、危険物、ガス、放射性物質等に起因する都市型災害にも対応できる各種資機材の整備を図る。

3 避難関係

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保されるまで一時的に避難する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び避難者が一定期間避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知する。

(1) 避難場所

「地震」「津波」「風水害」「大規模な火事」ごとに当該災害の危険から逃れるための場所を選定する。

ア 広域避難地（地震・大規模火災等緊急避難場所）

地震後に発生するおそれのある大規模火災等から住民の生命を守るため、周辺の一次避難地から2～3kmの距離にある10ha程度の広さを有する公園・緑地を選定する（一次避難地を兼ねる）。

◇資料編4－1：地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）及び地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

イ 一次避難地（地震緊急避難場所）

地震に対し、安全な公園、広場等を対象とし、おおむね2㎡あたり1名とし、50名以上受入可能な場所を選定する（広域避難地を兼ねる場合がある）。

ウ 津波避難場所（津波緊急避難場所）

津波から一時的に避難することができる場所である。①津波から安全な区域内にある場所（高台など）、②浸水区域内にある安全な施設・場所（津波避難ビルなど）を指定する。

特に津波避難ビル・津波避難タワーについては、次の(ア)～(エ)の全てを満たす施設とする。

(ア) 避難者等を受け入れる適切な規模がある。

(イ) 津波により支障のある事態を生じない構造をしている。

(ウ) （歩道橋などにおいて）耐震性がある。

(エ) 津波の基準水位以上の高さに避難スペースが配置され、そこまでの避難上有効な階段等がある。

◇資料編4-2：津波緊急避難場所一覧表

◇資料編4-3：津波避難タワー・命山一覧表

◇資料編4-4：津波避難ビル一覧表

エ 風水害緊急避難場所等

大雨や台風等により洪水、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）、内水氾濫の危険性が高まった場合に生命を守るため一時的に避難する場所を指定する。また、市は、車両の水没等を防ぐことを目的とした駐車場の確保に努める。

◇資料編4-5：風水害緊急避難場所一覧表

◇資料編4-6：水害時緊急避難駐車場一覧表

(2) 避難所（指定避難所）

災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活の場所として指定する。

指定にあたっては、災害に対し安全な建物で生活関連物資を被災者等に配付することができる場所を基本とし、避難者1人あたりの面積がおおむね3.5㎡以上あり、100名以上受入可能な施設とする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、防災拠点等へ再生可能エネルギー等設備を整備するよう努める。

◇資料編4-8：指定避難所一覧表

(3) 福祉避難所

避難生活者のうち、多くの一般避難者と一緒に避難生活を送ることが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者のために、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である社会福祉施設等を、あらかじめ福祉避難所として指定する。

◇資料編4-9：指定避難所（福祉避難所）一覧表

(4) 幹線避難路

幹線避難路は、住民を安全迅速に一次避難地から広域避難地へ避難させる道路等であり、指定要件はおおむね次のとおりである。

ア 広域避難地に通じる幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道であること

イ 相互に交差しないこと

ウ 火災・建物の倒壊等危険の少ない路線であること

なお、一次避難地までの経路は、住民の任意の判断又は自主防災組織ごとに定める。

◇資料編 4-19：幹線避難路

(5) 帰宅困難者等一時滞在施設

災害時に帰宅が困難となった人等の一時滞在のために、事業者の協力が得られる民間施設等を、帰宅困難者等一時滞在施設としてあらかじめ指定する。

◇資料編 4-10：帰宅困難者等一時滞在施設一覧表

4 上下水道関係

市は、市民の日常生活に直結する上下水道が、災害時においても給水機能及び排水機能を確保できるよう、上水道と下水道の一体的な整備に努める。

(1) 上水道施設

市は、災害時においても最低限の給水機能を確保するため、取水場、浄水施設、管路等の主要な施設について、災害拠点病院、災害対策本部等が設置される公共施設、避難所等の重要施設までの線的耐震化を進めるとともに、施設の補強並びに防護施設及び非常用の補助動力施設の整備に努める。

ア 上水道の主要施設については、地質及び地盤の状況を調査し、整備補強を実施していく。

イ 必要な取水及び配水施設については、災害時における給水能力を確保するため、自家発電装置等の予備動力の設置を推進する。

ウ 取水・浄水作業については、各機器の整備点検を徹底し、特に取水ポンプ、送水ポンプの注油及び電気配線経路の保守点検等に留意する。

(2) 下水道施設

市は、災害時においても下水処理機能及び排水機能を確保するため、管きょ、ポンプ場、浄化センター等（以下「下水道」という。）の主要な施設について、災害拠点病院、災害対策本部等が設置される公共施設、避難所等の重要施設までの線的耐震化を進めるとともに、施設の改善及び整備に努める。

また、実災害や気候変動を踏まえ、排水施設の整備水準を引き上げることで、浸水リスクの高い地域における浸水対策を推進する。

ア ハード面の整備

(ア) ポンプ場、浄化センターの特殊性から災害における施設の損壊や停電等による処理場の運転停止を防止するため、施設の耐震化や浸水防止対策の改善を図るとともに、電気（自家発電設備を含む。）及び機械設備の保守点検に万全を期する。

(イ) 管きょについては、損壊や溢水を防止するため、耐震化を推進するとともに、清掃及び保守点検に努める。

イ ソフト面の整備

(ア) 災害時に備え、下水道の巡視体制を整える。なお、特に重要な幹線（緊急輸送路、鉄道横断管路、防災拠点施設へのアクセス路等）下の下水道施設を優先的に把握する。

(イ) 災害時に必要な資器材を整備し、応急措置の手順等を整えるとともに他の自治体及び民間との協力体制を整える。

(ウ) 下水道の破損箇所の把握等、災害時における情報収集・伝達手段を整備する。

(エ) 災害時に対応できる組織・体制を確立する。

5 農業集落排水処理施設

災害時における排水機能並びに下水処理機能の確保を図るため、農業集落排水処理施設及び管きょ施設の改善整備に努める。

- ・災害時における停電等による排水施設の運転停止が予測されるため、電気及び機械設備の保守点検に努める。
- ・管きょについては、溢水を防止するため、清掃及び保守点検に努める。

第 11 節 危険物施設保安計画

[消防]

市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図る。

1 施設の現況

危険物製造所等の施設現況は、次のとおりである。

表 2-1 危険物製造所等施設現況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

種別	施設数
1 製造所	3 7
2 貯蔵所 (タンク)	屋内 3 5 8
	屋外 5 6
	屋外 3 0 2
	屋内 8 3
	地下 2 2 9
	簡易 1
	移動 4 2 2
3 取扱所	給油 2 9 7
	第 1 種販売 6
	第 2 種販売 0
	移送 5
	一般 2 4 4

2 保安の確保

- ・消防局及び消防署は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導又は取締りを行う。
- ・消防局及び消防署は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改

修等の指導を強化する。

- ・ 消防局及び消防署は、自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- ・ 消防局及び消防署は、石油コンビナート等特別防災区域における、特定屋外タンク及び準特定屋外タンクの早期新基準適合を指導する。
- ・ 消防局及び消防署は、化学消防資機材等の整備を推進する。

3 保安教育

消防局及び消防署は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を実施する。また、防災に関する諸活動が円滑に運営され、応急対策が完全に遂行されるよう、随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催するなど、保安意識の高揚を図る。

4 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続

- ・ 指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法第 10 条第 1 項に定められているが、同条第 1 項ただし書において、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10 日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされている。
- ・ 消防局及び消防署は、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが円滑かつ適切に行われることを目的として、「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について」（平成 25 年 10 月 3 日付け消防災第 364 号消防庁国民保護・防災部防災課長、消防危第 171 号消防庁危険物保安室長）及び「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続等に関する運用について」（平成 25 年 2 月 13 日付け 25 静消消予第 2352 号）に基づき安全対策等を指導する。

第 12 節 防災知識の普及計画

〔総務、危機、観光・市民、福祉、建築、建設、区、下水、教育、消防〕

市は、災害時における的確な判断力の向上、併せて防災上必要な知識及び技術の向上を図るため、災害対策関係職員はもとより、広く市民に対する防災講習会、研修会、講演会等を開催し、防災知識の普及に努めるとともに、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行う。

- ・ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- ・ 多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及推進を図る。
- ・ 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- ・ 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。
- ・ 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

1 防災知識の普及の方法

- (1) 市民及び職員に対する防災教育

気象災害や水防の基礎知識、市の防災体制、災害救助措置等について研修会、講習会等を適宜開催し、災害時における適切な判断力と行動力の養成及び防災上必要な知識並びに技術の向上を図る。市は、専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア 防災講習会

市民及び職員を対象とし、防災に関する講習会を適宜開催する。

イ 研修会

災害対策関係法令その他の防災関係法令の説明、研究会等を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築その他防災技術の習得を図る。

ウ 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

エ 見学及び現地調査

防災関係施設、防災関係機関等の見学及び危険地域等の現地の調査と対策の検討を行う。

オ 防災教育施設の活用

静岡市治水交流資料館「かわなび」により、本市に甚大な被害をもたらした昭和49年七夕豪雨の教訓や治水対策事業の重要性を伝え、市民の防災意識を向上することで、災害に強いまちづくりの推進を図る。

カ 広報活動

市民に対しては、広報紙、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて適宜広報するとともに、災害の原因、予防、応急対策その他必要事項をまとめた防災活動の手引き書、パンフレット等を作成並びに配布し、防災知識の普及を図る。

キ 防災週間、津波旬間、水防月間、津波防災の日、火山防災の日等を通じ、自主防災組織等の協力を得て、座談会、映画会、研修会、スライド、講演会等を積極的に開催し、防災知識の周知徹底を図る。

(2) 学校教育における防災教育

ア 学習指導

教育課程の中に災害の種類、原因実態、その対策等と防災関係の事項として習得する。

イ 防災訓練及び実習

災害発生を想定し、地域と連携した訓練を行い、防災意識を高める。

ウ 話し合い学習

カリキュラムに「防災についての話し合い学習」を組み入れ、講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材とした話し合い学習を行う。

エ 見学

防災関係機関、施設、防災展等の見学を行う。

オ 印刷物

防災関係資料等を収集してパンフレットを作成及び配布するとともに、機関紙等に関係記事を掲載する。

カ その他

学校において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

2 普及すべき内容

市は、防災知識の普及にあたっては、周知徹底を図る事項を重点的に普及する。

普及事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 防災気象に関する知識
- (2) 防災の一般的知識
- (3) 地域防災計画の概要
- (4) 自主防災組織、災害ボランティアの意義
- (5) 災害危険箇所に関する知識
 - ア 浸水想定区域
 - イ 土砂災害警戒区域、山地災害危険地区
 - ウ 高潮による危険箇所など
- (6) 災害時の心得
 - ア 災害情報等の聴取方法
 - イ 停電時の心構え
 - ウ 早期避難の重要性、避難場所・避難路等の事前確認の徹底
 - (ア) 避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - (イ) 安全な親戚・知人宅や地域集会所・職場・ホテル・旅館等の避難先、避難経路等の確認
 - (ウ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - エ 家庭や事業所における、食料、飲料水、携帯トイレ、日用品、医薬品等の生活必需品の備蓄（飲料水・食料については最低7日分）
 - オ 避難所の適正な運営
 - (ア) 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底
 - カ その他の災害の態様に応じ、取るべき手段方法等
 - (ア) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動
- (7) 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- (8) 要配慮者及び男女双方の視点の違いへの配慮
- (9) 家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
- (10) ハザードマップ、避難行動計画(タイムライン)など

3 その他

- ・市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

- ・市は、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第13節 住民の避難誘導体制

[危機、福祉、衛生、こども、区、教育]

市は、自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じ避難の指示を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を実現する。

加えて、高齢化の進行等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の判断基準等を定めるよう努める。

1 避難誘導体制の概要

(1) マニュアルの作成

市は、避難の指示について、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）作成）等を参考に河川管理者や水防管理者等の協力を得つつ、浸水害、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報判断・伝達マニュアル」を作成する。その際、安全な場所にいる人まで避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発表対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

(2) 避難所及び避難場所の指定

ア 住民への周知と多様な情報伝達手段の確保

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全を確保するための避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所等を地域の特性に応じてあらかじめ指定し、平時から、避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について住民への周知徹底に努める。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、情報伝達手段の確保に努める。

イ 災害種別に応じた避難場所等の周知

避難場所は、災害種別に応じて指定していること及び避難の際には、発生するおそれのある災害に適した避難場所を避難先として選択することについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に避難場所と避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては、当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 避難所の整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる施設を避難所として指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努める。

(ア) 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者

等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

(イ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ウ) 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に加え、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努め、県はこれを支援するものとする。また、感染症対策について、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(3) 避難所以外の避難者の支援

ア 避難所外避難者の状況把握と個人情報の管理

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

イ 在宅避難者等への支援方策

市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、地区支部において在宅避難者等の支援を行う等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

ウ 車中泊避難者への支援方策

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(4) 福祉避難所の整備

ア 福祉避難所の指定及び周知

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、配慮すべき特性に応じた社会福祉施設等を福祉避難所として定め、公示する。また、福祉避難所について、受入を想

定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示するよう努める。

イ 直接避難を可能とする調整等

市は、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ウ マニュアルの整備と訓練の実施

市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「静岡市福祉避難所の設置運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するよう努める。

エ 要配慮者支援策の周知

市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、自主防災組織、関係団体、要配慮者等に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的等を周知するよう努める。

オ 必要資材と人材確保のための事前調整

市は、災害時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で覚書を交わす等、事前の調整に努める。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(5) 防災気象情報の提供

国及び県は、避難情報の発表基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(6) 避難情報等と住民の安全確保措置

ア 避難情報と安全確保措置の周知徹底

市が発表等する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発表されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発する。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努める。

イ 避難の考え方の周知

避難情報が発表された場合の安全確保措置としては、避難場所、安全な親戚・知人宅、地域集会所、ホテル・旅館等への避難（立退き避難）を基本とする。ただし、「避難」とは、「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、避難行動判定フローなども活用し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 高齢者等への避難行動の理解促進

「屋内安全確保」は、緊急的なやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう、高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に

努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・指定特定相談支援事業所等）の連携により、高齢者、障がいのある人等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

エ 地震災害時の安全確保

地震災害発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により避難が必要となる場合がある。

このため、市及び県は適切な措置を講じ、市民等の生命及び身体の安全確保に努める。

オ 住民による主体的行動

住民は避難情報が発表されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加に努める。

カ 避難行動計画（マイ・タイムライン）等の普及促進

市は、住民が平時から地域の災害リスクととるべき行動を確認し、緊急時に最適な避難行動をとることができるよう、県と連携・協力し、「わたしの避難計画」や避難行動計画（マイ・タイムライン）の普及に努める。

キ 感染症等に備えた関係機関との連携

保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における濃厚接触者や患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて、平時から、市及び県の防災担当部局と必要な情報を共有するとともに、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うなど、自宅療養者等の災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、防災担当部局と連携して対応するよう努める。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

表 2-2 避難情報と住民の安全確保措置

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）※1 （気象庁が発表）		・ 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていない）	・ 氾濫注意情報 ・ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度	・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
	いもの) (気象庁が発表)	分布)(注意)	
警戒レベル 3	高齢者等避難 (市長が発表)	・ 氾濫警戒情報 ・ 洪水警報 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・ 大雨警報(土砂災害) ・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(警戒) ・ 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)※2	危険な場所から高齢者等避難 ・ 高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・ 高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル 4	避難指示 (市長が発表)	・ 氾濫危険情報 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(危険) ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(危険) ・ 高潮特別警報※3 ・ 高潮警報※3	危険な場所から全員避難 ・ 安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・ 避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル 5	緊急安全確保 (市長が発表)	・ 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報(浸水害))※4 ・ (大雨特別警報(土砂災害))※4 ・ 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫) ・ 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫)	命の危険直ちに安全確保 ・ 避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
		・ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） ・ 高潮氾濫発生情報※ 5	

注 1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発表せず、基本的には「避難指示」のみ発表する。

注 2 市長は、住民に対して避難情報を発表するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発表する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発表に努める。

注 3 市長が発表する避難情報は、市が総合的に判断して発表するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発表しないことがある。

注 4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注 5 ※ 1 について、「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5 日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。

注 6 ※ 2 について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当する。

注 7 ※ 3 の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル 4 相当情報に位置付けられている。

注 8 ※ 4 の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル 5 相当情報〔洪水〕や警戒レベル 5 相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル 5 の緊急安全確保の発表基準としては用いない。

注 9 ※ 5 の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

（7）訓練の実施等

市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(8) 避難誘導體制の整備

市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員協議会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時より情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導等の支援体制の整備に努める。

市は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮する。

第 14 節 防災訓練計画

- ・市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適時適切な応急対策が実施できるよう、初動体制の確立と防災関係機関との有機的な連携の形成、防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施、過去の災害対応の教訓の共有を行う。
- ・市は、訓練を通じて課題を明らかにし、改善を重ねることで災害対応力を強化する。
- ・市は、県及び関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定した上で、災害対応を時系列で整理した詳細な防災行動計画(タイムライン)を作成し、状況変化に応じ同計画を柔軟に変更することで、臨機応変な対応ができるよう努める。
- ・市は、災害時に効果的に活用できるよう、平時から職員に対し訓練や研修を行う。
- ・関係機関や民間事業者等との協定締結などによる連携強化については、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等を確認することにより、実効性の確保に努める。

1 訓練のねらい

災害発生時には、特に、初動時の限られた情報の中での決断や臨機応変な対応が重要であるため、実災害において的確な災害対応ができるよう、事前の想定を示さない実践的な訓練を実施する。

特に、南海トラフ巨大地震など、大規模災害発生時の初動の対応水準を向上させ、その後の災害対応を底上げするため、発災直後の被害状況や現地情報を想定した訓練を実施する。

2 訓練の内容

(1) 総合防災訓練・地域防災訓練・津波避難訓練

南海トラフ巨大地震や津波、近年、頻発化・激甚化する風水害などの災害リスクに適切に備えるため、9月1日の「防災の日」、12月の第1日曜日の「地域防災の日」、3月の津波対策推進旬間(3月11日前後の10日間)に合わせ防災訓練を実施することで、市や関係機関等の災害対応力の強化に取り組む。

なお、災害の種別に応じ、以下の訓練を実施する。

ア 情報伝達・参集訓練

- ・初動全力の体制を整備するため、全職員が災害情報を確認するとともに、配備基準に基づき迅速に参集する。

イ 本部会運営訓練

- ・大規模災害発生直後の混沌とした状況下において、速やかな災害対応方針の決定や適時適切な災害対応を行うため、被害情報や現地情報を想定した上で、災害対応リ

ストに基づき実施すべき対応を確認する。

- ・気象情報や被害情報等を迅速に収集・共有するとともに、初動時の限られた情報下において、被害の全体像を想定した応急対策の立案や突発的事象への緊急対応など、臨機応変な災害対応ができるよう訓練を実施する。

ウ 避難所運営訓練

- ・災害時において、避難者の支援を行うとともに、生活環境を確保するため、避難所の開設、避難者の受付、情報収集・伝達、物資の要請・供給、衛生管理等の訓練を実施する。

エ 自主防災組織の防災訓練

- ・地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、災害時に地域の被害を最小限にするため、各地域の自主防災組織が主体となり、救命救助、安否確認、避難所の運営、避難場所の確認など、地域の実情に合わせた訓練や研修会等を実施することで、地域防災力の向上を図る。なお、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう努めるものとする。

オ その他の訓練

(ア) 遺体措置訓練

大規模災害時には、多数の死者が発生することが予想されることから、遺体を適切に措置するため、市や警察、医療機関等が連携した訓練を行う。

(イ) 災害ボランティア本部等立ち上げ及び運営訓練

災害時の円滑かつ効果的なボランティア活動を推進するため、市、(福) 静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等が連携・協力し、災害ボランティア本部の立ち上げ及び運営訓練を実施する。

(ウ) 医療関係機関等との訓練

災害時において効果的・効率的な救急活動を行うため、市、医療関係機関等が連携・協力し、重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）、救命活動、救急搬送等の訓練を実施する。

3 防災訓練実施後の振り返り

市及び自主防災組織等は、訓練を通じて明らかになった課題や問題点を洗い出すとともに、常に改善を重ねることで災害対応力の向上を図るものとする。

4 訓練時における交通規制

(1) 警察署との事前協議等

防災訓練の責任者は、訓練の実施に伴い道路の使用や交通規制を要すると認められる場合、おおむね1か月前までに、訓練地を管轄する警察署と訓練の内容や道路の使用等について事前に協議する。

(2) 県警察による交通規制

県警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。

第 15 節 物資及び資機材の備蓄と調達先の確保

[危機、財政、福祉、衛生、保健所、区]

- ・市は、災害応急対策又は災害復旧のために必要な物資及び資機材を計画的に備蓄するとともに、災害時に効果的に活用できるよう常に整備・点検を行う。
- ・県及び市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。
- ・市は、災害の種類、避難の状況、備蓄物資の種類などを踏まえ、災害時において被災者に速やかに必要な物資が提供できるよう、庁内における支援物資の受入れ等に関する役割分担を明確にするとともに、備蓄の活用に関する基準等を定める。
- ・市は、災害時に物資及び資機材を円滑に確保できるよう、平時から民間事業者と協力協定を締結するなど、民間事業者との連携・協力体制を強化することで物資の確保に努める。
- ・市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B－P L o）を用いて備蓄状況を確認するとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 物資の備蓄

- ・市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄し、これらの物資の備蓄状況について、広く市民に公表する。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（原則5日間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すように努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもに配慮する。
- ・県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、市町が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、トイレカーやキッチンカー等の市町の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。
- ・市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

2 協定による物資の確保

- ・災害時には年齢、性別、身体状況、被災状況などにより、様々な物資の需要が発生する。これらの需要に対応するためには、民間事業者の協力が不可欠であることから、物資供給協定を締結して円滑な物資の確保に努める。
- ・災害時の応急対策は、短時間で大量の作業を行う必要がある。作業効率を上げるためには、

必要なとき、必要な場所に必要な種類の資機材が必要な量だけ揃っていることが重要なことから、民間事業者と資機材供給協定を締結して円滑な確保に努める。

- ・災害時に緊急に調達するものについては、取扱業者又は建設業者、調達方法等を明確にしておく。
- ・市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

3 応急対策用資機材の点検等

応急対策及び応急復旧用資機材のうち、備蓄されているものについては、常時点検・整備しておく。

4 調達・輸送手段の整備

- ・市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。
- ・特に、交通の途絶により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、ヘリコプターや無人航空機等の輸送手段を確保するものとする。

5 新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）の活用

- ・市は、新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握する。

第 16 節 自主防災組織の体制強化

[危機、観光・市民、区]

大規模災害時には、行政による公助はもとより、自主防災組織をはじめとした地域の多様な防災組織が連携して行う防災活動である共助なくして、被害の軽減を図ることは困難である。特に自主防災組織は、災害時に地域の被害を最小限にするため、救出救助、安否確認、被害情報の収集・提供を行うなど、極めて重要な役割を担っている。

- ・市は、自治会・町内会が災害時に適切な地域防災活動ができるよう、自主防災組織の体制強化を図り、地域防災力の向上を図る必要がある。
- ・市は、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

(1) 組織

全ての自主防災組織が災害時に一定水準以上の災害対応力が発揮できるよう、組織体制を強化する必要がある。

このため、自主防災組織は災害時に適切な防災活動ができるよう、平時から防災知識の普及や訓練等に努めるものとする。

また、市及び県は、自主防災組織の体制強化が図られるよう、D Xを活用した労力の負担軽減策や防災資機材等の整備に係る助成など、必要な支援を行う。

このほか、防災活動において多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう助言・支援等に努める。

(2) 編成

本部組織として、連絡情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、生活班等を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる役員を置く。

(3) 活動内容

ア 平時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立ち上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 自主防災組織への支援

市は、自主防災組織のニーズを捉え、地域の実情に応じた組織づくり、防災訓練の企画・立案、防災資機材等の整備などを支援する。

3 研修会等の開催

市は、自主防災組織に対し、災害備蓄の在り方や災害リスクへの備えなど防災知識の普及啓発、災害時の防災活動の実施方法を伝えるため、定期的に研修会や講座を開催する。また、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた組織づくりに努める。

4 地域防災指導員制度

- ・市は、自主防災組織の活性化を図るため、各地区連合自治会長、各学（地）区連合町内会長から選任された地域防災指導員を配備する。
- ・市は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため、地域防災指導員に対する研修会を定期的に開催するとともに、関係団体が主催する研修会への参加などを促す。
- ・地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化を図るため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化
- (2) 個別指導等による、きめ細かな自主防災活動の指導
- (3) 県又は市の施策の広報や推進及び普及協力
- (4) 県又は市に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集及び伝達
- (5) 自主防災組織会長等の補佐及び支援

5 防災技能者講座の開催

防災知識の高揚と防災技術の習得により、地域防災力の向上を図るため、静岡市防災技能者

の養成研修に関する実施要綱に基づき、地域の防災リーダーを養成する防災技能者講座を開催する。

6 自主防災組織への助成

自主防災組織の防災力向上を目的として、自主防災会を対象に、次の各号にあげる防災資機材購入等に係る補助金を交付する。

(1) 防災倉庫設置費補助

◇資料編 1－10：静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱

(2) 防災倉庫用地借地料補助

◇資料編 1－11：静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱

(3) 防災用資機材購入費補助

◇資料編 1－12：静岡市自主防災組織等防災資機材等購入費補助金交付要綱

(4) 可搬消防ポンプ等購入補助

◇資料編 1－13：静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱

(5) 避難路等整備事業費補助

◇資料編 1－14：静岡市自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付要綱

7 自主防災組織との連携・協力

- ・市は、平時から自主防災組織等が開催する研修会や会議の機会などを通じて、災害時の連絡体制や避難所・救護所の運営方法等を確認することで、自主防災組織との連携・協力体制を構築する。
- ・市は、災害時において、自主防災組織と必要な被害情報、避難情報、支援情報が速やかに共有できるよう、情報連絡体制を整備するとともに、地域活動を依頼する際は極力負担を軽減するよう努める。

8 自主防災組織と消防団との連携

災害時に自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団が連携した災害活動ができるよう、平時から合同で訓練を実施するなど、組織間の連携や人的な交流等を積極的に行うことで、地域防災力の向上を図る。

第 17 節 事業所等の自主的な防災活動

[危機、区]

1 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守り、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全の確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内にとどめておくことができるよう、施設

の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。

- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、県、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。
- (6) 事業所における自主的な防災活動例
 - ア 防災訓練
 - イ 従業員等の防災教育
 - ウ 情報の収集及び伝達体制の確立
 - エ 火災その他災害予防対策
 - オ 避難対策の確立
 - カ 救出、応急救護等
 - キ 地域の自主防災組織と積極的に連携した防災活動への協力
 - ク 飲料水、食料、携帯トイレ等、生活必需品等の災害時及び警戒宣言時に必要な物資の確保
 - ケ 施設及び設備の耐震性の確保
 - コ 予想被害からの復旧計画策定
 - サ 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災力向上の促進

市は、県と連携して事業所を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

3 事業継続計画（BCP）の取組

- ・事業所等は災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用する。
- ・事業所等は、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。
- ・BCPとは、Business Continuity Planの略であり、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことである。

第18節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

[危機、区]

市内の一定地区内の住民等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案することができる。

- ・市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。
- ・市は、地区防災計画作成にあたり、必要な支援（資料提供・相談対応）を行い、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、地域防災力の向上を図る。
- ・市は本制度が地域住民及び事業者に広く普及していくよう、その周知に努める。
- ・市は、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第 19 節 要配慮者対策

[危機、観光・市民、福祉、衛生、こども、区]

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備する。

1 実施事項

- ・プライバシー保護には十分考慮したうえで、要配慮者の把握に努める。
- ・情報の提供や安否確認のため、連絡の体制や方法等を整備する。
- ・通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定する。また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

◇資料編 4－9：指定避難所（福祉避難所）一覧表

- ・協定等により確保した福祉避難所に対して、災害時に必要となる物資や資機材の配置又は提供する計画を作成する。
- ・避難所における避難生活や医療等の情報提供や医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士等の専門スタッフの派遣体制を整備する。

2 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

- ・市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障がいのある人の団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等要配慮者の避難支援体制を整備する。
- ・地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

- ・県は、災害派遣福祉チーム（以下「DWA T」という。）や災害支援ナース、応援職員（福祉関係職員等）等の派遣並びに要配慮者のための物資の供給ができるよう応援体制を確保する。
- ・市は、県と連携し、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図るとともに、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要となる連絡体制を確保する。

ア 行政機関

警察、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、町内会等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所等の福祉サービス事業者、障がいのある人の団体等

(2) 避難行動要支援者の把握

市は、当該市に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 名簿の作成

- ・市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿等を市が保有する健康福祉に関する情報をもとに調査等を行い、本人の同意を得て作成する。
- ・市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿等の提供者

法第49条の11第2項に規定する「避難支援等関係者（名簿情報の提供者）」は、自主防災組織（自治会・町内会）及び民生委員児童委員協議会とする。

ウ 名簿等を提供する場合における配慮

法第49条の12の規定に基づき、市は、名簿情報の提供を受ける者に対して「静岡市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書」を締結する。

エ 計画に定めない事項

この計画に定めるもののほか、避難行動要支援者対策に関し必要な事項は静岡市避難行動要支援者避難支援プランで定める。

(4) 個別避難計画

ア 計画の作成・更新

- ・市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。
- ・市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。
- ・個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直し

や更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。

- ・市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 計画の実効性と情報保護

- ・市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意に基づき、あらかじめ個別避難計画を提供する。
- ・市は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ウ 未作成者等への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

エ 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(5) 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、自主防災組織が実施する防災訓練に要配慮者が参加するよう支援する。

(6) 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(7) 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア及び福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(8) 避難支援等関係者等の安全確保

市は、避難支援等関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。

(9) 観光客等の安全確保

市は、県、事業者等と連携し、外国人を含めた観光客等の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客等への安全対策を促進する。

(10) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第 20 節 災害ボランティア活動の環境整備と啓発

[観光・市民]

災害時に、行政だけでなく、ボランティアや関係機関と連携・協力し災害対応を行うことで、迅速な被災者の支援につなげるため、市は平時から災害ボランティア活動の環境を整備するとともに、市民への周知・啓発に努める。

1 環境整備

市は、災害時の円滑かつ効果的な災害ボランティア活動の促進のため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、(福) 静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティア運営協議会等の情報共有会議を通じた連携体制の確立を図るとともに、災害ボランティア本部の開設・運営に関するマニュアル策定等に取り組む。

また、県及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化に努めるとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努める。

2 市民への周知・啓発

市は、(福) 静岡市社会福祉協議会と協働して、災害ボランティア活動に対する市民への啓発や、研修・講習会等を通じた災害ボランティアに携わる人材の育成などに取り組む。

また、市及び県は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

第 21 節 原子力災害に関する事前対策計画

[危機]

本市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（原子力発電所からおおむね半径 31 km の範囲）外であるが、本市の南西約 45 km に浜岡原子力発電所（所在地：御前崎市佐倉）が所在することから、万が一の事故による放射性物質の放出に伴う災害対策が必要である。

原子力災害対策特別措置法及び法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策について定めるものである。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し、県及び防災関係機関との確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、県と連携し、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

3 安定ヨウ素剤

市は、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外であるため、国の「原子力災害対策指針」等において、安定ヨウ素剤に関する具体的な措置等は定められていない。

ただし、国の指針等の見直しに従い、必要に応じて具体的な措置等を定める。

第 22 節 救助・救急活動に関する計画

[消防、福祉、衛生、保健所]

1 救助隊の整備

市は、大規模災害及び特殊災害に対応するため、高度な救助の知識・技術及び救助資機材を有する救助隊の整備を推進する。

2 救急隊の整備

市は、大規模災害及び特殊災害に対応するため、高度な救命処置の知識・技術及び救命資器材を有する救急隊の整備を推進する。

3 保健医療福祉調整本部の整備

- ・ 県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）を速やかに設置できるよう体制を整備する。
- ・ 県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

4 保健医療福祉調整本部の総合調整

市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動システム（D 2 4 H）等のシステム活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

第 23 節 防災ヘリポートに関する計画

[危機、都市、消防]

1 静岡ヘリポートの整備

市は、防災ヘリポートとして、災害時にヘリコプターによる防災活動が円滑に行われるよう努める。

2 防災ヘリポートの整備

市は、災害時における臨時の離着陸場として、河川敷やグラウンドなど機体が離着陸可能な広い敷地を防災ヘリポートとして指定する。なお、指定したヘリポートについて、市は確実に使用ができるよう努める。

◇資料編 4－33：ヘリポートの具備すべき事項

第 24 節 孤立予想集落対策

[危機、消防]

市は、県と連携し、災害時に孤立が予想される集落について、通信手段の整備状況、ヘリコプター離着陸スペースの確保状況、食料や飲料水の備蓄状況などの実態を調査するとともに、その結果を、県が整備する「孤立予想集落台帳」に反映する。また、県は、同台帳を毎年更新し、自衛隊等の関係機関と共有するとともに、台帳を活用した訓練を定期的の実施するものとする。

第 25 節 応急住宅

[建築]

1 基本方針

- ・ 応急仮設住宅の供与は、災害により家屋に被害を受け、自己の資力では住宅を確保できない被災者の暫定的な居住の安定を図ることを目的とし、災害救助法に基づき県がその事務を行うこととなっている。
- ・ 市は、早急に応急仮設住宅等を供与できるよう、本市におけるその基本的な応急対策を明確にしておくものである。
- ・ 応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。
- ・ 応急仮設住宅等を供与する場合には、二次災害に十分配慮する。

2 応急仮設住宅の概要

- ・ 賃貸住宅の居室を仮設住宅として借り上げることも可能である。
- ・ 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成や運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(1) 一戸あたりの規模及び費用

災害救助法が適用された場合の一戸あたりの規模及び費用については、◇資料編 6－1 による。

(2) 着工及び供与期間

災害救助法が適用された場合の着工及び供与期間については、◇資料編 6－1 による。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

3 本市が実施する事務

建設用地の確保、必要な住宅戸数及び住戸タイプの決定、工事中の現場監理、入居管理事務等の事務を実施する。

区分			内容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型 応急住宅	市及び県は、応急仮設住宅の用地に関し、浸水害、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。
		賃貸型 応急住宅	市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備する。
	公営住宅		

第 26 節 災害廃棄物処理

[環境]

1 災害廃棄物処理計画の策定

- ・市は、災害廃棄物の処理に関する体制、事務手順等をあらかじめ定めておくことにより、発災直後の混乱期に事務の停滞を防ぐとともに、その後の効率的かつ効果的な廃棄物の処理を図る。
- ・市は、災害廃棄物の処理に係る国の指針を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- ・市及び県は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実行性の向上に努めるものとする。
- ・市は、災害廃棄物の域内処理が困難となることを想定して、県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 情報の収集、集約・共有、発信

市は、災害廃棄物の処理に必要な情報を災害の種類や規模、対応時期ごとに整理、リスト化するとともに、これらの情報を迅速に収集、集約・共有するため、マニュアルを策定し、実効性を高めるための訓練を実施する。

また、必要に応じて国や県等と連携・協力し、災害廃棄物の排出方法、仮置場等への持込み手順など、災害廃棄物に関する情報を市民等へ発信する。

3 災害廃棄物処理における事前準備

市は、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、平時から災害廃棄物処理に係るマニュアルを整備するなど事前準備に努めるとともに、あらかじめ関係機関等と必要な協議・調整を行う。

なお、主な事前準備の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 災害廃棄物の大規模仮置場・臨時ごみ集積用地の選定・リスト化、地権者との協議・調整
- (2) 災害協力協定の業務内容等の確認
- (3) 大規模仮置場の運営に係るマニュアルの整備（災害廃棄物の分別、保管、処理手順、周辺事業者・交通管理者との協議）
- (4) 清掃工場における災害廃棄物の受入手順に関するマニュアルの整備
- (5) 初動対応訓練の実施

第 27 節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

[財政、建設、水道、下水、病院]

- ・市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努める。
- ・市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- ・市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、十分な期間（最低 3 日間）の発電及び給電が可能となるよう、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備、蓄電池等の整備を図るとともに、燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平時から点検、訓練等に努めるものとする。
- ・県及び港湾管理者は、災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾の防災拠点機能を確保するよう努めるものとする。
- ・太陽光等再生可能エネルギーを活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入や外部給電機能を備えた E V、P H V、F C V 等電動車の活用などの推進を図る。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
- ・市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
- ・病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等、人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- ・市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことに努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。
- ・ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。
- ・電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。さらに、被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

- ・市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくことなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、個人所有である宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。
- ・電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するように努めるものとする。また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- ・電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第 28 節 被災者の生活支援に関する計画

[危機、財政、観光・市民、その他災害救助法に関わる全部局]

1 人材育成

- (1) 県は市町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
- (2) 市は、研修を受講した担当者の名簿への登録、他の地方公共団体や土地家屋調査士、不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

2 災害救助事務の実施に係る体制整備

- (1) 市は、災害救助法が適用された場合、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図るため、災害救助事務の迅速かつ効率的な実施に必要な体制を整備する。
- (2) 市は、円滑に災害救助事務を実施するため、平時から災害救助事務マニュアルの整備・確認、罹災証明書の交付手続の確認、被災者生活再建支援システムの活用などに努める。
- (3) 県は、NPOなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行う「被災者支援連絡会」を設置し、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施するものとする。
- (4) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
 - ア 住家被害の調査及び罹災証明書交付の訓練
 - イ 他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結
 - ウ 応援の受入体制の構築
- (5) 市は、災害救助法が適用されない程度の災害であっても、被災者に支援が必要な場合は、速やかに被災者へ支援を行うために必要な体制を整備する。

表 2-3 災害救助法第4条第1項に規定する救助事務

災害救助事務		市が実施する平時の取組
避難所の設置		・指定（福祉）避難所の指定、周知、運営方法の明確化 ・指定避難所の管理責任者の配置 ・指定避難所の管理責任予定者への研修の実施 ・関係機関（自治会、特別養護老人ホーム等）との調整 ・関係機関（警察等）との連携体制の構築 ・指定避難所における食料等の備蓄 ・関係機関（他自治体、福祉関係者、宿泊業者等）との協定の締結 ・市民への周知啓発（避難経路等の確認、非常時の持出品の準備）
応急仮設住宅の供与		・建設型の応急仮設住宅における建設候補地の選定・確保 ・地域の実情に応じた標準仕様の設定 ・関係機関（事業者等）との協定の締結 ・賃貸型の応急仮設住宅として活用する空き住戸の把握 ・関係団体との情報連絡訓練・机上訓練の実施 ・県・関係団体との協議・調整、連携体制の構築 ・応急仮設住宅設置に関するマニュアルの作成
炊き出しその他による食品の給与		・市民への周知啓発（7日分程度の食料の備蓄） ・関係機関（他自治体、事業者団体等）との協定の締結 ・関係機関との連携体制の構築 ・物資を調整・運搬・配布する体制の整備 ・多様な供給方法の整備
飲料水の供給		・市民への周知啓発（7日分程度の飲料水の備蓄） ・関係機関（他自治体、事業者団体等）との協定の締結 ・関係機関との連携体制の構築
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与		・市民への周知啓発（生活必需品の備蓄） ・関係機関（他自治体、事業者団体等）との協定の締結 ・関係機関との連携体制の構築 ・物資を調整・運搬・配布する体制の整備 ・給与・貸与する品目の検討
医療、助産		・救護班の編成 ・関係機関との連絡・連携体制の構築 ・患者搬送体制の整備 ・県との協力体制の構築
被災者の救出		・救助隊・救急隊の整備
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	・修理業者のリストの作成準備 ・応急修理に関する関係団体や修理業者への周知
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	

災害救助事務	市が実施する平時の取組
学用品の給与	・ 関係機関との連携体制の構築
埋葬、死体の搜索、 死体の処理	・ 検案を行うための体制の構築 ・ 関係機関との連携・協力体制の構築 ・ 広域的情報を提供できる体制の構築
障害物の除去	・ 関係事業者団体等との協力体制の構築 ・ 障害物の除去のための実施要領の作成 ・ 障害物の除去を実施する事業者の指定

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

3 関係機関との連携体制の構築

市は円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、国及び県との連携体制を確保するとともに、救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制の確保に努める。

4 災害救助事務の実施に必要な財源の確保

市は、円滑かつ迅速な被災者の救助を実施するため、災害救助基金等の必要な財政基盤の確保に努める。

5 システムの活用

- (1) 市は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討する。
- (2) 市は、迅速な被災者の生活再建を図るため、被災者生活再建支援システムに関する具体的な運用マニュアルを作成し、当該システムを活用した迅速かつ効率的な救助事務の実施に努める。

6 災害時対応車両の活用

- (1) 国は、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための環境整備を図るものとする。
- (2) 市は、平時から、市が所有する車両のうち、災害時に活用可能なものについて、国のデータベースへの登録を促進するとともに、被災時には、登録・データベース化された車両を活用し、被災者の状況に応じた支援を行うよう努める。

第 29 節 市の業務継続に関する計画

1 業務継続体制の確保

- ・市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、「静岡市業務継続計画」の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- ・市は、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験

の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

2 業務継続計画等において定めておく事項

市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、「静岡市業務継続計画」に少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておく。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第 30 節 複合災害対策及び連続災害対策

1 複合災害及び連続災害への備え

市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2 複合災害及び連続災害を踏まえた災害対応

市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

3 複合災害及び連続災害を想定した訓練

市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第 31 節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

[観光・市民]

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内における連絡調整を行い、また、市女性会館が地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画センター（市女性会館）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよ

う努める。

第3章 災害応急対策

この計画は、災害に際し住民の生命及び身体を保護し、併せて社会秩序を維持するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て応急的に実施する措置について定める。

なお、この計画は県地域防災計画並びに指定行政機関、指定公共機関が策定する防災業務計画に抵触しないこととする。

第1節 この計画を理解し実施するための留意事項

[危機]

1 関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じて、その運用を図る。

2 相互協力

- ・法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。
- ・この計画の運用についても、関係機関はもとより公共的団体並びに個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者は誠実に各々の責務を果たすこととする。
- ・市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、災害廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。
- ・市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。
- ・ライフライン施設の速やかな応急対策を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携し、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地作業調整会議を開催するものとする。

3 要請について

この計画に基づき、災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画で県その他関係機関の応援並びに実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請及び連絡を行う。

要請及び連絡は手段を問わず臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとし、電話、防災無線等で要請した事項については、事後正式書面により処理する。

4 関係者への周知徹底について

災害時において、この計画に基づき施設、物資等調達のあつせんを行う場合は、的確かつ迅

速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分に周知徹底を図り、必要な配慮をしておく。

5 応援の指揮系統

法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示等）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮によるものとする。また、応援を行う場合については、応援要請のあった市町村長の指揮のもとに行動するものとする。

6 協力要請事項の正確な授受

要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん及び受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、関係機関並びに業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認するとともに、事後経費等の精算に支障のないよう留意する。

- （1） 機関名
- （2） 所属部課名
- （3） 氏名

7 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令及び物資の収容等強制権を発動することとしているが、その行使にあたっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておく。

8 標示等

災害応急対策の処理を円滑に実施するため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定にあたっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。

9 知事による応急措置の代行

法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

10 経費負担

- ・ 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより、災害救助法等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずるものが負担するものとする。
- ・ 市の要請により、県が他の市町村又は業者から動員及び調達をした場合の経費の精算は、応援又は供給した市町村若しくは業者の請求に基づき県が確認のうえ、それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

11 活動体制

市及び県は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

第2節 組織計画

[総務、危機]

この計画は、災害時において適時適切な応急対策や被災者支援を実施するために必要な災害対策本部等の組織体制などを示すものである。

1 防災体制

(1) 防災会議

防災会議は、市域に係る防災に関する基本方針の決定及びその実施の推進を図る。

防災会議の編成及び運営は、静岡市防災会議条例（平成15年4月1日条例第293号）の定めるところによる。

◇資料編1－2：静岡市防災会議条例

(2) 静岡市災害対策本部

市長は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、適時適切な災害対応を実施する必要があると認めるときは、法第23条の2に基づき、速やかに災害対策本部を設置するとともに、本部会を開催する。

ア 編成及び運営

静岡市災害対策本部条例（平成15年4月1日条例第294号）及び静岡市災害対策本部運営要綱の定めるところによる。

◇資料編1－3：静岡市災害対策本部条例

◇資料編1－4：静岡市災害対策本部運営要綱

イ 設置基準

共通	災害救助法が適用される程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
風水害	特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高潮）が発表されたとき
地震	市域において震度5強以上の揺れが観測されたとき
津波	津波予報区「静岡県」に大津波警報が発表されたとき

ウ 要員

災害の種類、規模及び被害の程度、被害予測等により職員を段階的に配備する。災害対策本部の配備体制については、別に定める「災害時職員配備基準」による。なお、複数の災害が同時又は前後して発生した場合は、最も被害が大きい災害を基準として設置する。

◇資料編2－20：災害時職員配備基準

エ 災害対策本部、区本部及び地区支部

静岡市役所静岡庁舎内に災害対策本部を、地域防災活動の拠点として各区に区本部及び区本部の地区における活動拠点として地区支部を設置する。

オ 標識等

災害対策本部の活動を円滑に進めるため、標識、腕章及び立ち入り検査員であることを示す証票は別に定める。

◇資料編 1－4：静岡市災害対策本部運営要綱

カ 廃止

市長（本部長）は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 水防本部

洪水、高潮、津波のおそれがあると認められるとき、水防管理者（市長）は、水防に係る所属、水防団及び消防団にて構成する水防本部を設置する。ただし、静岡市災害対策本部が設置された場合、水防本部は、災害対策本部に統合される。

第3節 職員の動員計画

[総務、危機、区]

災害時には、特に、初動時の限られた情報の中での決断や臨機応変な対応が重要であり、適時適切な災害対応を実施するために必要な職員の配備体制などを以下のとおり定める。

1 職員配備体制

災害時に速やかに初動体制を確保するため、「災害時職員配備基準」を整備する。また、災害の状況に応じて配備基準を柔軟に運用し、職員の増員や早期参集を行うなど、事前準備を徹底することで、臨機応変に災害対応を行う。

さらに、災害対応を検証し改善を重ねることで、災害に的確に対応できる体制を構築する。

2 指示の伝達経路と動員方法

職員に対して、別に定める指示伝達の経路に従い、迅速かつ正確に指示を伝達する。

◇資料編 2－12：非常配備の伝達方法

(1) 職員への指示伝達

職員に対しては、職員防災情報メールシステム等により、一斉に指示を伝達する。

◇資料編 2－2：平常の勤務時間内における動員指令

(2) 休日又は勤務時間外における動員

職員は職員防災情報メールシステムからの指示を確認し、必要な対応を行う。なお、携帯電話を所有していない等、やむを得ない理由により職員防災情報メールシステムに未登録の職員がいる場合、各部課及び地区支部の連絡責任者は、各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、当該職員への指示を伝達する。

なお、動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮する。

通信手段が途絶し、職員に対する動員指令の伝達が困難となったときは、職員自身によりテレビ、ラジオ等から情報等を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集する。

交通の途絶により職員が本来の配備先に参集できない場合には、最寄りの庁舎等に参集し災害対応業務を支援する。

◇資料編 2－3：休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統

(3) 報告

災害対策本部各部、区本部、地区支部の連絡責任者は、配備に就いた人員を随時、総括部受援班に報告する。

◇資料編 2-13：災害時における職員参集状況報告手順

(4) 防災関係の活動状況の把握

本部長は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、各機関が行う災害応急対策を把握し、適切な措置を講ずるものとする。

3 派遣体制の整備

(1) 応急対策職員派遣制度

- ・市は、総務省と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。
- ・市職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 復旧・復興支援技術職員派遣制度

- ・市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- ・市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制を整備するとともに、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努める。

(3) その他

- ・市は、職員が派遣された被災地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努める。

第4節 派遣要請計画

[総務、危機]

市長は、災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、防災関係機関の長又は他の地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請する。

また、知事に対して、指定行政機関、指定地方行政機関及び他の地方公共団体の職員の派遣について、あつせんを求める。

1 応援要請の基準

災害が発生したとき、人命又は財産を保護し、生活環境を保全するために実施すべき応急対策が、市においては実施が不可能又は困難な事態が発生した場合とする。

2 職員の派遣要請

(1) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣要請（法第29条関係）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職種及び職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他勤務条件

オ その他職員の派遣について必要事項

(2) 他の地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、相互応援協定又は地方自治法に基づき、他の地方公共団体の長に対し、職員の派遣を要請する。

◇資料編 5－1：他都市との相互応援協定一覧

3 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求める。

(1) 派遣のあっせんを求める理由

(2) 派遣のあっせんを求める職種及び職種別人員数

(3) 派遣を必要とする期間

(4) 派遣される職員の給与その他勤務条件

(5) その他職員のあっせんについて必要事項

4 関係機関との連携

(1) 市町支援機動班

県は大規模な被害が見込まれる市町の応急対策を支援するため、必要に応じて市町に職員を派遣し、市町が実施する災害対策全般を支援するとともに、県への支援を要する業務を確認し、県本部及び方面本部に報告する。

また、必要に応じて被災現場の情報を収集し、写真や動画等を用いて、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。

5 受入体制の確立

- ・市は、あらかじめ人的応援の受入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努める。
- ・県は、市町の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。
- ・市は、応援動員を受けるときは、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に整えるとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
- ・市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するとともに、応援職員の健康管理等を徹底す

る。

- ・市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地などの確保に配慮する。
- ・市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第5節 予警報の受領及び伝達計画

[総務、危機、観光・市民、福祉、こども、区、教育]

この計画は、気象・地象・水象（以下、この節において「気象等」という。）に関する特別警報、警報、注意報及び情報は、災害応急対策活動の基礎となるものであり、その受領伝達は迅速かつ確実に行う必要がある。そのため県及び防災関係機関等との有機的連絡を密にするとともに連絡系統を確立し、非常事態に対処できるよう定める。

特に、気象等の特別警報、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに同報無線、静岡市防災メール等により住民へ周知する。

1 受領及び伝達する予警報の種類と内容

- (1) 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報（以下「特別警報」「警報」「注意報」「情報」という。）

表 3-1 気象等の特別警報、警報、注意報及び情報

用語		説明
特別警報		大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。
警報		大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、静岡地方気象台がその旨を警告して行う予報である。
注意報		大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、静岡地方気象台がその旨を注意して行う予報である。
気象情報	全般気象情報	気象庁が全国的な気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。
	東海地方気象情報	名古屋地方気象台が東海地方の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。
	静岡県気象情報	静岡地方気象台が静岡県内の気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表するものである。

用語		説明
		のである。
土砂災害警戒情報		静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長が避難指示等を発表する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう静岡市では静岡市北部、静岡市南部に細分して発表される。この情報は避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
記録的短時間大雨情報		県内で、大雨警報発表中において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、静岡県気象情報の一種として発表する。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

◇資料編 8－1：気象等の予報及び警報の種類と発表基準

表 3-2 気象等の注意報及び警報の発表細分区域（平成 22 年 5 月 27 日現在）

一 次 細分区域	市町村等 をまとめた地域	二 次 細分区域	地域名
中部	中部北	静岡市 北 部	葵区（相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、檜尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山、蕨野に限る）
	中部南	静岡市 南 部	葵区（静岡市北部の区域を除く）・駿河区・清水区

(2) 指定河川洪水予報

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 10 条、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 より、国土交通大臣が指定した安倍川に係る洪水予報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。また、同様に富士川に係る洪水予報は、同関東地方整備局甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、静岡地方気象台が共同で発表する。

(3) 災害時気象支援資料

静岡地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

(4) 水防警報

国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼に洪水若しくは高潮・波浪による災害の発生が予想される場合に国土交通大臣又は知事が発表するものである。

(5) 地方海上警報及び予報

東海地方の海上船舶に対して名古屋地方気象台が発表するものである。

(6) 火災警報

消防法第 22 条第 3 項による知事の通報を受けた市長は、必要に応じて市域に火災に関する警報を発表する。

(7) 緊急地震速報

緊急地震速報 (特別警報)	気象庁が、震度 6 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し発表する。
緊急地震速報 (警報)	気象庁が、震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し発表する。

なお、静岡市が含まれる予報区は「静岡県中部」である。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(8) 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波警報、津波警報 または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を

地震情報の種類	発表基準	内容
	または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	発表
各地の震度に関する情報	・ 震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・ 震度 5 弱以上	観測した各地の震度データを基に、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ M7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表

(9) 津波情報等

（▼津波対策編 第3章 第2節「情報活動」に準ずる。）

(10) 東海地震に関連する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているM8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

表 3-3 東海地震に関連する情報の種類

情報名	発表基準等

東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査した評価結果を発表

※各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

(11) 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震は、おおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944 年）及び昭和南海地震（1946 年））が発生してから 70 年以上経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。気象庁は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性が高まった場合に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

表 3-4 南海トラフ地震に関連する情報の種類

情報名		発表基準等	
南海トラフ地震 臨時情報	キーワード		
	調査中	・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合	・ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	・ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合	
	巨大地震注意	・ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ・ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 ・ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合	

情報名		発表基準等	
	キーワード		
	調査終了		・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）	

2 予警報等の受領及び伝達の経路

(1) 災害対策本部開設前

ア 勤務時間内の予警報等の受領及び伝達

◇資料編 2－4：災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図

イ 勤務時間外の予警報等の受領及び伝達

◇資料編 2－5：災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図

(2) 災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領及び伝達

◇資料編 2－6：災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領と伝達系統図

3 予警報等の受領責任者

- ・静岡地方気象台から各機関を通して発表される気象予警報、水防本部を通して伝達される水防警報、各種の情報、対策の通報等の受領責任者は、災害対策本部開設前は危機管理課長とし、災害対策本部開設後は情報班長とする。
- ・予警報等の受領責任者は、災害対策本部開設前にあつては関係各課、災害対策本部開設後は本部長並びに本部員に速やかに報告する。

4 予警報等の住民への伝達

市は、受信した情報を同報無線、防災メール等により速やかに住民に周知するものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努める。

◇資料編 2－7：気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図

第6節 災害情報処理計画

[危機、総政、財政、税務、商工、農政、建設、区、教育、消防]

災害に関する情報を迅速に収集し、災害対策本部における速やかな対応方針の決定や適時適切な応急対策につなげるとともに、これらの災害関連情報を速やかに発信・提供し、効果的・効率的な被災者支援を行うには、「世界の大きな知」と「社会の大きな力」を最大限に活用することが重要である。

このため、災害情報を一元的かつ総合的に収集・集約・分析・共有・発信する仕組みとして、A

I 技術等を取り入れるなど、D Xを活用するとともに、市民から提供された被害情報やS N Sなどの発信情報、国・県等の関係機関やライフライン事業者等からの情報などを活用することで、災害情報処理体制の充実強化を図る。

1 被害情報の収集・集約

(1) 被害情報の収集方法

- ・市民や市職員から身の回りの被害情報を写真や位置情報を活用し、提供・収集できる環境を整備するとともに、S N Sなどに投稿された情報から、広範囲における被害情報を迅速かつ効果的に収集する。
- ・道路や河川、沿岸等の被害情報を監視カメラやモニターを活用し、リアルタイムで情報収集するとともに、浸水害から市民の安全を確保するため、河川の水位・氾濫域予測システムや、現在の浸水状況を把握するためのセンサー等を活用し、事前の注意喚起や避難情報を発信することで、被害の軽減を図る。
- ・発災初動時の被害情報を迅速に収集するため、消防ヘリコプターや、無人航空機（ドローン）、高所監視カメラ、オフロードバイクなどを積極的かつ効果的に活用する。
- ・市だけでなく、国や県、防災関係機関、ライフライン事業者、自主防災組織、教育機関、医療機関、建設・農業・漁業関係団体、商業関係団体、その他の民間団体等と連携・協力することで、気象情報や被害情報、安否情報、交通情報、電力・ガス・通信などの情報を迅速に収集する。

(2) 被害情報の集約方法

- ・写真や位置情報により収集した被害情報を一元的に集約・整理するため、A I解析を用いて、被害の種別に応じた情報を分類し、地図画面上でまとめて表示することで、被害の状況を迅速かつ効果的に把握する。
- ・市、県及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災基本情報を新総合防災情報システム（S O B O - W E B）に集約できるよう努めるものとする。

2 被害情報の分析・共有

(1) 被害情報の分析方法

- ・統合型G I Sや三次元点群データを導入・活用し、被害状況や要支援状況を見える化することで、救難救命、応急支援の効率化や復旧計画の効率的な作成につなげる。
- ・A I解析を用いて、収集した一部の被害情報から、被害の全体像が迅速に把握できるよう、被害の範囲を推定するとともに、被害の発生状況や気象予測等から、今後起こりうる被害を予測する。

(2) 被害情報・対応状況の共有方法

- ・被害の発生状況や分析結果を一元的に地図画面上で共有するとともに、収集・集約した災害事案を災害種別や緊急度、発生場所を一覧化し共有する。
- ・消防ヘリコプター、無人航空機（ドローン）、高所監視カメラ等から収集した画像情報を、防災I o Tシステム等を活用し、関係機関間で迅速に共有するよう努める。
- ・現在の対応状況と今後の活動状況を示した「今やっていること、これからやるべきことリスト」を作成し、速やかに共有する。

3 災害情報の発信・提供

(1) 災害情報の発信方法

- ・災害情報を速やかに分かりやすく発信し、市民の安全な避難行動や生活再建などにつながるため、インターネットを活用し、被害情報や支援情報を地図画面上に表示する。

(2) 被害情報の提供方法

- ・災害時において、国や県、防災関係機関等と連携・協力し、迅速かつ効果的、効率的な救難救助や復旧復興等を行うため、被害情報等をデータベース化し、速やかに関係機関に提供・共有する。

4 被害情報の報告

(1) 災害情報の報告方法

応援部隊による迅速な救命救助活動を行うとともに、医療や物資の支援が速やかに受けられるよう、国や県の災害関連システムと連携し、被害状況や必要とする支援情報を速やかに報告する。

(2) 国・県への報告手順等

- ・市は、災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害状況及び対応状況を県に報告する。
- ・県の「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行う。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告することとし、連絡がつき次第、県の災害対策本部にも報告する。
- ・市の区域内で震度5強以上の揺れを記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から県及び消防庁へ報告する。

なお、情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- ① 緊急要請事項
- ② 被害状況
- ③ 市の災害応急対策実施状況

- ・消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へ、原則、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対し報告する。
- ・知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。
- ・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。

参考：消防庁応急対策室 連絡先

区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
平日 (9:30～18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

5 通信手段

災害情報を災害対策本部や関係機関等と情報共有するための通信手段は次のとおりとする。

(1) 防災行政無線

◇資料編 3－1：同報無線（子局）設置場所一覧表

(2) 防災相互無線

◇資料編 3－3：防災相互無線一覧表

(3) 携帯電話

◇資料編 3－4：携帯電話設置場所一覧表

(4) 衛星携帯電話

◇資料編 3－5：衛星携帯電話設置場所一覧表

(5) N T T加入電話

6 通信施設の利用方法

災害の発生により有線通信回線が被災し、不通となった場合、防災行政無線をはじめ、ライフライン事業者や防災関係機関等と連携・協力し、非常用通信手段を最大限に活用することで、通信連絡体制を確保する。

(1) 通信連絡の方法

災害時における通信連絡の円滑な運営を図り、混乱を防止するため不用不急の通信の排除に努めるとともに、通信の窓口となる災害対策本部の連絡責任者及び電話番号を指定し、関係各機関に周知する。また、有線通信が途絶したときは、行政有線通信を防災無線通信に切り替えるほか、口頭により連絡する。

(2) 非常通信の確保

ア 災害の規模又は状況により通信回線を新設あるいは補充するときは、臨時回線の設置についてN T T西日本株式会社静岡支店に協力を要請する。

イ 有線電話が途絶したとき、又は通話が混んで利用することが困難なときは、防災行政無線、防災相互無線、地域防災無線、衛星携帯電話など、通信状況や通信の相手方等を考慮して最も有効な手段を用いて通信連絡の確保を図る。

(3) 放送の活用

緊急を要する場合で特別の必要があるときは、報道機関に対し、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を依頼する。

(4) 同報無線等の利用

災害が発生したとき、又は発生のおそれのあるときは、同報無線等を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。

第7節 災害広報計画

[総務、危機、観光・市民、区]

- ・市は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、市民の生命と財産を守るため、市のホームページや同報無線、防災ラジオ、広報紙、広報車、避難所モニターなどを活用するとともに、報道機関の協力を得て新聞、テレビなどを通じて、市民に対し被害情報や支援情報、その他必要な情報を迅速かつ正確に広報する。

- ・市は、高齢者、障がいのある人、妊産婦、傷病者、日本語のわからない外国人、インターネットを利用しない方等に配慮した広報を行う。
- ・市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報事項

市災害対策本部は、被害情報や支援情報を速やかに分かりやすく発信し、市民の安全な避難行動や生活再建などにつなげるとともに、現在の対応状況と今後の活動状況を示した「今やっていること、これからやるべきことリスト」を発信することで、災害活動状況を分かりやすく見える化する。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 気象、地象、水象に関する情報
- (2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起
- (3) 電気、ガス、上下水道、通信、鉄道、道路、河川、空港等の被害状況及び復旧見込み
- (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) 災害対応状況、今後の活動状況等
- (6) 人心安定のため市民に対する呼びかけ
- (7) その他社会秩序保持・生活環境保持のための必要事項

2 広報手段

災害時において、被害情報や支援情報など、市民に必要な情報を速やかに分かりやすく伝えるため、市のホームページや同報無線、防災ラジオ、広報紙、広報車、避難所モニターなどを活用するとともに、報道機関の協力を得て新聞、テレビなどを活用する。

(1) 広報関係協力機関

ア ラジオ放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエムしみず静岡）

イ テレビ放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ）

ウ 有線放送（ケーブルテレビ：株式会社トコちゃんねる静岡）

3 報道機関を通じた広報

(1) 報道対応者

災害対策本部総括部内に報道機関に対応するための責任者をおく。

(2) 情報発表方法

報道機関に対する情報の発表は、原則として市政記者クラブを通じて行うが、必要により災害対策本部へ参集を求めて行う。

(3) 発表内容

発表する情報の内容は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示の状況、一般市民並びに被災者に対する広報資料等とする。なお、市民向けに発信する内容と同様とする。

(4) 報道機関からの問合せ対応

災害対策本部総括部に広報班を設置し、窓口を一本化することで、報道機関が災害対策

本部の各部署に問い合わせる負担の軽減を図る。

4 被災者の安否に関する情報の提供・公表等

- ・市は、DXを活用するなど、安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するとともに、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県や警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。
- ・県及び市は、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

5 防災関係機関との協力

災害情報が錯そうすることによる市民の混乱を防止するため、防災関係機関と緊密な連絡体制を確保するとともに、必要に応じ各関係機関が協力し、共同広報を実施する。

6 その他

災害の記録を作成・保存し、今後の災害対応に活用するため、被害状況や災害対応状況の写真や動画等を撮影するとともに、災害対応に係る行動履歴（クロノロジー）等を作成する。

第8節 災害救助法の適用計画

[危機、市民、その他災害救助法に関わる全部局]

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、◇資料編6－1による。

2 被害世帯の算定基準

被害世帯の算定基準は、◇資料編6－1による。

3 災害救助法の適用手続

(1) 県への報告

市域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

(2) 災害救助法に基づく事務

災害救助法が適用されたときは、担当する各部各班が災害救助に関する事務を執行する。
なお、救助経費求償関係事務の取りまとめ及び県との調整は市民生活総括班が行う。

4 災害救助法が適用される事務

災害に際し市における被害が、災害救助法の適用基準（◇資料編6－1）のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

なお、災害救助法に基づく実施事項は◇資料編 6－1 による。

- (1) 避難所の設置及び受入れ
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 福祉サービスの提供
- (8) 被災した住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 死体の搜索
- (12) 死体の処理
- (13) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 費用限度額

災害救助法が適用された場合における費用の限度額は、◇資料編 6－1 による。

6 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁するいとまがない場合は、一時繰替支弁する。

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

第9節 避難救出計画

[危機、観光・市民、区、福祉、病院、こども、商工、建築、消防、水道、教育]

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、危険地域にある住民に対し避難情報を発表し、安全な地域に避難させるために必要な措置を定める。

1 避難情報の発表

(1) 実施責任者

ア 市長

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対して、避難のための情報の提供や立退き等避難の指示を行う。この際、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域住民等に対し、高所への移動、近傍の堅固な

建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。特に、高齢者や障がいのある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、避難に関する情報の伝達を行うなど、静岡市避難行動要支援者避難支援プランに沿った避難支援を行うよう努める。

(ア) 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

(イ) 避難情報の発表に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(ウ) 躊躇なく避難情報を発表できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(エ) 緊急を要する場合は、副市長、危機管理監、区長又は消防長若しくは消防署長が臨時に代理する。

イ 避難の指示権の委任を受けた者

市長等の命を受け、災害現場に派遣された職員

ウ 知事

市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、知事が市長に代わって避難のための立退きの指示を行うものとする。

エ 関係法令に基づいて、避難の指示等を行うものは次のとおりである。

表 3-5 災害対策基本法等関係法令による避難の指示の実施責任者

実施責任者	区分	災害の種類	根拠法令
市長	指示	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	指示	災害全般	災害対策基本法第 61 条
知事又は 知事の命を受けた職員	指示	洪水・高潮 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	指示	洪水・高潮	水防法第 29 条
自衛官	指示	災害全般	自衛隊法第 94 条

(2) 避難の指示の記録・報告等

市長は、避難の指示をしたとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、総括班に命じ、指示の種別、実施責任者、指示の理由、日時、避難の対象区域、連絡先等を記録させるとともに、直ちに知事に報告する。また、必要に応じ警察署並びに避難所として利用する施設の管理者その他関係機関に連絡し協力を求める。これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(3) 避難の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、その旨を避難者に防災メール等、適切な方法

により公表するとともに、知事に報告する。

2 避難の指示の伝達方法

- ・市長は、危険地域の自主防災組織、住民、事業所等に対し同報無線、サイレン、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メール、テレビ、災害情報共有システム（Lアラート）、ラジオ、広報車その他の方法により住民に周知徹底を図る。その際、要配慮者への的確な情報提供に特に配慮するよう努める。
- ・市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- ・避難の指示を行う場合の伝達内容はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 高齢者等避難、避難の指示の主旨
 - (2) 高齢者等避難、避難の指示の対象地域名
 - (3) 避難場所（所在地、名称、受入人員）
 - (4) 避難の経路及び誘導方法
 - (5) その他注意事項等

3 避難の対象者

- (1) 災害によって、現に被害を受けた者で住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、居住の場所を失った者
- (2) 災害によって、被害を受けるおそれのある者

4 避難者の誘導等

- (1) 市
住民の避難にあたっては、自主防災組織等の避難誘導のもとに、高齢者、障がいのある人等の保護を優先するなど、要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施する。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求める。
- (2) 学校、病院等の施設管理者
学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。
- (3) 道路管理者
道路管理者は、警察等と連携し住民の安全のために避難路の確保に努める。

5 安否確認

安否確認の実施に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

6 要配慮者の避難支援

市は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者のための静岡市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難支援に努める。

7 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

また、市長は、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(1) 警察官、海上保安官又は自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 知事による代行

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第 73 条第 1 項の規定により、市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならない。

8 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズを把握し、継続した福祉サービスの提供を行うよう努める。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、個別避難計画等に基づき、自主防災組織等の地域の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がいのある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(イ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

- ・市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。
- ・県は、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に

努めるものとする。

- ・県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、DWA Tを避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行うよう努める。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

県は、市等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

9 学校、社会福祉施設等における避難対策

- ・学校、大規模事業所、特殊建築物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- ・病院、社会福祉施設等並びに多数の病人及び身動きの不自由な者を受け入れている施設の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて安全に避難できるよう必要な措置を講ずるものとする。

10 救助

（１） 対象者

災害により、食料品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病傷病等の被害を受け、現に救助を必要としている者に対して救助を実施する。

（２） 救助の種類

- ア 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 福祉サービスの提供
- キ 被災した住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の搜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

11 罹災者の救出

市は、市内における関係機関による救出活動について、必要に応じて合同調整所を設置する

など、総合調整を行う。

(1) 救出の対象

- ア 火災の際に火中にとり残された者
- イ 倒壊家屋の下敷きになった者
- ウ 津波を含む水害により、水とともに流され又は孤立した地点にとり残された者
- エ 山・がけ崩れ、地すべり、なだれ等により生き埋めになった者
- オ 大規模な爆発又は電車、自動車、航空機等による集団的大事故が発生し、負傷等により救護を要する者

(2) 救出の方法

救出活動は、消防局が担当するものとし、救出及び救急に必要な部隊編成、車両その他資機材を整備し、それぞれの実情に応じた作業を実施する。

なお、救護に必要な計画については、警察、医師会及び関係交通機関と連絡調整を図っておく。

(3) 関係機関等への応援要請

災害による被害が甚大な場合あるいは災害が同時に多発し、消防局による救出が困難なときは、自衛隊、他の消防機関、県及び警察に応援を要請する。また、住民、事業所等で組織する自主防災組織、ボランティア等に対しても協力を要請する。

(4) 警察との連携

交通規制や現場の警備等が必要となるため、特に警察署と緊密に連携して、罹災者の救出にあたる。

(5) 医療機関との連携

市内の総合病院、医師会、看護協会等と連携して、救急業務にあたる。

(6) 救出期間

災害救助法が適用された場合の救出の期間は、◇資料編 6－1 による。ただし、これによりがたい場合は、知事と協議をして期間を延長することができる。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

12 県への要請事項

市長は、自ら避難及び救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにしたうえで、知事に応援を要請する。

(1) 避難の場合

- ア 避難希望地域
- イ 避難を要する人員
- ウ 避難期間
- エ 輸送手段
- オ その他必要事項（災害発生原因等）

(2) 救出の場合

- ア 救出を要する人員
- イ 周囲の状況（詳細に記入する。）
- ウ その他必要事項（災害発生原因等）

13 広域避難・広域一時滞在

- ・市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては静岡県及び当該市町に協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。
- ・市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。
- ・市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結をするなど、災害時の具体的な避難や受入れの方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ・市は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- ・市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- ・市及び県は、政府本部、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。
- ・本市の平野部は浜岡原子力発電所から約40km～70kmの距離にあり、原子力災害による広域避難者の受入れも併せて考慮する必要がある。

(1) 県内他市町への広域避難・広域一時滞在を要請する場合

県内他市町への受入要請については、静岡県及び当該市町へ直接協議する。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り本市職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

(2) 県内他市町から避難者を受け入れる場合

広域避難を受け入れる場合は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。

市は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 県外への広域避難・広域一時滞在を要請する場合

他の都道府県への受入要請については、静岡県に対し当該都道府県との協議を求める。

広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第10節 孤立集落への支援計画

[区、農政、建設、消防]

災害による道路の途絶などが発生した場合には、速やかに孤立集落を把握する。また、被災者の生命を守るため、迅速に救命救助を実施するとともに、防災関係機関と連携・協力して安否確認、健康観察、緊急支援物資の供給、電気・通信等のインフラの確保などを行う。

1 孤立集落の把握

災害による道路の途絶などにより孤立集落が発生するおそれがある場合、又は孤立集落が発生した場合には、通行不可となった道路の先における人家及び迂回路の有無を確認することで、孤立集落を迅速に把握する。

孤立集落の発生を覚知した場合、集落における要救助者を迅速に把握するとともに、安否情報、ライフラインの途絶状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無、備蓄の状況など、現地情報や必要な支援内容を確認する。

2 孤立集落への支援

(1) 救出手段の確保・緊急避難の実施

孤立集落において、怪我人や病人などの要救助者を迅速に救出するため、ヘリコプターによる搬送体制を確保するとともに、必要に応じ緊急避難を行う。

また、緊急避難の必要がない場合であっても、孤立状態が続くと見込まれる場合には、被災者が避難するための避難所を確保する。

(2) 通信手段の確保

自治会長や自主防災組織を通じて、孤立集落における被害の状況や、被災者の状況を確認するとともに、今後の支援の状況を伝えるため、衛星携帯電話等を活用し通信手段を確保する。

(3) 緊急支援物資の確保・搬送

孤立集落の被災者に対して、備蓄食料等の状況や必要な支援物資等を確認し、被災者のニーズに応じて食料、飲料水、生活必需品等の必要な支援物資等を確保するとともに、ヘリコプターや無人航空機等の輸送手段を活用し、関係機関と連携し被災者へ速やかに提供する。

(4) 緊急通行路・迂回路の確保

孤立状態を速やかに解消するため、途絶された道路の通行を可能とする最低限の通行路や迂回路を確保するとともに、迅速な道路復旧に努める。

第11節 避難所運営計画

[危機、区、福祉]

1 避難所の安全管理

- ・避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市職員を配置し、避難所運営本部の活動支援、自主防災組織との連絡及び施設の管理等にあたる。
- ・避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ・避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

- ・正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- ・火災が発生した場合、火災状況、風向き、周囲の状況その他万一危険が迫った場合の広域避難地への避難のため、幹線避難路の状況等、常に情報収集に努める。
- ・避難所内に傷病人がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- ・給食、給水その他当面必要とされる物資の供給等に当たっては、適切かつ迅速に措置して、避難者に不平不満が生じないように努める。
- ・避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、性の多様性の観点から、性別等の違いによるニーズ等、要配慮者、女性やこども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。
- ・避難所における動物の飼養については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。

2 避難所の開設・運営等

- ・市は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。
- ・市は、設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- ・市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- ・車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行う避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報をこれらの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- ・県は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

(1) 避難所の開設

市は、避難が必要と判断した場合は、避難所における使用上の安全性を確認した上で、住民等に周知するとともに、管理するための責任者を速やかに派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。

なお、非常に強い揺れを観測した場合、避難所の早期開設を図る観点から、耐震性能が優れた建物については、簡易な方法により使用上の安全性を確認した上で、当面避難所として使用する。

一方、耐震性が相対的に低い建物については、被害状況に応じて応急危険度判定を実施し、使用上の安全性を確認した上で、避難所として使用する。

応急危険度判定については、判定活動の動向を踏まえ、耐震性が相対的に低い建物を優先的に実施し、それらの建物の調査が概ね完了した後に、耐震性能が優れた建物をあらためて実施することを原則とする。

避難所開設の基本的な方針は、「地区の拠点となる避難所」、「公立学校の体育館、公立体育館」、「その他市有施設、協定施設」の順とする。

災害の規模に応じた避難所開設の詳細は、「資料編 4－7 指定避難所の開設・閉鎖基準」、建物の耐震性の詳細は「資料編 4－8 避難所一覧」とする。

ア 福祉避難所の開設及び応援要請等

- ・市は、大規模な災害により、多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者を受け入れるため、福祉避難所となる施設の管理者に開設を要請する。
- ・市は、必要に応じて県に応援を要請する。さらに、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の派遣を要請する。
- ・市は、要配慮者に配慮して、県が協定を締結する旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

イ 避難所設置等の適否検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市内に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ウ 開設状況の報告と混雑情報の周知

- ・市は、避難所を開設した場合に係関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告するよう努める。
- ・市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理し、運営を支援する。市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営の支援に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車中泊避難等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難所開設当初から、プライバシー保護のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給

カ 快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握（快適なトイレの設置は、発災後初期段階では 50 人に 1 基、発災後中期段階では 20 人に 1 基を目安とする。また、男女比は 1：3 とするよう努める）

キ 避難行動要支援者への配慮

ク 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施

- ケ 簡易トイレ、トイレカー等のより快適なトイレの設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- コ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- サ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- シ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- ス 高齢者、障がいのある人、乳幼児、外国人、性的マイノリティの人等の要配慮者への配慮
- セ 避難所運営組織において男女双方の意見が取り入れられる協力体制の確保
- ソ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- タ 男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、女性用品の女性による配布、各活動班への男女両方の配置、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮
- チ 避難所における人権と安全を守るため、女性やこども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性やこども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ツ 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- テ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- ト 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成
- ナ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施
- ニ 夏季における熱中症の予防や対処法に関する普及啓発

（３）福祉避難所の開設

市は、災害の状況及び規模に応じて福祉避難所を開設し、それぞれの要配慮者が避難すべき福祉避難所を決定する。平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域集会所等の活用等を含めた検討を行う。

（４）２次的避難所

２次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健

康に支障を来たすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

- ・市は、県と連携し、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、県と連携し、速やかにその確保に努める。

(5) 避難所開設状況等の報告

下記事項について県に報告する。

ア 避難所開設状況報告（開設後直ちに行う）

- (ア) 開設の日時及び場所
- (イ) 箇所数及び受入人員
- (ウ) 開設期間の見込み

イ 避難所受入状況報告（日報）

受入人員（避難所別）

ウ 避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに行う）

3 避難所の早期解消

- ・市は、避難者の健全な住生活の早期確保するため、住宅の応急修理の実施、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等を行い、もって避難所の早期解消に努める。
- ・市は、ライフラインの復旧や応急仮設住宅等の避難先の確保状況などにより、被災者の生活再建が可能となった段階で、避難所の統合・解消を行う。なお、社会機能の早期回復を図るため、学校の教室や民間施設等に避難した避難者については、生活環境の維持に配慮するとともに、段階的に体育館や他の公共施設等へ集約する。集約の順位については、「資料編4-7 指定避難所の開設・閉鎖基準」による。
- ・他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、▼「第9節 避難救出計画 14 広域避難・広域一時滞在」による。

第12節 被災動物の救護計画

[衛生]

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主の実施事項を定める。

1 同行避難動物への対応

(1) 市

- ア 「静岡市被災動物救護計画」等により、避難所等におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。
- イ 「避難所ペットスペース設営ボックス」を拠点となる避難所の防災倉庫に配備し、使用方法について自主防災組織等に周知を行う。
- ウ 避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れると

もに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

◇資料編 4－42：避難所ペットスペース設営ボックス配備先一覧

(2) 飼い主

- ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。
- イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。
- ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

2 放浪動物への対応

(1) 市

- ア 放浪動物への対応について静岡県と必要な連携を図る。
- イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。
- ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。
- エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、静岡県に対して必要な協力を求める。
- オ 静岡市に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(2) 飼い主

- ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還させるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。
- イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

3 被災動物の救護

災害の発生に伴い、犬、猫等のペットで明らかに被災により救護を必要としている動物（以下「対象動物」という）について、静岡市獣医師会・一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部との間で締結した「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、「静岡市被災動物救護計画」の定めるところにより「動物救護センター」を静岡市動物愛護センター及び有度山総合公園運動施設に設置し、対象動物を一定期間保管する。

「動物救護センター」が設置されたときは、静岡市獣医師会と協力して運営にあたり、一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部と協力して対象動物の飼育及び健康管理を行う。

◇資料編 4－28：動物救護センターの設置場所

第13節 食料供給計画

[財政、商工、教育]

災害により日常の食事に支障がある罹災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市、県等の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

1 実施主体と実施内容

食料の確保 計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内容
市	・備蓄している食料、自ら調達した食料及び国、県、協定を締結している民間事業者等によって調達され引渡された食料について、非常持出しができない被災住民や旅行者等への提供を行う。 ・物資集積所を速やかに開設するとともに、民間事業者等との災害時連携協定に基づいて物資集積所での食料の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。 ◇資料編 4－11：緊急物資集積所一覧表
	【備蓄食料の提供】 ・備蓄している食料を被災者に提供する。
	【要請に基づく食料の調達】 ・食料が不足する場合は、協定を締結している民間事業者等に対し、食料の供給を要請する。
	◇資料編 5－9：物資調達に関する協定 ・食料の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に調達又はあつせんを要請する。 (1) 調達あつせんを必要とする理由 (2) 必要な食料の品目及び数量 (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者 (4) 連絡課及び連絡責任者 (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無 (6) 経費負担区分 (7) その他参考となる事項
	【プッシュ型支援への対応】 ・南海トラフ地震が発生し、国が避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始した場合は、県と調整を行い、食料の受入や配送を行う。

実施主体	内容
県	・知事は、市から食料の調達又はあつせんの要請があったときは、調達又はあつせんに努めるものとする。 ・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料を確実にかつ迅速に届けられるよう、食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 ・食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（12-2-1）」）とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達するものとする。 ・食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼するものとする。当該食料調達先に依頼できないときは、▼「県地域防災計画 第3章 第19節 輸送計画」による。 ・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の食料の在庫量の把握を行うものとする。 ・備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。 ・必要に応じて、保管命令、収用等食料の供給を確保する措置を講ずるものとする。 ・知事は、国に対する応援要請によっても食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、食料の調達を要請するものとする。
市民及び自主防災組織	・物資は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限りまかなうものとする ・自主防災組織は、市の行う食料の配分に協力し、必要に応じ炊き出しを行うものとする。また、炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具等を地域内のLPガス販売業者等の協力を得て確保する。
農林水産省	県から食料の調達について協力要請があったときは、食料をあつせんし又は調達する。

2 実施内容等

(1) 食料給与の対象者

- ア 避難所に避難した者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼、床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪客等
- エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先などに避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者

(2) 対象品目

- ア 主食（米、弁当、パン、麺類、インスタント食品等の主食）
- イ 副食（調味料を含む）

(3) 給与の方法

給与は次の2種類とする。

- ア 炊き出し
 - 罹災者に対する応急炊き出し及び食料品給与の担当を定め、緊急の場合は必要に応じ

て自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力を求め、給食施設あるいは仮設炊飯施設により炊き出しを行う。

給食については、民間給食施設や食品製造業者等に協力を要請するなど、被災状況に適応して実施する。また、学校給食施設（学校給食センター及び小中学校給食室）は、供給体制が整い次第、避難者などの食料供給に協力する。

なお、衛生面に留意し、飲料水の衛生処理、器具、容器の洗浄、ハエ等の害虫駆除等を図るものとし、罹災者の健康保持のため、栄養指導についても配慮する。

イ 食料の給与

食料の給与は、原則として包装食によるものとし、なるべく保存性の高い副食物を添える。

なお、主食は米麦飯あるいはパンを原則とし、副食は状況により添付するが、漬物、佃煮缶詰等で食器類を必要としない食品に配慮する。

また、食品の給与に替えて金銭の支給は行わず、数量については、1人1食精米 200g 以内（配給基準数量）、乾パン、生パン及び麺類については社会通念上の数量とする。

（４） 実施期間

災害救助法が適用された場合の食料給与期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、期間内に炊き出しその他による食品給与を打ち切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

（５） 輸送方法

調達する食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できないときは、▼「第 25 節 輸送計画」による。

（６） 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合、炊き出しその他による食品給与のために支出できる費用の限度額は、◇資料編 6－1 による。

（７） 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

3 交通、通信が途絶して市長が県に調達あっせんを要請できない場合の措置

交通、通信が途絶し、市長が県に調達あっせんを要請できない場合において、災害救助法又は国民保護法が適用され、救援を行う必要が生じた時は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引き渡しを要請する。

第 14 節 衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画

[財政、商工]

災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料を確保するため、市、県等の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 実施主体と実施内容

物資の確保 計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努める。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内容
市	・備蓄物資、自ら調達した物資及び国、県、協定を締結している民間事業者等から引き渡された物資について、非常持出しができない被災住民や旅行者等に対し、必要に応じて提供を行う。 ・物資集積所を速やかに開設するとともに、民間事業者等との協定に基づき、物資集積所での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。 ◇資料編 4－11：緊急物資集積所一覧表 【備蓄物資の提供】 ・備蓄している物資を被災住民や旅行者等に提供する。 【要請に基づく物資の調達】 ・物資が不足する場合は、協定を締結している民間事業者等に対し、物資の供給を要請する。 ◇資料編 5－9：物資調達に関する協定 ・物資の調達が不可能または困難な場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に調達又はあつせんを要請する。 (1) 調達あつせんを必要とする理由 (2) 必要な物資の品目及び数量 (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者 (4) 連絡課及び連絡責任者 (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無 (6) 経費負担区分 (7) その他参考となる事項 【義援物資の受入れ】 ・企業等からの義援物資について、受入れを希望するものと受入れを希望しないものを選定し、その内容のリストや送付先についてホームページや報道機関を通じて広報する。 ・個人からの義援物資は、混載された物資の仕分けなどの作業が必要になることから、原則として受け入れない。 【プッシュ型支援への対応】 ・南海トラフ地震が発生し、国が避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送する支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始した場合は、県と調整を行い、物資の受入や配送を行

実施主体	内容
	う。 【炊き出し】 ・炊き出しに必要なＬＰガス及び燃料器具の支給又はあつせんを行う。 ・あらかじめ覚書を締結した静岡県ＬＰガス協会（静岡地区会又は清水地区会）等を通じ、炊き出しに必要なＬＰガスの調達等を行う。 市内の業者だけでは必要量を調達できないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。 ア 必要なＬＰガスの量 イ 必要な器具の種類及び数量
県	・知事は、市から物資の調達又はあつせんの要請があったときは、調達又はあつせんに努めるものとする。 ・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 ・物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（12-3-1）及び（12-3-2）」）とするものとする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達するものとする。 ・物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼するものとする。当該物資調達先に依頼できないときは、▼「県地域防災計画 第３章 第19節 輸送計画」による。 ・災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の物資の在庫量の把握を行うものとする。 ・県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。 ・必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずるものとする。 ・知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請するものとする。 ・知事は、市から炊き出しに必要なＬＰガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県ＬＰガス協会に対し、その調達につき協力を要請するものとする。 ・県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請するものとする。
市民及び自主防災組織	・家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって、可能な限り物資をまかなうものとする。 ・自主防災組織は、市の行う物資の配分に協力し、必要に応じ炊き出しを行うものとする。また、炊き出しに必要なＬＰガス及び燃料器具等を地域内のＬＰガス販売業者等の協力を得て確保する。
日本赤十字	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズ

実施主体	内容
社静岡県支部	に応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。
経済産業省	県から物資の調達について協力要請があったときは、物資をあっせんし又は調達する。

2 実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水若しくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

なお、床下浸水又は非住家に被害を受けただけの者は対象としない。

(2) 対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、ＬＰガス等

(3) 割当計画の作成

作成された「災害罹災者調査原票」に基づき、必要物品の購入、当該物品の引取り及び配布の割当計画を作成する。

(4) 調達

被災者に対する生活必需品の調達担当は、被災の程度により必要とする物資を速やかに調達できるよう努めるものとし、調達が困難な物資については、県に対し調達又はあっせんを要請する。

◇資料編５－９：物資調達に関する協定

(5) 輸送の方法

ア 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼する。

イ 当該物資発注先の業者等において輸送できないときは、▼「第 25 節 輸送計画」に基づき市が措置する。

(6) 給与又は貸与の方法

ア 罹災者調査原票に基づき、被災世帯の構成員の数を基準に配分計画を作成する。

イ 受領書を徴して現物支給する。

(7) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、◇資料編 6－1 による。

(8) 給与又は貸与の期間

災害救助法が適用された場合の給与又は貸与の期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、交通の途絶、物資の調達が困難など特別の理由があるときは、知事と協議をし

て必要最小限度の期間を延長することができる。

(9) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

3 市長の要請を待たずに行う県の実施事項

- ・県は、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、市へ輸送することを検討する。
- ・県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、平時から訓練等を通じて物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

第 15 節 給水計画

[区、衛生、水道]

この計画は、災害により飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない場合における応急飲料水供給のための実施事項を定め、給水に支障のないよう措置することを目的とする。

市は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。

1 実施事項

(1) 給水の方法

被災者に対する飲料水の供給の担当を定め、被災状況に応じた適切な方法により実施する。

ア 飲料水の供給は、原則として自主防災組織等の協力を得て実施する。ただし、災害が広範囲にわたり、かつ水道施設の被害が甚大で給水能力を上回ったときは、公益社団法人日本水道協会や協定団体等に応援を要請するほか、知事に対して自衛隊等の派遣要請を要求する。

イ 飲料水の供給に使用する器具は、十分に洗浄したのち使用する。

ウ 仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

エ 飲料水の供給は、自主防災組織と連携し、耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽を活用する拠点給水のほか、給水車や可搬型給水タンクを活用した運搬給水など、現状に応じた適切な方法により実施する。なお、井戸等を水源としたろ過消毒など自己努力によって飲料水を確保する住民に対しては、衛生上の注意を広報する。

オ 給水車による運搬給水は救護病院等の重要施設を優先する。

(2) 給水対象者

災害により、現に飲料水を得る事ができない者

(3) 飲料水の供給量

飲料水の最低必要量として、1人1日3リットルを目標とする。

(4) 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合の飲料水の供給に必要な費用の限度額及び対象経費は、◇

資料編 6－1 による。

(5) 飲料水の供給期間

災害救助法が適用された場合の飲料水供給期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、知事と協議し必要最小限の期間を延長することができる。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

2 県への要請事項

市長は、市内で飲料水の供給を実施することが不可能な場合は、次の事項を明らかにしたうえで、知事に調達のあっせんを要請する。

- (1) 給水対象人員
- (2) 給水期間及び給水量
- (3) 給水場所
- (4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合その台数
- (6) その他必要事項

3 県の実施事項

- ・知事は、市町から飲料水の調達について、あっせんの要請があったときは、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、飲料水の提供及びあっせんを要請するとともに、隣接市町、自衛隊又は国に対し協力を要請する。
- ・知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対し調整の要請を行う。
- ・知事は、災害の程度及び給水活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導等を行う。

第 16 節 水道及び下水道対策計画

[水道、下水]

この計画は、市民の日常生活及び産業経済活動に欠くことのできない水道事業並びに下水道事業の各施設、設備についての応急措置について定める。

市は、災害の発生時において、上下水道等の構造等を勘案して、速やかに、上下水道等施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

1 上水道

取水、浄水及び配水の各施設について、設備の防護に全力を挙げ給水不能の範囲を可能な限り最小限にとどめるよう努める。また、過去の被災メカニズムを検証するとともに、他事業体の被災事例を調査することで改善に努める。

(1) 停電の場合

取水場、浄水場、配水場等において、自家発電装置のある施設はこれに切り替え、断水防止に万全の措置を講ずる。

(2) 水道水が汚染し、又は汚染のおそれがある場合

施設が破壊し、毒物等の混入が予想され、又は混入の事実を知った場合は、直ちに配水中止し、同報無線や広報車による広報、静岡市防災メールによる情報配信、報道機関による放送等により水道の使用禁止の周知徹底を図るとともに、破壊箇所の復旧、施設の洗浄並びに消毒を実施して毒物等の除去に努める。

(3) 取水、浄水、配水施設が破損した場合

一部の取水、配水系統が破損した場合は、断水区域の縮小を図り、断水区域に対して応急給水を実施するとともに、破損箇所の復旧に全力を挙げる。

また、施設の大部分が破損した場合は施設の応急復旧を実施する。

(4) 配水管が破損した場合

配水管が破損し、出水による浸水、道路陥没等の被害が発生、又は発生のおそれがある場合は、配水を一時制限又は停止の措置をとる。このため、断水が生じたときは速やかに応急給水を実施する。

2 下水道

下水道の防護に全力を挙げるとともに、施設に被害を生じたときは、直ちに応急復旧に努めるとともに下水処理機能及び排水機能の確保を図る。

(1) 応急措置

ア 停電の場合

ポンプ場、浄化センター等において停電した場合には、直ちに機器が正常に作動するか確認し、自家発電装置に切り替え、施設の維持管理に万全の体制を講ずる。

イ 浸水の場合

浄化センターが浸水した場合は、直ちに排水を図るため、被災箇所・状況を調査し、速やかに応急措置を講ずる。また、下水道幹線・雨水幹線の破損による浸水については、被害が広範囲に及ぶおそれがあり、応急復旧は特に迅速に行う必要がある。排水不能の事態が発生した場合には、移動ポンプを設置して排水作業を行う。

ウ 管きよの閉塞

管きよ等の破損により、管きよ内に土砂等が流入・堆積した場合には、速やかに閉塞箇所を把握し、障害物を除去し、流入防止等の応急措置をとる。

エ 津波警報が発表された場合の措置

ポンプ場、浄化センター等においては、津波警報が発表された場合は、直ちに放流ゲートを閉め、放流口からの浸水を防止する。なお、流入水位が上昇した場合は、放流口水位の状況を見ながらゲートを調整し放流する。

(2) 要員の確保

緊急活動の実施にあたり、要員に不足を生じたときは、他の部・班の職員の応援を要請するが、なお不足するときは「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）に対して要員の派遣を要請する。

(3) 応急復旧用資機材の確保

災害の規模により大量の資器材が必要になる場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に加入する地方公共団体（東京都及び政令市）及び災害協定締結済の団体等に緊急的に資機材の調達を要請する。

(4) その他

他関係機関との連携並びに住民への情報提供に努める。

第 17 節 応急仮設住宅等

(▼第 2 章 第 25 節「応急住宅」に準ずる。)

第 18 節 住宅の応急修理

[財政、建築]

1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 市の実施事項

住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。

(2) 災害救助法に基づく緊急修理の実施

災害救助法が適用された場合の緊急修理の実施基準は、◇資料編 6－1 による。

2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理の実施

(1) 市の実施事項

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。

(2) 災害救助法に基づく応急修理の実施

災害救助法が適用された場合の応急修理の実施基準は、◇資料編 6－1 による。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

第 19 節 医療及び助産計画

[福祉、衛生、病院]

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、県、市等の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

この計画は、災害のため医療機関が混乱し、医療又は助産を受ける途を失った者に対して、市の実施事項を定め、医療又は助産に支障のないように措置することを目的とする。

1 基本方針

(1) 医療救護体制の整備

市は、市域内の医療救護を行うため、市医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。

なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

(2) 災害拠点病院による広域的な受入れ

県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入れを広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。

(3) 広域的な医療搬送と医療チームの受入れ

県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からの災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、災害支援ナース等医療チーム（救護班）の受入れによる治療を実施する。

(4) 地域医療搬送

県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院の要請等により市が行う。

(5) 医療救護活動

市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを行い、効率的な活動に努める。

(6) 広域災害・救急医療情報システム

県及び市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

(7) 県による広域的な医療救護活動

県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。

(8) 多機関連携による医療提供体制の確保・継続

県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、災害リハビリテーション支援チーム（J RAT）、災害時感染制御支援チーム（DICT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所や救護所、社会福祉施設等も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。

(9) 災害時健康危機管理支援チームの派遣要請

県及び市は、保健医療福祉調整本部（健康福祉部）及び保健所の総合調整等を円滑に実施するため、必要に応じ、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を要請する。

(10) 県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。

(11) 健康相談

県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(12) DWA T等の派遣要請

県は、避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じ、DWA Tや災害支援ナース等の派遣を要請する。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区分	内容	
救護所	設置	市は、地震による災害が発生した場合は、医師会等の協力を得て、あらかじめ指定した場所に救護所を設置する。
	活動	ア トリアージの実施 イ 必要に応じ、重症患者及び中等症患者の応急処置を優先し、続いて軽症患者（医師の治療を必要とする者）の処置を実施 ウ 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び災害対策本部への措置状況等の報告 カ 医薬品等の補充に関する災害対策本部への要請 キ その他の必要な事項
仮・二次救護所	設置	災害発生当初は開設しないが、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を踏まえ、状況に応じて開設する。
	活動	救護所と同様とする。
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院及び救護病院に準ずる病院を指定する。
	活動	ア トリアージの実施 イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。
	活動	ア トリアージの実施 イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 実施主体と実施内容

実施主体	内容
県	あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。

実施主体	内容
	・知事は、市から救護班（DMA T、D P A T等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-3）」）に対して救護班の派遣を要請する。 ・知事は、市から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-3-1）」）から調達・あっせんを図る。 ・知事は、市から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センター▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-2）」）へ供給を要請する。 ・知事は、市から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 ・知事は、市から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、JMA Tの派遣を要請する。 ・知事は、市から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。 ・被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（14-2-1）」）への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。 ・被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。
市	1 医療救護活動の基本方針 （１） 負傷者の医療救護を応急的に行うために救護所を設ける。軽症患者（医師の治療を必要とするもの）の処置は、救護所で行うことを原則とする。 （２） 重症患者（生命を救うため、直ちに手術等の入院治療を必要とする者）及び中等症患者（多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を必要とする者）の医療救護は救護病院等で行う。 （３） 負傷者の医療救護を市内の救護病院等で措置できない場合は、県が定める医療救護計画に基づき県災害対策本部に広域搬送を要請する。 （４） 広域搬送をする場合、救護病院等又は市は、最寄りのヘリポートまで重症患者を搬送する。 （５） 市は、南海トラフ巨大地震等に対処するため、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。 （６） 医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じて、トリアージを行い、効率的な活動に努める。 （７） 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、必要に応じて派遣を要請する。 2 実施事項 （１） 地震発生後、直ちに各医療救護施設の被害状況を調査し、被害に応じた

実施主体	内容
	対策を講じ医療救護体制を確立する。 (2) 発災後、体制が整った施設は、速やかに医療救護活動を開始する。 (3) 重症患者及び中等症患者は、救護病院等に受け入れる。 (4) 医療救護施設が効果的に機能するよう、医療救護施設ごとの医療活動状況や医療ニーズを把握するほか、静岡県災害医療コーディネーターが保健医療福祉調整本部長又は保健所長の業務を補完する形として医療資源の需給調整を行う。 (5) 救護所、救護病院等の受入状況等の把握のため職員を配置する。 (6) 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。 3 血液の確保 医療救護施設から輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 4 県への医師等の派遣要請 市長は、救護病院等において医療救護活動に従事する医師等が不足したときは静岡県災害医療コーディネーターの助言等により、次の事項を示して、県に医療チーム（DMAT、JMAT、DPAT等）及び保健師等チームを要請する。 (1) 必要な救護班数 (2) 救護班の派遣場所 (3) その他必要事項 被害の状況に応じて、重症患者の広域搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。 5 医薬品等の確保 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救護所等において災害時に必要とされる医薬品及び衛生材料等を調達する必要があると認めるときは、医師会、薬剤師会等との協定に基づき要請する。 また、管内の医薬品卸業者等から調達する。さらに、管内で調達できない場合には、県に調達を要請する。 ◇資料編 5－10：医療救護に関する協定 6 負傷者の搬送 (1) 負傷者の救護所、救護病院等への搬送は、自主防災組織が行う。 (2) 救護所で応急処置を受けた中等症患者及び重症患者の救護病院等への搬送は、自主防災組織又は消防機関等により行う。 (3) 広域搬送のためのヘリポート等の搬送拠点までの搬送は消防機関等が行う。 7 医療に係る救援物資の管理・供給 医療に係る救援物資は、あらかじめ指定した場所に集積し、静岡県災害薬事コーディネーターの協力のもと、受援医薬品等の管理、整理や効率的な分配を行う。 8 薬剤師の派遣要請

実施主体	内容
	市長は、薬剤師が不足したときは、県に薬剤師の派遣を要請する。また、静岡県災害薬事コーディネーターの協力のもと、応援薬剤師を受入れ、必要な場所に分配するなど、救護所等における応援薬剤師の運用を行う。
市民及び自主防災組織	(1) 傷病者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 (2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。 (3) 救護所で応急処置を受けた中等症患者及び重症患者を救護病院等に搬送する。

4 日本赤十字社静岡県支部の活動

区分	内容
医療救護班の派遣	・日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、直ちに出勤させる。 ・医療救護班は医療救護を行う地域の市と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。
広域応援	・日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。 ・日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。 ・医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。

5 実施事項

(1) 医療を受ける対象者

- ・医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者
- ・現に医療を必要とする状態にある者
- ・応急的に医療を施す必要がある者

(2) 助産を受ける対象者

- ・災害のために助産の途を失った者
- ・現に助産を要する状態にある者
- ・災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者

なお、上記については被災者である否とを問わない。また、本人の経済的能力の如何を問わない。

(3) 医療及び助産の範囲

表 3-6 医療及び助産の範囲

医療	助産
1 診 察	1 分べんの介助
2 薬剤又は治療材料の支給	2 分べん前、分べん後の処置
3 処置、手術その他治療及び施術	3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
4 病院又は診療所への収容	

医療	助産
5 看護	

(4) 実施期間

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の実施期間は、◇資料 6－1 による。

ただし、必要に応じ知事と協議し期間を延長することができる。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

(5) 医療及び助産の実施

- ・被災者に対する医療については、医師会等の協力を得て救護班を編成し、救護所の開設又は巡回により行う。助産については、医師会、公的病院等の協力を得て、対応可能な病院、診療所で行う。
- ・災害の規模又は患者の発生状況によっては、県に医療チーム（DMA T、JMA T、DPA T等）を要請する。
- ・救護班による医療救護ができない場合又は救護班による医療救護が適当でない場合については、病院、診療所に医療救護を要請する。
- ・多数の負傷者が発生した場合は、トリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

◇資料編 5－10：医療救護に関する協定

◇資料編 4－13：救護所一覧表

◇資料編 4－14：救護病院一覧表

(6) 費用の限度

ア 医療

- (ア) 救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費
- (イ) 病院又は診療所による場合
国民健康保険診療報酬の額以内
- (ウ) 施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内

イ 助産

- (ア) 救護班による場合
使用した衛生材料等の実費
- (イ) 助産師による場合
当該地域における慣行料金の 8 割以内

(7) 医療品等の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医療品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力等の実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておく。

また、医薬品等が不足すると思われる場合には、県に調達を要請する。

◇資料編 5－10：医療救護に関する協定

(8) 県への要請事項

市長は、医療及び助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにしたうえで、県に医療チーム（DMA T、JMA T、DPA T等）及び保健師等チームを要請する。

- ア 必要な救護班数
- イ 救護班の派遣場所
- ウ その他必要事項（災害の発生原因等）

（９） 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、県医療救護計画で定める体制の中で、適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めるものとする。

（10） 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

6 健康への配慮

特に、高齢者、障がいのある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

市は、避難所や在宅などにおいて、健康観察が必要となる被災者に対し、保健師等による健康相談等や歯科衛生士等による口腔ケア活動等を実施する。

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

（１） 特例措置

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第４章及び消防法第１７条の規定は、適用しない。

（２） 市長の措置

ア 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。

イ 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を行う。

第 20 節 防疫計画

[衛生、保健所、水道、環境]

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 実施事項

市長は、防疫上必要と認める場合は、以下の各項を実施する。

- （１） 病原体に汚染された場所の消毒
- （２） ねずみ族、昆虫等の駆除
- （３） 病原体に汚染された物件の消毒等
- （４） 生活水の供給
- （５） 浸水により感染症の発生が懸念される地域の防疫活動支援

- (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- (7) 臨時予防接種の実施
- (8) 健康診断の実施
- (9) 感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするための調査の実施
- (10) 防疫に関する広報の実施

2 実施内容

(1) 実施基準

被災により周辺環境の衛生状態が低下し、感染症発生のおそれがある次の場合に実施する。

- ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域
- イ 集団避難所
- ウ 安全な飲料水の確保が困難な地域
- エ その他衛生状態が良好でない地域

(2) 実施方法

- ア 防疫上必要とされる消毒
- イ 感染症を媒介するおそれのある害虫等の駆除
- ウ 安全な飲料水の確保及び飲用指導
- エ 毒劇物の取扱い
流出飛散防止の指導及び流出等した場合の回収指導
- オ その他、防疫上必要な措置

(3) 消毒機器及び薬品

消毒機器及び薬品は、協定締結業者より調達し、不足の場合は農協等が所有しているものを借り上げる。

3 実施期間

災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね7日間とする。

4 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

5 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

6 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

第 21 節 災害廃棄物処理計画

[環境、都市、建設、下水]

被災地の災害廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ、し尿の処理を適切に行うことで、被災者の速やかな生活再建を図るため、市、県等の実施事項を定める。

1 基本方針

- ・災害廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ及びし尿を含む。）（以下「災害廃棄物等」という。）の処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持及び都市機能の速やかな復旧・復興を図る上で不可欠であることから、「静岡市災害廃棄物処理計画」に従って円滑・迅速・適正に処理する。
- ・一時的に多量に発生する片付けごみ、損壊家屋等の撤去ごみ等の災害廃棄物は広域処理を含めた検討を行い、仮置場の適正配置や中間処分、最終処分先の確保により計画的かつ効率的に処理を行う。
- ・災害廃棄物等の処理にあたっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ・し尿は、下水道などの処理施設における処理が可能となるまでは、仮設トイレ、携帯トイレ、マンホールトイレ等で対応する。
- ・市民が災害廃棄物等を速やかに分かりやすく排出できるよう、同報無線、市ホームページ、SNS、テレビ、チラシなどを活用し、適時適切な情報発信を行う。
- ・市民等からの問合せにワンストップで対応できるよう、災害廃棄物コールセンターを設置する。

2 災害廃棄物等の処理方法

（１） 災害廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ、し尿を除く）の処理

実施主体	内容	
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集	・災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市を支援・指導する。 ・市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	関係団体等への協力要請	収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 ア 国、近隣都県、県内非被災市町 イ 関係団体 （ア） 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 （イ） 静岡県環境整備事業協同組合 （ウ） 日本環境保全協会静岡県連合会
	処理方法の市町への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、「静岡県災害廃棄物処理計画」等による「災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言

実施主体	内容
	を行う。
市	(1) 発災後、災害廃棄物対策本部を速やかに設置するとともに、情報収集体制を確立する。また、以下の内容を整理した上で静岡県に報告する。 ア 家屋の被災棟数等の被災状況 イ 廃棄物処理施設等の被災状況 ウ 仮置場整備の状況 エ 腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況 (2) 大規模災害時における災害廃棄物の広域処理体制を整備するため、県等と情報共有を図るとともに、緊密な連携体制を構築する。 (3) 収集した情報を基に、災害廃棄物等の発生量を推計する。 (4) 災害廃棄物等の収集運搬・処理計画等の方針を決定する。 (5) 推計した災害廃棄物等の発生量を処理するのに必要な仮置場（大規模仮置場）、処理施設等を確保する。 (6) 災害廃棄物等の排出場所・排出方法を住民・事業者に周知する。 (7) 市域において災害廃棄物を処理することが困難な場合は、県や災害協定を締結する他都市、民間事業者等に支援を要請する。 (8) 関係部署間で連携し、生活環境の保全を図る。 (9) その他損壊家屋の解体等「静岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正に処理を行う。
事業者	(1) 災害後の事業活動に伴い発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木、通常の事業活動の継続に伴う事業ごみ等）については、原則として事業者の責任で処理する。 (2) 被災した住居併設型店舗や中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業から排出された廃棄物のうち、通常の事業活動の継続に伴い発生する廃棄物（家庭系生活ごみに相当するもの）であって、家庭等から排出された災害廃棄物と分離が不可能なものは、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から本市が処理する。 (3) 事業者が保有していた製品であって、災害により、商品価値が無くなり、出荷ができなくなった物の処理は、原則として事業者の責任で処理する。
市民及び自主防災組織	(1) 災害廃棄物等の処理は、市の指定する排出方法等に従い、河川、道路、海岸及び山間部等に投棄しない。 (2) 地域ごとに住民用の臨時ごみ集積所を設置する。 (3) 臨時ごみ集積所の整理、ごみの流出防止等の管理を実施する。

（２）生活ごみ・避難所ごみの処理

実施主体	内容
県	・市の要請に基づき市の行うごみ処理について処理場▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-2-1）」）や死亡獣畜処理場（市又は清掃業者）▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-3-1）」）、清掃用運搬資機材▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-2-3）」）あつせん、必要な指導を行う。

実施主体	内容
	・市の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。 - ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。
市	(1) 被災状況から判断し、収集する優先品目（腐敗性廃棄物・感染性廃棄物等）を定めるなど可能な収集・処理体制を確保する。 (2) 市域において生活ごみ・避難所ごみを処理することが困難な場合は、県や災害協定を締結する他都市、民間事業者等に支援を要請する。 (3) 発災後速やかに情報収集体制を確立し、状況の変化に応じて計画的に生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬及び処分を実施する。 (4) 分別項目、排出場所、収集エリアを迅速に決定し、排出方法について住民及び避難所管理者へ周知する。 (5) 生活ごみ及び避難所ごみは、仮置場に搬入せず、本市の清掃工場で処理を行う。 (6) 関係部署間で連携し、生活環境の保全を図る。 (7) 腐敗性廃棄物等の対策や発生する廃棄物の組成等に留意し、必要な措置を講ずる。
市民及び 自主防災組織	(1) ごみの分別及び搬出について、市の指導に従う。 (2) 河川、道路、海岸及び山間部等に投棄しない。 (3) 地域ごとに住民が搬出するごみの集積所を設置する。 (4) ごみ集積所の整理、ごみの流出防止等の管理を実施する。

(3) し尿の処理

実施主体	内容
県	・市の要請に基づき、市の行うし尿処理について処理場▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-2-1）」）や清掃用運搬機材▼（「県地域防災計画資料編Ⅱ（15-2-2）」）のあっせん、必要な指導を行う。 ・市の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。 - ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。
市	(1) 下水道の普及区域及び農業集落排水処理地域においては、処理可能となるまでの間は、住民に仮設トイレ等で処理し、し尿及び家庭雑排水は管きょに流さないよう広報活動を実施する。 (2) 「静岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、仮設トイレ等のし尿の収集・処理体制を速やかに整備する。また、市域においてし尿を処理することが困難な場合は、県や災害協定を締結する他都市や民間事業者等に支援を要請する。 (3) 速やかに下水道施設、農業集落排水施設及びし尿処理施設等の応急復旧に努める。

実施主体	内容
市民及び自主防災組織	(1) 自主防災組織は、職員の仮設トイレの設置に協力し管理を行う。 (2) 下水道施設等の被災に伴い、水洗便所が使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理する。

3 廃棄物処理法における特例

廃棄物処理法に係る特例の取扱いについては、別に定める▼「静岡市廃棄物処理計画」に基づき、実施する。

第22節 社会秩序維持計画

[総務、危機、観光・市民]

市長は、当該市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。

1 実施事項

生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、調査及び対策を講ずる。

(1) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の報告徴取、立入検査等

ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。

2 県に対する要請

市長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

3 警察に対する要請

市長は、市域内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、市を所轄する警察署に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。

(1) 不法事態に対する措置

(2) 鉄砲又は刀剣類に対する措置

第23節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

[観光・市民、福祉、衛生]

この計画は、災害により行方不明となり、既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため遺体識別等のために行う措置並びに埋火葬ができない者に対して、市の実

施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋火葬に支障のないようにすることを目的とする。

1 基本方針

- ・市は、県が作成した▼「遺体処理計画策定の手引」に基づいて▼「静岡市遺体措置計画（遺体措置マニュアル）」を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- ・遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- ・県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- ・市域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- ・市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- ・市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- ・県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内容		
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	市は、大規模災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、関係機関と協議の上、次の施設に遺体収容施設を設置する。 ◇資料4－10：大規模災害時における遺体収容施設
		活動	市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引取人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	

実施主体	内容	
	死亡届の受理	遺族あるいは関係者からの死亡届（死体検案書）を受理し、埋火葬許可証を発行する。
	広域火葬	市は、大規模な地震等の発生により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能になった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、市外での火葬が必要と判断したときは、静岡県広域火葬計画に基づき、速やかに県に広域火葬の応援・協力を要請する。
	県への要請	市長は遺体の搜索、処理及び火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 ア 必要な医師数 イ 搜索、措置及び火葬に必要な職員数 ウ 搜索が必要な地域 エ 火葬施設の使用可否 オ 必要な輸送車両の台数 カ 遺体措置に必要な器材及び資材の品目別数量 キ 広域火葬の応援が必要な遺体数
県	市長から遺体の搜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。 ・知事は、市から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。 ・知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の搜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあつせんを行う。 ・知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。 ・知事は、火葬要員のあつせんを行う。 ・知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。	
市民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。	

3 実施事項

(1) 遺体搜索対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索

ア 搜索にあたっては、地元関係者やボランティア等の協力を得て実施するほか、自衛隊、警察官等の出動を要請し、必要に応じて舟艇その他機械器具を活用するとともに、人員に不足を生じたときは、人夫の雇上げにより積極的な活動を実施する。

イ 遺体が海上に流出したものと予想される場合には、知事に海上保安庁、自衛隊の応援要請を要求するほか、警察並びに漂着が予想される関係市町に搜索を依頼する。

(3) 搜索の費用

災害救助法が適用された場合の搜索の費用は、◇資料編 6－1 による。

(4) 実施期間

災害救助法が適用された場合の搜索期間は◇資料編 6－1 による。

ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限度の範囲で知事と協議して延長を行うことができる。

(5) 遺体の措置

ア 遺体の措置内容

(ア) 遺体を発見したときの措置

遺体は、遺体収容施設等において、警察及び医師の協力を得て速やかに検視及び検案を受け、身元が判明し、遺族等の引取人があるときは速やかに引き渡す。

(イ) 遺体の一時保存のため施設等を設置し、遺体の識別等のため、適切な処置をする。また、遺品の保存などの措置をとる。

(ウ) 身元不明の遺体又は引取人がない遺体は、身元を確認するため、警察にも調査を依頼し、指定した収容施設に一時保存する。

イ 遺体収容

(ア) 遺体収容施設は、関係機関と協議の上、災害時の状況に応じて開設する。

(イ) 遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、死者に対する礼が失われることがないように注意する。

ウ 遺体措置の期間

災害救助法が適用された場合の遺体の措置の期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、静岡県知事と協議をして延長することができる。

エ 火葬、埋葬の対象者

(ア) 災害時の混乱により死亡した者

(イ) 災害のため火葬、埋葬を行うことが困難である場合

オ 死亡届の受理

遺族あるいは関係者からの死亡届（死体検案書）を受理し、埋火葬許可証を発行する。

カ 埋火葬の方法

(ア) 埋火葬の程度は応急仮葬であり、埋葬又は火葬とする。

(イ) 棺、ドライアイス、骨等の遺体の安置、埋火葬に必要な物資の支給及び埋火葬、納骨等の役務の提供を行う。

(ウ) 民間の第三者が埋火葬を行った場合には、例外措置として費用の限度内で実費を補償することができる。

(エ) 遺体の身元が判明している場合は、遺族などの関係者に連絡して遺体を引き渡し、身元不明の遺体については、原則として市長の届出により埋火葬する。

(オ) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬する。

(6) 費用の限度額等

災害救助法が適用された場合の遺体の措置及び埋火葬の費用の限度額は、◇資料編 6－1 による。

なお、埋火葬の期間は遺体の措置に準ずる。

(7) 県への要請事項

市長は、遺体の搜索、措置、火葬について知事に応援を求める場合には、次の事項を明らかにしてあつせんを要請する。

ア 搜索、措置、火葬に必要な職員数

イ 搜索が必要な地域

ウ 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否

エ 必要な輸送車両の台数

オ 遺体の措置に必要な器材、資材の規格及び数量

カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

(8) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

(9) 協定による資機材の確保

災害時に遅滞なく埋火葬を行えるよう、平時から協定を締結して埋火葬のための資機材を確保するよう努める。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平時の規制の特例措置が講じられる。

＜特例措置＞

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第24節 障害物の除去

[環境、都市、建築、建設]

- ・市長は、県知事の委任を受けて、災害救助法に基づき、災害により土石等が居室等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ自己の資力では住宅又はその周辺に運ばれた障害物除去を行うことができない世帯を対象に実施する。
- ・市は、上記のほか、市民の日常生活に著しい影響を及ぼす災害が発生したと認めるときは、建設業協会やボランティア団体などの関係機関等と連携・協力し、土砂の排除等を実施する。

1 災害救助法に基づく障害物除去の実施

応急的な除去は、次の方針に基づき生活上欠くことのできない場所を対象として実施する。

(1) 障害物除去の対象

障害物除去の対象については、居室、台所、玄関、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分とし、現物をもって行う。

(2) 費用

災害救助法が適用された場合の一世帯あたりの費用については、◇資料編 6－1 による。

(3) 期間

災害救助法が適用された場合の障害物除去の期間については、◇資料編 6－1 による。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

2 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

3 宅地内等における堆積土砂の排除

本市に災害救助法が適用された場合や、災害により市民生活に著しい影響を及ぼす場合などにおいて、速やかに市民の生活再建を図るため、宅地内等堆積土砂排除の実施に必要な基本方針、執行体制、業務分担などを定めることで、土砂排除等に係る体制を構築する。

なお、土砂排除等に係る活動内容は、別に定める「宅地内等堆積土砂排除に係る実務マニュアル」による。

第 25 節 輸送計画

[危機、総政、消防]

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

- ・市及び県は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含めて確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握し、緊急輸送が円滑に実施されるようあらかじめ運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。
- ・市及び県は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- ・市及び県は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

1 輸送の方法

(1) 陸上輸送

ア 市有車両の活用

イ 運送業者等による輸送

市有車両だけでは対応が困難であり、トラック・バス・タクシー等による輸送が適当な場合は、一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会、車両輸送に関する協定締結事業者等に車両輸送を要請する。

ウ 鉄道による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道による輸送が適当な場合は、東海旅客鉄道株式会社静岡支社、静岡鉄道株式会社に鉄道輸送を要請する。

エ 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力による輸送を行う。

オ 自衛隊の要請の要求

▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。

(2) 海上輸送

道路、鉄道等の施設が被災し、自動車及び貨車による輸送が不可能となり、かつ大量の物資、資材等の輸送を必要とするときは、船舶並びに舟艇の調達について知事に要請する。

海上輸送は、県、民間、漁業協同組合並びに海上保安庁等の協力を得て次の船舶により行う。

ア 県有船舶

県有船舶による輸送の応援を知事に要請する。

イ 海上自衛隊の艦艇

▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。

ウ 海上保安庁の船艇

▼「第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」による。

エ 民間船舶及び漁船

(ア) 民間船舶（漁船を除く）

民間船舶への応援要請は、県を通じて中部運輸局静岡運輸支局に行い、その結果を清水海上保安部へ報告し、必要な支援を要請する。

(イ) 漁船

漁船への応援要請は、清水・由比港漁業協同組合を通じて行う。

◇資料編 5－8：輸送に関する協定

(3) 航空輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となった場合は、市長は消防ヘリコプターを活用するほか、知事等に対して、空輸の応援要請の要求を行う。

自衛隊による航空輸送を必要とする場合は、▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。

◇資料編 4－32：防災ヘリポート一覧表

◇資料編 4－33：ヘリポートの具備すべき事項

2 輸送の範囲等

(1) 輸送の範囲

ア 被災者の避難に係る支援

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 死体の搜索

カ 死体の措置（埋葬を除く）

キ 救済用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

災害救助法が適用された場合の輸送実施期間は、◇資料編 6－1 による。

ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の輸送費用は、◇資料編 6－1 による。

(4) 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

(5) 県への要請事項

市長が輸送計画について、知事に対して応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請する。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

第 26 節 運輸施設応急対策計画

[危機]

この計画は、災害対策諸活動を円滑かつ効率的に運営するため、欠くことのできない運輸施設を災害から防護し、災害応急対策を実施するために必要な要員や物資などの輸送を確保するため、運輸機関は、自ら定める災害対策の規定等に基づいて防災活動を行うとともに、県、市及び防災関係各機関等と協力して、公共機関としての機能の維持を図る。

1 機関の名称、所在地

表 3-7 運輸機関の名称、所在地

機関名	所在地	電話番号
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社	静岡市葵区黒金町 4 番地	代表 054-284-2319
静岡鉄道株式会社	静岡市葵区鷹匠一丁目 1 番 1 号	代表 054-254-5114

2 異常気象時及び災害時における運転規制について

◇資料編 4－49：静岡鉄道株式会社の運転停止基準

3 実施事項

(1) 応急体制の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生したときは、災害対策本部の設置等により社内の応急体制の確立を図る。

(2) 代行輸送等の実施

路線等の被害により、列車の通行が不能となったときは、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3) 応急復旧の実施

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係

者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第 27 節 交通応急対策計画

[建設]

この計画は、被災者及び救援物資等の輸送を円滑に行うため、市内主要交通路の確保、交通規制の実施及び道路・橋りょう等の応急復旧を実施し、応急作業の効率化を図ることを目的とする。

1 実施事項及びその方法

(1) 被災箇所及び危険箇所の把握

災害が発生した場合は、道路パトロールなどの監視体制を強化し、市の管理する道路をはじめ、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路についても、破損、決壊、橋りょう流失その他交通に支障を生じるおそれのある箇所を早急に把握するとともに、各道路管理者等と連携して、迅速かつ適切な措置をとる。

(2) 道路啓開

災害応急対策を実施するため、緊急輸送路として確保すべき幹線道路から優先して道路啓開、応急復旧等必要な措置を実施する。

◇資料編 4－20：緊急輸送路一覧表

(3) 実施機関及び担当

表 3-8 交通応急対策実施機関及び担当

国道 1 号	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
国道 52 号	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所
臨港道路	静岡県清水港管理局
国道 149 号	静岡市建設局道路部
国道 150 号	静岡市建設局道路部
国道 362 号	静岡市建設局道路部
県道	静岡市建設局道路部
市道	静岡市建設局道路部
街路樹	静岡市建設局道路部
電柱、架線	N T T 西日本株式会社静岡支店、中部電力パワーグリッド株式会社等
交通信号機	静岡県公安委員会

(4) 街路灯及び街路樹等の応急対策

倒れた街路灯及び街路樹等は、交通障害、架線の切断等の原因となるおそれがあるため、次の要領により除去作業を実施する。

ア 倒れて交通の障害となった街路灯及び街路樹や個人所有のブロック塀、建築物等は、道路と並行に片寄せた後、順次収集処理する。

イ 倒れかけた街路灯及び街路樹で復旧の見込みのないものは取り除き、道路と並行に片

寄せした後、順次回収する。

ウ 被害を受けても復旧可能な街路灯及び街路樹については、支柱及び結束材料等を使用して傾斜を回復する処置をとる。

(5) 主要交通路等の確保

事前に復旧する道路の優先順位や方法等を定め、緊急輸送路、優先確保ルート及び孤立予想集落につながる道路等の主要な道路・橋りょう等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、被災状況により随時迂回路を設定する。

2 災害時における通行の禁止又は制限

- ・道路管理者は、破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。
- ・道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設け、必要がある場合は、適切なまわり道の道路標識をもって明示する。
- ・道路管理者は、通行禁止又は制限を実施しようとする場合又は実施したときは、直ちに所轄の警察署長に連絡する。なお、バス路線となっている場合は、しずてつジャストライン株式会社にその旨を連絡するものとする。

3 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

4 道路の応急復旧

(1) 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任は、当該道路の管理者とする。

(2) 他の道路管理者に対する通報

市長は、市域内の国が管理する国道及び他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障を来たすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者等に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(3) 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

(4) 占用施設設置者の相互協力

電気、ガス、上下水道、電話等の道路占用者は、被害を発見した場合、自己の所管する施設以外についても直ちに道路管理者等に通報し、応急措置などについて相互に協力し合うものとする。

(5) 国・静岡県への要請事項

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、国や静岡県に対

して応急復旧の応援を要請する。

(6) 仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、国や静岡県と協議し、実施責任の範囲を定め必要な措置を講ずるものとする。

(7) 経費の負担区分

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が、市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁を行うことができる。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、国や静岡県と協議して経費の負担区分を定める。

5 応急措置のための要員及び道路復旧用資機材等の確保

(1) 要員の確保

職員を動員するほか、市内の建設業協会等に協力を要請する。又、要員が不足するときは、知事に対し要員の確保についてあつせんを要請する。

◇資料編 5－3：民間事業者との協力協定一覧

(2) 道路復旧用資機材等の確保

市内各事業所が保有する道路復旧用資機材等の実態を把握し、必要に応じて借上げ、又は提供を受けるなどの方法により確保する。また、道路復旧用資機材等については、一定量を市においてあらかじめ確保する。

6 県公安委員会による交通規制

(1) 災害時における交通の規制等

ア 緊急通行車両以外の車両通行の禁止又は制限

県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害対策基本法に基づき、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（①道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

イ 緊急輸送路の指定

県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第 1 次、第 2 次、第 3 次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道 1 号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

ウ 緊急通行車両の通行の確保

県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両

の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

エ 交通規制の周知徹底

県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。

(2) 警察官の措置命令等

ア 警察官による通行妨害に対する措置

警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

イ 警察官による緊急措置

アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 自衛官による措置

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

エ 消防吏員による措置

警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

オ 道路管理者による措置

道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(3) 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。

適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

(4) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置しなければならない。

なお、この場合、当該道路管理者等に必要事項を通知するとともに、区域内の住民に周知するものとする。

◇資料編 4－21：緊急通行車両以外の車両通行止標示

(5) 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(6) 緊急通行車両の申出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して申出（「緊急通行車両確認申出書」）をすることができる。

◇資料編 4－22：緊急通行車両確認申出書

(7) 緊急通行車両の確認

県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

◇資料編 4－23：緊急通行車両標章

◇資料編 4－24：緊急通行車両確認証明書

(8) 交通の危険防止のための通行の禁止又は制限

警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

7 海上交通の確保

区分	内容
情報の収集伝達	・ 県は地方整備局、運輸局、海上保安庁、自衛隊、市、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。 ・ 市は県の行う情報収集伝達に協力する。
海上交通の制限及び調整	・ 海上保安庁は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、いかだ等が船舶交通に及ぼす影響を調査し、必要な安全対策を講ずる。 ・ 海上保安庁は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。 ・ 海上保安庁は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。 ・ 市は、船舶交通の制限、輸送路の選定等について、海上保安庁が実施する航行及び停泊の制限又は禁止及び県等の防災機関が行う活動に協力する。
海上交通確保の措置	(1) 海上交通の調整 県は、海上保安庁等、防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。 (2) 港湾施設等の応急措置

区分	内容
	港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。 (3) 海上自衛隊及び海上保安庁等に対する支援要請 知事は、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について、応援要請があったときは、海上自衛隊、海上保安庁等に対し応援を要請する。 (4) 海上保安庁等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ調査を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。 (5) 海上保安庁等は、航路標識が損壊又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要な応急措置を講ずる。 (6) 海上保安庁は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。 (7) 市は、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保等について必要な場合、海上自衛隊及び海上保安庁等の派遣を要請するよう知事に要求する。

8 航空交通の確保

区分	内容
情報の収集伝達	市は、静岡ヘリポートの滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の被害状況、航空機の被害状況、支雪裡用者の被災状況等施設内及び周辺の状況についての情報収集を行う。
施設の運用制限	市は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じるときは、直ちに運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。また、施設の安全を図るため、施設利用者の混乱防止及び避難誘導、入場制限等必要な措置を講ずる。
施設機能確保の措置	市は、施設機能を確保するため、障害物の除去、応急修理等の応急措置を講ずるほか、関係機関と相互に連絡し、必要な調整を行う。
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

9 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合には、あらかじめ当該道路管

理者と協議する。

10 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限にとどめることを目的として、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。

検討会において交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、相互協力を行うとともに、平時からあらかじめ連携に必要な情報共有や連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

第 28 節 応急教育計画

[財政、教育]

この計画は、こども園、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校等」という。）の生徒等、教職員、施設及び設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合において、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。実施することにあたっては、施設の復旧、生徒等及び家庭の被災状況を考慮して行う。

1 基本方針

- ・県教育委員会は、公立学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校等に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- ・応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- ・学校等は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- ・中学生や高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校等の施設や設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区分	内容
災害応急対策	計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等における施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 計画に定める項目は、次のとおりとする。 なお、特別支援学校、障がいの状態及び特性等に配慮を必要とする生徒等が在籍する学校等においては、特に留意して計画を作成する。 (1) 学校等の防災組織と教職員の任務 (2) 教職員動員計画

区分	内容
	(3) 情報連絡体制 (4) 生徒等の安全確保のための措置 (5) その他「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校等が実態に即して実施する対策
応急教育計画の作成	(1) 市立の学校等の校長等は、市又は教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 被害状況の把握 生徒等、教職員及び学校等の施設、設備の被害状況を把握する。 イ 応急教育の計画 (ア) 教職員を動員し学校等の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、市又は地域住民の協力を求める。 (イ) 生徒等、教職員及び学校の施設・設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 (ウ) 全生徒等を学校等へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。 (エ) 生徒等を通学不能な他地域に集団移動させて応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。 (オ) 教育活動の再開にあたっては、生徒等の登下校時の安全確保に留意する。 (カ) 学校給食の再開については、施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。 ウ 学校等が避難所になる場合の留意事項 (ア) 避難所に供する施設・設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 (イ) 学校等の管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。 (ウ) 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。 (2) 市立以外の学校等における応急教育については、市立学校に準ずる。この場合、学校等の校長等は、県と密接な連携を保ち、応急教育計画を定める。 (3) 市長は、応急教育のため必要と認めたときは、教育委員会と協議のうえ、知事若しくは、県教育長に対し、施設又は教職員の確保について要請する。 (4) 生徒等の心のケア 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校等は生徒等の実態を踏まえ、学校等の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。

3 学用品の給与

(1) 実施基準

ア 学用品の給与を受ける者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学に支障のある小学校児童、中学校及び高等学校等生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部等生徒を含む。）

イ 学用品の品目

(ア) 教科書（文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもので、教育委員会が採択したものに限る。）

(イ) 教材（教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているものに限る。）

(ウ) 文房具

(エ) 通学用品

ウ 実施期間

災害救助法が適用された場合の学用品の給与期間は、◇資料編 6－1 による。ただし、知事と協議し期間を延長することができる。

エ 費用の限度額

災害救助法が適用された場合の学用品の給与の限度額は、◇資料編 6－1 による。

◇資料編 6－1：災害救助法の適用

(2) 市の実施事項

学用品給与の方法

ア 給与の対象となる児童及び生徒の人数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別及び学年別に正確に把握する。

イ 児童又は生徒の判定時点は、原則として災害発生の日とする。なお、学年末等の場合は実情に即して判定する。

ウ 教科書は、学年別、学科別及び発行所別に調査集計し、購入配分する。

エ 通学用品及び文房具は、被害状況別並びに小・中学校別に学用品購入計画表を作成し、購入する。

オ 給与品目は、各人の被害状況程度等の実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。

カ 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

キ 実施状況の報告及び整備書類の作成

県が別に定める書類を整備するとともに、必要な都度、実施状況を報告する。

4 応急教育

(1) 休校措置

災害が発生し、又は災害の発生が予測されるときは、おおむね次の基準によるが、各学校長は、自校の状況に応じて適切な措置をとる。また、措置の内容を教育委員会に報告する。

ア 児童・生徒が登校以前に暴風、大雨、洪水警報等が発表されている場合には、自宅待機等の措置をとることができる。

イ 児童・生徒が登校後に暴風、大雨、洪水警報等の発表が予測されるときは、気象情報

に十分注意し、安全に留意して適切な措置をとる。

授業を打ち切り、早退させる場合は、注意事項を徹底し団体行動を取らせる等、安全面の指導をするとともに、特に低学年児童、特別支援学級児童等については、教師並びに保護者が付き添うなど、適切な措置をとる。

(2) 応急教育の実施

応急教育は、施設の被害程度、復旧の状況並びに教員、児童・生徒及び家族の被災の程度、更には交通機関、道路の復旧状況等も勘案して、次の方法により行う。なお、各学校長は、教育委員会に措置の内容を報告する。

ア 教育施設が被災した場合

(ア) 校舎の一部が被災し、使用不能となったときは、残存する安全な校舎を使用して学級合併授業、一部又は全部にわたって二部授業を実施するなどの対応を図る。

(イ) 校舎の使用が全面的に不可能となったが、数日で復旧する見込みのときは臨時休校の措置をとり、その期間中は、地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、生活指導など応急教育を実施する。

(ウ) 校舎の被害が甚大であり、復旧に日時を要するときは、隣接の学校において二部授業を行う。ただし、これによることが困難な場合は、プレハブ校舎の設置、民間施設の一時借上げ等の措置をとる。

イ 道路並びに交通機関が被災した場合

(ア) 一部又は半数に近い児童・生徒が登校できないときは、短縮授業、半日授業等の措置をとる。

また、登校できない児童・生徒については、別途適切な措置をとる。

(イ) 一定区域の児童・生徒が登校できないときは、臨時に授業を行うなどの措置をとる。

(ウ) 半数以上の児童・生徒が登校できないときは、臨時休校又は臨時に地域の集会所等を利用し、授業を行うなどの措置をとる。

ウ 児童・生徒が被災し避難した場合

(ア) 児童・生徒が避難のため個別に居住地を離れたときは、避難先地区の学校に仮入学をさせ、授業を行う。

(イ) 児童・生徒が集団避難したときは、避難先地区の学校を指定し、二部授業又は合併授業を行うなどの措置をとる。

5 文教施設の応急復旧

(1) 校舎

被害の軽微な校舎については、即時修理を行い、教室に不足が生じた場合は、特別教室、体育館の一時転用を図り、なお不足する場合は、仮設（プレハブ等）教室の設置等の措置をとる。

(2) 校庭

運動場の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。

(3) 備品

流失、焼失、破損等により備品が滅失、あるいは使用不能となった場合は、予備の備品を使用するなど授業に支障をきたさないよう配慮する。

6 教職員の確保

教職員の被災状況を把握するとともに、応急教育を実施するための教職員が不足した場合は、補充教員の臨時的任用、一時的な教職員組織の編成替え等により必要な教職員の確保に努める。

7 就学措置

被災した児童・生徒に対する就学の援助について必要な措置を講ずる。

8 学校給食

災害時における学校給食は、可能な限り継続実施に努めるが、次のような場合は、関係機関と協議して一時休止等の措置をとる。

- (1) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大なため学校給食施設が災害応急対策のため使用されたとき
- (2) 学校給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり応急復旧が完了するまでの期間
- (3) 感染症の発生が予想されるとき
- (4) 給食物資の調達が困難なとき
- (5) その他給食の実施が適当でないと認めるとき

9 被災学校等の教職員並びに園児・児童・生徒の健康管理

被災の状況により、被災学校・園の教職員並びに園児・児童・生徒に対し、健康診断、感染症の予防等、必要な措置をとる。

10 緊急時の園児・児童・生徒の登下校対策

各学校（園）長は、保護者及び関係諸団体の協力を得て、保護者、教員等を指導員又は監督員として配置し、集団登下校等の安全措置をとる。

11 県への要請事項

市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合、下記について知事に調達及びあっせんを要請する。

- (1) 応急教育施設のあっせん確保
- (2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導
- (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導
- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達及びあっせん

第 29 節 社会福祉計画

[市民、福祉、こども]

市及び県は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付けを行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ること

ができる環境の整備に努める。

1 基本方針

- ・市及びその他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- ・市長は、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- ・市は、あらかじめ定める公共的施設に速やかに臨時生活相談所を開設する。なお、生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から、順次適切な応急措置を講ずる。
- ・各実施機関の体制について、援護措置の実施が困難な場合、市長は応援要員の派遣を知事に要請する。

2 実施事項

(1) 罹災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置

- ア 罹災社会福祉施設の応急復旧
- イ 罹災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあつせん
- ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあつせん

(2) 罹災低所得者に対する生活保護の適用

罹災した低所得者が最低限度の生活を営むことができない場合には、担当民生委員の協力を得て生活保護の適用を行う。

(3) 罹災者の生活相談

実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）
相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
協力機関	県、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、日本司法支援センター静岡地方事務所（法テラス静岡）、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関

(4) 罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け

実施機関	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
協力機関	県、市、民生委員・児童委員
貸付対象	罹災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）
貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による。

(5) 罹災母子・父子・寡婦世帯に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

実施機関	市
協力機関	民生委員・児童委員
貸付対象	罹災母子・父子世帯・寡婦（災害により母子・父子世帯・寡婦となった者を含む。）
貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額

(6) 罹災身体障害児者に対する補装具の交付等

実施機関	児童：県、市 18 歳以上：市
協力機関	児童：民生委員・児童委員、身体障害者相談員 18 歳以上：民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
対象	罹災身体障害児者
交付等の 内容	(ア) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 (ウ) 罹災身体障害児者の更生相談

(7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け

実施機関	市
支給及び 貸付対象	災害弔慰金：自然災害により死亡した者の遺族 災害障害見舞金：自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者 災害援護資金：罹災世帯主
支給及び 貸付額	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条、第 8 条及び第 10 条の規定に基づき市が条例で定める額

(8) 被災者（自立）生活再建支援制度

実施機関	（公財）都道府県会館（県単制度は県）
支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯
支給額	被災者生活再建支援法第 3 条に定める額

(9) 義援金の募集及び配分

実施機関	県、市
協力機関	教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
募集方法	災害の程度を考慮して、その都度協議決定する。
配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。

(10) 義援品の受入れ

実施機関	県、市
協力機関	報道機関、その他関係機関
受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより受入れの調整に努める。

第30節 農林水産業対策計画

[環境、農政]

この計画は、災害による農地、農業用施設、農作物、家畜、林道施設、治山施設、林産物、漁業施設等に対する被害の防除措置について定める。

1 被害状況の把握

市は、県、農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合等の協力を得て被害状況を把握する。

2 農地、農業用施設に対する応急措置

(1) 農道

崩土等の障害物除去の措置をとる。また、通行に危険があると認めたときは通行止め等の措置を講ずる。

(2) 用排水路

取水扉門の操作等により冠水の拡大防止に努める。

(3) 農業集落排水処理施設

処理場、管きょ等、農業集落排水処理施設の迅速な点検を行うとともに、施設に被害を生じたときは応急復旧を行い、排水処理機能の確保を図る。

3 農作物に対する応急措置

(1) 応急措置の実施

市は、農業協同組合等の農業団体の協力を得て、次の応急措置に努める。

ア 農作物の被害の実態に合った病虫害の防除、肥培管理等の技術指導

イ 苗、種子、農業用資材等のあっせん等の措置

ウ 苗、種子、農業用資材等の確保に困難を生じたときは、県に種苗事業者のあっせんを要請する。

(2) 二次災害防止の応急措置

農業者、農業団体等に対し二次災害防止のための応急措置を要請する。

ア 農業用施設の倒壊等による人身被害の防止措置

イ 農薬の漏出防止措置

ウ 農業用燃料の漏出防止措置（茶工場や園芸施設の重油タンク等）

4 家畜に対する措置

(1) 緊急的措置

市は、家畜飼養施設の被害状況により、二次災害防止のため、農業団体及び県中部家畜保健衛生所等の協力を得て、次の指導を行う。

ア 余震等による畜舎の二次倒壊による人身被害の防止措置及び生存家畜の救出措置

イ 家畜の逃亡措置及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置

(2) 応急措置

市は、農業団体及び県中部家畜保健衛生所の協力を得て、次の応急措置に努める。

ア 被災地における家畜の飼育管理の指導及び飼料の確保

- イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置（予防接種、畜舎消毒等）
- ウ 動物用医薬品（治療、消毒、予防）の円滑な供給
- エ 汚染地域の消毒等の措置
- オ 死亡獣畜の円滑な処分
- カ 緊急を要する飼料の確保について調達が困難な場合は、県に対して保有飼料の放出又は飼料事業者のあっせんを要請する。

5 林道施設に対する措置

（1）緊急的措置

市は、地元関係者及び維持管理委託業者と相互連携し、林道施設の被害状況を把握するとともに、県中部農林事務所に報告する。

また、林道施設に被害が発生した、又は発生するおそれがある場合、二次災害防止のため、次の措置を講ずる。

- ア 崩土等の通行不能状態に伴う、林道内の人員の救護及び退去措置
- イ 安全が確認されるまでの通行止め措置
- ウ 被害拡大防止措置

（2）応急対策

市は、林道施設の被害状況に応じ、次の措置を講ずる。

- ア 林道施設被害に伴う、人家の孤立若しくは、生活利用に支障が発生するおそれがある場合は、町内会、警察、消防の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む）
- イ 林道の通行に危険があると認めた場合は、通行止めの措置

6 治山（林地）に対する措置

（1）被害状況の把握

市は地元関係者の協力を得て、山腹崩壊、地すべり、土石流、倒木等の被害状況の把握に努める。

（2）緊急的措置

市は地元関係者、建設業者等の協力を得て次の緊急的措置に努める。

- ア 山腹崩壊、地すべり、土石流等の被害が生じ又は与えるおそれがある場合は土砂及び倒木等の撤去
- イ 地すべり又は亀裂等が生じた場合はシートで覆う等その拡大防止

7 林産物に対する措置

市は、森林組合等の協力を得て森林所有者、種苗経営者等の林産物生産者に対し、風倒木、被災苗木の処理、病虫害の防除及び林産施設の応急復旧等について技術支援を行う。

8 漁業施設に対する措置

（1）被害状況の把握

漁業協同組合等と連携し、漁港及び漁港施設及び漁業関係施設等の被害状況を把握するとともに、被害情報を県水産業局及び港湾局に報告する。

（2）緊急対策

- ア 漁業関係施設の被害状況から二次災害発生防止のため必要があると認めた場合は、漁船燃料等の漏出防止措置と流出油への引火防止措置を漁業協同組合に指示する。
- イ 大規模な燃料流出等の場合にあっては、清水海上保安部、警察署、消防署に応急対策を要請する。

(3) 応急対策

- ア 市及び漁業協同組合等は漁業関係施設等の被害状況に応じ、次の応急措置を講ずる。
 - (ア) 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕
 - (イ) 漁業無線による就航船舶、出漁漁船に対する漁港施設被害情報の提供
- イ 復旧活動の支障となる漁港施設の速やかな復旧工事を実施する。

第 31 節 消防計画

[消防]

この計画は、市の消防体制を明らかにし、各種災害の軽減に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、警防活動については、市の警防体制に関する計画による。

1 消防組織

消防局、消防署及び消防団が一体となり警防活動体制を確立する。

◇資料編 2－19：消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表

2 警戒態勢

災害が発生し、又は災害が予想され、警防活動を統制する必要があるときは、消防の総力をあげて警戒態勢を確立する。

3 出動体制

(1) 出動体制

- ア 消防隊等の災害時出動にあたっては、「消防隊等災害出動計画」の出動区分に従い、災害現場出動隊、残留隊等の編成について定め、警防活動の効率的運営を図る。
- イ 災害の規模が拡大し、通常体制の消防力では災害の防ぎょが困難であると判断される場合は、非常事態に対処した警防活動体制の編成を行い、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる。
- ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づき、消防の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる。

(2) 消防団の体制

- ア 消防団の火災出動にあたっては、「静岡市消防団災害出動基準」の出動区分に従い警防活動を行う。
- イ 災害の規模が拡大し、通常の出動体制では災害の防ぎょが困難となる場合は、その規模に応じ、団長の指示に基づき総力をあげて災害の拡大防止にあたる。
- ウ 大規模な地震災害に対処するため、「地震災害警防計画」に基づく「地震災害対応マニュアル」により活動し、消防団の総力をあげて災害の被害拡大防止にあたる。

4 警防活動

(1) 消防活動

ア 市は、その市域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため市の警防活動に関する計画に基づき消防隊の編成を行い次の活動を行う。

- (ア) 火災警防活動
- (イ) 風水害警防活動
- (ウ) 避難・誘導活動
- (エ) 救助・救急活動

イ 消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。

ウ 消防機関等は、火災防ぎょに当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。また、速やかに火災の状況を把握するとともに、林野火災防ぎょ隊形図、飛び火警戒を含めた要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行い、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

エ 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の、山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

オ 消防局は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、県や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努める。

(2) 広域応援体制

ア 市長は、消防組織法第 39 条の規定により、災害が次のいずれかに該当する場合には「静岡県消防相互応援協定」等に基づき、協定している他の市町長等に対し応援要請を行う。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求める。

- (ア) 発災市町等において発生した災害が協定を締結している市町等（以下「応援市町等」という。）に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (イ) 発災市町等の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合
- (ウ) 発災市町等を災害から防ぎょするため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

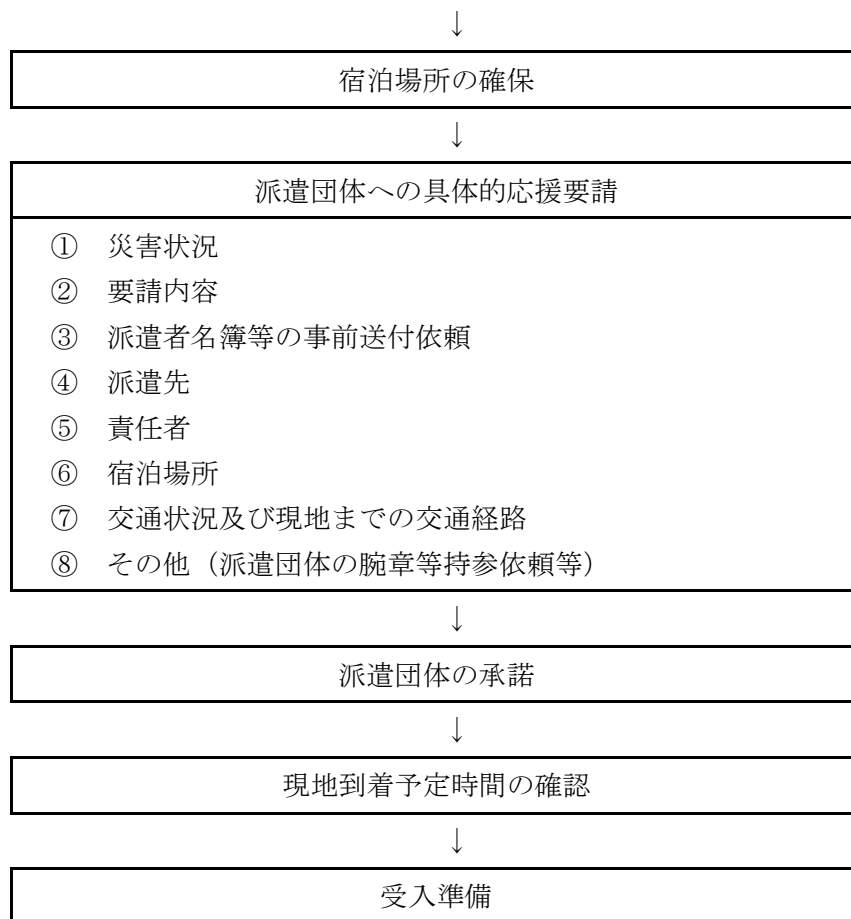
イ 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請する。また、県は、必要に応じ、又は被災市町からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。

ウ 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

◇資料編 5－2：消防相互応援協定

表 3-9 他の地方公共団体の長に対する応援要請手順

要請内容協議（行政管理部及び関係部・課）



(3) 大規模林野火災対策

ア 市及び県は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

イ 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある場合は、消防ヘリコプターによる空中消火活動を行う。

ウ 市は、あらかじめ定められたところにより、地上において消防機関による空中消火活動を支援する。

エ 林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、市は、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、ガス漏れ事故等防止対策に関する協定に基づき、都市ガス事業者、高圧ガス事業者等、関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずる。

(6) 船舶火災対策

船舶火災については、清水海上保安部との相互応援協定に基づき消防活動を行うとともに、港湾関係機関と連携を図る。

第 32 節 応援協力計画

[危機、総務、財政、観光・市民、環境、福祉、商工、農政、消防、水道、下水、教育]

この計画は、災害時における広域激甚な被害に対応するため、県、警察、他の市町、自衛隊等に対して行う応援要請の概要について示す。

- ・災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。市は、地理等に精通していない応援者、物資の円滑な受入体制の整備に努める。
- ・南海トラフ地震発生時における広域応援の受入れは、静岡県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。
- ・相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

1 県への応援要請

- (1) 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して次の事項を示し応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
 - ・応援を必要とする理由
 - ・応援を必要とする人員、資機材等
 - ・応援を必要とする場所
 - ・応援を必要とする期間
 - ・その他応援に関し必要な事項
- (2) 市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求める。
- (3) 市は、上記の要求ができない場合には、その旨及び市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

2 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する職員の派遣要請等

- ・市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対して職員の派遣要請を行う。
- ・市長は、災害応急対策等のため必要があると認めるときは、知事に対して指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

3 民間団体等に対する応援要請

市長は、次の団体に対し直接又は知事を通じて応援の要請を行う。

(1) 応援協力要請の対象

応援協力要請の対象となる民間団体等のうち、主なものは次のとおりである。

- ア 赤十字奉仕団、青年団、男女共同参画団体、商工団体、農林水産団体、ボランティア団体
- イ 大学、高等学校、専修学校、各種講習施設等の学生・生徒
- ウ あらかじめ協定を締結した団体等

(2) 応急協力要請の時期及び要請事項

本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、次の事項を示して応援を要請する。

- ア 必要な人員数
- イ 作業内容
- ウ 作業場所
- エ 集合場所
- オ その他応援協力要請に関し必要な事項

(3) 応援協力要請の実施方法

ア 受入れと配分

民間団体等から応援の申し入れがあった場合は、応援の内容、人員などを把握し、各部・班の労務要請に応じ配分する。

イ 活動内容

- (ア) 炊き出し
- (イ) 救援物資の整理及び運搬
- (ウ) 飲料水の供給
- (エ) 清掃及び防疫
- (オ) 被害調査
- (カ) 避難所の運営支援
- (キ) 災害廃棄物の処理
- (ク) その他災害応急対策のうち危険の伴わない作業

ウ 活動の記録

- (ア) 活動団体の名称、人員及び氏名
- (イ) 活動期間
- (ウ) 作業内容
- (エ) その他の特記事項

4 緊急消防援助隊の要請

(1) 応援要請

市長は、地震等の大規模災害時における災害の発生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防組織法第 44 条に基づき、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の受入れ

「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」に基づき、緊急消防援助隊の円滑な消防活動を確保するため、次の措置を講ずる。

- ア 情報連絡体制
- イ 応援部隊への情報提供
- ウ 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定

◇資料編 4－30：応援部隊の集結場所及び野営場所の指定（緊急消防援助隊）

- エ 応援部隊への資機材等の提供及び補給
- オ 航空機（ヘリコプター）の離発着場の確保

◇資料編 4－31：航空部隊の活動拠点場所の指定（緊急消防援助隊）

カ 応援部隊の運用

キ その他必要事項

5 協定締結団体等への要請

市長は、災害応急対策等を実施するため必要があるときは、災害時における応急対策活動に関する協力協定に基づき関係団体に対して協力を要請する。

◇資料編 5－3：民間事業者との協力協定一覧

6 支援受入施設の確保

応援のため派遣されてきた他の地方公共団体や防災関係機関等の職員のため、以下のように宿泊施設等を確保する。

（１）指定した公共施設

◇資料編 4－25：応援職員受入施設

（２）民間施設の借上げ

必要に応じて市内の民間施設を借り上げる。

7 経費の負担

援助に関する経費は、法令や相互応援協定等の定めによるもののほか、原則として市が負担する。

第 33 節 賃金職員の雇用計画

[総務]

この計画は、災害救助法に基づき、災害応急対策の実施について要員が不足し、賃金職員の雇用が必要となった場合は、目的、作業種別ごとに計画をたて、市の実施事項を定め、必要最小限の賃金職員を雇用する。

1 災害救助法に基づく雇用内容

救助の実施に必要な賃金職員を雇用できる労務の内容は、次のとおりである。

- （１）被災者を避難誘導させる労務
- （２）医療・助産における移送のための労務
- （３）被災者救出のために使用する機械器具その他の資機材を操作し、又は後始末する労務
- （４）飲料水の供給のため使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品を配布する労務
- （５）救助用物資を整理、輸送及び配分する労務
- （６）遺体の搜索、遺体搜索に必要な機械器具その他の資機材を操作し、又は後始末する労務
- （７）遺体の洗浄、消毒等の処置及び収容施設等まで輸送する労務

2 雇用の期間

賃金職員の雇用期間は、救助種目ごとに定められている期間とする。

第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画

[危機]

災害時において、市民の生命や財産を守るため、自衛隊に支援を要請する場合の必要事項を明らかにする。

1 自衛隊派遣に係る事前調整

自衛隊への災害派遣要請を円滑に実施するため、平時から災害対応に係る情報を共有するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに自衛隊の現地情報連絡員（リエゾン）を派遣するよう市から自衛隊に依頼する。

2 自衛隊派遣要請の要求

大規模災害発生時など市民の生命及び財産を脅かすおそれがある場合は、自衛隊の派遣要請の必要性を早期に見極めた上で、緊急性が高い場合には直ちに派遣要請を決定する。その際、派遣要請にあたっては、市長は、知事に連絡するとともに次の必要事項等を明示した文書をもって、自衛隊の派遣要請を要求する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 災害派遣要請の要件等

自衛隊の災害派遣要請を要求できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合で、「緊急性」、「公共性」、「非代替性」の3要件を踏まえ、派遣要請を決定する。

なお、派遣要請の内容は、市や県等が協議して決定する。

(1) 災害派遣要請の要件

緊急性	差し迫った必要性があること。
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。

(2) 災害派遣要請の内容

ア 被害状況の把握

車両や航空機などを活用した災害状況の情報収集活動

イ 避難の援助

避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助

ウ 遭難者等の捜索・救助

エ 水防活動

土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動

オ 消防活動

利用可能な消防車（空中消火が必要な場合は航空機）、その他の防火用具（消火薬剤等

- は、通常関係機関の提供するものを使用)を活用した消防機関への協力
- カ 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)
- ク 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 給食、給水及び入浴支援
被災者に対する給食、給水及び入浴支援
- コ 物資の無償貸付及び譲与
防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- シ 防災要員等の輸送
- ス 連絡幹部の派遣
- セ 災害廃棄物の撤去
市のみでは対応が困難な、住民の生活環境保全上の支障が生じうる規模の災害廃棄物撤去

(3) 災害派遣要請の要求手続

- ア 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。
- イ 知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

(4) その他

- 市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

4 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

- 市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することがないように、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

- 市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するにあたっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに、作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮する。

(3) 作業の実施に必要な物資、機材等

市長は、作業の実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより知事へ物資、機材等の調達を要請する。

(4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化

市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

(5) 派遣部隊の受入準備と到着後の措置

ア 派遣部隊の受入準備

知事から派遣の通知を受けた場合は、次の点に留意し派遣部隊の受入に万全を期すものとする。

(ア) 派遣部隊指揮所を設置する。

(イ) 宿泊施設(場所)及び車両の保管場所を準備する。

(ウ) 派遣部隊との連絡責任者を定める。

(エ) 応援を要請する内容、所要人員、必要とする資機材の確保等について計画し、部隊到着後直ちに活動ができるよう準備する。

(オ) ヘリコプターによる応援を要請する場合は、ヘリポートを開設し、着陸地点・風向表示なども合わせて準備する。

(カ) 自衛隊の活動にあたっては、付近住民、自主防災組織等に対して協力を求める。

イ 派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに部隊の責任者と応援作業計画等について協議調整し、必要な措置をとる。また、必要に応じて次の事項を知事に報告する。

(ア) 派遣部隊名及び部隊の長の管理職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時及び活動開始日時

(エ) 活動内容及び進行状況

ウ 派遣部隊の受入れ

市長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備する。

(ア) 本部事務室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子等

(イ) 宿舎 屋内宿泊施設(学校、生涯学習施設等)とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準

(ウ) 材料置場炊事場 屋外の適当な広場

(エ) 駐車場 適当な広場(車1台の基準は3m×8m)

(6) 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、知事に対し災害派遣部隊の撤収要請を要求する場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行う。

(7) 費用の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のため必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担する。

◇資料編4-29：自衛隊災害派遣集結候補地

第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画

[危機]

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の依頼を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援要請を依頼する場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 船舶を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請依頼の手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次の事項を明示した要請書により、海上保安庁の支援要請を行うよう依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により知事に依頼する。

また、知事への依頼ができない場合は、直接、最寄りの海上保安庁（清水海上保安部又は下田海上保安部）の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

- (1) 災害の情况及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 海上保安庁との連絡

区分	内容
情報交換	知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し災害応急対策を効果的に実施するため、第三管区海上保安本部と密接な情報交換を行う。
連絡員の派遣	知事は、清水海上保安部又は下田海上保安部に対して連絡員の派遣を要請する。

第 36 節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について定める。

1 機関の名称、所在地

表 3-10 機関の名称、所在地（電力施設）

機関名	所在地	管轄地域	電話番号
中部電力パワーグリッド株	静岡市駿河区曲金六丁目 3 番 38 号	静岡市	054-202-1821

式会社静岡支社			

2 応急対策の実施

中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社の3社連名で定める「防災業務計画」による。

第37節 ガス施設災害応急対策計画

この計画は、市民の家庭用燃料の多くを占めるガスの供給施設を災害から防護し、被災地に対してガスを確保するため、ガス事業者の実施体制及び連絡方法について定める。

1 機関の名称、所在地

表 3-11 機関の名称、所在地（ガス施設）

機関名	所在地	管轄地域	電話番号
静岡ガス株式会社静岡支社	静岡市駿河区池田28番地	葵・駿河・清水区 (蒲原地区を除く)	054-285-2111
静岡ガス株式会社東部支社	沼津市岡一色809番地	清水区蒲原地区	055-927-2811

2 応急対策の実施

静岡ガス株式会社が別に定める「非常災害対策要領」による。

第38節 突発的災害に係る応急対策計画

[危機、消防]

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定める。

1 市の体制

市は、緊急時の応急対策が延滞なく行えるよう、突発的災害に対し、初動体制を整え、初期の情報収集にあたる。事態の推移により必要な場合には、速やかに災害対策本部を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

消防局については、市の警防活動に関する計画の定めるところによる。

(1) 突発的災害応急体制

ア 設置基準

多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき
(航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発等の事故)

イ 組織

危機管理局、消防局等発生した災害に関連する部局で構成する。

ウ 任務

(ア) 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。

なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。

(イ) 必要に応じ災害対策本部の設置までの間、物資の集積拠点、臨時ヘリポートの確保等、事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

エ 消防局の県・国への報告

消防局は多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。

(ア) 発生日時及び場所

(イ) 被害の状況

(ウ) 応急対策の状況

(エ) 自衛隊、日本赤十字社又は医師の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人数、必要な援助活動等を明らかにする。）

オ 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど、適切な医療救護活動を実施する。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努める。

表 3-12 県危機管理部危機対策課

	N T T 有線	静岡県防災行政無線	
電 話	054-221-2072	地上系 5-100-6030	衛星系 8-100-6030
F A X	054-221-3252	地上系 5-100-6250	衛星系 8-100-6250

表 3-13 総務省消防庁応急対策室

区分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
平日 (9:30～18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(2) 災害対策本部の設置

市長は突発的災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、災害応急対策を実施する必要があると認めた場合は、災害対策本部を設置する。災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長が決定する。

ア 任務

災害対策本部は、区本部及び地区支部や災害現場の情報を基に、速やかに県及び関係機関に情報を伝達するとともに、必要に応じて知事に応援を要請し、被災者の迅速な救助活動を最優先に行う。また、発災場所の地理的状況に応じて消防ヘリコプターや無人航空機（ドローン）、オフロードバイクなどを積極的かつ効果的に活用し、情報収集活動に従事させる。

地区支部は、災害現場の情報を収集し、区本部を経由し、災害対策本部に伝達する。

また、必要に応じて災害現場の近くの安全な場所に避難所を開設し、住民の安全の確保に努める。

イ 設置の連絡

災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部並びに防災関係機関に連絡する。

また、必要に応じ、関係機関に対して本部連絡要員の派遣を要請する。

ウ 現地対策本部

災害の状況により、災害発生場所に現地対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

ア 情報の収集、伝達等

イ 人的被害の把握

(ア) 災害対策本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行う。

(イ) 災害対策本部は、関係機関（警察、消防、県本部等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。

(ウ) 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、県が別に定めた方針に基づき氏名等の情報を集約し公表する。

ウ 自衛隊の災害派遣要請の要求

▼「第 34 節 自衛隊派遣要請の要求計画」による。

エ 緊急医療活動の実施

(ア) 緊急医療活動が必要な場合には、災害対策本部医療救護班に医療救護本部を設置し、▼「第 19 節 医療及び助産計画」により、医療救護活動を実施するほか、傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体収容施設を設置し、対応にあたる。

(イ) 緊急医療活動等の救護業務の実施が必要な場合には、県地域医療課に要請する。
なお、D P A T による緊急医療活動が必要な場合には、県障害福祉課に要請する。
また、D W A T による緊急医療活動が必要な場合には、県地域福祉課に要請する。

オ 各機関の調整・2次災害防止のための措置

(ア) 災害対策本部は、防災関係機関との調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行う。

(イ) 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するD M A T 等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

(ウ) 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡を取り、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。

カ 海上保安庁の支援要請依頼

▼「第 35 節 海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」による。

キ 緊急消防援助隊及び広域航空消防応援隊要綱に基づく応援要求

市長は災害の状況に応じ（その詳細な状況の把握が困難な場合を含む。）、消防の広域応援の必要があると認められる場合は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 44 条に基づき、知事に対し次の事項を明らかにして応援出動等の要請を要求する。

- （ア） 災害の種別・状況
- （イ） 人的・物的被害の状況
- （ウ） 必要な応援部隊の種類と部隊数
- （エ） 応援部隊の集結場所及び到達ルート

（４） 災害対策本部の廃止

市長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。その際は、廃止する旨を本部設置時に連絡した機関に連絡する。

表 3-14 関係機関連絡先

機 関 名	連 絡 先
静岡市消防局警防部指令課	054-280-0120
静岡県危機管理部危機対策課	054-221-2072
静岡県中部地域局危機管理課	054-644-9104
静岡中央警察署	054-250-0110
静岡南警察署	054-288-0110
清水警察署	054-366-0110
静岡県清水港管理局管理課	054-353-2202
静岡県静岡土木事務所維持管理課	054-286-9326
国土交通省静岡国道事務所道路情報センター	054-252-7133
国土交通省静岡河川事務所流域治水課	054-273-9104
国土交通省富士砂防事務所地すべり対策課	0544-27-5262
国土交通省清水港湾事務所総務課	054-352-4146
国土交通省甲府河川国道事務所調査第一課	055-252-8885
清水海上保安部警備救難課	054-353-0118
N T T 西日本株式会社 静岡支店	054-200-1460
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社	054-284-2319
中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社	054-202-1821
静岡ガス株式会社 静岡支社	054-285-2111
同 東部支社	055-927-2811
静岡鉄道株式会社 本社	054-254-5114
石油コンビナート等特別防災区域協議会 (鈴与セキュリティサービス株式会社)	054-365-4151

第 39 節 各種災害に対する警防活動計画

[危機、建設、消防]

この計画は、大雨又は台風による水害、土砂災害、大規模な火災、地震及び地震による火災、危険物の爆発、有害ガスの漏えい等非常災害に対する警防活動について定めておく。

1 水害に対する措置

洪水等による水害を警戒し、被害の防止を図るため、次の事項を実施する。

(1) 雨量水位等の観測と状況の報告

気象情報等により相当量の降雨があると認めたときは、気象情報表示端末機等を駆使して市内の雨量の情報を収集するとともに、市内に設置されている雨量計により、降雨の状況を把握する。

また、主要河川の水位の変化についても状況を把握し、災害対策本部及び関係機関等に通報する。

(2) 主要河川水位の監視と水防設備の強化

主要河川の監視活動及び水防活動は、▼「風水害対策編」に定めるところによる。

2 土砂災害に対する措置

土砂災害警戒区域等において、災害の発生するおそれのある雨量に達したとき、又は土砂災害の前兆現象がみられた場合は、地域の警戒、巡視及び住民等に対する広報を実施する。

また、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当）等を活用しながら、必要に応じて住民等に対し、避難の指示を行う。

3 大規模な火災に対する措置

大規模な火災の発生が懸念される場合は、これによる人的、物的被害を軽減するための措置を講ずるとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、万全の応急対策を実施する。

4 危険物等の保安に対する消防局の措置

(1) 火薬類

火薬類の所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、直ちに現場に出動し、消防法第 23 条の 2 第 1 項に基づく火災警戒区域を設定し、その区域内の住民等に対して区域からの退去を命じ若しくは立入りの禁止等の安全措置をとる。

(2) 高圧ガス

高圧ガスの所有者若しくは付近住民等から爆発又は火災が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる。

(3) 石油類並びに毒物及び劇薬

給油所、取扱所等の関係者若しくは付近住民等から、漏えい又は火災及び爆発が発生するおそれのある通報を受けたときは、前項(1)と同様の措置を講ずる。

5 ガス事故に対する消防局の措置

消防局は、ガス事業者、地下工事施工業者若しくは付近住民等からガス漏えいの通報を受け

たときは、前項(1)と同様の措置を講ずる。

第40節 災害ボランティア活動支援計画

[観光・市民]

- ・市は、(福)静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等と協力し、災害ボランティアや市民活動団体の能力が最大限に発揮され、被災地の復興にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。
- ・県は、国及び市とともに、災害ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

1 災害ボランティア本部の設置及び運営

- ・市は、災害ボランティアの必要性に応じて、(福)静岡市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等で構成する災害ボランティア本部災害時運営連絡会を開催し、同会における情報交換の結果等を踏まえ、災害ボランティア本部を設置する必要があると判断したときは、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。ただし、同会を開催するいとまがないときは、(福)静岡市社会福祉協議会と協議のうえ、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。
- ・市は、災害ボランティア本部の運営に関する事務を、(福)静岡市社会福祉協議会に委託し、(福)静岡市社会福祉協議会はこれを受託する。
- ・(福)静岡市社会福祉協議会は、災害ボランティア本部の運営に関する事務の執行における責任者（以下、「運営責任者」という。）を置くとともに、災害ボランティアコーディネーターなどと連携して、災害ボランティア本部の運営に関する事務を行う。
- ・災害ボランティア本部の本部長及び運営責任者は、◇資料編4-26に掲げる者をもって充てる。
- ・災害ボランティア本部は、以下の業務を行う。
 - (1) 災害ボランティアの受入れ
 - (2) 被災者のニーズの受付
 - (3) 災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等
 - (4) 災害ボランティア活動にかかる情報収集及び情報発信、関係機関・団体との連絡調整等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、本部の運営に必要な業務
- ・災害ボランティア本部は、これらの業務を円滑に実施するため、災害ボランティア情報渉外センターを開設するとともに、災害ボランティアセンターを、被害の状況等に応じて適切な場所に開設し、運営する。
- ・災害ボランティアセンター等の開設場所は、◇資料編4-26による。ただし、開設場所の使用が困難である場合や、被災地域の近くに開設する必要がある場合等は、この限りではない。
- ・市は、災害ボランティア本部の運営に係る情報交換、協議等を行うため、必要に応じ職員を連絡調整要員として災害ボランティア本部等に配置する。

◇資料編4-26：災害ボランティア本部の本部長及び運営責任者、災害ボランティアセンタ

2 災害ボランティア活動に関する情報の提供

- ・市は、災害ボランティア本部の円滑な運営のため、ライフライン及び公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補等、災害ボランティア活動に必要な情報を(福)静岡市社会福祉協議会に的確に提供する。

3 災害ボランティア活動に必要な資機材の提供

市は、災害ボランティア本部等における災害ボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 41 節 通訳ボランティア活動支援計画

[観光・市民]

市は、一般財団法人静岡市国際交流協会と協力し、多言語支援に携わる通訳支援者等の能力が発揮され、被災地の復興に最大限にいかされるよう、その自主性・主体性を尊重しつつ、活動を支援する。

1 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営

- ・市は、災害が発生した場合、日本語の分からない市民の生命と財産を守るため、一般財団法人静岡市国際交流協会と協議し、一般財団法人静岡市国際交流協会の事務局長を長とする災害多言語支援センターを適切な場所に設置する。
- ・災害多言語支援センターは、日本語が分からない外国人等に関する情報の収集、情報提供、多言語支援に携わる通訳支援者等の受付、派遣等を行う。
- ・市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として社会的包摂推進課内に配置し、その活動を支援する。

◇資料編 4-27：災害多言語支援センターの設置場所

2 多言語支援活動に関する情報の提供

市は、日本語の分からない外国人等の被災状況や避難状況を把握し、多言語化が必要とされる情報を災害多言語支援センターに的確に提供する。

3 多言語支援活動に必要な資機材の提供

市は、災害多言語支援センターの活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 42 節 原子力災害に関する応急対策計画

[危機]

本市には原子力災害対策を重点的に実施すべき区域に該当する地域はないが、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下、この節において「発電所」という。）から放射性物質又は放射線が異常な

水準で事業所外に放出されることによる原子力災害が発生した場合、他市町からの避難者の受入れ等を行うことがあることから、この計画において、これらに必要な措置を定める。

1 情報収集・連絡体制の確保及び県等との連携

(1) 情報収集・連絡体制の確保

市は、警戒事態発生段階から、県から発電所の状況、協力要請等に関する情報を収集するとともに、市がとる措置を県に連絡することなどを行うため、情報収集・連絡体制を確保する。

(2) 警戒事態発生時

市は、警戒事態発生時に、県から施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

(3) 施設敷地緊急事態発生時

市は、施設敷地緊急事態発生時に、県から避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ等の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

(4) 全面緊急事態発生時

市は、全面緊急事態発生時に、県から緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）を含む市町が行う防護措置の準備等への協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

また、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、市としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。

(5) 放射性物質放出後

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、運用上の介入レベル（OIL：Operational Interventional Level）に基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。また、市は、必要があると認められるときは、県に対して、国による助言以外にも、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言を求める。

市は、緊急時モニタリング結果から必要と認めるときは、国及び県に対し、市としてとるべき具体的な措置の内容について助言を求める。

2 広域一時滞在の受入れ

- 市は、原子力災害が単独で発生した場合等において、県から市町の区域を越えて避難を行う住民等の収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示があった場合、県が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」（以下、この節において「県広域避難計画」という。）に基づき、県と協議の上、市指定の避難所を提供する。
- 市は、被災市町から、法第86条の8第1項及び県広域避難計画に基づき、広域一時滞在中について協議があった場合にも、市指定の避難所を提供する。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、▼「第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討する。

第1節 災害弔慰金等の支給

[観光・市民]

震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

1 支給対象者の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。

2 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。

第2節 被災者の支援

[税務、観光・市民、区、福祉、消防、会計]

市は、県と連携し、被災者が速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「被災者に対するきめ細やかな継続的支援（災害ケースマネジメント）」等を行う。

1 国・県との連携等

- ・総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）が特別行政相談（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設）を実施する場合、適時・的確に連絡・調整を図るなど、円滑な相談活動の実施について協力する。
- ・市は、国・県に対し、国税・県税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。

2 被災状況の把握

- ・市は、災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。
- ・市は、必要があると認めるときは、被災者生活再建支援システム等を利用し被災者台帳を作成するとともに、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に

対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組（災害ケースマネジメント）を行う。

- ・市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。
- ・県は、これらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。
- ・市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を積極的に活用する。

【県への報告】

- (1) 死亡者数
- (2) 負傷者数
- (3) 全壊・半壊住宅数 等

【被災者台帳】

- (1) 氏名、生年月日、性別
- (2) 住所又は居所
- (3) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (4) 援護の実施の状況
- (5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等

3 罹災証明書の発行

- ・罹災証明書発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に罹災証明書を発行する。
- ・罹災調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

4 災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災世帯を対象に災害援護資金の貸付けを行う。

5 被災者（自立）生活再建支援金の申請受付け等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認等必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人（静岡県）により委託された事務を迅速に実施する。

6 義援金の募集等

- ・市への義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。
- ・県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。

7 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

第3節 要配慮者の支援

[観光・市民、福祉、衛生、こども]

高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が、災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

1 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

2 心のケアの実施

精神相談窓口を開設するとともに巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

3 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

- (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態
- (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

4 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。

5 福祉サービスの拡充

- ・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有の入所・通所施設を対象に、人員の確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。
- ・緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。
- ・被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童相談所等の専門相談所を設置する。

6 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、健康調査、健康相談、栄養相談、歯科相談等を実施する。

第4節 公共施設の災害復旧

〔観光・市民、環境、福祉、保健所、こども、農政、都市、建築、建設、水道、下水、教育〕

各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実態を的確に把握するとともに、社会的及び経済的な諸要因も検討のうえ、総合的な見地にたって策定し、緊急度の高いものから、直ちに復旧事業に着手して早期完了に努める。

災害復旧計画は、災害発災後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度、災害の発生を防止す

るため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、▼「第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図る。

1 公共土木施設災害復旧計画

- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 道路災害復旧事業
- (3) 漁港施設災害復旧事業
- (4) 海岸保全施設災害復旧事業

2 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 都市排水路施設災害復旧事業
- (3) 公園等施設災害復旧事業
- (4) 堆積土砂排除事業

3 農林水産業施設災害復旧事業計画

4 上水道施設災害復旧事業計画

5 下水道施設災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公共医療、病院等施設災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他の災害復旧事業計画

第5節 激甚災害の指定

[財政]

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため必要な事項を定める。

- ・市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、被害状況を調査し知事

に報告する。

- ・市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出しなければならない。

第6節 災害復旧に伴う財政措置

[財政]

災害復旧事業の決定については、地方公共団体の長の報告、資料、実態調査の結果等に基づいて主務大臣が決定するものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）に基づいて援助される事業は、次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの（主なもの）

- （1）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- （2）公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- （3）公営住宅法
- （4）土地区画整理法
- （5）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- （6）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- （7）国土交通省都市局長通達都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針
- （8）農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

2 激甚災害に関する助成措置

激甚災害法では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被害者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合は、激甚災害として政令で指定し、一般災害に比較して各種の事業に国庫補助のかさ上げを行い、又金融面においても特別な優遇措置を講ずることとしている。

第7節 事業者等が行う災害復旧への助成

[環境、商工、農政]

1 農業関係災害融資制度

融資制度	内容
被害農業者の経営資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）（以下「天災融資法」という。）に基づく融資制度）	農作物等の減収量が平年の収穫量の30%以上で、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上である者、または樹体損失額30%以上である者

融資制度		内容
日本政策金融公庫資金 融資制度	農林漁業セーフティネット資金	地震・津波などにより損害を受けた農業経営の維持安定に必要な長期運転資金
	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機具等の復旧、果樹の改植または補植に必要な資金
	その他の対象資金	(ア) スーパーL資金（農業経営基盤強化資金） (イ) 経営体育成強化資金 (ウ) 農業改良資金 (エ) 農業経営基盤整備資金
農業近代化資金		認定農業者が農業用施設（農作業場、温室、ハウスなど）の復旧に資金を要する場合
農林水産業災害対策資金		台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の農業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金

2 林業関係災害融資制度

融資制度		内容
天災融資法に基づく被害林業者への経営資金融資		木材その他林産物等の損失額が平年の林業による総収入額の10%以上である者又は施設の損失額が被害時の価額の50%以上である者
日本政策金融公庫資金 融資制度	農林漁業セーフティネット資金	地震・津波などにより損害を受けた林業経営の維持安定に必要な長期運転資金
	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販売施設及び機械等の復旧に必要な資金
	その他の対象資金	林業基盤整備資金
森林国営保険法による災害保険制度（森林国営保険）		保険加入者に対して、森林火災及び気象災害の損失、損害補てんを行う。
農林水産業災害対策資金		台風等の自然災害による被災後1か月間の農林水産業の収入が10%減少または被害額が20万円以上の林業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金

3 漁業関係災害融資制度

融資制度		内容
天災融資法に基づく被害漁業者への経営資金融資		魚類等の流失等による水産物の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上の者又は漁船、漁具等の損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上の者

融資制度		内容
日本政策金融公庫資金融資制度	農林漁業セーフティネット資金	漁業者が不慮の災害や社会的・経済的環境の変化等によって売り上げが減少し、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資する制度
	農林漁業施設資金（災害復旧施設）	主要な事業用資産につき地震・津波などにより被害を受けた、漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設等の復旧に必要な資金
	その他の対象資金	(ア) 漁船資金 (イ) 漁業経営改善支援資金 (ウ) 漁業経営安定資金 (エ) 漁業基盤整備資金
農林水産業災害対策資金		台風等の自然災害による被災後 1 か月間の農林水産業の収入が 10%減少または被害額が 20 万円以上の水産業者が、経営安定のための運転資金や生活維持に必要な資金

4 中小企業関係災害融資制度

中小企業者が被害を受けた場合、政府関係中小企業金融機関としての日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫は、貸付限度額、貸付期間の延長、措置期間の延長等について実情に応じて緩和措置をとるとともに、手続の迅速化を図ることとなっている。

第 8 節 風評被害の影響の軽減

[観光・市民、福祉、衛生、保健所、商工、農政]

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長等は安全宣言を行うほか、安全性を P R する広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講ずる。

また、迅速な対策を講ずることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

静岡市地域防災計画

(令和8年1月修正)

風水害対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的 【水防】	1
第2節 計画の構成	1
第3節 用語の定義 【水防】	3
第4節 水防の責任等 【水防】	6
第5節 津波における留意事項 【水防】	8
第6節 安全配慮 【水防】	8
第7節 予想される災害と地域	9
第2章 災害予防計画	11
第1節 河川の災害予防計画	11
第2節 倒木被害防除計画	15
第3節 防災知識の普及計画	15
第4節 住民の避難誘導體制	16
第5節 警戒避難体制整備計画	16
第6節 自主防災組織の体制強化	18
第7節 水防訓練	18
第3章 災害応急対策	19
第1節 水防組織 【水防】	19
第2節 配備体制 【水防】	20
第3節 職員の動員計画	25
第4節 協力応援 【水防】	25
第5節 通信連絡 【水防】	28
第6節 水防監視 【水防】	29
第7節 地下街などの危険区域の状況把握	29
第8節 気象予報等の情報収集、伝達	30
第9節 洪水予報 【水防】	31
第10節 水防警報等 【水防】	34
第11節 巡視及び警戒とその措置 【水防】	41
第12節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送 【水防】	42
第13節 水防活動の実施 【水防】	43
第14節 避難 【水防】	43
第15節 堤防等の決壊時の処置 【水防】	44
第16節 水防信号及び標識並びに身分証票 【水防】	45

第 17 節	水防報告等	【水防】		46
第 18 節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置			
	【水防】		46	
第 19 節	応急仮設住宅等			49
第 20 節	障害物の除去			50
第 21 節	その他	【水防】		50

図表一覧

風水害対策編

図表番号	タイトル	頁
表 1－1	部局名表記の略号一覧	2
表 3－1	水位情報の提供方法	26
表 3－2	河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法	26
表 3－3	気象予報等の提供方法	30
図 3－1	静岡県の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定	41

第 1 章 総則

第 1 節 目的 【水防】

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」の「風水害対策編」として定めるものである。静岡市内における風水害の予防と風水害時の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を風水害から守ることを目的とする。

なお、本計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条の規定に基づき、静岡県知事から指定された指定水防管理団体である静岡市が、水防法第 33 条第 1 項の規定及び法の趣旨に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、静岡市の地域にかかる河川、海岸等の洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として定められる水防計画を包括した計画とする。

※本編における水防計画該当箇所には、「【水防】」と明記する。

第 2 節 計画の構成

風水害対策編は、以下の各章から構成する。

第 1 編 総則	この計画の目的、構成、予想される災害等、計画の基本となる事項を示す。
第 2 編 災害予防計画	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
第 3 編 災害応急対策	災害が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理局		危機
総務局		総務
総合政策局		総政
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
観光文化・市民局		観光・市民
区役所		区
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	地域支え合い推進部	地支
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
こども未来局		こども
経済局	商工部	商工
	海洋政策部	海洋
	農政部	農政
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	経営管理部	経営
	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第3節 用語の定義 **【水防】**

この計画における主な用語の定義は、以下のとおりである。

1 静岡市水防本部

洪水、高潮、津波のおそれがあると認められるときは、水防管理者（市長）は、水防に関する課、水防団及び消防団にて構成する水防本部を設置する。ただし、静岡市災害対策本部が設置された場合、水防本部は、災害対策本部に統合される。

2 静岡市災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき、法及び静岡市災害対策本部条例(平成15年市条例第294号)に基づき設置する機関をいう。

3 水防管理団体(水防法第2条第2項)

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

4 指定水防管理団体(水防法第4条)

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう。静岡市は昭和53年5月9日に指定されている。

5 水防管理者(水防法第2条第3項)

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者をいう。本計画にあつては静岡市長を指す。

6 消防機関(水防法第2条第4項)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう。

7 消防機関の長(水防法第2条第5項)

消防本部を置く市にあつては消防長を、消防本部を置かない市にあつては消防団の長をいう。本計画にあつては静岡市消防長を指す。

8 水防団

水防法第6条に規定する水防団をいう。

9 量水標管理者

- (1) 量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう(水防法第2条第7項、水防法第10条第3項)。
- (2) 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところによ

り、水位を通報及び公表しなければならない(水防法第12条)。

10 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う(水防法第10条第2項、水防法第11条第1項、気象業務法(昭和27年法律第165号)第14条の2第2項及び第3項)。

11 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、海岸(水防警報河川等)について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(水防法第2条第8項、水防法第16条)。

12 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う(水防法第13条)。

13 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

14 水防団待機水位(通報水位)

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(水防法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるとときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

15 氾濫注意水位(警戒水位)

水防団待機水位(通報水位)を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位(水防法第12条第2項に規定される警戒水位)をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えるとときは、その水位の状況を公表しなければならない。

16 避難判断水位

氾濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水

位をいう。市町長の高齢者等避難発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

17 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難指示の発表判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

18 洪水特別警戒水位

水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

19 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

20 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（水防法第14条）。

21 水防計画

- (1) 市は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更しなければならない。
- (2) 水防計画を変更するときは、あらかじめ静岡市防災会議（以下「防災会議」という。）に諮る。
- (3) 水防計画を変更したときは、その要旨を公表するとともに静岡県知事に届け出る。
- (4) 水防計画を定めたときは、関係機関に配布する。
- (5) 水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）」を参考に作成する。

22 大規模氾濫減災協議会（水防法第15条の9）

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進する。

第4節 水防の責任等 【水防】

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 市

- (1) 水防組織の確立(水防法第3条)
- (2) 水防団、消防団の整備(水防法第5条)
- (3) 水防団員等の公務災害補償(水防法第6条)
- (4) 水防倉庫、資器材の整備
- (5) 通信連絡系統の確立(水防法第27条)
- (6) 平時における河川、遊水池及び海岸等の巡視(水防法第9条)
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(水防法第15条)
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(水防法第15条)
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告(水防法第15条)
- (10) 予想される水災の危険の周知(水防法第15条)
- (11) 水防従事者に対する災害補償(水防法第45条)
- (12) 消防事務との調整(水防法第50条)
- (13) 水防計画の作成及び変更(水防法第33条)
- (14) 水防時における適正な水防活動の実施
主たる内容は
 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保(水防法第41条)
 - イ 水防団及び消防機関の出動体制の確保(水防法第17条)
 - ウ 通信網の点検
 - エ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測等の的確な実施
 - カ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(水防法第19条)
 - キ 警戒区域の設定(水防法第21条)
 - ク 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置(水防法第25、26条)
 - ケ 公用負担(水防法第28条)
 - コ 住民の水防活動従事の指示(水防法第24条)
 - サ 警察官の出動要請(水防法第22条)
 - シ 避難のための立退きの指示(水防法第29条)
 - ス 自衛隊の派遣要請(知事を経由する 自衛隊法第83条)
 - セ 他の水防管理者又は市町長若しくは消防長への応援要請(水防法第23条)
 - ソ 水防解除の指示
 - タ 水防てん末報告書の提出(水防法第47条)
- (15) 水防団員数の確保(水防法第35条)
- (16) 水防訓練の実施(水防法第32条)

2 県

- (1) 県内の水防管理団体が行う水防の十分な実施の確保(水防法第3条)
- (2) 指定水防管理団体の指定(水防法第4条)
- (3) 水防計画の策定及び要旨の公表(水防法第7条)
- (4) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法)
- (5) 都道府県水防協議会の設置(水防法第8条)
- (6) 水防事務の調整及び円滑な実施(水防法第3条)
- (7) 気象予報及び警報、洪水予報の通知(水防法第10条)
- (8) 洪水予報の発表及び通知(水防法第11条、気象業務法第14条)
- (9) 水位の通報及び公表(水防法第12条)
- (10) 水位周知河川の水位到達情報通知及び周知(水防法第13条)
- (11) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(水防法第14条)
- (12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置(水防法第15条)
- (13) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示(水防法第16条)
- (14) 水防信号の指定(水防法第20条)
- (15) 避難のための立退きの指示(水防法第29条)
- (16) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示(水防法第30条)
- (17) 水防団員の定員の基準の設定(水防法第35条)
- (18) 水防管理団体が負担する費用の補助(水防法第44条)
- (19) 水防に関する必要な報告(水防法第47条)
- (20) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言(水防法第48条)

3 国土交通省

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力(河川法第22条)
- (2) 洪水予報の発表及び通知(水防法第10条、気象業務法第14条)
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表(水防法第12条)
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知(水防法第13条)
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知(水防法第13条)
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知(水防法第14条)
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置(水防法第15条)
- (8) 水防警報の発表及び通知(水防法第16条)
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示(水防法第31条)
- (10) 特定緊急水防活動(水防法第32条)
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言(水防法第48条)

4 気象庁

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知(水防法第10条、気象業務法第14条)
- (2) 洪水予報の発表及び通知(水防法第10条、法第11条並びに気象業務法第14条)

5 居住者等

- (1) 水防活動への従事(水防法第 24 条)
- (2) 水防通信への協力(水防法第 27 条)

第 5 節 津波における留意事項 【水防】

- ・ 津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。
- ・ 遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防従事者自身の避難に利用可能な時間は異なる。
- ・ 遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。
- ・ 近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防従事者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 6 節 安全配慮 【水防】

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防従事者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防従事者自身の安全は確保しなければならない。なお、水防従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・ 水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時にはラジオ等を携行するなど、最新の気象情報等を入手可能な状態で活動する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 津波浸水想定区域内にある水防団、消防機関は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・ 平時から、水防活動時の安全確保について、水防従事者に周知、啓発する。

第7節 予想される災害と地域

1 風水害

市内には、安倍川・富士川といった一級河川をはじめ、約130の河川が流れており、河川整備を進めているが、気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。

季節的には、6～7月は梅雨前線活動の活発化により、全県的な大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

(1) 安倍川流域（一級河川）

安倍川は県内でも有数の急流河川であり、ほぼ直線的に駿河湾に注いでいる。また、流域の地質は脆弱で大谷崩れなど崩壊地等から膨大な砂流出が発生する急流土砂河川である。河口部で合流する支川の丸子川沿川の下川原地区などの低平地では内水氾濫による被害が発生している。

(2) 富士川流域（一級河川）

富士川は日本三大急流の一つであり、計画高洪水流量は北松野で16,600 m³/sと非常に大きな流量となっている。駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。

(3) 巴川流域（二級河川）

巴川は、河道の主要区間が低平地である地形的特徴から排水不良が生じやすいとともに、近年、流域の都市化の進展に伴う洪水流出量の増大により、浸水被害が頻繁に発生している。平成15年、16年、26年、令和4年と記録的豪雨に見舞われ、床上浸水の被害が発生している。中・下流部の河川沿いは市街化の進展が著しく、河川が氾濫した場合の被害の大きさに比して安全度は未だに十分ではない。

(4) 興津川流域（二級河川）

興津川は、黒川、布沢川、中河内川などの支川を併せながら清水区の東部を流下し、駿河湾に注いでいる。令和4年には台風第15号に伴う大雨により、承元寺取水口が土砂や流木で閉塞等し、断水被害が発生した。

2 高潮・高波

本県は太平洋に面し、長い海岸線を持ち、台風、低気圧等の影響を受けやすいため、全海岸線にわたって災害が予想される。

季節的には8～10月にかけては、台風の影響による高潮・高波が発生することがある。また、11月下旬から3月にかけては、海上を吹き抜ける西風のため、高波が発生することがある。

3 土砂災害

市内の土砂災害警戒区域は、◇資料編による。

◇資料編7－1：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表、国土交通省所管地すべり防止区

域指定箇所数総括表、危険箇所整備表

◇資料編 7－2：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

◇資料編 7－3：地すべり防止区域指定一覧表

◇資料編 7－4：土砂災害（特別）警戒区域指定箇所数

◇資料編 7－5：土砂災害（特別）警戒区域一覧

第2章 災害予防計画

第1節 河川の災害予防計画

[危機、観光・市民、福祉、こども、農政、建築、建設、下水、教育]

1 治水事業

市域には安倍川・藁科川・巴川・興津川・庵原川をはじめ、大小多数の河川を擁している。

安倍川、藁科川は全国屈指の急流であるが、市街地を流れる中小河川は緩流となっており、複雑な治水対策が要求される。

これらの河川については、各所管の河川整備計画をはじめ静岡市雨水総合排水計画等により改修事業が進められているが、上流地域における森林の伐採、採石あるいは流域一帯の開発が著しいことなどにより、流況、流路及び河床の状況が大きく変化しつつあることから、実態の把握に努めるとともに、災害予防のために流路、護岸、えん堤、調整池及びその他諸施設の積極的な整備促進を図る。

(1) 一、二級河川整備の促進

国、県、市において、各所管の河川整備計画に基づき、改修事業が進められているが、近年の著しい地域開発等による流域及び河川の状況を把握し、災害防止施設整備の促進を図る。

(2) 中小河川整備の推進

市街地の外縁的な伸展に伴い、雨水流出量の増加により相対的に浸水・溢水被害の増大が想定されるため、市街地周辺の中小河川について河道整備、局部改良工事及び調整池等の整備を環境に配慮しながら推進し浸水被害の軽減を図る。

(3) 内水排除対策の推進

計画降雨に対する雨水はさることながら、洪水に比べ頻繁に発生する内水による浸水の排除を目的に、主に市街地の雨水渠及びポンプ施設等の整備を進めることで浸水被害の軽減を図る。

(4) 雨水流出抑制の推進

土地利用事業については、雨水流出の調整を指導する。

また、市内の広範囲にわたり雨水貯留施設及び浸透施設を整備するとともに、ため池等の事前放流や貯留施設の中間排水を行うなど、既存施設をより効果的に活用することで、雨水の流出抑制を推進する。

(5) 遊水機能の保全及び確保

各所管の整備計画に基づく遊水地の整備促進を図るとともに、存地する農地及び既存の遊水施設の保全に努め、浸水被害の軽減を図る。

2 事業計画

(1) 巴川水系河川整備計画・巴川流域水害対策計画

巴川流域の浸水被害を軽減するため、巴川の改修、多目的遊水地の築造、大谷川放水路の整備その他流域対策事業を促進する。

巴川流域の洪水被害軽減のため、昭和54年より総合治水対策事業を導入し、平成16年度に時間雨量58mmに対応する整備が概成したが、流域の更なる治水安全度の向上を図るた

め、時間雨量 69mm に対応する流域整備計画を推進する。

(2) 静岡市雨水総合排水計画

都市計画区域内の河川法河川、公共下水道、都市下水路、法定外の水路（普通河川）及び道路側溝等について、将来の都市像を見据えた根幹となる排水の基本計画を作成し、浸水被害の軽減に努める。

(3) 静岡市浸水対策推進プラン

近年、市街化の進展による流量の増加に加え、局所的な集中豪雨により、河川や下水道の未整備の地区だけでなく、整備が進んでいる地区でも浸水被害が発生する状況を踏まえて策定した「静岡市浸水対策推進プラン」に基づいた対策を着実に進めるとともに、災害時における被害状況を踏まえ、必要な対策を追加することで更なる浸水被害の軽減に努める。

3 浸水想定区域の周知及び監視体制の整備

(1) 浸水想定区域の指定と周知

ア 浸水想定区域の種類及び指定等

現在、浸水想定には「洪水」によるものと「内水」がある。「洪水」は河川氾濫により被害を受けるもので「内水」は排水計画を上回る降雨や放流先河川水位などの影響により道路冠水及び床上床下浸水が生じるものである。これら各々の要因から浸水を想定し区域の指定と周知を行う。なお、指定は各管理者が行う。

イ ハザードマップによる防災意識の向上

洪水と内水による浸水対策には、行政が行う公助としてのハード対策の強化を進める一方、住民自らが災害対応する自助を促進することで被害の最小化を図ることが挙げられ、その方法の一つとしてハザードマップがある。ハザードマップによる情報発信は、住民視点で分かりやすくすることで平時から住民自身の自助及び防災の意識向上を目指すものである。

本市のハザードマップは、国、県が公表している洪水における浸水想定区域図に基づいて作成した「洪水ハザードマップ」と内水における浸水想定区域図に基づいて作成した「内水ハザードマップ」がある。

ウ 洪水ハザードマップによる避難確保等に資する情報提供

「洪水ハザードマップ」では、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、それらに必要な事項並びに浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地並びにこれらの施設への洪水予報等の伝達方法を記載している。

宅地建物取引業法により、水害ハザードマップが不動産取引時における重要事項説明の対象項目とされていることから、市は、宅地建物取引業者が適切に対応できるよう努める。

エ 内水ハザードマップによる浸水被害軽減の推進

「内水ハザードマップ」は、洪水よりも発生頻度が高い内水による浸水に関する情報を提供するもので、内水による浸水の影響は、市民生活及び企業活動にも密接な関わりをもっており、社会経済的な影響も大きい。そこで、緊急かつ効率的に浸水被害を軽

減するためには、住民の自助及び共助を効果的に推進し浸水被害の軽減を図る必要があるため、実災害等を踏まえ必要に応じ見直すこととする。

オ 既存ダムを活用した事前放流の推進

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

(2) 監視体制の整備

ア 住民への早期避難の呼びかけ

災害時において、市民の生命・財産を守るため、河川等の巡視・監視体制を構築するとともに、河川水位の上昇や内水氾濫などの危険性が高まるなど、浸水被害が発生するおそれがある場合は、事前に浸水想定区域内等の住民に避難の呼びかけ等を行うことで、安全な避難行動につなげる。

イ 監視体制の強化

監視体制の構築にあたっては、気象庁や河川管理者等からの情報収集に加え、巴川水位・氾濫域予測システムや、現在の浸水状況を把握するためのセンサー、危機管理型水位計などを活用することで、監視体制を強化する。

ウ 河川巡視等の活動方法

河川巡視等の活動方法については、▼「第3章 第11節 巡視及び警戒とその措置」による。

4 工作物の防災管理

防災上重要な工作物の管理者は、平時から点検・整備を十分にし、被害を拡大するような破損箇所については修理を行い、また、危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等についてあらかじめ検討するものとする。

5 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

(1) 検討事項及び地域防災計画への反映

市は、洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域の指定があったとき、雨水出水浸水想定区域の指定をしたときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法（水防法第15条第1項第1号）、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

(2) 地下街及び要配慮者利用施設への情報伝達

市は、地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

ア 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの。

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。

(3) 要配慮者利用施設の義務等

上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。

ア 避難確保計画の作成

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

イ 訓練の報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行うとともに、その結果を市長に報告しなければならない。

ウ 自衛水防組織の設置と報告

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

エ 市長による指示及び助言等

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

また、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から避難確保計画又は避難訓練の報告を受けたときは、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

(4) 住民への情報周知

市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

(5) 危険物等関係施設の対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を確認するとともに、確認の結果、風水害等により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

6 連携体制の構築

水災については、静岡市、国土交通省及び県が組織する、洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、関係市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するとともに、必要に応じて、応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第2節 倒木被害防除計画

[環境、農政、建設]

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、県は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第3節 防災知識の普及計画

原則として、▼共通対策編 第2章 第12節「防災知識の普及計画」に準ずる。

加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時とすべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講ずる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成する。住民等への周知にあたっては、印刷物の配布や地理情報システム（GIS）等 Web サイトへの掲載などにより行うものとする。
- ・河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
- ・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。
- ・中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップについても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- ・地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。
- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成する。住民等への周知にあたっては、印刷物の配布や地理情報システム（GIS）等 Web サイトへの掲載などにより行うものとする。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- ・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するよう努める。

第4節 住民の避難誘導體制

(▼共通対策編 第2章 第13節「住民の避難誘導體制」に準ずる。)

第5節 警戒避難体制整備計画

[危機、観光・市民、福祉、こども、建築、建設、区、消防、教育]

水害及び土砂災害に適切に対処するため、これらの災害が生じるおそれのある区域は必要に応じ、円滑な避難が行われるよう国、県と調整を図り、情報の収集及び伝達方法、連絡網の作成、緊急避難場所の選定等の警戒避難体制を整備する。なお、警戒避難体制の整備にあたっては、水防、消防、警察等の防災関係機関と必要に応じて協議する。

また、警戒避難体制の整備を必要とする地区住民に、迅速かつ適切に行動できるよう啓発及び助言を行い、同時に自主防災組織の育成強化に努める。

1 水害

(1) 大雨・洪水等に対する警戒避難体制

降水量の増加により、河川や地表水が増水して都市排水路等の溢水が生じたときは、常襲冠水地域等に情報を的確に伝える必要がある。市は、河川管理者が作成する浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップを作成するほか、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

- ア 大雨、洪水等に対する危険性の周知及び啓発
- イ 常襲冠水地域等の住民への洪水情報の的確かつ迅速な伝達
- ウ 避難路・緊急避難場所の選定
- エ その他必要事項

(2) 地下街等又は高齢者等の要配慮者施設の浸水に対する警戒避難体制

地下街等における浸水対策については、浸水防止施設の設置も必要であるが、それだけでは限界があり、洪水時には安全な場所に避難することが重要である。

また、浸水想定区域内にある地下街等又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の管理者は、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、その利用者に洪水等に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

2 土砂災害

(1) 土石流に対する警戒避難体制

土石流は、山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨等によって水と一体となり、かゆ状となって一気に下流へと押し流される現象である。土石流は、その規模によっても異なるが、時速 20～40km という速度で流下し、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

- ア 土石流の危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知

- ウ 土石流発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・緊急避難場所の選定
- カ その他必要事項

(2) 地すべりに対する警戒避難体制

地すべりは、斜面の土塊が地下水などの影響によって地すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方に移動する現象で、一般的には、広範囲にわたり発生し、移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼす。また、一旦動き出すと完全に停止させることは非常に困難となるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

- ア 地すべりの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ 地すべり発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・緊急避難場所の選定
- カ その他必要事項

(3) がけ崩れに対する警戒避難体制

がけ崩れは、斜面が雨や地震等の影響によって、土の抵抗力が弱まり、崩壊する自然現象で、著しい被害を発生させるため、次の事項により警戒避難体制を整備し、周知する。

- ア がけ崩れの危険性の周知及び啓発
- イ 気象情報の周知
- ウ がけ崩れ発生時の的確かつ迅速な伝達
- エ 非常連絡網の作成
- オ 避難路・緊急避難場所の選定
- カ その他必要事項

(4) 市における警戒避難体制

ア 主旨

土砂災害防止法の定めにより、知事による土砂災害警戒区域の指定を受けた場合には、県・当該区域の自主防災組織等と連携して、警戒避難体制を整備する。

また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。

◇資料編 7－5：土砂災害（特別）警戒区域一覧

イ 情報の収集

静岡市内部災害情報システムのほか、静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー）、気象庁の「地域気象観測システム（通称アメダス）」、「キキクル」や土砂災害警戒情報等を活用し、情報を収集する。

ウ 警戒又は避難行動を行うべき時期

警戒又は避難を行うべき時期は、気象情報、雨量情報、土砂災害発生予測等の情報、当該区域の住民等からの通報など、「避難情報判断・伝達マニュアル＜土砂災害編＞」に基づき判断する。

エ 警戒避難体制の整備と住民への周知

市は、土砂災害警戒区域等において、土砂災害警戒情報の発表時及び災害時に迅速かつ的確な避難及び救助ができるよう、土砂災害警戒情報又は避難に関する情報を、同報無線、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、緊急速報メールなどで住民に一斉に

広報する。なお、区域に高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合、当該施設の管理者は、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、その利用者に土砂災害に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する体制を整備する。

また、市は、土砂災害警戒区域等の住民に、情報伝達経路や、避難路・緊急避難場所・避難方法等を明らかにするとともに、その周知を図る。

オ 防災訓練の実施

警戒区域の指定を受けた地域の住民は、県や市と連携し、台風や大雨を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施するなど、的確な避難行動がとれるよう努める。

第 6 節 自主防災組織の体制強化

(▼共通対策編 第 2 章 第 16 節「自主防災組織の体制強化」に準ずる。)

第 7 節 水防訓練

[危機、消防]

- ・市は、毎年、水防団、消防機関等と水防技術の継承と向上を図るため、出水期前に土のう積み、木流し、月の輪、築廻しなどの水防工法の訓練を実施し、水防技術の向上を図る。
- ・また、市が主催する水防研修や中部又は関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。
- ・津波災害警戒区域を担当する水防団、消防機関は、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年法律第 123 号)に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第3章 災害応急対策

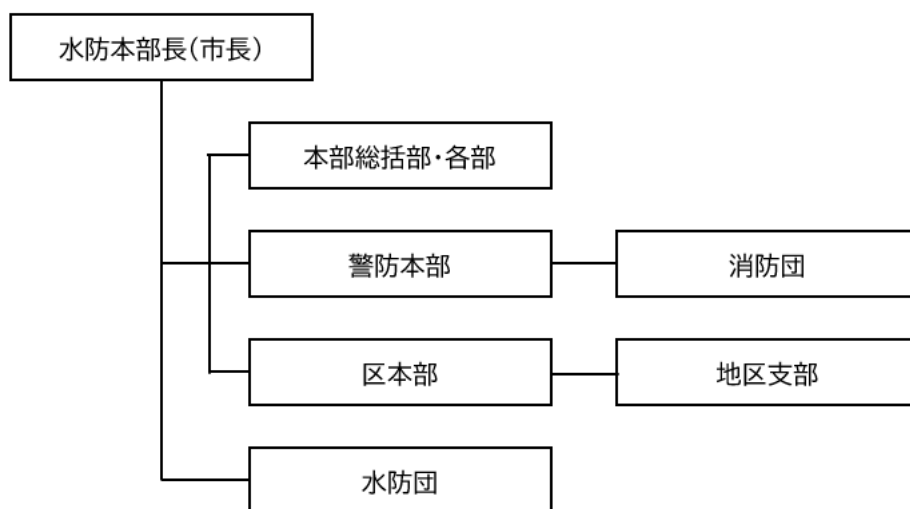
第1節 水防組織 **【水防】**

[危機、観光・市民、区、農政、都市、建設、消防、下水]

1 災害対策本部設置前の体制（静岡市水防本部）

（1）組織系統

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水、津波又は高潮（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれなくなったと認められるときまで、市は水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。水防管理者に事故があるときは、災害対策本部長と同様の代理順位で事務を代理する。



※災害対策本部設置前であるが、災害対策本部の組織機構・事務分掌を適用する。

（2）水防本部事務分担

名称	部課名等	事務分掌
水防管理者	市長	市内の情報を収集し、必要な水防命令を発し、水防活動全般を総括する。
各部各班 区本部	各課・指定職員	◇資料編2-18のうち、水防に関連するもの
水防団及び消防団	静岡市水防団 静岡市消防団	ア 堤防等の要水防箇所の監視・報告に関すること。 イ 水防災害に関すること。 ウ 救急救助に関すること。 エ 避難者の誘導と人命救助に関すること。 オ 支援活動に関すること。

◇資料編2-18：災害対応（静岡市災害対策本部設置時等）に係る各部各班・区本部各班の事務分掌

2 静岡市災害対策本部の設置

静岡市災害対策本部が設置された場合は、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

(▼共通対策編 第3章 第2節 1 防災体制「(2) 静岡市災害対策本部」に準ずる。)

第2節 配備体制 **【水防】**

[危機、観光・市民、区、農政、都市、建設、消防、下水]

1 災害対策本部設置前の配備体制（静岡市水防本部）

(1) 水防体制

気象台等から水防に関する警報等の発表があったときは水防体制に入る。水防管理者は気象情報、河川の水位等の警戒を厳にし、必要な人員を召集し、適当に交替させ、休養させるなど長時間に渡る水防体制の完遂を期し、緊急事態に備えた体制をとる。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

(2) 準備配備

準備配備に入る時期及び解除の基準は次のとおりとする。

ア 小規模な災害が発生した場合、又は水防事態の発生が予想され、水防活動の開始が考えられるとき

イ 県水防本部長からの水防指令が発令されたとき

ウ 大雨警報、洪水警報、高潮警報、暴風警報又は津波注意報が発表されたとき

◇資料編 2－20：災害時職員配備基準

エ その他状況に応じて呼び上げたとき

(3) 準備配備以降の体制

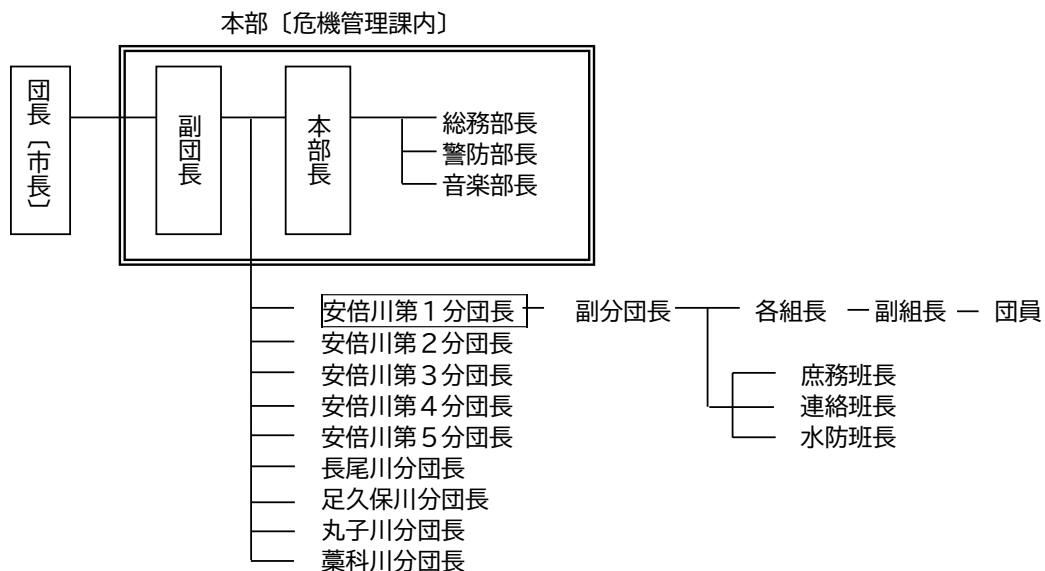
(▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「(2) 静岡市災害対策本部」に準ずる。)

2 静岡市水防団及び消防団の配備体制

水防団及び消防団は随時、自己の管轄区域の堤防を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を静岡市水防本部に報告する。

(1) 静岡市水防団

ア 組織



※1 団本部所管の各部の分掌事務は、静岡市水防団条例施行規則(平成15年市規則第261号)第2条第3項に規定するとおりとする。

※2 役員(団長以下、副組長まで)の職務は、同規則第4条から第11条までに規定するとおりとする。

イ 管轄区域

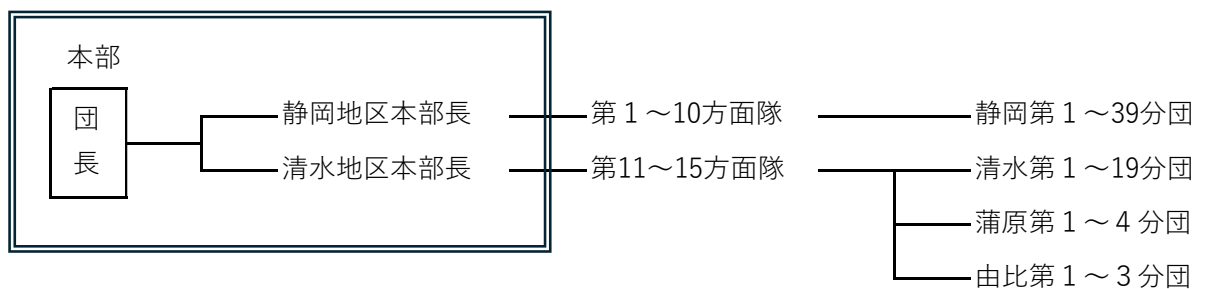
静岡市水防団条例(平成15年市条例第291号)別表第1に規定するとおりとする。

(2) 静岡市消防団

ア 組織

消防団は、水防団が管轄する河川等以外の河川等の水防を、消防団長の指揮下において行う。

ただし、水防状況は、水防本部において掌握する。



※ 静岡市消防団の組織、分掌事務等は、静岡市消防団の組織等に関する規則(平成20年3月27日規則第29号)に規定するとおりとする。

イ 管轄区域

(ア) 静岡地区本部に属する分団

要水防河川等		消防団	
河川名	延長(m)	担当地域	分団名
西山沢 西沢 ガニ沢 カラ沢 初之沢	600 400 300 400 1,500	葵区井川地区 (葵区口坂本地区を含む。)	静岡第 35 分団
天神沢 所沢	500 1,000	葵区井川地区	静岡第 38 分団
中河内川沢 西河内川沢	17,500 7,500	葵区玉川地区	静岡第 34 分団
安倍川	550	葵区大河内地区	静岡第 32 分団
藁科川	12,500	葵区清沢地区	静岡第 36 分団
藁科川	6,500	葵区大川地区	静岡第 37 分団
安倍川	23,000	葵区梅ヶ島地区	静岡第 33 分団
浅間沢川 ジャクシ沢川 安倍大沢川 湯島沢川	1,500 1,000 3,000 1,000	葵区郷島 〃 葵区俵沢 葵区油島	静岡第 22 分団
小鹿沢川 大慈悲院川	1,500 2,900	駿河区小鹿 駿河区池田、駿河区聖一色	静岡第 14 分団
吉田川	4,100	駿河区安居、駿河区古宿、駿河区中吉田、 駿河区平沢、駿河区谷田	静岡第 13・31 分団
麻機川	1,370	葵区有永、葵区北、葵区東	静岡第 19 分団
巴川	10,800	葵区前林、葵区赤松、葵区柳原、葵区北、 葵区下足洗新田、葵区上土新田、葵区古 庄、 葵区流通センター	静岡第 17・19 分団
後久川	1,400	葵区長沼、葵区古庄一丁目	静岡第 15 分団
小坂川	2,800	駿河区小坂、駿河区広野、駿河区用宗	静岡第 25 分団
浜川	2,100	駿河区石田、駿河区登呂、 駿河区敷地、駿河区高松	静岡第 11 分団
	2,100	駿河区西島、駿河区中島、駿河区西脇	静岡第 39 分団

(イ) 清水地区本部に属する分団

要水防河川等		消防団	
河川名	延長(m)	担当地域	消防団
稲瀬川	4,250	清水区宋原	清水第 17 分団

要水防河川等		消防団	
河川名	延長(m)	担当地域	消防団
内房境川	2,900	清水区宋原	清水第 17 分団
入川	800	清水区宋原	清水第 17 分団
興津川	21,700	清水区西河内、清水区中河内、 清水区小島、清水区興津	清水第 16・17・ 18・19 分団
小河内川	5,300	清水区小河内	清水第 17 分団
中一色川	2,500	清水区小河内	清水第 17 分団
中河内川	8,900	清水区中河内	清水第 18 分団
神沢原川	1,100	清水区中河内	清水第 18 分団
湯沢川	2,045	清水区河内	清水第 18 分団
布沢川	4,764	清水区西河内	清水第 19 分団
黒川	1,395	清水区西河内	清水第 19 分団
石沢川	940	清水区西河内	清水第 19 分団
波多内川	4,300	清水区庵原、清水区興津	清水第 15・16 分団
庵原川	6,700	清水区庵原、清水区横砂	清水第 14・15 分団
山切川	5,200	清水区庵原	清水第 15 分団
巴川	7,300	清水区江尻、清水区入江、清水区清水、 清水区浜田、清水区飯田、清水区高部、 清水区有度、清水区草薙	清水第 2・3・4・9・ 10・11・12・13 分団
大沢川	4,100	清水区船越、清水区追分、清水区渋川	清水第 3・8・12 分団
山原川	2,900	清水区飯田	清水第 10 分団
塩田川	3,000	清水区高部	清水第 11 分団
草薙川	3,850	清水区草薙	清水第 13 分団
継川	490	清水区高部	清水第 11 分団
瀬名新川	980	清水区高部	清水第 11 分団
滝ヶ原川	400	清水区駒越	清水第 6 分団

(ウ) 蒲原地区本部に属する分団

- ・蒲原第 1～4 分団は清水区蒲原地区内一円とする。
- ・由比第 1～3 分団は清水区由比地区内一円とする。

(3) 配備基準

水防団及び消防団の非常配備は、水防管理者からの指令によるものとし、以下の場合には管轄下の水防団及び消防団を配備させることができる。ただし、緊急非常の場合は、水防団にあっては副団長、消防団にあっては消防団長の判断によることができる。

ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

イ 水防警報指定河川にあっては知事からその警報の伝達を受けた場合

ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

配備区分	配備基準	配備態勢
待機	1 水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団及び消防団の連絡員は、本部との連絡体制をとり、団長は、その後の情勢を把握することに努め、又、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく ただし、団長・団員が常に情勢を把握できないときは、本部に詰めるものとする
準備	1 河川の水位が氾濫注意(警戒)水位に達してなお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき 2 気象状況により、高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長又は分団長は所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画にあたり、水こう門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき 3 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	▼第 13 節 水防活動の実施「3 水防配備の解除」による	

水防上の注意事項

1

洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動(避難誘導や水防作業)の実施にあたり、水防団又は消防団員自身の安全は確保しなければならない。

2

出動の際は、必要に応じ、水防団又は消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。

3

水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は、命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

4

作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

5

作業中は、私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。

6

命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。

7

洪水時において堤防に異常が起こる時期は、満水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ、陥落等は、通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大

配備区分	配備基準	配備態勢
洪水時の4分の3位に減少したときが最も危険)から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。		
8 水防体制解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。		
9 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に設備する。		

第3節 職員の動員計画

(▼共通対策編 第3章 第3節「職員の動員計画」に準ずる。)

第4節 協力応援 **【水防】**

[危機、建設、消防、下水]

1 河川管理者の協力及び援助

(1) 中部及び関東地方整備局の協力

河川管理者(中部及び関東地方整備局長)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、静岡市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

情報の提供は、表 3-1 及び表 3-2 に示す方法で行う。

なお、光ファイバー網を通じての情報提供については、平成24年4月5日に締結された「中部地方整備局静岡河川事務所及び静岡国道事務所が整備する光ファイバー網と静岡市が整備する光ファイバー網との接続に関する協定」に基づき整備する、監視設備にて行うものとする。

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 静岡市が行う水防訓練等への参加

エ 静岡市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

オ 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

カ 国土交通省の災害対策用車両等の派遣

(ア) 水防管理者は、水害等の発生時の被害軽減等のため、国土交通省災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる(派遣に係る費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担する)。

(イ) 国土交通省災害対策用車両等の派遣要請をする場合には、静岡河川事務所管理課へ直接電話で連絡して、その際に使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等必要な事項をFAXにより通知する。

静岡河川事務所管理課	TEL 054-273-9105	FAX 054-205-1213

また、派遣要請のできる災害対策用車両等一覧・派遣要請様式は、◇資料編4-54による。

◇資料編 4－54：【水防】災害対策用車両等一覧表、要請・回答様式（国土交通省 中部地方整備局）

表 3-1 水位情報の提供方法

提供方法	URL・電話番号
川の防災情報ホームページ	(一般向け) https://www.river.go.jp/ (市町村向け) https://city.river.go.jp/title_city.html
電話応答装置	(安倍川水系) 054-273-9247 (大井川水系) 054-273-9248 (富士川水系) 055-253-1118

表 3-2 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

河川名	情報の種別	標題及び URL (ホームページ)
安倍川	映像情報	ライブカメラ https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/abekawa/
	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/
富士川	映像情報	富士川水系情報提供システム
	浸水想定情報	http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/

(2) 静岡県の協力

河川管理者(静岡県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、静岡市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア 河川に関する情報の提供

(ア) 情報提供を行う河川名及び水位観測所

◇資料編 4－50：【水防】雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ

(イ) 提供する情報

水位情報及び映像情報

(ウ) 提供する手段

提供方法	URL
サイポスレーダー	https://sipos.pref.shizuoka.jp
川の水位情報ホームページ	https://k.river.go.jp

イ 重要水防箇所の合同点検の実施

ウ 水防管理団体が行う水防訓練等への参加

エ 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

オ 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

(3) 河川管理者の援助

河川管理者(中部、関東地方整備局長及び静岡県知事)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- ア 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- イ 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- ウ 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- エ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

2 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 下水道に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体が行う水防訓練等への参加
- (3) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (4) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

3 水防管理団体相互の協力及び応援

- ・水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(水防法第 23 条) ただし、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
- ・他の水防管理団体から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行う。

4 自衛隊の派遣要請の要求

市長は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、法第68条の2に基づき、知事に対し、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第1項の規定による要請をするよう求める。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

また、市長は、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

5 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、当該区域を管轄する警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。(水防法第22条)

6 国(河川事務所、地方气象台)や県との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況については国土交通省河川事務所や静岡土木事務所とのホットラインにより、また気象状況については地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努める。

第5節 通信連絡 **【水防】**

[危機、建設、消防]

1 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡のため、電話、無線電話等の通信を要する基本的な系統は、◇資料編2-21による。

なお、主な関係機関と電話番号は、◇資料編2-22による。

◇資料編2-21：**【水防】**水防時における通信連絡基本系統図

◇資料編2-22：**【水防】**水防関係機関電話番号一覧

2 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請する事例は次のとおりであるが、各水防機関は停電等による通信不能を考慮し、非常用ラジオを備えるよう努める。

- (1) 国土交通省及び県機関の行う洪水予報、水防警報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位情報
- (2) 水防管理者、県機関等の行う立退きの指示
- (3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

3 その他の通信施設の使用

その他一般加入電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道通信施設
- (4) 電力会社関係通信施設

4 災害時優先電話

- ・NTTでは法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。(電気通信事業法)

- ・災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。（電話サービス契約約款）
- ・災害時優先電話の指定にあたっては、N T Tにおいて国や地方公共団体等の機関に限定している。
- ・一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めているとおり、「災害の予防若しくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

第6節 水防監視 **【水防】**

[危機、建設、消防]

水防関係者は、河川、海岸、堤防及び土石流発生危険箇所並びにその他水防に影響のある工作物を随時に監視するとともに、気象台の予報により異常降雨が予測される場合は、地区それぞれの特質を勘案し、万全の措置をとる。

一般的に水害の発生しやすいところは、天井川の沿岸、低湿地帯、霞堤箇所、海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯、急傾斜地等が考えられる。特に注意が必要な箇所は、次のとおりである。

なお、津波による被害に注意を要する区域は、◇資料編9－9による。

◇資料編9－9：推定津波浸水深・到達時間

(1) 重要水防箇所(直轄(国)、県)

◇資料編7－7：**【水防】**直轄(国管理)区間重要水防箇所（静岡水防区）

◇資料編7－8：**【水防】**県管理区間重要水防箇所（静岡水防区）

※台風等による被災からの応急復旧箇所について、水防管理者は、重要水防箇所に準ずるものとして扱い、通常時の点検並びに水防活動時に巡視・警戒を行い、水害の軽減、防止に努める。対象とする応急復旧箇所については、毎年水防区（土木事務所）が定め、水防管理者に別途通知する。

(2) 湛水(浸水)注意箇所

◇資料編7－10：**【水防】**湛水（浸水）注意箇所

(3) 土石流危険溪流箇所

◇資料編7－4：土砂災害（特別）警戒区域指定箇所数

(4) 水防上注意を要する水門等一覧

◇資料編7－9：**【水防】**水防上注意を要する水門等一覧

(5) 水防上重大な影響のある橋りょう

◇資料編7－11：**【水防】**水防上重大な影響のある橋りょう

(6) 安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図

◇資料編4－53：**【水防】**安倍川・富士川水防警報水位観測所横断図

第7節 地下街などの危険区域の状況把握

[危機、財政、福祉、衛生、こども、都市、建築、教育]

水防本部は、洪水予報等の伝達をはじめ、水防状況を把握するために必要があるときは浸水想定区域内にある次の危険区域について巡視や相互連絡等を行う。

(1) 浸水想定区域内の地下街等

◇資料編 4－16：洪水・内水・高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等一覧

※ 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等への洪水予報等の伝達系統図

◇資料編 4－18：洪水・土砂・津波災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等・要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統図

(2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

◇資料編 4－17：洪水・土砂・津波災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表

第8節 気象予報等の情報収集、伝達

[危機、総務、建設]

1 雨量・水位の観測

気象予報、雨量、河川の水位については、以下の表のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から情報を収集・監視する。

表 3-3 気象予報等の提供方法

情報の内容	提供方法及び URL
気象警報、雨の動き	あなたの街の防災情報 https://www.jma.go.jp/bosai/
気象情報(雨量、風速など)	アメダス https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas
降雨の短時間予測	雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト) https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
洪水警報の危険度分布	洪水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
大雨警報(浸水害)の危険度分布	浸水キキクル https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund
雨量・河川水位	川の防災情報 https://www.river.go.jp/
静岡県内の河川の水位、雨量、気象情報	静岡県土木総合防災情報(サイポスレーダー) https://sipos.pref.shizuoka.jp/
巴川流域の浸水情報	巴川浸水情報システム https://tomoegawa-system.jp/

※ 雨量観測所、水位観測所、水門水位観測所、監視カメラは◇資料編 4－50 による。

◇資料編 4－50：【水防】雨量観測所・水位観測所・水門水位観測所・監視カメラ

2 伝達事項

次の事項について必要と認められるものを伝達する。

(1) 気象予報

◇資料編 8-1：気象等の予報及び警報の種類と発表基準

(2) 洪水予報

(▼第9節「洪水予報」に準ずる。)

(3) 水防警報及び氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位情報

(▼第10節「水防警報等」に準ずる。)

(4) 避難の警告と立退きの指示

(5) 水防の解除

(6) その他の必要な事項

3 伝達の方法

(1) 同報無線等[同報無線の放送内容の電話案内サービス(番号：054-269-5656)を含む]

(2) ウェブサイト

- ・市ホームページ
- ・静岡市防災ナビ
- ・巴川浸水情報システム

(3) メール(静岡市防災メール、緊急速報メール)

(4) 緊急情報防災ラジオ(コミュニティFM放送(S-Wave 76.9MHz))

(5) テレビ局等への情報提供

4 伝達系統 **【水防】**

(1) 気象警報等の伝達等系統図(津波に関するものを除く。)は、◇資料編 2-7による。

◇資料編 2-7：気象等の予報(注意報)及び警報伝達系統図

(2) 津波に関する注意報及び警報は、◇資料編 2-23による。

◇資料編 2-23：津波に関する注意報及び警報伝達系統図

第9節 洪水予報 **【水防】**

[危機、区、建設、消防]

国土交通大臣が指定した安倍川に係る洪水予報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所と静岡地方気象台が共同で発表する。

また、富士川に係る洪水予報は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、静岡地方気象台が共同して発表する。

1 安倍川洪水予報計画

平成5年3月26日 運輸省・建設省 告示第3号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
安倍川	左岸 葵区油島字青木二十五番一地先から海まで
	右岸 葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)
安倍川	手越	静岡市駿河区手越	右岸河口より 4.07km	2.40m	3.40m	4.00m
	牛妻	静岡市葵区牛妻	左岸河口より 17.08km	3.00m	4.10m	4.60m

(3) 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
安倍川	静岡河川事務所 静岡地方気象台	静岡河川事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準	摘要
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル 5 相当)	堤防からの越水又は破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなったと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル 4 相当)	急激な水位上昇により、まもなく氾濫水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達したとき	同上
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル 3 相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（レベル 4 水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（レベル 3 水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル 2 相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル 2 水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 安倍川洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的に F A X 又はオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

◇資料編 2－24：【水防】安倍川洪水予報連絡系統図

2 富士川洪水予報計画

平成8年3月22日運輸省・建設省 告示第1号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区域
富士川	左岸 静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで
	右岸 静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで

(2) 洪水予報の対象となる基準水位観測所

※ 静岡県内対象観測所は南部観測所のみである。

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)
富士川	南部※	山梨県南巨摩郡南部町内 船	右岸河口から 29.8km	3.80m	4.40m	5.10m

(3) 洪水予報発表者

河川名	担当官署	発表責任者
富士川	甲府河川国道事務所 甲府地方気象台 静岡地方気象台	甲府河川国道事務所長 甲府地方気象台長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

種類	発表基準
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇がみこまれるとき ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
氾濫注意情報 (洪水注意報)	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき

(警戒レベル 2 相当)	・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫注意情報 (警戒情報解除) (洪水注意報) (警戒解除) (警戒レベル 2 相当)	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(5) 富士川洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的に F A X 又はオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

◇資料編 2 - 25 : 【水防】富士川洪水予報連絡系統図

第 10 節 水防警報等 【水防】

[危機、区、建設、消防]

1 国土交通大臣が行う水防警報等とその措置

<河川>

- ・安倍川の区域の水防警報の発表は、国土交通省静岡河川事務所長が、富士川の区域の水防警報の発表は同甲府河川国道事務所長が行うものとし、水防警報(津波)の種類、内容及び発表基準に基づき静岡県知事に通知する。
- ・藁科川の区域の水位が特別警戒水位に達したときは、同静岡河川事務所長は静岡県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させる。
- ・静岡県知事は、水防警報の通知を受けたときは警報事項を、水位到達情報の通知を受けたときはその通知に係る事項を水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。
- ・氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報(氾濫注意水位を下回った場合の情報(氾濫注意情報の解除)を含む)、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。

(1) 水防警報を発表する河川名及び区域

水系名	水防警報 計画名	河川名	区域	延長
安倍川	安倍川水防 警報計画	安倍川	(左岸) 葵区油島字青木 25 番 1 地先から海まで (右岸) 葵区中沢字札場 693 番 3 地先から海まで	22, 680m
	安倍川水防 警報計画 (津波)	安倍川	(左岸) 葵区南安倍 2 丁目 65 地先駿河大橋から海まで (右岸) 駿河区丸子新田 27 地先駿河大橋から海まで	3, 650m
富士川	-	富士川	(左岸) 富士宮市下稲子から海まで (右岸) 富士宮市内房から海まで	18, 000m

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	水防警報計画名	河川名	区域	延長
安倍川	安倍川水防警報計画	(支川) 藁科川	(左岸) 葵区大原字稲木山 1726 番 3 地先から安倍川幹川合流点まで (右岸) 葵区富厚里字八重ヶ瀬 1052 番 2 地先から安倍川幹川合流点まで	8,910 m

(3) 水防警報を公表、水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団待機(指定)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	計画高水位	氾濫する可能性がある水位	現況堤防高	堤内地盤高
安倍川	安倍川	牛妻	葵区牛妻 (左岸河口から 17.1 km)	2.20m	3.00m	3.70m	4.10m	4.60m	5.51m	6.02m	左 8.4m 右 6.1m	左 5.9m 右 0.6m
		手越	駿河区手越 (右岸河口から 4.1 km)	1.50m	2.40m	3.00m	3.40m	4.00m	4.82m	5.88m	左 7.3m 右 5.7m	左 3.9m 右 3.0m
	藁科川	奈良間	葵区奈良間 (右岸合流点から 9.7 km)	2.30m	3.70m	4.70m	6.40m	(7.70m) ※1	8.02m	—	左山付 右 9.1m	左山付 右 5.5m
富士川	松岡		富士市松岡 (左岸河口から 3.77km)	2.00m	2.50m	—	—	—	8.08m	—	左 10.8m 右 9.9m	左 4.5m 右 8.2m

※1 奈良間観測所の氾濫危険水位欄の水位は「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)である。

- (注) 1 水防団待機水位(指定水位)は、水防団、消防団等が水防活動に入る準備を行うための水位。
 2 氾濫注意水位(警戒水位)は、出動の準備に入る水位。
 3 出動水位は、水害の発生に備え出動する水位。
 4 避難判断水位は、高齢者等避難発表の目安となる水位である。
 5 氾濫危険水位は、避難指示の発表判断の目安となる水位である。

(4) 水防警報の種類、内容及び発表基準

ア 安倍川・藁科川／国土交通省 中部地方整備局

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員等の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき

種類	内容	発表基準
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

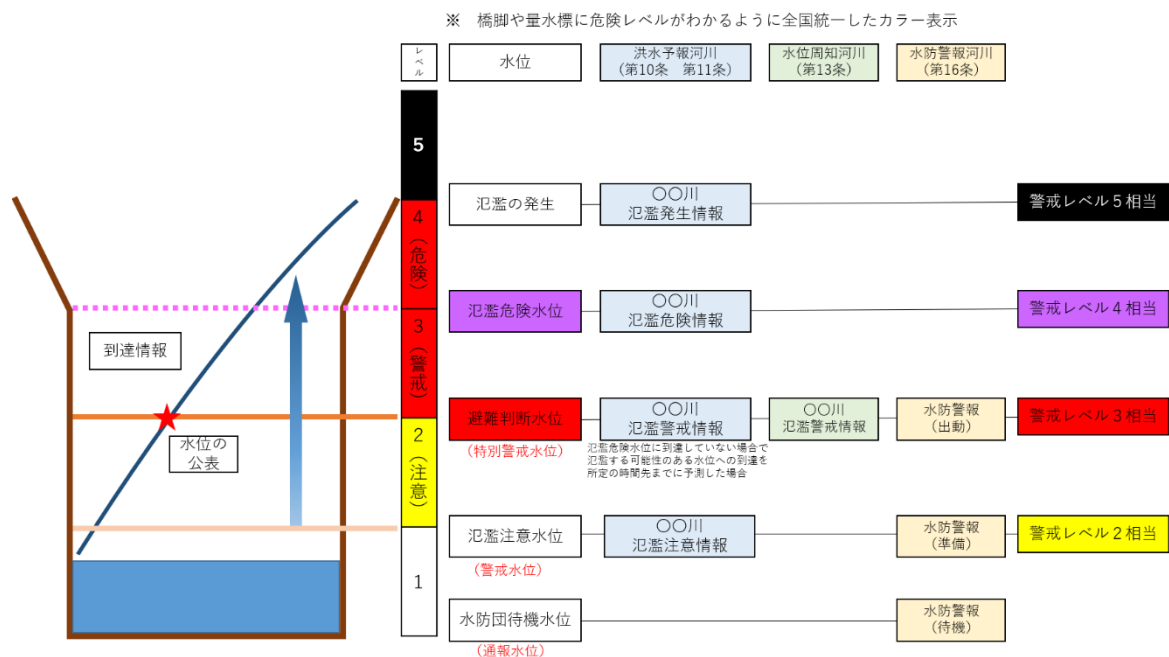
イ 安倍川／国土交通省 中部地方整備局（津波）

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	1 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2 水防活動の必要があると認められなくなったとき

ウ 富士川／国土交通省 関東地方整備局

種類	内容	発表基準
待機	1 不意に出水あるいは、水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信、輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他河川の状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他、水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

<参考>



(5) 水防警報等の伝達系統図

水防警報及び氾濫危険水位情報の伝達方法は基本的にはFAXにより伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。ただし、氾濫危険水位情報は、直接、市長に伝達される。

ア 安倍川水防警報連絡系統図(支川藁科川を含む)

◇資料編 2-26: 【水防】安倍川水防警報連絡系統図 (支川藁科川を含む)

イ 富士川(釜無川を含む)水防警報連絡系統図

◇資料編 2-27: 【水防】富士川水防警報連絡系統図 (釜無川を含む)

<海岸>

富士海岸(蒲原)の区域に係る水防警報は、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長が発表する。

(1) 水防警報等を行う海岸及び区域(津波の水防警報を含む)

海岸名	水防警報計画名	区域	区域延長
富士海岸(蒲原)	富士海岸(蒲原)水防警報計画	起点 清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで	約 4 km

(2) 水防警報の対象高波観測所

海岸名	観測所名	所管	所在地	位置	現況堤防高
富士海岸(蒲原)	鮫島	国土交通省 静岡河川事務所	富士市鮫島	沖合距離 約 0.40 km 設置水深 -39m	12.0~
	石廊崎	気象庁 静岡地方气象台	賀茂郡南伊豆町 石廊崎	測定範囲 沖合約 200m~400m	15.0m

(3) 水防警報の種類、内容及び発表基準(高潮)

種類	内容	具体的な発表基準【富士海岸(蒲原)】
待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	・静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、鮫島観測所で有義波高 3.0m以上、又は石廊崎観測所で有義波高 4.5m以上が観測されたとき。 ・気象情報、ＣＣＴＶ情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。
出動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	・気象情報(台風進路予測等)より、今後、鮫島観測所の有義波高が 5.4m以上になると予想され、さらにＣＣＴＶ情報等により水防団等の出動が必要と判断されるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	・鮫島観測所で有義波高 5.4m以上が観測され、さらに気象情報、ＣＣＴＶ情報等を勘案して発表が必要と判断されるとき。 ・気象情報、ＣＣＴＶ情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断されるとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	・鮫島観測所で有義波高 6.5m以上が観測され、さらに気象情報、ＣＣＴＶ情報等により、発表が必要と判断されるとき。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	・鮫島観測所で有義波高 6.5mを下回り、気象情報、ＣＣＴＶ情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき。
解除	激しい越波の発生のおそれが無くなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。	・鮫島観測所で有義波高 3.0mを下回り、気象情報、ＣＣＴＶ情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(4) 富士海岸(蒲原)水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は基本的にはＦＡＸにより伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。

◇資料編 2-28: 【水防】富士海岸(蒲原)水防警報連絡系統図

2 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

- ・ 巴川、長尾川、丸子川、藁科川、足久保川、興津川、庵原川及び山切川の区域の水位が特別警戒水位に達したとき、静岡県知事は水防管理者その他水防に係りの機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。
- ・ 氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報（要現認）の発表は、可能な範囲で行う。
- ・ 上記の河川について通知をした静岡県知事は、その通知に係る事項を静岡市長に通知する。
- ・ 本市においては、県知事が指定し水防警報が発表される河川の該当はない。

（１） 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

水系名	河川名	区域	延長
巴川	巴川	(左岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで (右岸) 静岡市葵区北有永えん堤下端～海まで	14,550m
	(支川) 長尾川	(左岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで (右岸) 静岡市葵区長尾新田橋付近～巴川合流点まで	6,800m
安倍川	(支川) 丸子川	(左岸) 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで (右岸) 静岡市駿河区丸子丸子橋付近～安倍川合流点まで	6,280m
	(支川) 藁科川	(左岸) 静岡市葵区小島から静岡市葵区大原直轄管理境まで (右岸) 静岡市葵区小島から静岡市葵区富厚里直轄管理境まで	8,500m
	(支川) 足久保川	(左岸) 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで (右岸) 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで	9,230m
興津川	興津川	(左岸) 清水区和田島落差工～海まで (右岸) 清水区和田島落差工～海まで	12,300m
庵原川	庵原川	(左岸) 清水区庵原町いほはら橋～海まで (右岸) 清水区庵原町いほはら橋～海まで	3,600m
	(支川) 山切川	(左岸) 清水区山切～庵原川合流点まで (右岸) 清水区山切清水山切公園～庵原川合流点まで	2,000m

（２） 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機 (通報)水位	氾濫注意 (警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険 (特別警戒)水位 (洪水)	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
巴川	巴川	能島	清水区能島 (河口から 5.0 km)	2.56m	3.16m		3.40m	4.92m	左 5.55m 右 5.59m	左 5.47m 右 5.01m
		上土	葵区上土二丁目 (河口から 10.4 km)	2.20m	2.70m		3.00m	3.39m	左 3.82m 右 3.58m	左 3.91m 右 4.64m
	長尾川	水梨橋	葵区瀬名三丁目 (本川合流点から 4.3 km)	1.60m	2.20m		2.30m	3.03m	左 5.20m 右 5.60m	左 5.20m 右 5.60m

水系名	河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機 (通報)水位	氾濫注意 (警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水 特別警戒)水位	既往最高水位	現況堤防高	堤内地盤高
安倍川	丸子川	丸子	駿河区丸子 (本川合流点から 6.2 km)	1.40m	2.40m		2.70m	3.20m	左 5.00m 右 4.40m	左 5.00m 右 4.40m
	藁科川	富沢橋	葵区富沢 (本川合流点から 12.3 km)	2.80m	4.00m		4.08m	5.06m	左 5.23m 右 5.26m	左 5.23m 右 5.26m
	足久保川	足久保	葵区足久保口組 (本川合流点から 1.75 km)	0.78m	1.22m		1.43m	1.45m	左 3.60m 右 3.71m	左 3.14m 右 1.46m
興津川	興津川	興津	清水区興津東町 (河口から 0.3 km)	1.40m	1.70m		2.30m	3.10m	左 4.60m 右 4.60m	左 1.20m 右 1.80m
		和田島	清水区和田島 (河口から 11.9 km)	2.20m	2.60m		2.90m	2.91m	左 4.24m 右 4.04m	左 4.80m 右 4.40m
庵原川	庵原川	庵原	清水区尾羽 (河口から 1.5 km)	2.30m	3.00m		3.20m	3.80m	左 5.87m 右 5.80m	左 3.26m 右 4.28m
	山切川	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃

(注) 1 水防団待機水位(通報水位)は、水防団、消防団等が水防活動に入る準備を行うための水位。

2 氾濫注意水位(警戒水位)は、出動の準備に入る水位。

3 避難判断水位が設定されていない河川においては、氾濫注意水位(警戒水位)の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて高齢者等避難を発表する。

4 氾濫危険水位は、避難指示の発表判断の目安となる水位である。

(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準

- ・氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発表、情報伝達の及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位である。
- ・この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(水防法第13条)。
- ・水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

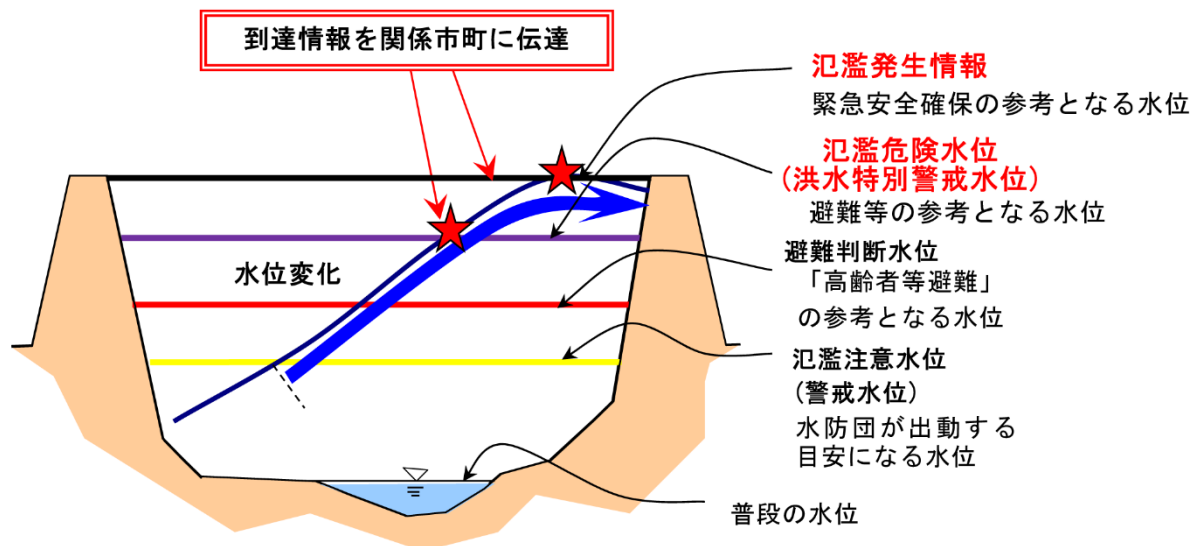


図 3-1 静岡県の氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の設定

（４） 水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後、電話にて受領の確認を行う。

◇資料編 2-29：【水防】静岡土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

第 11 節 巡視及び警戒とその措置 【水防】

[危機、農政、建設、消防]

1 巡視

- ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防、津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。（水防法第9条関係）
- ・上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。
- ・河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。
- ・水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所、応急復旧箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 警戒

- ・水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発表されたとき、又は気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

- ・次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、静岡水防区長及び河川等の管理者に報告し、静岡水防区長は県水防本部長に報告するものとする。
 - ・巡視・警戒中に、堤防、ダムその他の施設の決壊、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、直ちに▼「第 15 節 堤防等の決壊時の処置」に基づく通報をするものとする。
 - ・高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。
- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位(潮位)の上昇
 - (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
 - (3) 川側(又は海側)堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
 - (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
 - (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
 - (6) 橋りょうその他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第 12 節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送 【水防】

[危機、建設、消防]

1 資器材の整備

- (1) 水防倉庫の設置状況及び備蓄されている資器材は、◇資料編 4－51 による。
◇資料編 4－51： 【水防】水防用資器材一覧
- (2) 水防分団長又は消防分団長は、資材確保のため、重要水防区域近在の竹木等の所在等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材が使用又は損傷等により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする
- (3) 水防管理者は、水防管理団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省静岡河川事務所長又は県静岡土木事務所長に電話等にて承認を受ける。
- (4) 水防倉庫に整備する資器材の基準は、下記のとおりとする。ただし、水防管理者は、地勢その他の状況により必要があると認めるとき、又は地域(危険箇所)の特性等により、その数量を増減及び品目の変更をすることができる。

品目	杭木	土のう袋	縄	鉄線	蛸木	掛矢	担架
数量	500 本	1000 枚	250kg	100kg	5 丁	10 丁	20 本
品目	ショベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱
数量	30 丁	3 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 灯	5 本

- (5) 県は、広域かつ多数の被害に対し、被災から迅速に応急復旧を行えるよう、水防資材ストックヤードを整備し、コンクリートブロック等の水防資材を備蓄するとともに備蓄資材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。なお、県内水防資機材ストックヤードの整備状況は、「静岡県水防計画「資料編Ⅱ」 水防ストックヤード及び水防用資材備蓄状況一覧表」による。

2 輸送の確保

水防本部は、非常の際における資器材等の輸送を確保するため、車両を配備するとともに、

輸送経路を定めておく。なお、輸送車の車種及び常置場所は、◇資料編 4－52による。

◇資料編 4－52：【水防】水防車・輸送車・作業車一覧

第 13 節 水防活動の実施 【水防】

[危機、消防]

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、水防従事者は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

2 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

3 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知する。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する静岡水防区長を経由して県水防本部長に報告する。

(2) 水防団及び消防団の配備の解除

ア 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。

イ 水防団員及び消防団員は、2による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

ウ 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

エ 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 14 節 避難 【水防】

[危機]

1 避難の指示

- ・洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条に基づき、県水防本部長(静岡県知事)、静岡水防区長(県静岡土木事務所長)の命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- ・その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。
- ・水防管理者の行う避難指示は、(▼共通対策編 第 3 章 第 9 節 避難救出計画「1 避難情報の発表」及び「2 避難の指示の伝達方法」に準ずる。)

2 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を管轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておく。

第 15 節 堤防等の決壊時の処置 **【水防】**

[危機、消防]

1 堤防等の決壊(被害情報)の通報(水防法第 25 条)

(1) 水防管理者(市町)、消防機関の長(消防長、消防団長)、水防団長の通報

堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長は、すみやかに付近の住民、所轄水防区長(土木事務所長)、管轄警察署又は交番・駐在所等に通報するものとする。河川法に規定する河川について、水防区長に通報する際は、現地確認情報(画像・映像等)とともに行うよう努める。

なお、付近の住民への通報に際しては、迅速な情報伝達に努めるものとする。

(2) 水防区長の通報

この通報を受けた静岡水防区長は、県水防本部及び管轄警察署長に、直轄管理区域河川については、所轄する国土交通省(静岡河川事務所長又は甲府河川国道事務所長)にも通報するものとする。

(3) 隣接水防管理者の通報

(1)の通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難情報の発表に資する事象として情報提供するものとする。

◇資料編 2-30 : **【水防】**決壊情報の通報連絡系統図

2 決壊後の処置(水防法第 26 条)

決壊箇所等については、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第 16 節 水防信号及び標識並びに身分証票 **【水防】**

[危機、消防]

1 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号(昭和31年県規則第75号)は、次表のとおりである。

区別/方法	説明	警鐘信号	サイレン信号(余いん防止符)
第一信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	約 5 秒約 6 秒 約 5 秒約 6 秒 約 5 秒約 6 秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 ○—— 休止 ○—— 休止 ○—— 休止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分約 5 秒 約 1 分約 5 秒 ○—— 休止 ○—— 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと 3 危険が去ったときは、口答伝達により周知させるものとする		

2 標識

・水防優先標識

水防のため現場に赴く職員及び車両の優先通行標識は、◇資料編 4－55 による。

◇資料編 4－55 : **【水防】**水防優先標識(車両標識・腕章・標燈)

3 身分証票

水防法第49条第2項による水防団員の身分証票は、◇資料編 4－56による。

◇資料編 4－56 : **【水防】**水防団身分証票

第 17 節 水防報告等 **【水防】**

[危機、消防]

1 県水防本部長との連絡

水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防活動を終了したときは、水防団・消防団等からの報告（目安は3日）を基に次の記録を作成、保管し、水防活動実施後7日以内に静岡水防区に報告しなければならない。特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を附して報告する。

(1) 水防報告事項

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- イ 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ウ 警戒出動及び解散命令の時刻
- エ 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- オ 水防作業の状況
- カ 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- キ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ク 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ケ 応援の状況
- コ 居住者出勤の状況
- サ 警察関係の援助の状況
- シ 現場指導の官公署氏名
- ス 立退きの状況及びそれを指示した理由
- セ 水防関係者の死傷
- ソ 殊勲者及びその功績
- タ 殊勲水防団等とその功績
- チ 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防管理者への報告

水防分団長又は消防分団長は、警戒中の水位観測その他警戒中の水位及び災害危険の状況を、速やかに、水防実施状況報告書により水防団長又は消防団長に報告する。水防団長又は消防団長は取りまとめの上、水防管理者に報告する。

第 18 節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置 **【水防】**

[危機、財政、区、福祉、衛生、こども、建築、建設、教育]

1 洪水対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定

国土交通大臣及び県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想

定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/river/1003561/1044017/index.html>)するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報、水位到達情報その他の人的災害を生じるおそれがある洪水に関する情報の伝達方法

イ 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

ウ 法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。))でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

(ウ) 大規模な工場その他の施設(ア又はイに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

オ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 洪水ハザードマップ

市長は、地域防災計画において定めた上記(2)ア～オに掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 8 条第 3 項に規定する事項を含む。)を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講ずることとする。

(4) 予想される水災の危険の周知等

- ・市長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める。
- ・市長は、水害リスク情報を把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表等により住民等に周知することとする。
- ・市長は、図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

(5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

- ・水防法第 15 条第 1 項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止

を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

- ・地下街等の所有者又は管理者は、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。
- ・地下街等の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。
- ・市は、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

- ・水防法第 15 条第 1 項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、その結果を市長に報告するものとする。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。
- ・市は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

2 津波対応

(1) 要避難地区等の設定

(▼「◇資料編 8－7」に準ずる。)

◇資料編 8－7：静岡市津波避難計画

(2) 津波災害警戒区域の指定

- ・県は、津波防災地域づくりに関する法律に則り、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定する。
- ・県は、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用

(<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1049186/index.html>)により公示するとともに、関係市町の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

(3) 津波浸水想定図

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成 25 年 6 月に公表した静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル 2 の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸水想定図を作成し、公表

(<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/jishintsunami/1040794/1029853.html>)している。この津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が

悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深)である。

(4) 津波災害警戒区域の指定に伴う地域防災計画の拡充

防災会議は、地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。

ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(5) 市民等への周知・啓発

- ・市は、津波被害から市民の安全な避難行動を確保するため、津波に関する情報収集の方法、避難行動の方法、津波の到達範囲や到達時間、基準水位(津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位)、避難施設などを示した津波ハザードマップを作成する。

- ・市は、津波ハザードマップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。

(6) 要配慮者等利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施

(津波防災地域づくりに関する法律第 71 条関係)

ア 避難確保計画の作成・報告

地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(名称及び所在地)の所有者及び管理者は、津波発生時に施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、避難確保計画を作成し、市に報告するとともに公表する。

イ 避難訓練の実施

要配慮者利用施設の所有者及び管理者等は、避難確保計画に定める避難訓練を行うとともに、その結果を市長に報告する。

なお、当該施設の所有者、管理者又は、その他の従業者等は、避難確保計画に定める避難訓練に参加するとともに、訓練実施時には必要に応じ、当該施設の利用者に協力を求めるものとする。

ウ 避難確保計画の作成及び避難訓練の報告に対する助言・勧告

市は避難確保計画の作成、避難訓練の実施について報告を受けたときは、当該施設の所有者及び管理者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行う。

第 19 節 応急仮設住宅等

(▼共通対策編 第 2 章 第 24 節「応急住宅」に準ずる。)

第 20 節 障害物の除去

(▼共通対策編 第 3 章 第 24 節「障害物の除去」に準ずる。)

第 21 節 その他 **【水防】**

[危機、消防]

1 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第 41 条により本市が負担する。

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事があつせんするものとする。

ア 水防法第 23 条の規定による応援のための費用

イ 水防法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

(2) 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第 28 条により次の権限を行使することができる。

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記アからエ(イにおける収用を除く。)の権限を行使することができる。

(3) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、水防管理者からの委任を受けた者にあつては、委任証(◇資料編 4-57)を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

(4) 公用負担の証票

水防法第 28 条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、次に掲げる命令書(◇資料編 4-57)を作成して、目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

また、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

◇資料編 4-57: **【水防】** 公用負担権限委任証、公用負担命令書

2 公務災害補償

水防団員又は消防団員若しくは水防作業従事者が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となったと

きは、静岡市消防団員等公務災害補償条例(平成15年市条例第289条)により補償する。

(復旧・復興については、▼「共通対策編 第4章 災害復旧計画」による。)

静岡市地域防災計画

(令和8年1月修正)

地震対策編

目 次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	2
第4節 予想される災害	4
第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2章 平時対策.....	17
第1節 防災思想の普及	17
第2節 自主防災活動	21
第3節 地震防災訓練の実施	23
第4節 地震・津波災害予防対策の推進	26
第3章 地震防災施設緊急整備計画.....	39
第1節 地震防災施設整備方針	39
第2節 地震対策緊急整備事業計画	43
第3節 津波避難対策緊急事業計画	43
第4節 地震防災緊急事業五箇年計画	43
第5節 静岡市都市防災総合推進事業	44
第4章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応.....	45
第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置	45
第2節 避難対策等	47
第3節 消防機関等の活動	49
第4節 警備対策	49
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	49
第6節 金融	50
第7節 交通	50
第8節 市及び県が自ら管理等を行う施設等に関する対策	51
第9節 滞留旅客等に対する措置	53
第5章 災害応急対策.....	54
第1節 防災関係機関の活動	54
第2節 情報活動	61

第3節	広報活動	62
第4節	緊急輸送活動	64
第5節	応援協力計画	67
第6節	災害の拡大及び二次災害防止活動	67
第7節	避難活動	71
第8節	社会秩序を維持する活動	75
第9節	交通の確保対策	75
第10節	地域への救援活動	78
第11節	災害ボランティア活動の支援	83
第12節	学校における災害応急対策及び応急教育	83
第13節	被災者の生活再建等への支援	83
第14節	市有施設及び設備等の対策	84
第15節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策	86
第16節	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	88
第6章	復旧・復興計画	90
第1節	防災関係機関の活動	90
第2節	防災関係機関の講ずる復旧・復興対策	91
第3節	震災復興計画の策定	95
第4節	復興財源の確保	96
第5節	震災復興基金の設立	97
第6節	復旧事業の推進	97
第7節	都市・農山漁村の復興	98
第8節	被災者の生活再建支援	100
第9節	地域経済復興支援	102
別紙	東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	105
第1節	組織計画	105
第2節	情報活動	113
第3節	広報活動	115
第4節	自主防災活動	116
第5節	緊急輸送活動	118
第6節	自衛隊の支援	119
第7節	避難活動	119
第8節	社会秩序を維持する活動	123
第9節	交通の確保活動	124
第10節	地域への救援活動	127
第11節	市有施設及び設備等の防災措置	130
第12節	防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	132
第13節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	137
第14節	市が管理する施設等の地震防災応急計画	143

図表一覧

地震対策編

図表番号	タイトル	頁
表 1－1	部局名表記の略号一覧	3
表 1－2	対象とした地震・津波等の設定【静岡県第 4 次地震被害想定】	4
表 1－3	対象人口と対象建物棟数【静岡県第 4 次地震被害想定】	5
表 1－4	震度階級別の面積集計【静岡県第 4 次地震被害想定】	5
表 1－5	液状化危険度別の面積集計【静岡県第 4 次地震被害想定】	5
表 1－6	物的被害（建物の全壊数）【静岡県第 4 次地震被害想定】	6
表 1－7	人的被害（死者数）【静岡県第 4 次地震被害想定】	6
表 1－8	避難者数（避難所避難者数及び避難所外避難者数）【静岡県第 4 次地震被害想定】	6
表 2－1	落下倒壊危険物対策一覧	32
表 3－1	地域防災の構造化（避難地）	40
表 3－2	避難路整備に係る改良事業	40
表 3－3	避難路整備に係る橋りょう耐震事業	40
表 3－4	緊急物資集積所に係る整備事業	41
表 3－5	避難所に係る整備事業	41
表 3－6	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項（平成 26 年度から令和 7 年度まで）	43
表 3－7	静岡市都市防災総合推進事業	44
表 4－1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の措置	45
表 4－2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置	45
表 4－3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置	46
表 5－1	災害応急対策活動区分	55

第 1 章 総則

この計画の目的、基本方針及び構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民がそれぞれ果たすべき役割を明示するとともに、この計画の基礎となる南海トラフ巨大地震等の被害を想定し、対応すべき概要を示すものである。

この計画は、南海トラフ巨大地震等に対処するための総合的な防災対策を定めるもので、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」の「地震対策編」として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」、及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

第 1 節 計画の目的

静岡県は、近い将来大地震が発生するおそれがあり、市全域で激しい地震動に襲われるほか、沿岸部では津波による被害が発生するものとみられている。

- ・予想される被害は、地震動による直接被害に加え、現代社会の都市化、交通のふくそう等、災害拡大要因が増大している状況においては、未曾有の災害となるおそれがある。これらに対処するため大規模地震対策特別措置法により昭和 54 年 8 月 7 日地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）により「南海トラフ地震防災対策推進地域」「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された。
- ・この計画は、想定される災害に対する対策の推進のため、平時に実施する地震防災計画（以下「平時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、東海地震注意情報が発表された場合に実施する応急対策、警戒宣言が発せられた場合に実施する地震防災応急対策及び災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「災害時」という。）に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- ・この計画は、静岡市の地域に係る地震対策について定めるものである。
- ・この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針となるものである。
- ・この計画のうち第 3 編は、地震防災強化地域における地震対策緊急整備事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。
- ・この計画は、静岡県地震対策推進条例（平成 8 年静岡県条例第 1 号）に規定している対策について、特に緊急に実施するものについて定めるものである。

- ・この計画は、毎年、定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、静岡市防災会議（以下「市防災会議」という。）を開催し、これを修正する。

第3節 計画の構成

この計画は、計画編と資料編から構成する。計画編の構成は、次の6編による。

第1編 総則	この計画の目的、性格、構成、静岡県第4次地震被害想定等、計画の基本となる事項を示す。
第2編 平時対策	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
第3編 地震防災施設緊急整備計画	緊急に整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
第4編 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	南海トラフ地震臨時情報が発表されてから南海トラフ地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。
第5編 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策を示す。
第6編 復旧・復興計画	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。
別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで、又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策を示す。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理局		危機
総務局		総務
総合政策局		総政
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
観光文化・市民局		観光・市民
区役所		区
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	地域支え合い推進部	地支
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
こども未来局		こども
経済局	商工部	商工
	海洋政策部	海洋
	農政部	農政
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	経営管理部	経営
	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第4節 予想される災害

- ・静岡県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われてきた。駿河湾から遠州灘にかけての海域には、海洋プレートとの境界をなす駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返して発生させてきた。一方、陸域には糸魚川-静岡構造線や中央構造線等の大きな地質構造線が存在するほか、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層等の多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
- ・特に近年では、1935年静岡地震、1944年東南海地震、2009年駿河湾を震源とする地震による地震災害が発生している。現在、市域に著しい被害を発生させるおそれがあり、その切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とする東海地震のほか、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界を震源域とする東南海・南海地震（それぞれM8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（M7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするM7クラスの地震がある。この他、富士川河口断層帯を震源とする地震や、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。
- ・発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（M9クラス）や元禄型関東地震（M8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。
- ・市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

1 静岡県第4次地震被害想定

（1）概説

表 1-2 対象とした地震・津波等の設定【静岡県第4次地震被害想定】

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震

※相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

地震によって県域内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の確立に資するものである。試算については、静岡県及び市域内において、その発生切迫性が指摘され、かつ最大級の災害が想

定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル１・２の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意する。

この試算値は、今後、自主防災活動を中心とした市民の防災に対する自助、共助、市防災関係機関の的確な対応、さらに地震予知に関する情報による事前の措置により、人的・物的な被害を大幅に減少できるものと期待されるものである。

(2) 想定条件

ア 想定の子節・時間帯

「冬・深夜」、「夏・昼」、「冬・夕」を設定

イ 対象人口と対象建物棟数

表 1-3 対象人口と対象建物棟数【静岡県第４次地震被害想定】

地区名	人口	棟数
静岡市	716,197 人	234,201 棟
(葵区)	255,375 人	80,936 棟
(駿河区)	213,059 人	60,927 棟
(清水区)	247,763 人	92,338 棟
静岡県	3,765,007 人	1,418,505 棟

※対象人口 平成 22 年国勢調査に基づく市町村別人口を基本とする。

※対象建物棟数 平成 24 年 1 月 1 日現在を基準とする。

(3) 想定結果

ア 震度階級別の面積集計

表 1-4 震度階級別の面積集計【静岡県第４次地震被害想定】

(単位：km²)

	震度 7	震度 6 強	震度 6 弱	震度 5 強	震度 5 弱	合計
レベル 2	51.4	501.2	549.9	187.9	119.9	1,410.3
葵区	21.7	206.5	530.2	187.9	119.9	1,066.2
駿河区	27.6	46.6	－	－	－	74.2
清水区	2.1	248.1	19.7	－	－	269.9

※南海トラフ巨大地震：基本ケース

イ 液状化危険度別の面積集計

表 1-5 液状化危険度別の面積集計【静岡県第４次地震被害想定】

(単位：km²)

	大	中	小	なし	対象外	合計
レベル 2	30.5	30.6	9.4	24.8	1,315.1	1,410.3
葵区	6.4	9.3	3.0	10.2	1,037.3	1,066.2

駿河区	6.5	7.7	2.2	5.3	52.5	74.2
清水区	17.6	13.6	4.2	9.3	225.3	269.9

※南海トラフ巨大地震：基本ケース

ウ 物的被害（建物の全壊数）

表 1-6 物的被害（建物の全壊数）【静岡県第4次地震被害想定】

（単位：棟）

	揺れ	液状化	人工 造成地	津波	急傾斜地 崩壊	火災	合計
レベル1	約 40,000	約 370	約 4,000	約 20	約 790	約 36,000	約 81,000
葵区	約 15,000	約 100	約 1,600		約 500	約 13,000	約 30,000
駿河区	約 12,000	約 70	約 900	—	約 90	約 10,000	約 24,000
清水区	約 13,000	約 200	約 1,500	約 20	約 200	約 13,000	約 27,000
レベル2	約 40,000	約 370	約 4,000	約 2,500	約 790	約 35,000	約 83,000
葵区	約 15,000	約 100	約 1,600		約 500	約 13,000	約 30,000
駿河区	約 12,000	約 70	約 900	約 200	約 90	約 10,000	約 24,000
清水区	約 13,000	約 200	約 1,500	約 2,300	約 200	約 12,000	約 29,000

※【レベル1】東海・東南海・南海地震：冬・タケース

※【レベル2】南海トラフ巨大地震：（地震）基本ケース、（津波）ケース①の冬・タケース

エ 人的被害（死者数）

表 1-7 人的被害（死者数）【静岡県第4次地震被害想定】

	建物 倒壊	津波	急傾斜 地崩壊	火災	合計
レベル1	約 1,100	約 110	約 70	約 1,100	約 2,400
葵区	約 500		約 40	約 500	約 1,100
駿河区	約 300	約 10	約 10	約 400	約 700
清水区	約 300	約 100	約 20	約 200	約 600
レベル2	約 1,400	約 12,600	約 80	約 460	約 15,100
葵区	約 600		約 50	約 300	約 900
駿河区	約 400	約 1,600	約 10	約 100	約 2,200
清水区	約 400	約 11,000	約 20	約 60	約 12,000

※【レベル1】東海・東南海・南海地震：冬・タケース

※【レベル2】南海トラフ巨大地震：（地震）基本ケース、（津波）ケース①の冬・深夜ケース

オ 避難者数（避難所避難者数及び避難所外避難者数）

表 1-8 避難者数（避難所避難者数及び避難所外避難者数）【静岡県第4次地震被害想定】

	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
レベル1	265,679	331,290	262,739
葵区	99,095	121,903	99,095
駿河区	83,918	102,921	83,805

	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
清水区	82,666	106,466	79,839
レベル 2	299,080	336,467	269,269
葵区	99,095	121,903	99,095
駿河区	91,212	103,502	84,520
清水区	108,773	111,062	85,654

※【レベル 1】東海・東南海・南海地震

※【レベル 2】南海トラフ巨大地震：(地震)基本ケース、(津波)ケース①

第 5 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

市、県の機関、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、大規模地震の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震・津波防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震・津波対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震・津波防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 南海トラフ地震に関連する情報（「南海トラフ地震臨時情報」、「南海トラフ地震関連解説情報」）、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (10) 避難の指示に関する事項
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (14) 緊急輸送手段の確保
- (15) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) その他地震・津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

2 静岡県

- (1) 地震対策計画の作成

- (2) 地震・津波防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震・津波対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震・津波防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波情報に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報意義と受信時に取るべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震・津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- (1) 地震関連情報の収集伝達
- (2) 危険区域における市民等の避難誘導
- (3) 交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通上の措置
- (4) 避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (6) 行方不明者の搜索、遺体の検視
- (7) 関係機関が行う地震防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
- (8) 警察施設、設備等の点検整備
- (9) 南海トラフ地震臨時情報等の広報
- (10) 避難状況等に関する情報の収集

4 自衛隊

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

総務省 東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理

	(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導にすること (6) 非常通信協議会の運営にすること
総務省中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開放 ウ 特別行政相談所の開設
財務省 東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 災害時における財務金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整にすること (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供にすること
農林水産省 関東農政局 (静岡県拠点)	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資への支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
厚生労働省 静岡労働局 (静岡労働基準監督署)	(1) 事業場に対する地震・津波防災対策の周知指導 (2) 事業場の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省 関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)	管轄する河川、海岸、道路又は港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用（静岡国道事務所・静岡河川事務所） オ 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所） カ 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導

	及び事業実施 (2) 初動対応 ア 所管施設の緊急点検の実施 イ 地方整備局災害対策本部等の指示により緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ウ 土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の提供 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保（静岡国道事務所） ウ 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施（清水港湾事務所） エ 緊急用河川敷道路の開放等による緊急輸送道路の確保（静岡河川事務所） オ 海上の流出油災害に対する防除等の措置（清水港湾事務所） カ 自治体の要請による災害対策用建設機械等の貸付け キ 所管施設の緊急点検の実施
国土交通省 中部運輸局 （静岡運輸支局）	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 (4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保 (5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 (6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 (7) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 (8) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用する車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 (9) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 (10) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。

国土地理院 中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(1) 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと (2) 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通知並びに解説 (3) 地震観測施設・津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 (4) 地震・津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (5) 異常現象に関する情報が市町村長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区 海上保安本部 (清水海上保安部)	(1) 船舶等に対する南海トラフ地震に関連する情報に係る情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 (2) 海水浴客等に対する南海トラフ地震に関連する情報、津波に関連する情報等の情報伝達 (3) 海難等の海上における災害に係る救助救出活動 (4) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 (5) 危険物及び油の流出等海上災害に対する防除措置
環境省 関東地方環境事務所 環境省 中部地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

6 指定公共機関

日本郵便株式会社 (静岡中央郵便局)	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。 (1) 郵便事業の運営に関すること (2) 施設等の被災防止に関すること (3) 利用者の避難誘導に関すること

	(4) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
日本赤十字社 (静岡県支部)	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	(1) 地震・津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震・津波防災に関する認識の向上 (2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報・津波に関する情報等の正確迅速な提供に努めること (3) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと (4) 放送施設並びに設備の災害予防のため、防災施設及び設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 (東京支社 富士・静岡・浜松 保全・サービスセンター)	(1) 交通対策に関すること (2) 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報・津波警報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 旅客の避難、救護 (4) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 (5) 地震・津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 (6) 施設等の整備
NTT西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社(静岡支店)	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況の広報 (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー Eneosグローブ株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送

ジクシス株式会社	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 (2) 復旧資機材等の整備 (3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	(1) 災害予防 所管施設の耐震性の確保 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 (3) 応急・復旧 ア 関係機関との連携による応急対策の実施 イ 所管施設の緊急点検 ウ 農業用水及び非常用用水の確保
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (東部支社)	(1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時・災害時におけるガス供給の確保

	(3) 施設設備の耐震予防対策の実施 (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時・災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会 (中部支部)	(1) 需要家に対するＬＰガスによる災害の予防広報 (2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 (4) 燃料の確保に関する協力 (5) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡鉄道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報、津波警報等津波に関する情報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 旅客の避難、救護 (4) 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ) (株式会社トコちゃんねる静岡) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社エフエムしみず静岡)	(1) 地震・津波防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他地震に関する情報、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること (3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人静岡市静岡医師会) (一般社団法人静岡市清水医師会) (一般社団法人庵原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会) (一般社団法人静岡市清水歯科医師会)	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案(公益社団法人静岡県看護協会(公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部)、公益社団法人静岡県薬剤師会(一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会)及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) (3) 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会(一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会))

公益社団法人静岡県看護協会 （公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部） 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 （一般社団法人静岡市薬剤師会） （清水薬剤師会）	
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	（１） 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 （２） 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

（１） 地震防災訓練 （２） 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 （３） 従業員等に対する防災教育及び広報 （４） 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 （５） 防災組織の整備 （６） 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達 （７） 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 （８） 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措施 （９） 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 （１０） 上記のほか、津波の危険が予想される避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者が実施すべき防災対策は、次のとおりである。 ア 従業員及び施設利用者等に対する津波避難方法等の周知 イ 津波警報等の収集及び伝達 ウ 地震発生時における津波からの円滑な避難を確保するための安全措施

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市が行う防災活動に協力するものとする。 （１） 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体 （２） 静岡市内建設業協会、静岡市内大工建築業協同組合、静岡市内電気設備協力会、静岡県建築士会、赤帽静岡県軽自動車運送協同組合、全国霊柩自動車協会、全日本冠婚葬祭互助協会、静岡市上下水道局指定工事店協同組合、清水管工事システム協同組合、日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会、静岡県環境施設メンテナンス協同組合 （３） 青年団、男女共同参画団体等の地域団体 （４） 町内会、自治会等の自主防災組織 （５） 静岡市ボランティア団体連絡協議会、静岡市防災アマチュア無線、静岡市清水アマチュア無線非常通信協力会、災害ボランティアコーディネーター等のボランティア関係団体

(6) その他公共的な活動を営むもの

第2章 平時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報の発表時に、市、市民及び防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

[危機、観光・市民、区、教育]

地震による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ市民及び各組織等を対象に、地震に対する正しい知識と防災対応を啓発指導する。

1 市職員に対する教育

- ・市長は、災害応急対策及び地震防災応急対策の円滑な実施を確保するため、市職員に対して教育を行う。
- ・市長は、職員が地区担当職員として、地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。
- ・市は、住民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。
- ・啓発内容については、おおむね県の例による。

(1) 市職員に対する教育

- ア 地震・津波等の防災に関する基礎知識
- イ 東海地震等の災害発生に関する知識
- ウ 静岡県第4次地震被害想定の内容
- エ 「地域防災計画 地震対策編」の内容と市が実施している地震等の防災対策
- オ 静岡県地震対策推進条例に規定する対策
- カ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
- キ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と役割分担）
- ク 南海トラフ地震臨時情報の意義と、これらに基づきとられる措置
- ケ 地震動警報（緊急地震速報）の意義と受信時にとるべき措置
- コ 家庭の地震等の防災対策、自主防災組織及び災害ボランティア活動に関する知識
- サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

(2) 所属職員への周知及び教育

各課、事務所等においては、上記事項について、所属職員に対し十分に周知を図る。

また、各課等は所管事項に関する地震防災対策について、危機管理局と協力して、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行う。

(3) 教育委員会による教育

上記のほか、市教育委員会は「静岡県防災教育基本方針（県教育委員会編）」及び「学校の地震防災対策マニュアル（県教育委員会編）」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

2 生徒等に対する教育

- ・市教育委員会は、公立学校等に対し、児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。特に、住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- ・市は県と協力して私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。

(1) 生徒等に対する指導

自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。

ア 災害時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。

イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。

(2) 地域の安全を支える人づくりと学校防災の推進

学校及び地域の防災課題を踏まえた、地域の安全を支える人づくりと安全な学校づくりの推進を図る。

(3) 中高生を対象とした応急救護技能の取得

中学生及び高校生を中心に応急救護の実践的技能の習得の徹底を図る。

3 外国人対策

避難地案内板外国語表示、パンフレットの配布及び生活相談窓口の開設、外国人を対象とした防災セミナーの開催等により防災知識の普及・啓発を図る。

4 市民に対する防災思想の普及

- ・地域住民に対する防災思想の普及は、自主防災組織を通じて実践的な内容を主体として行うことを基本とし、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。
- ・高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。
- ・家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
- ・特に3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月は「地震防災強化月間」となっていることから、それぞれ津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。
- ・市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりのなかで防災に関する教育の普及促進を図る。

(1) 啓発事項

ア 東海地震等防災の基礎的な知識

イ 静岡県第4次地震被害想定の内容

ウ 静岡県地震対策推進条例に規定する対策

- エ 突発的に地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策
- オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基礎的知識
- カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時にとるべき行動等の基礎的知識
- キ 地震動警報（緊急地震速報）の意義と受信時に取るべき措置
- ク 地域、事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性
- ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策
- コ 津波、山・がけ崩れ等の危険が予想される地域に関する知識
- サ 避難地、避難路その他避難対策に関する知識
- シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平時の準備
- ス 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識
- ソ 避難生活に関する知識
- タ 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮
- チ 安否情報の確認のためのシステム
- ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性
- テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性

（２） 手段、方法

パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体等を活用し、地域の実情にあわせたより具体的な手法で普及を図る。特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。

（３） 静岡県地震防災センターによる啓発

静岡県地震防災センターは、地震、津波、風水害、火山災害に関する体験学習や家庭内対策等の展示を行うとともに、研修等を開催し、市民及び自主防災組織等の地震防災に関する知識の意識の高揚を図る。その際、相談等に応じ、適切な助言及び指導を行う。

また、地震防災に関する意識啓発用の資機材の貸出しを行うとともに、インターネットにより必要な情報を提供するほか、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

（４） 社会教育・生涯学習を通じての啓発

市及び教育委員会は、所管の団体を対象とした各種講座・研修会、集会等を通じて普及を図る。

ア 啓発内容

市民に対する一般的な啓発に準ずる。その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

イ 手段、方法

各種学級・講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

（５） 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通

じて地震防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(6) 防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場等の不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、地震動警報（緊急地震速報）を受信したとき及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。

(7) 相談窓口

市は、それぞれの機関において、所管する事項について市民の地震対策の相談に積極的に応ずる。

なお、総括的な事項及び訓練、建築に関する事項の相談窓口は、次のとおりである。

担当	相談内容
危機管理局、各区役所地域総務課	総括的な事項
消防局及び消防署	消火・救出・救助など訓練に関する事項
建築安全推進課	建築物に関する事項

5 災害ボランティアの養成及び組織化等の推進及び啓発

(1) 災害ボランティアの養成及び組織化

市は、(福) 静岡市社会福祉協議会及び災害ボランティアコーディネーター等が実施する災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターを養成する研修や、災害ボランティア本部等の開設及び運営等の訓練を支援するとともに、災害ボランティア関連団体の組織化やネットワーク化を推進する。

(2) 災害ボランティア活動に関する市民の啓発や参加促進

災害ボランティアの能力が最大限に発揮され、被災地の復興に生かされるよう、地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、災害ボランティア活動に対する市民の啓発や参加促進などに努める。

6 多言語支援活動の組織化等の推進及び啓発

(1) 多言語支援活動の組織化

市は、一般財団法人静岡市国際交流協会と協力し、協力団体からの多言語支援に携わる通訳支援者等の確保や、災害多言語支援センターの開設及び運営等の訓練を計画し、実施する。

(2) 多言語支援活動に関する市民の啓発や参加促進

多言語支援に携わる通訳者等の能力が最大限に発揮され、被災地の復興に生かされるよう、地震防災に関する知識の普及・啓発を図り、多言語支援活動に対する市民の啓発や参加促進などに努める。

7 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）、日本貨物鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社（東京支社富士・静岡・浜松保全・サービスセンター）、中部電力パワーグリッド株式会社（静岡支社）、静岡ガス株式会社（静岡支社、東部支社）、静岡県LPガス協会（中部支部）、NTT西日本株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）、静岡鉄道株式会社等の

防災関係機関は、それぞれの所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、地震災害応急対策及び住民等を実施すべき安全対策等について啓発及び広報を行うものとする。

第2節 自主防災活動

[危機、観光・市民、区、消防]

- ・地震による災害から、市民の生命、身体、財産を保護するためには、市をはじめ、防災関係機関が総力をあげて対応することが必要である。しかし、同時に住民一人ひとりが地震についての十分な防災意識をもち、訓練を積み重ねることにより防災対応を体得し、これを家庭、地域、職場等で実践しなければならない。
- ・特に、大規模な地震に対しては、地域住民が相互に協力し、消防団等と連携して、地域の特性や危険性を理解した上で、組織的に活動することが重要である。また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
- ・市民が自主防災活動に参加し、的確な活動ができるよう、その基準を示すものである。

1 市民の果たすべき役割

地震、津波等の防災に関し、市民に課せられた役割は極めて大きい。市民は、「自分達の安全は自らの手で守る」という意欲をもち、平時から地震発生後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

(1) 平時から実施する事項

- ア 地震防災等に関する知識の吸収
- イ 地域の危険度の理解
- ウ 家庭における防災の話し合い
- エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- オ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等の火災予防措置の実施
- カ 家屋の補強等
- キ 家具その他落下倒壊危険物の対策
- ク 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等の生活必需品の備蓄（飲料水・食料については最低7日分）
- ケ 自動車へのこまめな満タン給油
- コ 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え
- サ 地震動警報（緊急地震速報）を受信したときの適切な対応行動
- シ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- ス 動物の飼い主は、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分（できれば7日以上が望ましい））

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に実施すべき事項

平時の準備を生かし自主防災活動を中心として、おおむね次の事項が実施できるようにする。

- ア 正確な情報の把握

- イ 火災予防措置
 - ウ 非常持出品の準備
 - エ 適切な避難及び避難生活
 - オ 自動車の運転の自粛
- (3) 地震災害発生後に実施すべき事項
- ア 身の安全の確保
 - イ 出火防止及び初期消火
 - ウ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
 - エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護（負傷者の救護所等への搬送）
 - オ 自力による生活手段の確保

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。自主防災組織は、県や市と協力し、「地域の防災は自らの手で担う」意欲をもって、次の活動をするものとする。

【平時の活動】

- (1) 防災知識の普及
- 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう講演会、研修会、研究会、訓練等を開催する。普及事項は南海トラフ地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等とする。
- (2) 自主防災組織の防災計画書の作成
- 地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書等に定めておく。
- (3) 家庭防災の促進
- 家庭における出火防止や非常用必需品の準備等の地震対策について、自主防災組織が中心となって、その促進を図る。
- (4) 防災用資機材の整備
- 防災活動を行うための資機材の整備と点検を行う。
- (5) 自主防災組織の台帳の作成
- 自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び警戒宣言時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。
- なお、避難行動要支援者名簿の整備に当たっては、市から提供された避難行動要支援者名簿等を活用するとともに、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。
- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
 - イ 避難行動要支援者名簿
 - ウ 人材台帳
 - エ 自主防災組織台帳
- (6) 避難所の運営体制の整備
- 南海トラフ地震臨時情報発表時や発災時における被災住民等の避難生活が円滑に行われ

るように、自主防災組織は「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに市及び避難所の施設管理者と協力して運営体制を整備する。

(7) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、他の地域の自主防災組織等と連携して、次に掲げる南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。

なお、要配慮者の安否確認や避難支援等を想定した訓練の実施に努めるものとする。

ア 情報の収集伝達訓練

イ 出火防止及び初期消火の訓練

ウ 避難訓練

エ 救出、救護訓練

オ 炊き出し訓練

(8) 防災指導員の設置

自主防災活動を推進するため、学区又は地区に「防災指導員」をおく。

防災指導員は、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内において役員として、又は組織の長の相談役・補佐役として諸活動の企画及び実施に参画するものとする。

(9) 自主防災地図の作成

自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより、的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。

(10) 地域内の他組織等との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

3 事業所等の果たすべき役割

(▼共通対策編 第2章 第17節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。)

4 自主防災組織への支援等

(▼共通対策編 第2章 第16節「自主防災組織の体制強化」に準ずる。)

第3節 地震防災訓練の実施

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

- ・市民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された際、秩序を維持しつつ適切な地震防災応急対策を実施するには、平素から、これらに対処する訓練を積み重ね、体験による理解をしなければならない。
- ・高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の性の多様

性の観点から、性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努める。

1 訓練の内容と実施方法

- ・市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
- ・訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮し、また夜間、休日等の訓練も併せて実施する。
- ・訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(1) 総合防災訓練

市は、国、県及び防災関係機関と協力し、また自主防災組織等の参加を得て訓練を行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報が発表されてから災害発生を経て、応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。

(ア) 職員の動員

(イ) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他防災上必要な情報の収集及び伝達

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の広報

(エ) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定

(オ) 地震動警報（緊急地震速報）を受信したときの適切な対応行動

(カ) 食料、飲料水、医療その他の救援活動

(キ) 消防、水防活動

(ク) 救出・救助

(ケ) 避難所運営

(コ) 救援物資の準備及び輸送

(サ) 道路啓開

(シ) 応急復旧

(ス) 応急救護

(セ) 遺体措置

(ソ) その他

イ 突発的な地震が発生した場合の防災訓練

前項（1）のうち、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応を除く。

ウ 訓練の実施回数

総合防災訓練は、年1回以上実施する。

エ 訓練広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

(2) 個別防災訓練

総合防災訓練の基礎訓練として、職員の動員訓練等の重点事項について個別に訓練を行う。

また、災害対策本部、区本部、地区支部及び各部・班、各施設等は、それぞれ所掌する防災業務について、単独又は関係機関等と共同して訓練を行う。

ア 情報の収集伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時の災害対策の基本は、情報の正確かつ迅速な収集及び伝達であるので、国・県その他防災関係機関及び自主防災組織と協力して訓練を行う。

(ア) 市と県及び防災関係機関との情報の収集伝達訓練

(イ) 災害対策本部並びに区本部、地区支部、避難場所及び自主防災組織との情報の収集伝達訓練

(ウ) 別に定める、情報収集要領に基づく「職員参集ルート情報」訓練の実施

(エ) その他

イ 職員の動員訓練

次の各段階について交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加味して訓練を実施する。

(ア) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき

(イ) 南海トラフ地震臨時情報が発表されないまま、地震が発生したとき

ウ 防災資機材取扱訓練

職員を対象に定期的に浄水機、仮設トイレ、発電機、C-1級可搬ポンプの取扱訓練等を実施する。

エ オフロードバイク隊の訓練

別に定める訓練計画に基づき定期的に訓練を実施する。

(ア) オフロードバイク操縦訓練

(イ) 担当エリア（地理）把握訓練

(ウ) 情報収集・伝達（無線取扱訓練含む。）訓練

(エ) 応急手当て訓練

(オ) 資機材取扱訓練

(カ) その他訓練計画による訓練

◇資料編 1-9：静岡市オフロードバイク隊運営要領

(3) 県の実施する訓練への参加

大規模地震対策特別措置法第32条の規定に基づき県が実施する防災訓練に参加する。

(4) 地域防災訓練

ア 12月第1日曜日の「地域防災の日」を中心に自主防災組織が中心となり地域の実情にあった防災訓練を実施する。

イ この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針等を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

(5) 津波避難訓練

3月11日を含む10日間の「津波対策推進旬間」に、津波避難訓練を実施する。

この訓練は、大規模地震とそれに伴う津波の発生を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針等を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。

(6) 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれが定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画又は対策計画に基づいて訓練を行う。

訓練の重点事項は、次のとおりである。

ア 共通事項

(ア) 組織動員

- (イ) 情報連絡
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 施設及び設備の点検
- イ 個別事項
 - 各防災関係機関が計画に定めた事項
- (7) 図上訓練

災害対応能力の総点検並びに防災関係機関等との連携強化を目的に、図上訓練を実施し、災害対策の見直しに資する。

 - ア 南海トラフ地震臨時情報の発表から発災
 - イ 突発的に南海トラフ地震が発生した場合
 - (ア) 勤務中に発災した場合
 - (イ) 休日又は勤務時間外に発生した場合
 - ウ 遠地津波が発生した場合
 - (ア) 勤務中に発災した場合
 - (イ) 休日又は勤務時間外に発生した場合

第4節 地震・津波災害予防対策の推進

[危機、総務、総政、財政、観光・市民、区、環境、福祉、衛生、保健所、病院、こども、農政、都市、建築、建設、消防、水道、下水、教育]

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

- ・津波災害対策の検討においては、県と共同して二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。

- 最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
- 比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

- ・地震・津波による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し、又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、避難地、避難路の設定、被災後の生活を確保するための措置等、平時における予防対策を定める。
- ・市は、国の地震防災戦略及び、静岡県が令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」と整合を図りつつ、本市における地震・津波対策の具体的な施策をまとめた「静岡市地震・津波アクションプログラム」に基づき、県と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。
- ・訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うほか、災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努める。

1 緊急消防援助隊の受援体制

(▼共通対策編 第2章 第9節 火災予防計画 1 消防体制の整備「(6)緊急消防援助隊の受援体制」に準ずる。)

2 消防用施設の整備

市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備

に努める。

- (1) 消防団による避難誘導のための拠点施設
- (2) 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- (3) 消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの
- (4) 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- (5) 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、航空機又は資機材
- (6) 消防救急デジタル無線及び高機能指令センター
- (7) その他、地震災害等に対応するために特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

大規模な地震の発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に拡大する可能性があるところから、南海トラフ地震臨時情報発表時にはもちろんのこと、日頃から火気その他出火危険のある物の取扱いについて、管理状況等を整備し、応急対策を円滑に講ずる体制を確保する必要がある。

このため市、防災関係機関、事業所等の管理者及び住民が一体となって火災予防の徹底を図るものとする。

- (1) 一般家庭等における対策

ア 燃料を使用する器具の対策

石油ストーブ	静岡市火災予防条例（平成 15 年条例第 286 号）第 26 条による感震遮断装置付を使用する。
L P ガス	容器の転倒防止策を講ずるとともにガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。
都市ガス	ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置に努める。また、外出等不在となる場合は元栓を閉止する。
石油バーナー	燃料タンクは転倒防止のため固定し、長時間使用しない場合は元栓を閉止する。

イ その他の出火危険のある物品の対策

引火性・着火性の高い缶入りの石油類等、ベンジン、エアゾール缶、卓上コンロ用ボンベ、アルコール（消毒用、燃料用）、ガソリン、塗料溶剤、農薬類等は、その保管場所を検討し、加熱、転倒、落下等により出火することのない措置を講ずるとともに、保有量は常に最小限度とする。

ウ 不燃化対策

火気を取り扱う器具の周囲は不燃化に努め、付近の可燃物を整理整頓し、特に火気の直上にある可燃性物品を除去する。

エ 住宅用防災機器を設置するよう指導し、一般家庭からの出火防止対策を図る。

オ 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。

カ 防災関連設備等

住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努める。

- (2) 工場・事業所等における対策

工場・事業所等において地震防災応急計画及び対策計画を作成する者は、その計画に基づき対策を講ずるほか、各工場・事業所等が加盟する協会等の指針に基づき対策を講ずるものとする。またその他の工場、事業所等については、それぞれの計画に基づき対策を講ずるものとする。

ア 燃焼器具の対策

法令の基準に従い維持管理するほか、地震時に自動的に消火する装置の設置等、出火危険の防止につとめる。

イ 出火危険物品等の対策

法令の基準に従い管理するほか、大規模地震を想定し、設置場所等保管場所の点検と必要な改善補強等を行うとともに、それぞれの物品の性状にあった管理を行う。

また、規制対象に満たない研究室等における微量の物品等についても、地震対策上必要な管理を行う。

ウ 都市ガス対策

雑居ビル及び地下街における点検を強化し、ガス漏れ警報器の設置、通報体制の整備、対震遮断装置の設置等ガス漏れ対策を講ずる。

(3) 危険物製造所等における対策

次に挙げる製造所等は、消防法で定める「危険物製造所等の地震対策指針」により、技術上の基準のほか、その業態に応じ、危険物施設やその付帯設備等の耐震性を検討し、必要な改善、補強あるいは管理を行い、災害発生の防止につとめる。

ア 製造所、貯蔵所及び取扱所

イ 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所

ウ 屋外貯蔵所及び屋内貯蔵所

エ 給油取扱所及び販売取扱所

オ 研究室・実験室等、薬品類を保有する施設

(4) 高圧ガス（ＬＰガスを含む。）施設における対策

高圧ガス貯槽等及びその付帯設備について耐震性を検討し、必要な補強等をすすめるとともに、緊急遮断弁の感震装置の付設につとめ、ガス漏えいによる災害の発生の防止につとめる。

特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。

(5) ＬＰガス消費設備

ＬＰガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付けを促進する。

(6) その他施設の対策

ア 不特定多数の者を収容する施設について

劇場、百貨店、雑居ビル、地下街、旅館等の不特定多数の人を収容する施設における出火防止対策について、研修会等を開催し、立入検査によって個別指導を実施する。

イ 病院等、要配慮者を収容する施設について

病院等、要配慮者を収容する施設について出火防止対策について、講習会や立入検査によって徹底指導する。

ウ その他

対震自動遮断装置付石油ストーブの使用の徹底、ＬＰガス容器の転倒防止及び緊急遮断装置の付設等出火防止の指導を推進する。

4 建築物等の耐震対策

(1) 建築主等が行う耐震対策

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。

イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

(2) 市が行う耐震対策

市は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

ア 市民向けの建築相談窓口を設置し、県が推進する「TOUKAI-0」事業の普及等、耐震診断や耐震補強の必要性を啓発する。

イ 建築関係団体と連携して耐震補強工事の希望者に対し窓口相談会等を実施する。

ウ 避難所等となる公共建築物等の耐震診断及び耐震補強（ブロック塀の調査及び改善を含む）を促進する。

エ 緊急輸送路、避難路及び避難地沿い建築物の看板及び外装材の落下防止指導並びにブロック塀の調査及び改善を促進する。

オ 建築主及び建築設計者等に対する啓発

(ア) 新築建築物

静岡県建築基準条例、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の指導

(イ) 既存建築物

「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強

(ウ) 建築設備

「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強

カ 職員に対する啓発

木造住宅所有の市職員に対して自宅の自己耐震診断の実施、併せて耐震診断結果に基づいた精密診断又は補強等必要な対策の実施

キ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進

プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅の耐震化の促進を図る。また、「住宅・建築物等耐震化促進事業」等の補助事業により昭和56年5月以前に建築された店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。

(3) 公共建築物の耐震化

市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。

また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

(4) コンピュータの安全対策

市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「ICT部門の業務継続計画」に

に基づき、所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施について啓発を行う。

(5) 家具等の転倒防止

市は、タンス・食器棚・ピアノ・テレビ・冷蔵庫等の転倒による事故防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発と指導に努める。

また、事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について、安全対策の実施を指導する。

ア 市民に対する市政出前講座等を開催し、必要な指導・助言を行う。

イ 要配慮者等を対象に家具の固定化を促進する。

(6) ブロック塀等の倒壊防止

ブロック塀の点検を推進し、静岡県地震対策推進条例施行規則（平成8年静岡県規則第7号）に基づきブロック塀の安全性を確保するため補強方法、改修等を指導する。

市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための実態把握調査を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。

市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。また、市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。

(7) ガラスの飛散防止

ガラス類等の安全対策指針を定め、学校、保育園、集会場等多数の人が出入する施設及び不特定多数の人が通行する市街地の道路等に面する建築物のガラス及び家庭内のガラス戸、戸棚等の安全対策の実施を指導する。

(8) 耐震化以外の命を守る対策

耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。

(9) 供給ラインの耐震化

ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。また、災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

その他、ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

(1) 応急危険度判定

市は、静岡県地震対策推進条例に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。

(2) 災害危険区域の指定

静岡県知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

ア 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。

イ 指定の方法等

静岡県建築基準条例により指定された区域を周知する。

6 危険箇所における災害の予防対策

地震発生時における地盤や地形の特性から生ずる災害を防止又は軽減するため、災害の発生が予想される危険箇所についての予防対策を定める。

(1) 地すべり、山・がけ崩れ等の地盤災害の予防

市は県と協力して、地すべり、山・がけ崩れ等のおそれのある箇所について、地域住民へのハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、適切な方法で当該地域の危険性を広報するとともに、防災施設等の整備、危険住宅の移転事業を促進するほか、警戒避難体制の整備、避難訓練等の実施や定期的な巡視をするよう努める。

(2) 山地災害危険地区

山地災害危険地区の状況を把握し、近接した住民に対し危険性の周知徹底を図るとともに、森林所有者に対しても地震災害予防措置等を講ずるよう協力を求める。

◇資料編 7－1：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表

◇資料編 7－1：国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表

◇資料編 7－1：危険箇所整備表

◇資料編 7－2：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

◇資料編 7－3：地すべり防止区域指定一覧表

◇資料編 7－5：土砂災害(特別)警戒区域一覧

(3) ため池等洪水危険箇所

管理者は、耐震性の診断及び補修、補強を行うとともに、市民の認識を深めるため危険標識の設置を行う。

(4) 工事現場

工事中の箇所には、保安要員の配置、避難場所の確保、東海地震に関連する情報等の伝達方法について徹底しておくよう業者等の指導を行う。

(5) 軟弱地盤対策の推進

軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。

(6) 液状化対策の推進

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知し、液状化に対する知識の普及に努める。

(7) 大規模盛土造成地対策の推進

地震時に滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地マップを公表するとともに、宅地の安全性を把握し、住民への周知等を行う。

7 落下物倒壊危険物対策

地震の発生により、道路上及びその周辺の構造物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構造物等の設置者、所有者、管理者等は、それぞれ道路周辺等の構造物等の点検、補修、補強等を行う。また、市は次表以外の施設等の

設置者に対し必要な措置等を実施するよう指導する。

表 2-1 落下倒壊危険物対策一覧

物件名	措置等
橋りょう・横断歩道橋	施設の点検等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識・ 交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード・ バス停上屋等	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、これらの対策・設置に努める。
看板・広告物	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木・煙突	倒壊のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険地区における災害の予防

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努める。

(1) 要避難地区の指定

ア 市は、静岡県第4次地震被害想定の結果等から判断して、津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。

なお、要避難地区には、避難地、避難路又は津波避難ビル等を指定する。

イ 任意避難地区は、比較的安全で住民の任意の判断により対処することを原則とする地区であるが、住民等の安全確保を図るため、避難地を設ける。

ウ 要避難地区並びに任意避難地区の避難地では、情報の収集・伝達、医療救護等の活動を実施する。

(2) 避難対象地区の指定

市は、警戒宣言発令時に避難の指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の危険が予想される地域を除く、津波による浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

(3) 避難地等の指定

ア 要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地等の指定を行う。

イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地又は幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。

ウ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

(4) 要避難地区に係る施設

(▼共通対策編 第2章 第10節 防災関係施設及び設備の整備計画「3 避難関係」に準ずる。)

9 平時に実施する災害予防措置

(1) 要避難地区における住民周知と避難誘導體制の整備

市は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等、避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

(2) 山・がけ崩れ危険予想地域の予防措置

要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。

ア 市は、県と協力して過去の山・がけ崩れ災害事例、現況調査等を参考に、静岡市防災マップ等を活用し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。

イ 市は、地域の実情に即した方法により、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対し、その危険性の周知に努める。

ウ 市は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、できる限り速やかに危険箇所から離れ、避難地等（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難するなど、地域の実情に応じ、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

10 被災者の救出・救命活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出・救命活動が迅速的確に行えるよう、平時から次の措置を行う。

(1) 市が実施すべき事項

ア 自主防災組織、事業所等及び市民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発

イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進

ウ 救出技術の教育、救出活動の指導

エ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

(2) 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

ア 救出技術、救護活動の習得

イ 救護活動用資機材の点検及び機器取扱い等の訓練の実施

ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

11 要配慮者の支援

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配

慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するため、▼
「共通対策編 第2章 第19節 要配慮者対策」に定める体制を整備する。

12 生活の確保

南海トラフ地震臨時情報の発表期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平時から次の措置をとる。

(1) 食料・生活必需品の確保及びペットへの対応

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
- (イ) 市内における被災者の救済に必要な食料及び生活必需品等（以下「緊急物資」という。）の流通在庫調査の実施
- (ウ) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
- (エ) 緊急物資の調達及び配分計画の策定
- (オ) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (カ) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導
- (キ) 給食計画の策定
- (ク) 防災活動拠点等における生活必需品の分散備蓄
- (ケ) 避難地等への緊急物資の分散備蓄

イ 市民が実施すべき事項

- (ア) 1週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
- (イ) 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
- (ウ) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
- (エ) 緊急物資の共同備蓄の推進
- (オ) ペット動物の飼育に必要な物資を確保し、逃亡を防ぐ処置を講じておく。
- (カ) 犬の登録、狂犬病予防接種を行うとともに、鑑札及び予防接種済標を首輪に装着しておく。
- (キ) 避難生活に備え、犬・猫等のしつけをしておく。

(2) 飲料水等の確保

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄を行う。
- (イ) 公益社団法人日本水道協会や協定団体等と応援給水を含む応急給水体制を確立する。
- (ウ) 水道事業者組合等と応急給水及び応急復旧に関する協力体制を確立する。
- (エ) 給水車や給水タンク、貯水に用いる容器等、応急給水資機材を整備するとともに、配水池や貯水槽等、必要な場所に緊急遮断弁を設置する。また、飲料水の確保及び応急給水を円滑に実施するため、給水拠点箇所を中心に、耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽の整備に努める。
- (オ) 医療機関や避難所等の施設管理者は、施設にある受水槽の耐震化を進めるとともに災害時の活用について検討し、受水槽への給水栓や応急給水装置の設置など必要な措置を行う。
- (カ) 市民、自主防災組織に対し、貯水及び応急給水について指導を行う。

イ 市民が実施すべき事項

- (ア) 貯水すべき水量は1人1日3リットルを基準にし、世帯人数の7日分を目標とする。
- (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (ウ) 貯水に用いる容器は衛生的で安全性が高く、地震動にも水もれ、破損しないものとする。

ウ 自主防災組織が実施すべき事項

- (ア) 応急給水を円滑に行うため、給水班等の編成を準備しておく。
- (イ) 地域にある給水拠点を把握し、耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽、給水タンクなどの給水手段や使用方法を確認する。
- (ウ) 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、ため池及び貯水槽の水は水質検査を実施して利用方法をあらかじめ検討しておく。
- (エ) ろ水器、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、殺菌用薬剤、燃料等、応急給水に必要なとされる資機材等を整備するとともに、操作訓練を行い、取扱いに習熟しておく。

(3) 燃料の確保

重要施設の管理者その他の災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。

なお、燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 医療救護

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 医療救護計画を策定するとともに、大規模災害時の医療救護体制を確立する。
- (イ) 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。
- (ウ) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、救護病院等の関係機関と災害時の医療体制について協議する。
- (エ) 救護所で使用する資機材の備蓄及び調達計画を作成する。
- (オ) 重症患者の収容計画及び搬送計画を作成する。
- (カ) 救護所等における被災者の健康対策並びに精神保健に関する計画を作成する。

イ 市民が実施すべき事項

- (ア) 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。
- (イ) 医療救護を受けるまでの応急手当等技術の習得する。
- (ウ) 献血者登録に協力する。

ウ 自主防災組織等が実施すべき事項

- (ア) 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。
- (イ) 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
- (ウ) 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。

(5) 清掃、環境保全、防疫及び保健衛生活動

衛生的な生活環境を維持するため、次の対策を講ずる。

ア 市が実施すべき事項

- (ア) 被害想定に基づき、災害廃棄物（生活ごみ、避難所ごみ及びし尿を含む。）処理計画を定める。
- (イ) 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処置方法及び廃棄物を処理する上での役割分担を明示し、協力を求める。
- (ウ) 防疫実施計画を作成する。
- (エ) 仮設トイレの資機材を準備する。
- (オ) 防疫活動に必要とする薬剤の調達計画を作成する。
- (カ) 防疫薬剤の備蓄及び消毒用機器の整備
- (キ) 市民が実施するし尿及びごみ処理などの防疫の指導
- (ク) 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。
- (ケ) 被災動物の保護等、救護活動の計画を作成する。

イ 市民が実施すべき事項

し尿、ごみ等の処理に必要な資材器具の準備

(6) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき、直ちに配備できるよう準備しておく。

なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努める。

ア 通信機材

イ 放送設備

ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）

エ 炊き出しに必要な機材及び燃料

オ 給水用機材

カ 救護所及び医療資機材

キ 物資の集積所

ク 仮設の小屋又はテント

ケ 仮設トイレ

コ 清掃、防疫用資機材

サ 工具類

シ その他プライバシー保護のための資材等

(7) 救援、救護のための標示

ア 市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建築物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。

◇資料編 4－48：公共建物番号標示一覧表

イ 市は、孤立するおそれがある地域について、救援表示シート、無線施設等の整備を実施及び促進する。

◇資料編 4－34：ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表

(8) 応急住宅

ア 市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

イ 市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

13 緊急輸送活動体制の整備

- ・道路管理者は、緊急輸送活動の確保のため他の管理者と協力し、緊急輸送路、優先確保ルート及び孤立予想集落に繋がる道路等の主要交通路の早期確保に努めるほか、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。
- ・道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の道路、港湾及び漁港の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業協会等との協定の締結に努めるものとする。
- ・道路管理者は、災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備のほか、市は、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

14 災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）の処理体制の整備

- ・市は、災害廃棄物（片づけごみ・損壊家屋等）処理計画を定める。
- ・市は、災害時に発生する片づけごみ・損壊家屋等の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

15 燃料の確保

ガソリン、重油、軽油、灯油、L P ガス（ボンベ及び器具）等の燃料供給に関し、市と関係団体間の供給協定を締結するなど優先的確保に努める。

16 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化する。

17 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機等の整備を図る。

18 文化財等の耐震対策

文化財である建築物、文化財が収蔵されている建築物及び彫像、石碑その他これらに類する文化的な物件（以下「文化財等」という。）の地震対策については、文化財等の管理の実態を把握し、その耐震性の向上並びに地震による人的被害防止のための安全性の確保を図るために必要な措置を講ずるとともに、文化財等の所有者、管理者等（以下「所有者等」という。）に対し、自ら実施すべき防災対策について必要な指導を行い、諸文化財等の保全に努める。

（１）文化財等の所有者等が実施すべき事項

- ア 文化財等の耐震措置の実施
- イ 安全な公開方法及び避難方法の設定
- ウ 地震発生後の火災発生防止のための防災施設整備
- エ 地震発生後の関係機関への通報体制の整備
- オ 文化財等の搬出又は復旧のための総合支援体制の整備

(2) 市が実施すべき事項

- ア 所有者等が実施すべき事項に対する必要な指導及び支援
- イ 南海トラフ地震臨時情報発表及び地震発生時における連絡体制の事前整備
- ウ 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
- エ 文化財等の搬出又は復旧のための総合支援体制の整備
- オ 文化財等の所有者等に対する防災意識の啓発
- カ 文化財等の所有者等に対する文化財の保存に関する技術的指導

19 地震防災応急計画の作成及び指導

大規模地震対策特別措置法第7条で地震防災応急計画の作成を義務づけられている施設又は事業所は、当該計画を作成し、定められた機関に届け出るものとする。受理機関は、その作成指導を行うものとする。

第3章 地震防災施設緊急整備計画

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）に基づく地震対策緊急整備事業計画、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により実施する地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備方針、事業計画を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

[危機、総務、総政、財政、観光・市民、環境、福祉、こども、都市、建築、建設、消防、教育]

東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

- 1 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因をあらかじめ除去又は軽減すること
- 2 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること
- 3 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策

地震の発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。

(2) 通信施設及び情報処理体制の整備

地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線やFMコミュニティ放送等を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。また、情報を集約・分析するための情報システムの高度化を図る。

さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

避難路、避難場所、延焼遮断帯、消防活動用道路、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、共同溝、電線共同溝等の整備、老朽住宅密集市街地の解消等を図るため各事業者及び地域住民と調整を行いつつ、市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い地域構造の形成を図る。

(1) 避難地の整備

既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難地の整備を図る。避難地の整備にあたっては、次表の公園等の施設を、広域避難地、一次避難地として指定する。

山村においては、避難人口の規模に応じた避難地の整備を図る。

表 3-1 地域防災の構造化（避難地）

事業名	事業概要	事業計画
公園事業	(仮称) 向ヶ丘公園	整備面積：約 1.21ha
	(仮称) 堤町公園	整備面積：約 0.21ha
	(仮称) 清水竜南公園	整備面積：約 0.07ha
	(仮称) 西千代田公園	整備面積：約 0.19ha
	(仮称) 三保掛脇公園	整備面積：約 1.24ha
	(仮称) 大内新田公園	整備面積：約 0.51ha
	日本平公園	整備面積：約 24.2ha

(2) 避難路の整備

幹線避難路（地震対策緊急整備事業計画に位置づけられた避難路）等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

表 3-2 避難路整備に係る改良事業

事業名	路線
道路事業 (改良)	都市計画区域内の路線（都市の防災構造化）
	緊急輸送路
	孤立予想集落に繋がる路線

表 3-3 避難路整備に係る橋りょう耐震事業

事業名	路線
道路事業 (橋りょう耐震)	一般国道、主要地方道、緊急輸送路(1次～3次)
	緊急輸送路補完路線
	孤立集落対策路線
	優先確保路線
	跨線橋、跨道橋
	観光地へのアクセス路線
	優先判断路線

(3) 消防活動用道路の整備

人口密集地帯等で人家が連続し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。

(4) 共同溝、電線共同溝等の整備

電柱の倒壊等による被害の拡大防止を図るとともに、災害時における電力・通信線等のライフライン機能を維持するため、静岡市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送路・幹線避難路等の防災機能を強化する必要がある路線について、各事業者、地元住民と調整を行い、共同溝や電線共同溝等の整備を図る。

(5) 橋りょうの耐震化

落橋の防止や地震後に橋としての機能を速やかに回復できるよう、橋りょうの耐震化を図る。静岡市道路橋耐震化計画において、重要な路線である道路橋として位置付けられた箇所について対策を進める。

(6) 津波避難施設等の整備

津波危険予想地域において、津波からの避難が困難な地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難路、避難階段、高台及び避難タワーなどの津波避難施設の整備を図る。

また、津波避難に関する看板等の設置、既存施設の機能維持を目的とした構造物の補修、ハザードマップ等の整備を図る。

(7) 緊急物資集積所の整備

災害時、広域物資輸送拠点の拠点として、緊急物資の集積配分業務を円滑に行うため、緊急物資集積所の整備を図る。整備にあたり、次表の施設を、緊急物資集積所として指定する。

表 3-4 緊急物資集積所に係る整備事業

事業名	事業概要	事業計画
施設整備事業	静岡市アリーナ	整備面積：約 25,000 m ²

(8) 避難所の整備

既成市街地及びその周辺地域では、避難者の受入能力の向上、ライフライン（電気、水等）の確保その他避難の阻害要因の解消を目的として、次に掲げる施設を整備し、整備後に避難所として指定する。

表 3-5 避難所に係る整備事業

事業名	事業概要	事業計画
施設整備事業	静岡市アリーナ	整備面積：約 25,000 m ²

3 緊急輸送路等の整備

(1) 道路の整備

緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送活動のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。県が指定した第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（中略）孤立予想集落に繋がる道路について、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。

◇資料編 4-20：緊急輸送路一覧表

(2) ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設

備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するため、必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公的施設の耐震化を図る。

(5) 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

(1) 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域等及び保安林又は保安施設地区について防災施設の整備促進を図る。また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために耐震補強を行う。

(2) 津波による災害防止

津波により著しい被害が生じるおそれのある地域における、住民の生命・身体・財産を保護し、避難の円滑化を図るために河川・海岸・漁港施設の整備を図る。

6 災害応急対策用施設等の整備

(1) 飲料水、電源等を確保するための施設・設備の整備

飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化、緊急連絡管及び緊急遮断弁並びに非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策の拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。

(2) 備蓄倉庫の整備

食料、生活必需品の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。

(3) 応急救護設備等の整備

負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。

(4) 緊急輸送用車両等の整備

緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両及び航空機の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

大規模地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

なお、本計画は令和7年度から令和11年度まで5年間延長見込みである。

第3節 津波避難対策緊急事業計画

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された市は、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため緊急に実施すべき事業に関する計画（津波避難対策緊急事業計画）を作成することができる。なお、市はその計画の基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針並びに津波避難対策の目標及びその達成期間について定める。

表 3-6 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項（平成26年度から令和7年度まで）

津波避難対策 緊急事業を行う区域	津波から避難するために 必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
長田南地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	平成27年度
		4箇所	平成30年度
中島地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	平成27年度
		1箇所	令和2年度
三保地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	平成27年度
		4箇所	平成29年度
不二見地区	避難経路の整備	1箇所	平成30年度
由比漁港地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	令和3年度
新興津地区	避難施設その他の避難場所の整備	1箇所	令和7年度

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画

大規模地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業を実施する。平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を実施中である。

第5節 静岡市都市防災総合推進事業

大規模地震による甚大な被害が予想される地域であり、震災被害から都市を守るために災害リスクを分析し、市庁内での防災情報を一元的に整理し防災体制を整えるとともに、東日本大震災の教訓から、避難地となる公園整備及び避難経路となる道路の拡幅等により円滑な避難の推進を図り、発生時に迅速な対応を行えるよう、耐震性貯水槽等の新たな整備を進めることにより、災害に強いまちづくりの推進を実施する。

表 3-7 静岡市都市防災総合推進事業

事業名	事業内容
都市防災総合推進事業	盛土による災害防止のための調査

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の市の防災対応について、概要を以下のとおり定める。

市は、引き続き防災対応の詳細を検討し、地域防災計画又は他の計画に位置付ける。

第1節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、災害時職員配備基準に基づき準備配備体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行う。

表 4-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の措置

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	準備配備体制（情報収集体制） 危機警戒本部の設置を準備するとともに、情報の共有及び必要な対応について検討を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、危機警戒本部体制をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行う。

表 4-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の措置

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒本部体制 危機警戒本部を設置するとともに、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等実施する体制をとる。 その他、次の措置を講ずる。 ・地域住民等に対して防災対応をとる旨の呼びかけ ・施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えの再確認 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」の措置について、速やかに対応するための準備・検討等

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認するほか、すぐに避難を行える態勢を維持する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、危機警戒本部体制を取り、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとる。

表 4-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の措置

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）発表時	警戒本部体制 危機警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施する。静岡市災害対策（地震災害警戒）本部が既に設置されている場合は、本部会で対応する。 その他、次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・必要な事業を継続するための措置 ・日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げる措置 ・施設及び設備等の点検 ・地震に備えて普段以上に警戒する措置 ・防災対応にあたる職員の確保 ・職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模の職員参集後にローテーションによる体制を構築する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

市及び県は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海ト

ラフ地震)に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 災害対策本部設置時

市内で強い揺れが観測された場合、または津波警報が発表されるなど、既に災害対策本部が設置されている時は、災害対策本部で対応する。

第2節 避難対策等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、国から指示が発せられた場合において、後発地震が発生してからの避難では、津波からの緊急避難が間に合わない地域(以下、「事前避難対象地域」という)の設定や、事前避難対象地域内の住民等への避難の呼びかけ及び避難先等について定める。

なお、計画は関係機関との協議、津波避難施設の整備状況等を踏まえ、見直していく。

事前避難対象地域については、地域の実状等を踏まえ、以下の2種類に区分する。

<住民事前避難対象地域>

事前避難対象地域のうち、全ての住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域

<高齢者等事前避難対象地域>

事前避難対象地域のうち、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域

1 地域住民等の避難行動等

(1) 基本方針

市が津波避難施設等の整備状況や避難訓練等の実施状況等、地域の特性を踏まえて定めた事前避難対象地域内の住民等に対して、市長は、後発地震に備え1週間避難を継続するよう呼びかける。

(2) 事前避難対象地域の設定

国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、全ての住民等が後発地震に備え避難を継続すべき「住民事前避難対象地域」は、市の津波避難施設等の整備状況や避難訓練実施状況等を踏まえ設定しない。

避難に一定の時間が必要な避難行動要支援者については、事前に避難することで安全性を高めることができることから、市は、高齢者等(避難行動要支援者)事前避難対象地域を以下のとおり設定する。

ア 高齢者等(避難行動要支援者)事前避難対象地域

津波防災地域づくり法(平成23年法律第123号)第8条に基づく静岡県津波浸水想定区域

イ 事前避難の対象者

静岡市避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難行動要支援者のうち、事前避難を必要とする者(個別避難計画作成対象者)

(3) 避難情報の発表基準

市長は、国から指示が発せられた場合、高齢者等(避難行動要支援者)事前避難対象地域内の避難対象となる住民等に対し、高齢者等避難の情報を発表する。

(4) 避難情報の伝達方法

市長は、高齢者等避難を発表したときは、直ちに情報を発表した地域の住民等に対して、同報無線等により広報し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 避難に関しての平時からの周知事項

南海トラフ地震臨時情報は、極めて稀な状況で発表されるものであり、社会が混乱することなく防災対応を行うためには、住民等が、事前に臨時情報そのものを理解している必要がある。このため、市は、あらゆる機会を捉え、南海トラフ地震臨時情報の内容や情報が発表された場合にとるべき以下の事項等について広報に努め、住民等が正しく理解し、あらかじめ検討した対応を確実に実施できるよう努める。

ア 高齢者等（避難行動要支援者）事前避難対象地域の地区名等

イ 家具の固定、備蓄物資の確認、非常持出品の確認等の日頃からの備えの再確認

ウ 安全な避難場所・避難経路等の確認

エ 避難行動における注意事項

市は、高齢者等事前避難対象地域内の事前避難の対象者等に対し、避難場所、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

市は、高齢者等事前避難対象地域内の事前避難の対象者等以外の地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された際に、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(6) 避難計画の作成

市は、事前避難対象地域の住民等が一定期間避難生活する避難所の選定等の避難実施に係る計画をあらかじめ定める。

2 避難所の設置及び運営

(1) 基本方針

避難先は、避難を継続する住民の親類・知人宅等を基本とすることから、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置する。

また、市は、住民等と避難実施の具体的な方法などについて、あらかじめ検討・調整する。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、事前避難を希望する者で、親類・知人宅等への避難が困難な者等とする。

イ 設置場所

避難所、福祉避難所、ホテル・旅館等

ウ 設置期間

国が「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、後発地震に備え避難を継続すべきとした1週間とする。

エ 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行う。

第3節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

第4節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- ・正確な情報の収集及び伝達
- ・不法事案等の予防及び取締り
- ・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

- ・放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体

制の整備を図るものとする。

- ・放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組など、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。
- ・放送事業者は、情報の提供に当たっては、聴覚障がいのある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。

第6節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第7節 交通

1 道路

- ・警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。
 - ・県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
 - ・市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制する。
- 周知方法は、「共通対策編 第3章 災害応急対策 第7節 災害広報計画」に準ずる。

2 海上及び航空

- ・海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
- ・港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずるものとする。
- ・空港管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。

3 鉄道

- ・鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波等への対応に必要な体制をとるものとする。
- ・鉄道事業者は当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第8節 市及び県が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市及び県が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

（1）港湾及び漁港施設等

ア 海上交通の安全を確保するために、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

イ 津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

ウ 港湾および漁港が管理する水門・陸閘について、閉鎖状況及び閉鎖手順の確認等、津波の発生に備えた措置を講ずる。

（2）河川及び海岸保全施設

ア 水門・樋門・陸閘について、閉鎖状況を確認し、津波の発生に備えて閉鎖手段を確認する。

イ 施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。

ウ 管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。

（3）ダム、ため池及び用水路

ダム、ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

（4）道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

（5）砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

ア 土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・市町等の連絡体制を整える。

イ 巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。

（6）工事中の公共施設、建築物、その他

地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。

（7）本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎

本庁、総合庁舎及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

（8）水道水供給施設及び工業用水道施設

溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場

合の防災対応については、以下の内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

(1) 各施設が共通して定める事項

- ア 情報の伝達
- イ 必要な事業を継続するための措置
- ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置
- エ 施設及び設備等の点検
- オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置
- カ 防災対応実施要員の確保等
- キ 職員等の安全確保

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

ア 病院

耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。

また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。

イ 学校等

児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について

- (ア) 高齢者等事前避難対象地域に位置することも園、小中学校等は1週間程度の休校措置を行う。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所へ避難誘導し、状況に応じて学校留め置き又は家族等への引渡しを実施する。
- (イ) 上記以外の地域にある学校等は、避難場所、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。

ウ 社会福祉施設

(ア) 入所者保護と引継ぎ方法

情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。

(イ) 要配慮者の事前避難と屋内安全確保

なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は屋内安全確保も検討する。

(ウ) 事前避難対象地域内の施設の対応

事前避難対象地域内にある施設は、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

第9節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、県と連携し、帰宅支援等必要な対策を進める。

第5章 災害応急対策

この計画は、地震災害が発生した場合に市、防災関係機関、事業所、市民等が実施すべき災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

[危機、総務、区、消防]

地震・津波発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに市警戒本部との関連について定める。

1 静岡市災害対策本部

(1) 静岡市災害対策本部の設置及び廃止

警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮する。

(▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「(2)静岡市災害対策本部」に準ずる。)

(2) 災害対策本部の所掌事務

災害対策本部が所掌する主なものは、次のとおりとする。

ただし、災害対策本部の各部が連携して行う所掌事務は、災害対応に係る調整に時間を要することが懸念されるため、あらかじめ各部の役割を示した対応フロー等を作成する。

ア 地震・津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達

イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報

ウ 消防、水防等の応急措置

エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」等による応援部隊等の受入れ

オ 被災者、避難者等の救助、救護その他の保護

カ 施設及び設備の応急復旧

キ 防疫その他の保健衛生

ク 住民等に対する避難の指示、又は警戒区域の設定

ケ 緊急輸送の実施

コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保並びに配分

サ 県への要請・報告等、県との災害応急対策の連携

シ 自主防災組織との連携及び指導

ス ボランティアの受入れ、災害ボランティア本部への支援

セ 災害時応急対策を実施すべき者に対する指示

ソ 防災関係機関との連携

(3) 消防機関の警防活動体制

(▼共通対策編 第3章 第31節 消防計画「4 警防活動」に準ずる。)

(4) 広域消防応援に対する受援体制

ア 消防組織法第39条の規定に基づく、県内消防機関からの応援出動に備え、連絡体制等受援体制を確保する。

イ 消防組織法第44条の規定に基づく、県外消防機関からの応援出動に関する受援においても、緊急消防援助隊の派遣が決定された場合も上記アと同様とする。

(5) 水防機関の警防活動体制

(▼風水害対策編 第3章 第13節「水防活動の実施」に準ずる。)

(6) 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部

ア 設置

清水地区の石油コンビナート等特別防災区域に災害が発生し、又は発生するおそれが生じたとき、災害対策本部に静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部を併設する。

イ 所掌事務

別に定める静岡県石油コンビナート等防災計画によるが、災害応急対策として講ずる主要な事項は、次のとおりである。

(ア) 市職員及び消防団員の動員

(イ) 本部長が命令し、又は要請した動員者の受入体制の整備

(ウ) 地震情報の収集及び伝達

(エ) 災害応急対策上必要な事項の広報

(オ) 住民等の安全を図るための避難の指示等、住民安全対策の実施

(カ) 警戒区域を対象とした警戒・警備

(キ) 災害の態様、状況に応じた医療救護の実施

(ク) 消火活動の実施並びに自衛防災組織等の指揮及び監督

(ケ) 応急作業、被害防止又は軽減のための応援要請

2 組織体制

(1) 状況に応じた組織体制

地震被害が発生した場合は、まず、自身と周囲にいる市民の安全確保及び二次災害を防止する活動を行う。(例：自衛消防隊の活動等)

これらの活動に目途が立った後、時間の経過とともに変化する状況に応じて求められるべき対策を機動的に行うため、以下に例示する活動区分に留意しつつ災害対策本部、区本部及び地区支部体制を組織する。

表 5-1 災害応急対策活動区分

階 段	区 分	期 間	活 動 の 要 旨
第1段階	混乱期	発災～3日間程度	市民の生命及び財産を保護し、消火・救出救護・避難収容等に総力を注ぐ活動を行う。
第2段階	收拾期	4～10日目程度	市民の安全を確保し、かつ民心の安定を図るための救済活動を行う。
第3段階	回復期	11日目以降	市民の日常生活への復旧に向けた応急復

階 段	区 分	期 間	活 動 の 要 旨
			旧活動を行う。

(2) 警戒本部移行型の組織体制

警戒宣言が発せられてから東海地震が発生した場合は、あらかじめ設置した警戒本部体制から、直ちに災害対策本部体制に移行する。

3 職員の配備体制

(▼共通対策編 第3章 第3節「職員の動員計画」に準ずる。)

なお、職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集する。

4 防災関係機関

(1) 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

ア 情報の収集及び提供

イ 救出・救助

ウ 遺体の検視・見分

エ 避難に関する情報の伝達及び避難の指示、避難地等の安全確保及び秩序の維持

オ 警戒区域の防犯パトロール

カ 社会秩序維持等のための取り締まり等

キ 緊急交通路の確保

(2) 指定地方行政機関

総務省東海総合通信局	電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の監理
総務省中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開放 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。

	ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資にの支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
厚生労働省静岡労働局 （静岡労働基準監督署）	ア 事業所等の被災状況の把握 イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
国土交通省中部地方整備局 （静岡河川事務所） （富士砂防事務所） （静岡国道事務所） （清水港湾事務所） 国土交通省関東地方整備局 （甲府河川国道事務所）	管轄する河川、海岸、道路、港湾について管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 （ア） 河川管理施設等の対策等 （イ） 道路施設対策等 （ウ） 港湾施設対策等 （エ） 営繕施設対策等 （オ） 電気通信施設対策等 （カ） 地すべり防止施設等の対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ウ 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 エ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 オ 他機関との協力 カ 広報
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震予知情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する

	情報が発見者又は行政機関から通報された場合における、気象庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じ、警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施する。 エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
海上保安庁第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ 船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等、海上交通の安全確保に必要な措置 オ 排出油等その他船舶交通の障害となる物の除去 カ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 キ 海上における災害に係る救助・救急活動 ク 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

(3) 指定公共機関

日本郵便株式会社 (静岡中央郵便局)	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。 また、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
日本赤十字社 (静岡県支部)	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡

社 (東京支社 富士・静岡・浜松保全・サービスセンター)	イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会(県警察)が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 地震・津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難・誘導 エ 鉄道施設の早期復旧
N T T 西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社 N T T ドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害用伝言板提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社 ジャパンガス エナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	ア 発電所及び変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用した広報
K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	ア 災害情報の正確かつ迅速な伝達 イ 被災通信設備の早期復旧と通信サービスの早期提供 ウ 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブ ン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマ ート 株式会社セブン&ア イ・ホールディングス	

(4) 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 地震発生時に消防機関が行う消火活動への協力
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (東部支社)	ア ガス導管網等、主要施設における流失防止等二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部支部)	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市の指定した避難地への避難・誘導 エ 鉄道施設の早期復旧
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ) (株式会社トコちゃんね	あらかじめ県又は市と締結した災害時における放送要請に関する協定等に基づく放送

る静岡) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社エフエムしみず静岡)	
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人静岡市静岡医師会) (一般社団法人静岡市清水医師会) (一般社団法人庵原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会) (一般社団法人静岡市清水歯科医師会) 公益社団法人静岡県看護協会 (公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部) 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 (一般社団法人静岡市薬剤師会) (清水薬剤師会)	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県看護協会(公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部)、公益社団法人静岡県薬剤師会(一般社団法人静岡市薬剤師会、清水薬剤師会)を除く。) ウ 災害時口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会(一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会))
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力

第2節 情報活動

(▼共通対策編 第3章 第6節「災害情報処理計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

[危機、総務、観光・市民、区、福祉、衛生、保健所、こども、教育]

この計画は、県、報道機関及び防災関係機関との協力体制を定め、市民に正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、的確な災害応急対策ができるよう必要な広報活動について定める。

広報の際には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮する。

1 広報事項

災害対策本部が広報すべき事項については、県が定める「情報広報実施要領」に準じ、あらかじめ定めた文案及び優先順位により、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。

(1) 緊急情報

地震災害発生後における市民の生命及び財産の確保並びに民心の安定を図るための緊急情報は、以下のとおりとする。

ア 地震、津波情報

イ 災害の発生状況と応急対策の状況

ウ 二次災害情報

(ア) 火災の発生及び延焼拡大情報

(イ) 土砂災害情報

(ウ) 倒壊建物情報

(エ) その他二次災害情報

エ 避難の指示に関する情報

オ 市民の安否情報

カ 医療情報

(ア) 救護所の開設状況

(イ) 救護病院の開設状況

(ウ) その他医療機関等に関する情報

キ 緊急輸送路、交通規制情報

ク 市民及び事業所等の取るべき措置

(ア) 地震から身を守る心得

(イ) 電気、ガス等による二次災害の防止措置

(ウ) 電話及び交通機関の利用制約

(2) 生活情報

被災後の生活維持のために市民に提供すべき情報は、以下のとおりとする。

ア ライフライン情報（電気、ガス、上下水道、電話及び下水道等の被害状況と復旧見込みに関する情報）

イ 道路情報

ウ 鉄道、バス等の交通機関の運行及び復旧見込み情報

エ 生活情報

(ア) 食料、飲料水等の配給情報

- (イ) 店舗等の営業再開情報
- (ウ) 入浴サービス
- (エ) その他の生活情報
- (3) 生活支援及び復旧に関する情報
 - 被災後の生活再建等のために提供すべき情報は、以下のとおりとする。
 - ア 住宅情報
 - (ア) 応急仮設住宅に関する情報
 - (イ) 空き家に関する情報
 - イ 各種相談窓口の開設情報
 - ウ 罹災相談窓口の開設情報
 - エ 税・手数料等の減免措置情報
 - オ 災害援護金等の融資情報
 - カ その他生活支援及び復興に関する情報
- (4) 県への広報の要請
 - 県に対して広報を要請する場合は、別に定める広報文案を添えて行う。
- (5) 市民等が応急対策上必要な情報を入手する方法
 - 市民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源と主な情報内容は次のとおりである。
 - ア テレビ・ラジオ
 - 地震情報、津波情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示等
 - イ 同報無線、広報車、静岡市緊急情報防災ラジオ（コミュニティFM）、インターネット（公式ホームページ、公式SNS）、静岡市防災メール、緊急速報メール等
 - 主として市内の情報、指示等
 - ウ 自主防災組織等を通じた連絡
 - 主として、災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
 - エ サイレン・半鐘
 - 津波情報、火災発生通報
- (6) 広報事項
 - 広報事項については、その文案及び優先順位について別に定め、住民生活に密接に関係ある事項を中心に、適切かつ迅速な広報を行う。
 - 広報事項の主なものは、次のとおりである。
 - ア 地震発生時の注意事項（特に出火防止・津波及び余震に関する注意の喚起）
 - イ 地震情報等
 - ウ 電気、ガス、上下水道、電話、鉄道、道路等の被害状況
 - エ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込
 - オ 自主防災組織に対する活動実施要請
 - カ 民心安定のための住民に対する呼びかけ

2 実施方法

災害応急対策に必要な事項の周知については、災害対策本部、区本部及び地区支部がこれを行う。

- (1) 同報無線、広報車、インターネット（公式ホームページ、公式SNS等）、静岡市緊急情

報防災ラジオ、静岡市防災メール等による広報

- (2) 有線放送（ケーブルテレビ）・テレビ・ラジオを通じての広報
- (3) 自主防災組織等を通じての連絡
- (4) 臨時広報紙の配布方法（印刷業者の事業再開までの間）

「災害時における臨時広報紙の配布に関する協定」に基づき、新聞販売組合の協力を得て配布する。

地区支部は、自主防災組織の協力を得て被災者に配布するとともに、必要部署に掲示を行う。

- (5) 要配慮者への広報

自主防災組織及び福祉ボランティア等の協力を得て、障がいのある人等に対する広報に努める。

- (6) 日本語の分からない外国人に対する広報

一般財団法人静岡市国際交流協会及び多言語支援に携わる通訳支援者等の協力を得て、日本語の分からない外国人等に対する広報に努める。

- (7) 報道機関への資料提供による広報

静岡市役所静岡庁舎内に臨時プレスルームを設置し、報道機関に対して情報を提供する。

- (8) 地域住民への広報（コミュニティFM）

株式会社エフエムしみず静岡の協力を得て、市内全域へ必要な情報を提供する。

第4節 緊急輸送活動

〔危機、総政、財政、観光・市民、区、福祉、商工、都市、建設、消防〕

地震発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資及び応急復旧資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要な体制、車両、人員、資機材等の確保、緊急輸送の調整等について定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、静岡県が定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による（当該計画は、他の大規模地震発生時においても必要に応じて準用する）。

1 計画の内容

- (1) 基本方針

ア 交通関係諸施設等の被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとる。

イ 緊急輸送は、市民の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。

ウ 緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。

エ 市内で輸送手段等の調整ができないときは、災害時における応援協定を締結している地方公共団体に協力を要請する。

- (2) 緊急輸送の対象等

ア 災害応急対策要員として配備される者又は配置替えされる者

イ 医療、助産その他救護のため緊急輸送を必要とする者

ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資

エ 罹災者を受け入れるために必要な資機材

- オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- カ その他本部長が必要と認めるもの。

2 緊急輸送体制の確立

交通施設の被害状況等を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。なお、緊急輸送計画の作成に当たっては、乗員、機材燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況及び輸送必要物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送

ア 輸送路の確保

- (ア) 道路管理者は、災害時における応急対策業務に関する協力協定締結事業者、警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。
- (イ) 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。
- (ウ) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順に緊急輸送路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
- (エ) あらかじめ指定したヘリポートの点検及び保守管理を行い、使用の可否を県に報告する。

イ 輸送手段の確保

緊急輸送は、あらかじめ協定を締結した市内の運送業者、市有車両の活用又は民有車両を借り上げて行うほか、自衛隊及び海上保安庁の応援要請を知事に要求する。

ウ 市長は、前記市内の輸送手段の調達ができない場合、又は県外から輸送を行う場合で必要あるときは、知事に協力を要請する。

エ 燃料の確保

- (ア) 市有車両その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。
- (イ) 市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うとともに、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。
- (ウ) 給油所等の稼動状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。

(2) 海上輸送

ア 海上輸送は、知事に対して自衛隊及び海上保安庁の支援要請を要求することにより行うものとする。

イ 必要に応じ民間船舶（漁船を含む。）への協力要請を行う。

ウ 港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。

エ その他必要事項については、陸上輸送に準じて行うものとする。

(3) 航空輸送

ア 防災ヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用の可否を県へ報告する。

イ 航空輸送は、消防ヘリを活用するほか、知事に対して自衛隊の支援要請を要求することにより行うものとする。

ウ 必要に応じ民間機（無人航空機含む）の協力要請を行う。

エ 航空輸送は指定したヘリポートを活用する。

オ その他必要事項については、陸上輸送に準じて行うものとする。

3 緊急輸送の調整

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施のため、必要あるときは災害対策本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送
第4順位	その他の人員、物資の輸送

4 防災関係機関

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、市災害対策本部に必要な措置を要請するものとする。

5 緊急物資集積所

緊急物資の集積配分業務を円滑に行うため、あらかじめ指定した集積場所に、必要に応じ市職員を派遣する。

なお、緊急物資集積所は、以下のとおりとする。

◇資料編4-11：緊急物資集積所一覧表

6 緊急物資の確保と供給計画

東海地震発生時における緊急物資の受入れ及び供給方法は、次のとおりである。

(1) 緊急物資の概要

- ア 市民は、自ら備蓄した物資により生活を維持する。
- イ 災害対策本部は、市が備蓄している物資を市民に提供する。
- ウ 災害対策本部は、上記(1)～(2)によっても緊急物資が不足する場合、協定を締結している民間業者及び県に対して、緊急物資の供給を要請する。

(2) 活動概要

- ア 災害対策本部
 - (ア) 区本部からの報告により、緊急物資の不足数量を把握する。
 - (イ) 緊急物資集積所、日の出町備蓄倉庫等の備蓄物資の在庫数量及び義援物資の内容を把握する。
 - (ウ) 区本部において不足している緊急物資を把握し、緊急物資の調達計画を立案して、協定を締結している民間業者に対して供給を要請及び県に対して供給又は調達の要請をする。
 - (エ) 協定を締結している民間業者及び県から調達できる数量等を基に、区本部ごとの配分計画を決定し、その結果を区本部に連絡する。
 - (オ) 区本部が立案した避難所ごとの配分計画に基づき、緊急物資の避難所までの搬送を指示する。
 - (カ) 搬送は、協定を締結している静岡県トラック協会中央地区支部静岡支部及び赤帽静岡県軽自動車運送協同組合に要請する。
なお、被害状況により搬送が困難な場合には、県に搬送を要請する。

(キ) 避難所までの緊急物資の搬送及び受入体制を支援する。

イ 区本部

(ア) 地区支部からの報告により、緊急物資の不足数量を把握する。

(イ) 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。

(ウ) 地区支部において不足している緊急物資に基づき、緊急物資の調達計画を立案し、災害対策本部に報告する。

(エ) 災害対策本部の配分計画に基づき、地区支部及び避難所ごとの配分計画を決定し、その結果を地区支部に連絡する。

(オ) 必要に応じて、地域の民間業者に対して緊急物資の供給を要請する。

(カ) 地区支部が立案した避難所ごとの配分計画に基づき、緊急物資の避難所までの搬送を支援する。

(キ) 緊急物資の受入体制を支援する。なお、要員等に不足が生じる場合は、災害対策本部に報告する。

ウ 地区支部

(ア) 避難所からの報告により、緊急物資の不足数量を把握する。

(イ) 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。

(ウ) 不足している緊急物資について、区本部に報告する。

(エ) 必要に応じて、地域の民間業者に対して緊急物資の供給を要請する。

(オ) 災害対策本部の配分計画に基づく、緊急物資の内訳等について避難所に連絡する。

(カ) 避難所までの緊急物資の搬送及び受入体制を支援する。なお、要員等に不足が生じる場合は、区本部に報告する。

エ 避難所

(ア) 避難所での緊急物資の不足数量を把握する。

(イ) 備蓄物資の内容及び在庫数量を把握する。

(ウ) 不足している緊急物資について、地区支部に報告する。

(エ) 緊急物資の供給について、避難所での受入体制を確保する。なお、要員等に不足が生じる場合は、地区支部に報告する。

第5節 応援協力計画

(▼共通対策編 第3章 第32節「応援協力計画」、第34節「自衛隊派遣要請の要求計画」、第35節「海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に準ずる。)

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

[危機、区、建築、建設、消防]

災害の拡大を防止する消防活動、水防活動、救出活動及び被災建築物等に対する安全対策について、市、消防（水防）機関、自主防災組織及び市民が実施すべき事項を示す。

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止対策を講ずることとする。特に海岸保全施設等に被害があった地域では二次災害の防止に十分留意する。

1 消防活動

(1) 消防活動の基本方針

地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。従って、次の基本方針により消防活動を行う。

ア 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ 地域の住民は、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

ウ 消防局、消防署及び消防団は、地震時の同時多発火災等に対処するための市の消防活動に関する計画の定めるところにより、多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。

エ 消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防機関の活動

ア 火災発生状況等の把握

消防長は、消防局、消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部等と相互に連絡を行う。

(ア) 延焼火災の状況

(イ) 自主防災組織の活動状況

(ウ) 消防車等の通行可能道路

(エ) 消防車、その他の車両、消防無線通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(オ) 救急救助の事象状況

(カ) 危険物の大量流出等の消防活動上重要な事象の状況

(キ) その他消防活動上参考となる事象

イ 防ぎょ活動の留意事項

消防長は、地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。

(ア) 市街地、避難地、避難路、防ぎょ施設等の重要度に応じた防ぎょ活動にあたる。

(イ) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

(ウ) 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等、住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

(エ) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

(オ) 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。

(カ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携又は指導に努める。

ウ 救急、救助活動の留意事項

(ア) 直ちに初動体制を確立し、関係機関と協力し、迅速かつ的確な救助活動にあたる。

(イ) 負傷者の運搬は、関係機関と緊密な連携をとり、重症度・緊急度判断基準等により搬送活動にあたる。

(ウ) 全般の被害状況等から、消防隊自らによる救急・救助活動が困難な場合は、災害対策本部長に応援隊の派遣を要請する。

(3) 事業所の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びL Pガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等による異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等、可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

(4) 自主防災組織の活動

ア 各家庭におけるガス栓の閉止、L Pガス容器のバルブ閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等の防災資機材を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防隊(消防署、消防団)が到着したときは、その指揮に従う。

(5) 市民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターガス栓、L Pガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止し電気ブレーカーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、汲みおき水等で消火活動を行う。

2 水防活動

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 避難

(▼風水害対策編 第3章 第14節「避難」に準ずる。)

イ 巡視・警戒

(▼風水害対策編 第3章 第11節「巡視及び警戒とその措置」に準ずる。)

(2) 水防活動の応援要請

(▼風水害対策編 第3章 第4節「協力応援」に準ずる。)

3 救出活動の基本方針と内容

救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、本部長(市長)が行う。なお、災害救助法適用時は知事が行うものとする。

・市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県の定めた方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

(1) 市の活動

- ・本部長は職員を動員し、消防機関等を指揮して、生命が危険な状態にある者並びに生死不明の状態にある者を捜索救出し、必要に応じ負傷者等を救護所等に収容する。
- ・本部長は、自らの救出活動が困難な場合においては、民間諸団体の協力を求め、又は知事に対し救出の実施並びにこれに要する要員、資機材等の応援を要請する。
- ・知事には次の事項を示して救出活動の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他周囲の状況等、応援に関する必要事項

- ・市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

(2) 自主防災組織、事業所等及び市民の活動

自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出・救護活動を行う。

ア 地域や事業所の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救出活動用資機材を活用し、組織的な救助活動に努める。

ウ 自主防災組織と事業所は、相互に連携して地域における救出活動を行う。

エ 自主救出活動が困難な場合は、消防署、消防団、警察署、海上保安部等に連絡し、その指揮に従うとともに、早期救出のため活動に協力する。

オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察及び海上保安部と連携をとり、その指導を受けるものとする。

(3) 消防機関の活動

ア 情報の収集伝達

(ア) 救助・救出を必要とする者の早期把握

(イ) 現場の状況を把握するとともに情報を収集、警防本部へ報告する。

(ウ) 関係機関への情報の伝達及び交換

イ 救急医療機関の把握と収容調整

ウ 要救助者の把握、救出及び救助を行う。

(4) 自衛隊の活動

自衛隊の救出活動等は、▼「共通対策編 第3章 第34節 自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。

(5) 関係機関の活動

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

4 被災建築物等に対する安全対策

(1) 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、余震等による二次災害を防止するため、次の安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施する。

(2) 市

ア 建築物

市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、静岡市地震被災建築物応急危険度判定マニュアルに基づき、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、被災建築物応急危険度判定士により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

なお、災害時の活動拠点となる庁舎、避難所及び救護病院その他の発災時に早期の開設を求められる建築物については、市策定の「地震災害時における建築部災害対策支部業務マニュアル」に基づき、事前割り当てした被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 宅地等

市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

(3) 市民

ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

イ 市民は判定の結果に応じて、避難、当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 災害危険区域の指定

知事は、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

(1) 指定の目的

災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止し、その他建築物の建築に関し制限する。

(2) 指定の方法

静岡県建築基準条例により指定された区域を周知する。

第7節 避難活動

[危機、総務、区、消防]

地震・津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

ア 地震・津波の発生時においては、津波、山・がけ崩れ、地すべり、土石流及び延焼火災の危険予想地域の市民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により避難が必要となる場合がある。

このため市は、適切な措置を講じ市民等の生命及び身体の安全確保に努める。

イ 情報提供、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、要配慮者等に配慮するものとする。

る。

ウ 避難対策の周知にあたっては、市民においては避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

ア 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は▼「第2節 情報活動」に準ずる。

イ 県、市及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に市民等に広報し、その内容は▼「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。

ウ 市民等は、適切な避難行動のため、同報無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するよう努める。

2 避難の指示

(▼共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画「1 避難情報の発表」及び「2 避難の指示の伝達方法」に準ずる。)

3 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するための措置については、▼「津波対策編 第3章第5節 避難活動」に準ずる。

4 警戒区域の設定

(▼共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画「7 警戒区域の設定」に準ずる。)

5 避難の方法

災害の状況により異なるが、原則として次により避難する。

(1) 要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、市民は協力してあらかじめ定めた集合場所等へ集合する。

イ 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

ウ 市民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに、可能な限り集団避難方式により一次避難地又は広域避難地等へ避難する。

エ 一次避難地へ避難した住民は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

オ 津波危険予想地域及び山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の危険予想地域の住民は、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

(2) その他の区域で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置（電気、ガス、暖房器具その他の火気設備等の確認等）をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難す

る。

(3) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の除去等に努め、避難の円滑化を図る。

(4) 緊急避難場所への市職員等の配置

市が設置した緊急避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため、市職員（消防職員、団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を警察署に要請する。

(5) 緊急避難場所における業務

ア 緊急避難場所に配置された市職員等は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

(ア) 津波、山・がけ崩れ、地すべり、土石流及び延焼火災等の危険の状況に関する情報の収集

(イ) 地震及び津波に関する情報の伝達

(ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

(エ) 必要な応急救護

(オ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は避難所への移動

(カ) その他緊急避難場所の運営に係る事項

イ 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

ウ 避難場所における住民の生活を確保するため、関係機関の協力を得て、物資の不足する者に対し必要な措置をとる。

エ 要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスを提供するとともに、避難生活が困難な要配慮者の福祉避難所等への移送に努める。

オ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に基づき役割の分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(6) 避難状況の報告

ア 市は、自主防災組織及び緊急避難場所の施設管理者等に対して直接に、次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として次のイに関する事項を求めないものとする。

(ア) 避難の経過に関する報告（危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。）

a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

b 上記の事態に対し、応急的にとられた措置

c 市等に対する要請事項

(イ) 避難の完了に関する報告（避難完了後、速やかに行う。）

a 緊急避難場所名

b 避難者数

c 必要な救助・保護の内容

d 市等に対する要請事項

イ 市は、避難状況について県へ報告する。

6 避難所の設置及び運営

(1) 基本方針

市は、避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所となる学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

(ア) 周囲と比較して津波や山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の危険の少ない地域に設置する。

(イ) 避難所の設置にあたっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

a 学校、体育館、生涯学習施設等の公共建築物

b あらかじめ協定を締結した民間の建築物

c 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）

(ウ) 市は、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者を避難させるため、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適している社会福祉施設等の施設を福祉避難所として確保するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。

(エ) 状況に応じ船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

(オ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。

(カ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は当該地域の避難所を維持することの適否を検討する。

ウ 設置期間

設置の期間については、地震・津波情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急処理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し県と協議して定める。

(3) 避難所の運営

避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールや「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所等運営マニュアル」、国のガイドライン、県の避難所運営マニュアル等を参考として、必要な配慮を行う。

ア 市、自主防災組織及び避難場所となる学校等の施設の管理者は、協力し合い避難所を運営する。

イ 市は、避難所の運営等を支援するために、職員を配置する。

また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、性の多様性の観点から性別等の違いによるニーズ等、女性や子ども等

の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。

エ 避難所の運営は、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

オ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。

カ 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、福祉避難所への受入れの対象となる要配慮者については、福祉避難所への移送に努める。

キ 生活環境の激変に伴い避難者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置、健康支援、口腔ケア、心のケアを含めた対策を行う。

ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行う。

(4) 実施事項及び計画

その他災害救助法に基づく実施事項及び計画は、▼「共通対策編」に準ずる。

第8節 社会秩序を維持する活動

(▼共通対策編 第3章 第22節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第9節 交通の確保対策

[危機、環境、商工、都市、建設、消防]

災害応急対策及び災害応急復旧対策を円滑に行うため、陸上、海上及び航空交通機能の早期回復、混乱の防止等交通確保対策の概要を示す。(巨大地震以外の地震の場合は、状況に応じ対応する。)

1 陸上交通の確保

(1) 交通確保の基本方針

ア 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。

イ 県公安委員会（県警察）は、区域又は道路の区間を指定し、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

エ 県公安委員会（県警察）、道路管理者及び復旧事業に携わる工事関係者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運営を図る。

オ 道路管理者及び復旧事業に携わる工事関係者等は、道路等の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 地震動警報（緊急地震速報）を聞いたときの自動車運転者の取るべき措置

ア ハザードランプを点灯し、周囲の車に注意を促すこと。

イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。

ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。

(3) 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

ア 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないで、車検証を持ち出すこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車両は、原則として使用しないこと。

ウ 法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下、「通行禁止区域」という。）では、一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は、次の措置をとること。なお、法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。

(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

a 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

b 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車すること。

(ウ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わない又は運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

(4) 情報の収集

市は、関係機関の協力を求め、主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

(5) 交通規制の実施

市は、道路被害状況の調査結果に基づいて、緊急輸送路を中心に警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送にあてる道路を選定する。

ア 初動の措置

(ア) 警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。

(イ) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため、法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

イ 緊急輸送路等の確保

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に当てる道路を選定する。

ウ 交通規制実施後の広報

県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

（6）道路交通確保の措置

ア 道路交通確保の実施体制

道路管理者は、県公安委員会（県警察）、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の応急復旧

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じ、主要交通路から順に効果的な応急復旧を行う。

ウ 交通安全施設の復旧

県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設の応急復旧を行う。

エ 消防吏員の措置命令等

法に基づく交通規制が行われている緊急交通路において、警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、下記の措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

（ア） 緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

（イ） アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方がその場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自ら当該措置をとることができる。

また、この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損する事ができる。

オ 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するため、下記に定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

（ア） 緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。

（イ） アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方がその場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損する事ができる。

カ 除去障害物の処分

除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地及び駐車場等に処分する。また、適当な処分場所がない場合は、避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。

キ 清水区由比地区における緊急輸送路の確保

由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。

(7) 知事又は県公安委員会（県警察）による緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認は、法第50条第1項に掲げる災害応急対策に従事する車両について行う。

イ 緊急通行車両の確認事務手続

(ア) 確認事務処理、受付、手続等は別に定める。

(イ) 確認の手続の効率化・簡略化を図り、かつ緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両について申出をすることができる。申出及び確認の手続については別に定める。

(ウ) 警戒宣言発令時に交付した緊急標章及び緊急輸送車両確認証明書は、地震発生後においては法施行令第33条第2項の規定による緊急標章及び緊急通行車両確認証明書とみなす。

(8) 鉄道確保の措置

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の仮設等の応急工事を行う。

2 海上交通の確保

(▼共通対策編 第3章 第27節 交通応急対策計画「7 海上交通の確保」に準ずる。)

3 航空交通の確保

(▼共通対策編 第3章 第27節 交通応急対策計画「8 航空交通の確保」に準ずる。)

第10節 地域への救援活動

[危機、総務、財政、市民、区、環境、福祉、衛生、保健所、病院、商工、農政、都市、建築、建設、消防、水道、下水、教育]

地震発生後、日常の生活に支障がある被災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について、その対策を定める。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 緊急物資の確保計画量

(▼共通対策編 第3章 第13節「食料供給計画」及び第14節「衣料・生活必需品・その他

の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

2 食料、生活必需品等の緊急物資の確保

(▼共通対策編 第3章 第13節「食料供給計画」及び第14節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

3 救援・救護のための標示

- ・地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため、小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示するほか、ヘリコプターによる活動拠点を定める。
- ・災害により道路及び電話が不通となって孤立した場合において、搬送が必要と思われる負傷者や病人が発生したときなどには、あらかじめ定められた集落内の広場等に、地名・負傷者等の数を表示したシートを広げ救援を要請する。

(1) 建物番号標示

◇資料編4-47：建物番号標示方法

◇資料編4-48：公共建物番号標示一覧表

(2) ヘリポート活動拠点

◇資料編4-34：ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表

(3) 救援表示シート

ポリエチレン製のオレンジ色シートに黒文字で表示

ア 地名表示シート (5.4m×3.6m)

地名(字名)と番号を表示

イ 無表示シート (5.4m×3.6m)

搬送が必要と思われる負傷者等の数(必要に応じ救援要請事項)を黒布テープ等で表示

4 給水活動

(1) 市

市は、水道施設が被災し管路による給水が困難なときは、住民と連携し耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽等から給水を行うとともに、給水車等による運搬給水を行う。また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。

ア 給水車による運搬給水は救護病院等の重要施設を優先し、給水拠点での運搬給水は、給水タンクにより実施する。

イ 地震発生に際して、地区支部及び自主防災組織が行う応急給水活動に必要な資機材等を確保する。

ウ 市の給水活動だけでは飲料水の確保が困難なときは、次の事項について公益社団法人日本水道協会や協定団体等に応援を要請する。

(ア) 給水を必要とする人員

(イ) 給水を必要とする期間及び給水量

(ウ) 給水する場所

(エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

(オ) 給水車両のみ借り上げの場合は、その必要台数

エ 自主防災組織と連携し、事前に整備した耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽等を活用した拠点給水を行う。

オ 水道施設の早期復旧を図るため、あらかじめ協定してある水道工事業者に応急対策活動への協力を要請する。

カ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。

キ 必要に応じて仮設給水栓等を設置し、最低生活に必要な飲料水の供給に努める。

ク 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る実施基準及び計画は、▼「共通対策編」に準ずる。ただし、飲料水の供給期間については、上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

ケ 飲料水に関し、保健衛生上留意すべき事項の情報提供を行う。

(2) 市民及び自主防災組織

市民及び自主防災組織は、飲料水を確保するための次の措置をとるものとする。

ア 地震発生後7日間は、自己貯水（1人1日3リットル以上）の水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

イ 地震発生後4日目からは、自己貯水の水に加え、自主防災組織や市の行う応急給水により、飲料水及び生活用水を確保する。

ウ 市と連携し、事前に整備された耐震性貯水槽や給水栓付き受水槽等を活用した拠点給水を行う。また、市が実施する給水車等による運搬給水に協力し、飲料水の円滑な運搬・配分を行う。

エ 応急給水資機材を活用し、地域内の飲用に適する井戸、湧水、プール、ため池等を活用し、飲料水の確保に努める。その場合は、特に衛生上の注意を払う。

5 燃料の確保

（▼共通対策編 第3章 第14節「衣料・生活必需品・その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。）

6 医療救護活動

（▼共通対策編 第3章 第19節「医療及び助産計画」に準ずる。）

7 し尿処理等

（▼共通対策編 第3章 第21節「災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

8 生活ごみ・避難所ごみの処理

（▼共通対策編 第3章 第21節「災害廃棄物処理計画」に準ずる。）

9 相談所の開設

(1) 総合相談所の開設

ア 被災住民の生活の相談に応ずるため、総合相談所を開設する。

イ 総合相談所開設にあたって必要がある場合は、関係事業者の協力を得る。

(2) 建築相談窓口の開設

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧、障害物の除去、融資制度の利用方法等についての相談に応ずる。

市職員だけで対応できない場合は、県に対し必要な職員の派遣を要請する。
また、必要に応じて、関係事業者の協力を得る。

10 義援金等の支給

被災住民の生活を支援するため、日本赤十字社等からの義援金等を、罹災証明発行後に支給する。

11 要配慮者への配慮

(1) 基本方針

ア 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に対し迅速かつ適切な対応を図る。

イ 相互扶助の精神

自主防災組織、老人会、婦人会等の地域住民組織は相互に協力し、平時から災害に関する各種情報や地域特性を把握し、発災時の防災活動指針を計画しておくよう努めるとともに、発災後は地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障がいのある人等の要配慮者の安否確認、救護等を実施するよう努める。

(2) 福祉部局と自主防災組織等との連携

要配慮者への配慮は、福祉部局と自主防災組織、民生委員・児童委員、その他支援団体等と連携し実施する。

(3) 要配慮者の安否確認、収容、在宅福祉サービスの継続的提供等

- ・市は、災害対策本部（健康福祉部及び関係部・班）、区本部、自主防災組織等は互いに協力し、要配慮者の安否確認を行うとともに、被災あるいは自宅に取り残された要配慮者のうち、避難が必要な者を避難所へ収容し、状況に応じて福祉避難所（老人福祉施設及び民間社会福祉施設）等への収容に努める。

なお、福祉避難所においては、福祉ボランティア、災害支援ナース等の協力を得て避難生活の援護を行う。

- ・市は、被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、要配慮者本人の意思を尊重して対応する。
- ・県は、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。
- ・県は、避難所等の高齢者、障害者等の多様なニーズへの対応のため、必要に応じて、D W A Tを避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するものとする。

(4) 視聴覚に障がいのある人に対する情報提供

ア 災害対策本部（福祉部及び関係部・班）及び区本部は、手話通訳者、盲人ガイドヘルパー、要約筆記者等のボランティアを要請し、視聴覚に障がいのある人に対する支援体制を確立する。

イ 情報班及び広報班は、ラジオ、テレビ放送、広報紙、広報車等の様々な媒体を利用し、又は障がいのある人等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚に障がいのある人に確実に情報が伝達されるように配慮する。

(5) 日本語の分からない外国人等への情報提供

一般財団法人静岡市国際交流協会及び多言語支援に携わる通訳支援者等の協力を得て、多言語による相談窓口の設置や電話相談等を行う。

(6) 応急仮設住宅における配慮

高齢者等の要配慮者に対しては、保健師等の巡回による健康管理及び保健福祉ニーズの把握に努め、適切なサービスが受けられるよう援護する。

12 男女双方の視点への配慮

(1) 基本方針

被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(2) 女性のための支援

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、被災女性のニーズの把握、情報提供、女性のための電話相談等を行う。

(3) 実施場所

施設名	所在地
静岡市女性会館	静岡市葵区東草深町3番18号

13 災害廃棄物等の処理

(▼共通対策編 第3章 第21節「災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

14 防疫活動

地震発生後、市、市民及び自主防災組織は、次の措置を講ずる。地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

(1) 市

ア 知事の指示により必要な防疫活動を行う。

イ 市長は防疫班を編成し必要な防疫活動を行う。

ウ 地震による災害のため、防疫機能が著しく阻害され、市が行うべき防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは県に応援を要請する。

エ 県による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命ずる措置が講じられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。

オ 津波浸水地域については、被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。

カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に基づく措置を行う。

キ 食品衛生監視指導の実施

(ア) 被災地での食品取扱施設の監視指導

(イ) 飲料水の安全性確保

(ウ) 避難所及び自主防災組織への食品取扱いの衛生指導

ク 感染症等の予防及び蔓延防止対策

ケ 必要に応じて被災動物の保護収容及び避難所でのペット動物の飼育指導を行う。

(2) 市民及び自主防災組織

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

(3) 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は積極的に協力する。

15 遺体の搜索及び措置

(▼共通対策編 第3章 第23節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

16 障害物の除去

(▼共通対策編 第3章 第24節「障害物の除去」に準ずる。)

17 応急仮設住宅等

(▼共通対策編 第3章 第17節「応急仮設住宅等」に準ずる。)

18 住宅の応急修理

(▼共通対策編 第3章 第18節「住宅の応急修理」に準ずる。)

19 賃金職員の雇用計画

(▼共通対策編 第3章 第33節「賃金職員の雇用計画」に準ずる。)

20 帰宅困難者への対応

- ・市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- ・都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第11節 災害ボランティア活動の支援

(▼共通対策編 第3章 第40節「災害ボランティア活動支援計画」及び第41節「通訳ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

第12節 学校における災害応急対策及び応急教育

(▼共通対策編 第3章 第28節「応急教育計画」に準ずる。)

第13節 被災者の生活再建等への支援

(▼共通対策編 第3章 第29節「社会福祉計画」に準ずる。)

第14節 市有施設及び設備等の対策

[危機、総務、総政、財政、農政、建設、消防、水道、下水]

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設、設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 通信施設

(1) 同報無線

基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は受信局に障害が生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し速やかな復旧措置を講ずる。

(2) 防災行政無線

ア 遠隔制御器等の作動状況を確認し障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかな措置を講じ移動局との通信を確保する。

イ 県防災行政無線設備(ファクシミリを含む。)についても作動状態を確認し、障害がある場合、速やかな復旧措置を講ずるよう県に要請する。

また、県との連絡に障害がある場合は、防災相互無線等を活用し応急連絡を行う。

ウ 必要に応じて、地域防災無線、防災相互無線等を利用し、応急回線の設定により災害対策本部、区本部間並びに災害対策本部、県との通信を確保する。

2 道路

(1) 被害情報の収集、設備の点検、情報連絡

道路管理者等と相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋りょう施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

県公安委員会(県警察)及び道路管理者等は相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。

(3) 緊急輸送路及び資機材の確保、応急復旧工事の実施

緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

3 河川、海岸保全施設、港湾及び漁港施設等

(1) 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止、水門等の操作

河川及び海岸保全施設においては、従前の防災機能が損なわれ、二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。この場合において、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

港湾及び漁港施設等においては、危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損

箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。

(3) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。

(4) 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

(5) 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

4 砂防、地すべり、急傾斜地等

(1) 被害情報の収集、施設の点検及び情報連絡

パトロールや自主防災組織等の地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

(2) 応急措置の実施、二次災害の防止

二次災害のおそれがある場合、県と協力して危険箇所への立ち入り禁止措置等必要な応急措置を講ずる。

(3) 資機材の確保、応急復旧工事の実施

二次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ県と協力して、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。

(4) 住民への連絡

避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。

5 ため池及び用水路

(1) 被害状況の把握

ため池及び用水路の被害状況を把握する。

(2) 応急措置の実施及び下流域の住民に対する措置

施設等に破損又は決壊の危機が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある下流域の住民に対し、避難指示（緊急）等必要な措置をとるとともに迅速に応急措置を講ずる。

6 災害応急対策上重要な庁舎

施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

7 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有害ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため、必要な応急措置を講ずる。

8 水道

- (1) 災害の状況に応じて取水・送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。
- (2) 被害拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

9 下水道

- (1) 災害の発生状況に応じ、汚水・雨水の排水に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (2) 応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。

10 コンピュータ

地震が発生した場合、ＩＣＴ部門の業務継続計画に基づきコンピュータ・システム及びネットワークの被害状況を把握し、速やかに復旧対策を講じ運用の再開を図る。

11 その他の公共施設等

地震が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

- (1) 避難対策については、計画に基づき実施する。
- (2) 施設入所者の人命の確保を最優先とする。
- (3) 施設の被害情報等を把握し、必要な情報伝達を行う。
- (4) 施設が被災した場合は、応急復旧対策を迅速に行う。

第 15 節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

[建設、水道、下水]

市民生活に密接な関係の防災関係機関等が実施する災害応急対策の基本的事項は、次のとおりである。

1 水道及び下水道

(▼共通対策編 第3章 第16節「水道及び下水道対策計画」に準ずる。)

2 電力（中部電力パワーグリッド株式会社静岡支社）

- (1) 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によっては危険防止のため送電を停止する。
- (2) 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めるとともに、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。
- (3) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (4) 電力の供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
- (5) 発電所、変電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し、安全確保の応急措置を講ずる。

3 ガス（静岡ガス株式会社静岡支社・東部支社、一般社団法人静岡県ＬＰガス協会中部支

部)

- (1) 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。
- (2) 都市ガス及びLPGガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- (3) 都市ガス及びLPGガスの安全点検を実施する。
- (4) 都市ガスは、供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- (5) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- (6) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

4 通信（NTT西日本株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店）

- (1) 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。
 - ア 臨時回線の設定、中継順路の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線電話機等を運用し、臨時公衆電話等の設置や携帯電話の貸出しに努める。
 - イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、NTT西日本株式会社静岡支店は災害用伝言ダイヤルサービス、災害用伝言板 web171、株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店は災害用伝言板を提供する。
 - ウ 防災関係機関が設置する通信網との連携協力を行う。（NTT西日本株式会社のみ。）
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- (3) 通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

5 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエムしみず静岡）

- (1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。
- (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確かつ迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

6 市中金融

- (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- (2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速かつ適切な措置を講ずる。
- (3) 財務省東海財務局静岡財務事務所は日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申し合せを行い、民間金融機関、保険会社、証券会社に対し、次の措置を講ずるよう要請する。
 - ア 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等
 - イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等

7 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社）

- (1) 不通区間が生じた場合、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の

確保に努める。

- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- (3) 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

8 道路

(▼共通対策編 第3章 第27節「交通応急対策計画」)に準ずる。)

9 旅客船等

- (1) 早期運航の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
- (2) 海上運送業者は、防災関係機関の要請に基づき災害応急対策に協力する。

第16節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

[福祉、衛生、病院、こども、建設、消防、水道、下水、教育]

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2章に定めるもののほか、次のとおりとするが、平時対策との整合性の確保に留意する。また、津波に関する具体的な安全対策、避難対策等に関する事項については、津波避難対象地区内の地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者に適用するものとする。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

- (1) 災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (2) 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
 - ア 地震及び津波に関する情報収集及び伝達
 - イ 利用者、顧客、従業員等の安全な避難誘導方法
- (3) 出火防止措置、消防用施設等の点検
- (4) その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して対策計画に定める。

津波からの円滑な避難のための安全確保措置については、津波に関する情報を把握し、従業員等の避難に要する時間に配慮して実施する。

- (1) 病院、診療所、百貨店、スーパー等
 - ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。
 - イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適

切な避難誘導を実施する。

ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(2) 石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

火災、流出、爆発、漏えいその他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

(3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

ア 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。

イ 鉄道においては、津波による被害が予想される区間がある場合、運行停止等の必要な措置を講ずる。

ウ 旅客船においては、港湾施設被害が生じた場合又は津波による危険が予想される場合、航行停止、船舶の安全な海域への退避等の必要な措置を講ずる。

(4) 学校・こども園・保育所、社会福祉施設

避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

(5) 電気、ガス、上下水道事業

ア 水道

水道管の破損等による二次災害を防止又は軽減するための措置を講ずる。

イ 下水道

マンホールの浮上りや道路陥没等による二次災害を防止又は軽減するための措置を講ずる。

ウ 電気

火災等の二次災害を防止又は軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。

エ ガス

火災等の二次災害を防止又は軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

(6) 道路

津波による被害が予想される区間及び避難路としての使用が予定される区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。

第6章 復旧・復興計画

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建や都市基盤の復旧、社会経済活動の平常化等を図るため、災害の教訓を生かし、新しい理念に基づいた災害に強い都市を再構築し、すべての分野において迅速かつ円滑に復旧・復興を進めるための基礎的な条件づくりを目指す計画について定める。

第1節 防災関係機関の活動

[危機、総務、総政]

復旧・復興計画を策定するための組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については、災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 静岡市震災復興本部

(1) 設置

ア 市長は地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興計画を実施する必要があると認めたときは、静岡市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

イ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。

ウ 復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮する。

(2) 組織及び所掌事務

ア 復興本部の編成及び運営は、別に定める。

イ 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

(ア) 静岡市震災復興計画の策定

(イ) 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達

(ウ) 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請

(エ) 静岡県震災復興基金への協力

(オ) 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口等の運営

(カ) 民心安定上必要な広報

(キ) その他の震災復興対策

2 災害対策本部との調整

災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

3 市防災会議の開催等

- ・復興本部が設置された場合、必要に応じ市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興計画に係る連絡調整等を行う。
- ・招集される市防災会議の委員は、復旧・復興計画の内容に応じて市防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。

- ・市防災会議は、復興本部との調整を図る。

4 震災復興対策会議

(1) 設置

市長は、復旧・復興計画を協議するため、必要に応じ震災復興対策会議を設置する。

(2) 構成及び運営

震災復興対策会議の構成及び運営は、本部運営要領の定めるところによる。

5 他市等に対する応援要請

市長は、復旧・復興計画を策定するために必要があると認めたときは、他の首長とあらかじめ締結した災害時相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

第2節 防災関係機関の講ずる復旧・復興対策

市長は、防災関係機関と緊密な連携のもとに、各機関が行う復旧・復興対策の内容及び状況を把握する。

1 指定地方行政機関

総務省東海総合通信局	(1) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (2) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 (3) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
総務省中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開放 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 (2) 地方公共団体において、国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握してい

	る情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資にの支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
厚生労働省静岡労働局 （静岡労働基準監督署）	（１） 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 （２） 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 （３） 離職者の早期再就職等の促進（職業相談、雇用維持の要請等）
国土交通省中部地方整備局 （静岡河川事務所） （富士砂防事務所） （静岡国道事務所） （清水港湾事務所） 国土交通省関東地方整備局 （甲府河川国道事務所）	（１） 管轄する基盤施設（河川、道路、港湾等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 （２） 復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。 （３） 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土地理院 中部地方測量部	（１） 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 （２） 地理情報システムの活用を図る。 （３） 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説
海上保安庁第三管区海上保安本部 （清水海上保安部）	（１） 船舶がふくそうすることが予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導 （２） 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、事故防止に必要な指導

2 指定公共機関

日本郵便株式会社 （静岡中央郵便局）	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。 （１） 被災地あて救助用郵便物の料金免除 （２） 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 （３） 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 （４） 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本赤十字社 (静岡県支部)	(1) 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 (2) 協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局)	(1) 復旧・復興時の時節に応じ、混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 (東京支社 富士・静岡・浜松保全・サービスセンター)	(1) 管轄する基盤施設が被災した場所には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	災害の復旧について、応急復旧工事の終了後、速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
N T T 西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社 N T T ドコモ 東海支社 (静岡支店)	(1) 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関する車両の確保及び運行
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社 ジャパンガス エナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
中部電力パワーグリッド株式会社	(1) 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた

(静岡支社)	復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

3 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	(1) 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、国・県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (東部支社)	(1) ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部支部)	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。

静岡鉄道株式会社	(1) 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、現状復旧又は新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかについて迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 (2) 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ、他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 (3) 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ) (株式会社トコちゃんねる静岡) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社エフエムしみず静岡)	(1) 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 (2) 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 (3) 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 (4) 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第3節 震災復興計画の策定

[危機、総政]

被災地の復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、地域全体の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努める。

1 計画策定の体制

- ・市長は、必要があると認めたときは、計画策定本部を設置し震災復興計画を策定する。
- ・計画策定本部には、関係部局長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。
- ・市長は、計画の策定にあたっては、広く市民各層や学識経験者の参画を得るものとする。

2 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興等からなる分野別復興計画により構成する。

3 計画の基本方針

計画策定にあたっては、市の総合計画や都市マスタープラン等との調整を図る。

4 計画の公表

計画策定後は、新聞・テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、市民に周知し、被災地の復興を促進する。

5 国・県との調整

計画策定にあたっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

[危機、財政]

復旧・復興対策が円滑に実施できるように、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

ア 復旧・復興事業

イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金

ウ その他

(2) 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度の高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速に的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

(1) 国・県への要望

復旧・復興対策実施に係る財源需要に対応するため、財源確保に関する特別措置や宝くじ発行等について被災自治体が連携して国・県へ要望する。

(2) 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財源需要と大幅な税収減に対応するため、国等と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

ア 災害復旧事業債

イ 歳入欠かん等債

ウ その他

(3) その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5節 震災復興基金の設立

[危機、総政]

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ、県は震災復興基金を設立する。

- ・市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- ・市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

[危機、農政、建設]

基盤施設（道路、河川、農業用施設等公共施設等）の管理者は、必要に応じた再度災害防止の観点も踏まえた速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。そのためには、関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山漁村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部課や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

(1) 被害状況の調査報告

各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な普及のための措置を講ずる。

(2) 復旧計画の策定

各基盤施設の管理者は、被害の状況及び地区の特性等を勘案しながら県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ、再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。

(3) 防災関係機関

市長は、防災関係機関と調整を図り復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

各基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(1) 復旧事業の実施

復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。

(2) 復旧完了予定時期の明示

基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

(3) 地籍調査の実施

平時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。

第7節 都市・農山漁村の復興

[危機、農政、都市]

被災した市街地・農山漁村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者及び障がいのある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市・農山漁村復興計画の策定

(1) 計画の策定

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が不可欠である。このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被害状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画を踏まえ、必要に応じ、新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山漁村復興計画を策定する。

計画策定にあたっては、本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて都市・農山漁村復興計画部会を設置する。

(2) 復興方針の明確化

都市・農山漁村の復興方針を定めた都市・農山漁村復興計画を策定する。

2 都市の復興

都市計画区域内の市街地・農山漁村が被災した場合、静岡市震災による被災市街地復興整備条例及び「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」に基づき、すみやかに都市復興基本計画を策定し、円滑な復興事業の推進を図る。

(1) 被害概況調査

災害対策本部からの被害情報等の情報収集により、面的被害概況を把握し、被害概況調査台帳を作成する。

(2) 都市復興基本方針の策定

被災した市民の暮らしと都市の復興に向けて、市が市民と協働して取組めるように、被災後速やかに、都市の復興に関する基本的な考え方を都市復興基本方針として策定し、広く市民に公表する。

(3) 建築制限の実施

ア 被害が大きく、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業による復興が望ましい区域で、建築基準法第 84 条に基づき、建築制限の区域を指定する。

イ 必要に応じ建築制限期間を延長する。

(4) 建物被害状況調査

消防署の火災情報、応急危険度判定調査の結果等を収集のうえ、建物被害把握の現地調査を実施し、調査結果を整理した街区別被害台帳、街区別被害度分布図、地区別被害状況図を震災復興本部へ報告するとともに、必要に応じて県に報告する。

(5) 被災市街地復興対象地区の設定

安全で快適な災害に強い市街地の形成を図るため、復興に関する施策を進めていく必要がある区域を指定する。

(6) 被災市街地復興特別措置法による建築制限等

抜本的な都市改造事業を緊急的かつ重点的に行うことが必要な地区を設定し、被災市街地復興特別措置法に基づく、被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う。

(7) 都市復興基本計画の策定

市民と協働してまとめていく地区別復興基本計画を作成した後、これらの内容を反映させた都市復興基本計画を策定し、公表する。

(8) 復興まちづくり協議会による復興まちづくり

市は、既存の町内会、自治会などを単位として、復興まちづくりに向けた地区住民の合意形成を目的とした復興まちづくり協議会の設立を促し、復興まちづくり協議会から要請があった場合、まちづくりアドバイザー等を派遣する。

(9) 被災市街地の復興に関する施策の推進

都市復興基本計画に基づき、市街地再開発事業、土地区画整理事業などについて必要な事業を推進するよう努める。

3 農山漁村の復興（主に都市計画区域外）

都市計画区域内外の農山漁村が被災した場合、災害に強く居住環境の向上等を図る必要がある区域については、合理的かつ健全な居住環境等の形成を図るため、単なる現状復旧ではなく復興を計画的に実施する。

(1) 被害状況の把握

各機関と協力し、農山漁村復興に関する被害状況調査を行い、県に報告する。

(2) 復興基本方針等の調査（復興対象地区の設定）

被害状況調査等を基に、緊急に復興が必要とされる区域については、土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用又は都市計画事業等で復興を行うかについて、復興基本方針等について県と連絡調整を行う。

(3) 集落復旧基本計画の作成

県の復興基本方針を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

都市計画区域に編入された地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。

(5) 復興都市計画案等の作成及び実施

ア 都市計画区域に編入された地区について、実施する事業制度等を検討する。

イ 都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。

(6) 集落復興計画案の作成及び実施

土木・農業・林業・漁業関係等の基盤整備事業を活用し、復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し、集落復興計画を作成し実施する。

(7) 集落復興支援事業の実施

住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

〔危機、総務、税務、観光・市民、区、福祉、衛生、こども、商工、建築、会計、消防〕

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。

(1) 住宅復興計画の策定

計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、住宅復興計画部会を設置し、住宅復興方針等を定めた「静岡市住宅復興計画」を策定する。なお、県の住宅復興計画を踏まえ連絡調整を行う。

(2) 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、住宅再建に関する融資の利用者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

(3) 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、建替や新規整備を行う事業者に対し、必要に応じ利子補給等を実施する。

(4) 公的住宅に関する協議

次の事項について県と協議する。

ア 災害復興公営住宅の建設に関する役割分担

イ 買取り・借上げによる公営住宅の供給に関する役割分担

ウ 特定優良賃貸住宅の供給に関する役割分担

(5) 災害公営住宅等の供給

ア 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。

イ 買取り・借上げによる災害公営住宅等の供給を推進する。

ウ 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。

- (6) 住宅に関する情報提供
相談窓口等において、自力再建支援及び公的住宅の入居に関する情報等を提供する。
- (7) 県との協議
公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
- (8) 地震保険の推進
地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努める。

2 災害弔慰金等の支給

(▼共通対策編 第4章 第1節「災害弔慰金等の支給」に準ずる。)

3 被災者の支援

(▼共通対策編 第4章 第2節「被災者の支援」に準ずる。)

4 雇用対策

県は、静岡労働局、公共職業安定所等と連携して雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持推進を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

- (1) 雇用維持の要請
市は、県とともに市内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請する。
- (2) 離職者に対する生活支援の実施
雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長及び手続の弾力的措置の実施等を国に要望する。
- (3) 再就職の支援制度の周知
離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知を図り活用を促す。
 - ア 職業訓練能力開発等制度の活用の促進
 - イ 特定求職者雇用開発助成金制度の活用の促進
 - ウ 合同就職説明会の開催

5 要配慮者の支援

(▼共通対策編 第4章 第3節「要配慮者の支援」に準ずる。)

6 生活再建支援施策等の広報・PR

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

- (1) 生活再建支援施策等の広報・PR
ラジオ・テレビ等のマスメディアや広報しずおか等を用い、次のような生活情報等を整理し広報・PRする。
 - ア 義援金の募集等
 - イ 各種相談窓口の案内

- ウ 災害弔慰金の支給等に関する情報
- エ 公営住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- オ 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報
- カ ボランティアに関する情報
- キ 雇用に関する情報
- ク 各分野別融資・助成情報
- ケ その他生活情報等

(2) 外国人への広報

通訳ボランティア及び国際交流協会等の協力を得て、外国人等を対象とした外国語の情報誌等を作成し配布する。

(3) 県外疎開者への広報・PRの実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオや県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し震災関連情報を提供する。

7 相談窓口の設置

被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

(1) 相談窓口等の開設及び業務の遂行

ア 発災後の相談ニーズに応じ、相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を配置し電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。

イ 相談員等の設置にあたっては、県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。

(2) 相談窓口等の閉鎖等

相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合は、これを閉鎖する。

第9節 地域経済復興支援

[危機、商工、農政]

被災事業者の早期事業再開と被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

計画策定にあたっては、計画策定本部に設置される策定委員会の下部組織として、必要に応じて産業復興計画部会を設置する。

2 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被害状況の把握

各機関と協力し、県が行う中小企業の被害状況調査に協力する。

(2) 支援制度・施策内容の周知

ア 中小企業を対象とした支援制度・施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、県と連携し周知する。

イ 次の施策を必要に応じ実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配布

(3) 資金需要の把握

中小企業の被害状況を基に、再建資金等の需要を把握する。

(4) 事業の場の確保

中小企業の事業の場を確保するため、共同仮設工場・店舗等の建設の支援及び民間賃貸工場・店舗情報の提供等を行う。

(5) 金融面での支援

ア 中小企業の経営基盤等の復旧・復興を支援するため、災害融資を実施する。

イ 融資を円滑に実施するため、信用保証協会に対し協力を求める。

(6) 金融機関等への協力の要請

中小企業を対象とする資金貸付手続の簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和及び貸付金利の低減等の特例措置を信用保証協会や金融機関等に要請し協力を求める。

(7) 新たな支援制度の検討

被災中小企業の融資に対する利子補給制度や助成制度等の新たな支援制度を検討する。

(8) 国・県への要望

中小企業信用保険法の特別措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等について、県を通じて国に要請する。

3 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

各機関と協力し、農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

(2) 支援制度・施策の内容の周知

ア 協同組合等を通じ、支援制度・施策の内容を県と連携し周知する。

イ 次の施策を必要に応じ実施する。

(ア) 相談所の設置

(イ) 電話相談の実施

(ウ) パンフレットの作成・配布

(3) 天災融資法に関する措置の実施

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）の地域指定を受けるため必要な措置を講ずる。

(4) 農林漁業セーフティネット資金に関する事業処理を迅速かつ的確に実施する。

(5) 新たな支援制度の検討

市独自の利子補給制度や助成制度等の新たな支援策を検討する。

(6) 金融機関への協力の要請

資金貸付手続の簡易・迅速化・既借入金の償還条件の緩和・貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を(株)日本政策金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。

(1) イベント・商談会等の実施

地域全体の経済活動を活性化させるため、次の施策を実施する。

ア イベント及びプロジェクトの実施

イ 企業誘致促進のためのセミナー及びイベントの開催

ウ 商談会の開催等

(2) 誘客対策の実施

被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、必要に応じ県や関係団体等と連携し、次の施策を実施する。

ア 観光地での復興・誘客イベント等の実施

イ マスコミを活用したPR

ウ 大規模な会議の誘致等(MICEの推進)等

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における市、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4編として位置付けていたものであるが、気象庁は平成29年11月1日以降、東海地震に関連する情報の発表を行っていないため、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。

- ・東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定したとき（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において市、防災関係機関並びに市民等が実施する応急対策について定める。
- ・東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また、東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達、広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、生徒等の帰宅や要配慮者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動等とし、その実施にあたって、市はできる限り市民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮する。
- ・地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報等の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1節 組織計画

[危機、区、消防]

この計画は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合の静岡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織体制及び要員の確保、所掌事務等を定める。

1 東海地震注意情報発表時の防災体制

市は、東海地震注意情報が発表されたときは、別に定める災害時職員配備基準に基づき、必要な職員を参集させ、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて警戒本部を迅速に開設できるよう準備をする。

なお、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報の収集、伝達及び連絡体制を確保する。

2 東海地震注意情報発表時の応急対策

- （1）東海地震注意情報の市民への広報、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化
- （2）東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- （3）東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備

- (4) 必要に応じて警戒本部、区本部及び地区支部の開設の準備
- (5) 備蓄物資及び資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- (6) 必要に応じて要配慮者等の避難のための緊急避難場所等の開設
- (7) 消防局は職員の参集等活動体制の準備、消防団・水防団は団員の連絡体制の確保
- (8) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 警戒本部の設置

市長は、大規模地震対策特別措置法第9条の規定に基づく警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

4 警戒本部の組織及び所掌事務

警戒本部の組織及び所掌事務は、静岡市地震災害警戒本部条例（平成15年4月1日静岡市条例第295号）及び「静岡市地震災害警戒本部運営要綱（平成15年4月1日施行）」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

警戒本部に本部長、副本部長、本部総括部長、本部員及び本部職員を置く。

ア 本部長

(ア) 本部長は、市長があたる。

(イ) 本部長は、市警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副本部長は、副市長をあてる。副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

ウ 本部総括部長

本部総括部長は、危機管理監の職にあるものをあてる。

本部総括部長は、本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する。

エ 警戒本部の設置場所

警戒本部は、静岡市役所静岡庁舎内の災害対策本部室に設置する。

オ 本部会

(ア) 本部会は、本部長、副本部長、本部総括部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成する。

(イ) 本部会は、地震防災応急対策について協議する。

カ 部及び班

(ア) 警戒本部に部及び班を置き、部長及び班長は本部長が指名する。

(イ) 本部各班には原則として班長が所属する課の職員を置く。

(ウ) 部長は、地震防災応急対策を実施する。

キ 区本部、地区支部

本部下の組織として、警戒本部の区本部を置き、区本部下の組織として地区支部を置く。

(2) 所掌事務

警戒本部にあつては、おおむね次の事項を実施する。

なお、区本部管内の範囲で対策の実施又は調整できる事務は、区本部において対処する。

ア 警戒宣言、東海地震予知情報等の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集

及び伝達

イ 静岡県地震災害警戒本部（以下「県警戒本部」という。）への報告、要請等、県との地震防災活動の連携

ウ 避難の指示及び警戒区域の設定

エ 消防職員、消防団及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

オ 消防、水防等の応急措置

カ 避難者等の救護

キ 緊急輸送の実施

ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入れ

ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備

コ 自主防災組織活動の指導、連携

サ 火災、水災等の予防のための警戒

シ 火災発生の防止、初期消火についての住民への広報

ス その他地震防災応急対策

（３） 職員の配備

警戒宣言が発令された場合は、職員は勤務時間の内外を問わず、あらかじめ指定された場所において防災業務につくものとする。

（４） 消防機関の警防活動体制

消防機関は、「地震災害警防計画」に基づき活動し、消防力の維持に努め、警防活動体制を強化する。

ア 消防局、消防署及び消防団の活動

警戒宣言が発せられたときは、消防局内に警防本部を、消防署においては署隊本部を設置し、警戒本部と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

（ア） 市民への警戒宣言発令の伝達

（イ） 情報の収集及び伝達

（ウ） 避難の指示の伝達

（エ） 出火防止の広報

（オ） 車両の安全措置及び震災用資機材の準備

イ 警戒態勢の強化

動員した消防職員及び消防団員をもって、消防隊及び救急隊等の部隊を編成し、警戒態勢を強化する。

ウ 消防ヘリ、消防車両等の安全措置

消防ヘリ、消防車両等が、発災時に被害を受ける可能性がある場合は、事前に安全な空地等へ移動させるとともに、横滑り等の防止措置を講ずる。

（５） 水防機関の警防活動体制

ア 水防団の活動

警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部等と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

（ア） 情報の収集と伝達

（イ） 水防活動、救助活動の出動体制の確立

（ウ） 水防資機材の点検、配備及び確保準備

（エ） 住民の避難誘導等

（オ） その他状況に応じた防災、水防活動

(6) 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携

- ア 必要に応じ、地震防災応急対策の実施のため、県職員の派遣等を要請する。
- イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請するほか、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県、県警察本部等に要請する。
- ウ 市民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。

(7) 静岡県石油コンビナート等防災本部現地本部

市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言が発令された場合は、静岡県石油コンビナート等防災計画に従い、おおむね次の措置を講ずる。

- ア 警戒宣言、東海地震予知情報の防災関係機関・近隣住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県警戒本部、警戒本部及び現地調整所等との連絡調整
- ウ 現地防災本部の開設準備又は開設
- エ 災害が発生した場合の応急措置の準備

5 防災関係機関の所掌事務

【東海地震注意情報発表時】

防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については、各々の防災業務計画等に定める。

- (1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達及び県や市との情報の共有化
- (2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- (3) 備蓄物資、資機材等の確認・点検、施設等の点検及び必要に応じて安全措置の実施
- (4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- (5) 県及び市が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備
- (7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
総務省中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。

	ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資にの支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
国土交通省中部地方整備局 （静岡国道事務所） （富士砂防事務所） （静岡河川事務所） （清水港湾事務所） 国土交通省関東地方整備局 （甲府河川国道事務所）	ア 施設対策等 ① 河川管理施設等の対策等 ② 道路施設対策等 ③ 港湾施設対策等 ④ 営繕施設対策等 ⑤ 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理（静岡国道事務所・静岡河川事務所） ウ 他機関との協力 エ 広報
国土交通省中部運輸局 （静岡運輸支局）	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 エ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
国土地理院 中部地方測量部	関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁東京管区气象台 （静岡地方气象台）	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること
海上保安庁第三管区海上保安本部 （清水海上保安部）	ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報及び警戒宣言発令の伝達 イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止 ウ マリンレジャー等を行っている者に対する情報伝達 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

（２） 指定公共機関

日本郵便株式会社 （静岡中央郵便局）	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物等の被災防止 エ 郵便局における窓口業務等の取扱いを一時停止する旨の広報

	オ 施設等の被災防止
日本赤十字社 (静岡県支部)	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ又はラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社 (東京支社 富士・静岡・浜松保全・サービスセンター)	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難及び救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
N T T 西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社 N T T ドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 通信の異常ふくそうが起きないよう広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社 ジャパンガス エナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	ア 支社及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支社並びに協力会社等に対し動員準備を要請

	ウ 地震防災応急措置の実施状況を支社で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (富士支社)	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等の災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部支部)	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等の災害予防措置
静岡鉄道株式会社	ア 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達 イ 列車の運転規制 ウ 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報 エ 発災後に備えた資機材、人員等の手配
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保

商業組合静岡県タクシー協会	
民間放送機関 （静岡放送株式会社） （株式会社テレビ静岡） （株式会社静岡朝日テレビ） （株式会社静岡第一テレビ） （株式会社トコちゃんねる静岡） （静岡エフエム放送株式会社） （株式会社エフエムしみず静岡）	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事・市長の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県医師会 （一般社団法人静岡市静岡医師会） （一般社団法人静岡市清水医師会） （一般社団法人庵原医師会） 一般社団法人静岡県歯科医師会 （一般社団法人静岡市静岡歯科医師会） （一般社団法人静岡市清水歯科医師会） 公益社団法人静岡県看護協会 （公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部） 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 （一般社団法人静岡市薬剤師会） （清水薬剤師会）	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備

（４） 自衛隊（陸上自衛隊 東部方面隊 第１師団 第３４普通科連隊）

ア 東海地震注意情報発表時等

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 非常勤務態勢への移行
- (イ) 指揮所の開設
- (ウ) 各部隊の災害派遣準備
- (エ) 情報組織の展開
- (オ) 連絡班の派遣
- (カ) 通信組織の編成等

イ 警戒宣言発令時

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

- (ア) 現地調整所の開設
- (イ) 地震対策派遣及び発災後の災害派遣の準備
- (ウ) 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

第2節 情報活動

[危機、総務、区]

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関の連携の強化、情報の一元化等情報の収集及び伝達体制の整備を推進するものである。

1 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達及び周知

- (1) 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報は、勤務時間内は危機管理局が受理し、勤務時間外、休日等にあつては消防局が受理する。
- (2) 職員に対する伝達は、勤務時間内は主に庁内放送で行い、勤務時間外、休日等については、共通対策編に定める情報伝達系統により行う。

◇資料編2-4：災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図

◇資料編2-5：災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図

2 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の広報

- (1) 警戒宣言
直ちに地震防災信号（同報無線・消防車両によるサイレン）により全住民に広報するとともに、同報無線によりテレビ・ラジオの視聴を呼びかける。
- (2) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等
同報無線、広報車等により住民に広報する。
- (3) その他地震情報
住民に伝達すべき情報は、同報無線及び広報車や報道機関の協力により周知を徹底する。

3 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 情報の収集、伝達

東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位を定めるとともに、地域における情報を的確に収集するため、あらかじめ収集責任者を定めておく。

(2) 警戒本部設置前における措置

- ア 各所属の長は、地震に関する情報を受けたときは、危機管理局に通報する。
- イ 危機管理局次長は、前記の通報又は直接収集した情報を取りまとめ、庁内各部課長に通報し、重要事項と認めたときは市長、副市長に報告する。
- ウ 警戒本部が設置されたときは、すべての情報及び資料を情報班（警戒本部）に引き継ぐ。

(3) 警戒本部における措置

- ア 警戒本部情報班は、災害に関するすべての情報を接受し、情報処理にあたる。
- イ 警戒本部の各区本部は、所轄内の災害に関するすべての情報を接受し、情報収集にあたる。重要事項と認めた情報は、警戒本部情報班に報告する。
- ウ 地区支部派遣職員は、所轄区域内で得た災害に関する情報をすべて警戒本部の区本部に通報する。

(4) 情報の種類

- ア 避難の状況
- イ 交通機関の運行及び道路交通の状況
- ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- エ 電気、ガス、上下水道等の生活関連施設の運営状況
- オ 情報の変容、流言等の状況
- カ 住民生活、社会・経済活動等の状況
- キ 避難の指示及び警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
- ク 消防団員・水防団員の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
- ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

(5) 県警戒本部等に対する報告

市は、東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで、若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県が定める、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に基づき速やかに報告する。

その主なものは、次のとおりである。

- ア 避難の状況
- イ 東海地震注意情報発表時に市が実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

(6) 防災関係機関

ア 東海地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報等の受理については、受信方法及び受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。

イ 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

(ア) 収集方法

各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。

(イ) 県警戒本部への報告

第3節 広報活動

[危機、総務、区、消防]

この計画は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに、流言飛語等の各種混乱を防止し、正確な事実確認に基づいて、市民が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定めるものである。

なお、広報に際しては、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮する。

1 広報事項

広報事項については、県に準ずるものとし予測される範囲において、あらかじめ作成した広報文案によるほか、広報事項はおおむね次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味
- (2) 避難対象地区に対する避難指示等
- (3) 主な交通機関運行状況及び道路交通情報
- (4) 家庭において実施すべき防災対策
- (5) 自主防災組織に対する防災活動の要請

2 実施の方法

- (1) 地震防災応急対策に必要な事項の周知については、警戒本部が行う。
- (2) 同報無線、広報用車両、消防車等により実施する。
- (3) 必要に応じて県本部に広報の要請を行う。
- (4) その他の広報媒体として、テレビ、ラジオ、有線放送（ケーブルテレビ）及びコミュニティFM放送等を使用する。

3 県への広報の要請

防災応急対策等の必要な広報を県へ要請する場合は、県が定める様式により行う。

4 市民が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

市民は、次の方法により必要な情報を入手し、的確な防災対応をとるものとする。

- (1) ラジオ・テレビ
東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示等
- (2) 同報無線、広報車、消防車、静岡市緊急情報防災ラジオ（コミュニティFM）、ウェブサイト、静岡市防災メール等
主として地域内の情報
- (3) 携帯電話、スマートフォン
緊急地震速報、地域の情報・指示等
- (4) 自主防災組織を通じての連絡

- 主として市からの指示、指導、救助措置等
- (5) サイレン
警戒宣言が発せられたことの伝達
 - (6) 市、警察の相談窓口
情報の確認、指導等
 - (7) 防災関係機関

ア 広報事項

防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について、県が定める「情報広報実施要領」に基づき広報する。

なお、その主なものは、次のとおりである。

- (ア) 電気、ガス、上下水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- (イ) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

イ 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

第4節 自主防災活動

[危機、福祉、区]

この計画は、東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速・的確に実施し、かつ住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

1 東海地震注意情報発表時の活動

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認及び連絡体制の確保
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- (3) 災害時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来受診を控えるよう呼びかけを行う。
- (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- (5) 東海地震注意情報発表時に、津波、山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 警戒宣言発令時の行動

- (1) 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、連合自主防災組織の本部を避難地となる小学校等に設置する。

(2) 情報の収集、伝達

- ア 市からの警戒宣言、東海地震予知情報等が正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- イ 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオ等で入手するよう努める。
- ウ 応急対策の実施状況について、必要に応じて警戒本部の地区支部を通じて区本部へ報告する。

(3) 事業所との連携

地域内の事業所の防災組織と連携をとり、地域における総合的な自主防災活動を実施する。

(4) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

(5) 防災用資機材等の点検

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに担当要員を確認する。

(6) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

イ 落下等の防止

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を示す。

ウ 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲みおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

エ 備蓄食料、飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

オ 病院・診療所の外来診療

災害時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

(7) 避難活動

ア 避難行動

(ア) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して、市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた緊急避難場所へ避難させるとともに縁故避難をさせる。避難状況の確認後は、警戒本部、区本部及び地区支部に報告する。

なお、縁故避難をさせた場合、自主防災組織は縁故避難者の行き先、人数等の把握をしておくとともに避難方法を確認しておくこと。

(イ) 自力避難が困難な要配慮者については、必要な場合には自主防災組織において避難地まで搬送する。

(ウ) 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられたときに市長の避難の指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

(エ) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

イ 避難生活

(ア) 避難生活を行うに際し、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に基づき、避難地等における役割分担を行うとともに、避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の必要な資機材の準備を行い、秩序ある避難地等の運営が迅速に行われるよう努める。

(イ) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健衛生活動に必要な資機材を準備する。

(ウ) 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合には、地区支部等と連絡を取りその確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、同報無線等による正確な情報の収集に努め、流言飛語発生を防止して社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に呼びかけをし、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5節 緊急輸送活動

[危機、総政、財政、消防]

この計画は、警戒宣言発令時における緊急輸送を円滑に行うために必要な車両、人員、燃料及び資機材等を確保するなど、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員及び資機材の点検や確認、連絡体制の確保等、準備的な措置を実施する。

1 緊急輸送の対象

(1) 市による緊急輸送

市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。

(2) 自衛隊による緊急輸送の要請

市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置の要請を要求する。

(3) 緊急輸送の基本方針

ア 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員及び物資について行う。

イ 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。

ウ 警戒宣言発令後、相当期間が経過し、県内における食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

2 緊急輸送の方法

(1) 陸上輸送

緊急輸送路及び優先確保ルート等により、必要な輸送を行う。

(2) 航空輸送

消防ヘリコプターを活用するほか、知事に対して、航空輸送のための自衛隊派遣又は支援の要請を要求する。この場合あらかじめ指定したヘリポートを活用する。

(3) 海上輸送

原則、海上輸送は行わない。

3 輸送手段の確保

(1) 市で行う輸送は、原則として市有の車両及び航空機とする。

(2) 必要に応じ、あらかじめ協定を締結した事業者より車両等を借り上げる。

(3) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

4 緊急輸送の調整

緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは警戒本部において調整を行う。この場合の調整は、次によることを原則とする。

(1) 市民の生命の安全を確保するため必要な輸送（重症患者の輸送等）

(2) 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送（防災活動拠点への人員、物資輸送等）

(3) 地震発生後の活動の準備のための輸送（食料、日用品、防災資機材の輸送等）

5 防災関係機関の緊急輸送

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行う。

第6節 自衛隊の支援

[危機]

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣の要請を要求する。

1 県に対する要請の要求

市長は知事に対し、次の事項を示して自衛隊の派遣要請の要求を行う。

(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

2 地震防災派遣部隊の受入れ

(1) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。

(2) 市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

[危機、総務、区、消防、教育]

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令された場合、地域住民、施設利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難対策の基本事項を計画に定めるものとする。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあつては、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難の基本方針、方法等

（１） 避難対策の基本方針

ア 警戒宣言時の避難行動

市が、地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生が予測される地域、避難対象地区の住民等は、警戒宣言が発令されたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定められた避難場所へ避難する。

イ 東海地震注意情報発表時の要配慮者等避難

東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難行動に時間を要する場合や避難場所までの距離が遠いなどの理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であつて、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者等（介護者を含む。）に限り、避難を実施することができるものとする。

（２） 避難の方法

ア 避難地までの避難は、徒歩によるものとする。ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。

イ 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。

ウ 避難誘導や避難地での生活は、要配慮者に配慮するものとする。

エ その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性、地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織等が定める付近の安全な空地等へ避難する。

オ 生徒等の避難

各学校においては、あらかじめ定めた避難計画に従って生徒等を避難させる。

カ その他の避難

各施設又は事業所の避難実施責任者は、あらかじめ定めた避難計画に従って避難するものとするが、市指定の避難地を使用する場合には、事前に市長と協議するものとする。

（３） 避難対象地区

警戒宣言発令時に市長が避難の指示をする地区は、次に掲げる地区とし、◇資料編による。

ア 避難対象地区

◇資料編 9－9：推定津波浸水深・到達時間

イ 山・がけ崩れ危険予想地域

◇資料編 7－1：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表

◇資料編 7－1：国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表

- ◇資料編 7－1：危険箇所整備表
- ◇資料編 7－2：急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表
- ◇資料編 7－3：地すべり防止区域指定一覧表
- ◇資料編 7－5：土砂災害(特別)警戒区域一覧

(4) 避難のための指示

ア 指示の基準

市長は、警戒宣言が発令されたときは、避難対象地区の住民等に対して「避難の指示」を行うことを原則とする。

イ 指示の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同報無線、広報車等により避難の指示を伝達する。

また、警察官又は海上保安官に対し、避難の指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市長は必要に応じ避難の指示に関する放送を県に要請する。

2 避難に際しての周知事項

市（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署等は、避難対象地区の住民に対して東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、要配慮者等は避難を開始できること等、また警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名等次の事項について周知を図る。

- (1) 避難対象地区名
- (2) 出火防止の措置、消火器の点検、貯水、家具等の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施
- (3) 避難経路及び避難先
- (4) 避難する時期
- (5) 避難に際しての服装、携行品及び非常食料の持出し等
- (6) 避難行動における注意事項（携行品、服装等）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市長は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち大規模地震対策特別措置法第 26 条において準用する法第 63 条の規定に基づき、警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し住民に周知を図る。

警戒区域の範囲の周知及び市警戒本部のとり措置は前節に準じて行う。

警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、当該住民の退去又は立入禁止の措置をとるとともに、関係機関の協力を得て退去の確認を行う。

(2) 規制の実施内容及び方法

警戒区域設定にともなう退去及び立入禁止措置等の規制は、市職員、消防団員等が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官又は海上保安官に協力を要請し、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

4 避難計画の作成指導

- ・避難の実施等措置者は、あらかじめ自主防災組織、緊急避難場所の施設管理者等と調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。
- ・避難計画の策定にあたっては、要配慮者の避難誘導、避難先での生活等に配慮するものとする。

5 避難状況等の報告

(1) 警戒本部への報告

市は、自主防災組織及び避難場所の施設管理者等から、避難状況の報告を受ける。

ア 避難の経過に関する報告又は危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し応急的にとられた措置

(ウ) 市等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告は、避難完了後速やかに行う。

(ア) 避難場所名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助、保護の内容

(エ) 市等に対する要請事項

(2) 県への報告

警戒本部長は、自主防災組織、避難場所の施設の管理者等から報告を受けた場合は、県に報告する。

6 避難地における避難生活の確保

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるよう、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者と協力して、必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

(1) 緊急避難場所の設置

ア 避難生活者

緊急避難場所で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅不能者等で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

(ア) 津波や山・がけ崩れの危険のない場所に設置する。

(イ) 原則として公園、学校のグラウンド等の屋外に設置するが、要配慮者の保護を行ううえでやむを得ない場合は、耐震性があり落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができるものとする。

ウ 設置期間

警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、緊急避難場所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では、迅速・

円滑な避難が困難な地域にあつては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために緊急避難場所を設置することができるものとする。

(2) 緊急避難場所の運営

ア 自主防災組織等と連携した運営

市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者と協力して緊急避難場所を運営する。

イ 市職員の派遣等と安全確保

緊急避難場所には運営を行うために、市職員を派遣するとともに避難生活に必要な物資を配置する。また、緊急避難場所の安全の確保と秩序のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 性別や家族構成に配慮した運営

運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性やこども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、緊急避難場所における安全性の確保など、性別や家族構成に配慮した緊急避難場所の運営に努める。

エ 自主防災組織による運営

自主防災組織は、運営に関して市に協力するとともに「避難所運営マニュアル」等に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

[危機、総政、観光・市民、衛生]

東海地震注意情報の発表や警戒宣言発令の際は、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これら混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進するものである。

予想される混乱は、おおむね次のとおりである。

1 予想される混乱

予想される混乱は、おおむね次のとおりである。

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関連する流言及び飛語
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買出し、旅行者等の混乱

2 市の実施事項

- (1) 市民がとるべき措置について同報無線等により広報する。
- (2) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し活発な広報により、これを鎮める。
- (3) 生活物資の買占め及び売惜しみ防止を啓発する。

- (4) 県公安委員会の実施する、交通規制に関する広報に努める。
- (5) 猛獣ペットに対する措置
家屋の倒壊により、猛獣が逃走しないよう檻の強化、施錠管理を厳重にする等指導する。
- (6) 警察と連絡を密にし、次の活動を行う。
 - ア 各種犯罪の発生状況の通報及び情報の収集・報告
 - イ 治安対策に必要な広報（避難の際の施錠、夜の一人歩き等）
 - ウ 自主防犯活動を行う団体などによる地区内犯罪防止のための警備の指導

3 県警察本部の実施事項

県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられたときに次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。

- (1) 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止及び犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。
- (2) 犯罪情報の収集を行う。
- (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。
- (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。
- (5) 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し適切な情報提供を行う。
- (6) 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。
- (7) 放射性物質又は火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9節 交通の確保活動

[危機、商工、農政、建設]

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶、又は歩行者に対し必要な交通規制を実施する。

また、東海地震注意情報発表時において、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

- (1) 東海地震注意情報発表時における、運転者のとるべき措置
 - ア 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。
 - イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
- (2) 警戒宣言発令時における、運転者のとるべき措置
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して東海地震予知情報等及び交通情報を聴取し、そ

の情報に応じて行動する。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、またエンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

エ 避難のために車両を使用しないこと。ただし、山間地で徒歩による避難が困難な地域で、あらかじめ車両による避難が計画された地域は除く。

2 交通規制の方針

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。
- (2) 警戒宣言が発せられたときの交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。
- (3) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (3) 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- (4) 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。
- (5) 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ、広報の徹底を図る。

3 交通規制計画

県公安委員会（県警察）は警戒宣言が発せられた場合、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

- (1) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては、県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。この場合、県外への流出については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

- (2) 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

- (3) 東名高速道路等の流入制限

東名高速道路及び新東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を制限する。

(4) 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

新東名高速道路、東名高速道路、国道 1 号、国道 42 号、国道 52 号、東富士五湖道路
イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。

路線名	設置場所
国道 1 号	田方郡函南町（箱根峠）
	湖西市白須賀（道の駅潮見坂）
国道 52 号	富士宮市内房（甲駿橋）
	清水区興津中町（国道 52 号入口交差点）
東富士五湖道路	駿東郡小山町（須走 I C）

(5) 緊急交通路等を確保するための措置

ア 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両（軽車両を除く。）の通行を禁止する。

イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域内への流入を禁止する。

ウ 市の指定する主要な避難路については、極力車両の通行を抑制する。

(6) 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行う。確認手続の効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続については、別に定める。

4 海上交通の確保対策

【東海地震注意情報発表時】

海上保安部、港湾管理者及び漁港の管理者は、警戒宣言が発令されたときに講ずる措置を円滑に実施するため、次の措置を行う。

- (1) 港及び沿岸付近にある船舶、荷役業者その他漁港の利用者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。
- (2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震強化岸壁等の港湾施設の利用、又は大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。
- (3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止等、準備的措置を実施するよう要請するとともに退避準備を終えた船舶への自主的な避難行動の開始を要請する。

【警戒宣言発令時】

- (1) 海上、港湾及び港則法の適用を受ける漁港における対応

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を指示すると

ともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等、船舶交通の制限を行う。

イ 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

(2) 港則法の適用を受けない漁港における対応

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

ア 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。

イ 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

ウ 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第10節 地域への救援活動

[危機、総政、区、環境、福祉、衛生、商工、水道]

警戒宣言発令時における食料、日用品、飲料水、医薬品等、必要物資の確保、医療救護活動及び清掃、防疫又はその他保健活動並びにその準備について定めるものである。

なお、東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関は警戒宣言発令時における緊急物資の調達、あっせん等の地震防災応急対策が円滑に実施できるよう、次に掲げる準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

1 活動の内容

- (1) 市は、緊急物資等の供給協定等を締結した事業者等との連絡体制及び緊急物資等在庫状況の確認を行い、準備体制の確保を要請する。
- (2) 市は、水道施設の安全点検及び応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (3) 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (4) 市は、県が行う広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
- (5) 市民は備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

2 食料及び日用品の確保

食料及び日用品の確保については、警戒宣言時において、これらの調達、あっせん、若しくはその他準備措置を速やかに講ずる。

(1) 警戒宣言発令時の措置

ア 調達の方針

(ア) 警戒宣言時に必要な食料及び日用品は、地域住民の自助努力によって確保することを基本とする。

(イ) 市からの供給については前号を補完するものとし、原則として有償とする。

- (ウ) 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等の小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等、必要な対策を実施する。

イ 市

- (ア) 津波、山・がけ崩れ等避難対象地区の住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が発生した場合は、備蓄してある緊急物資を配分し、又はあらかじめ緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して配分する。
- (イ) 県に対し、緊急物資の調達又はあつせんを要請する。
- (ウ) 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を必要に応じて確認する。
- (エ) 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。

ウ 自主防災組織及び市民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等、緊急物資確保のための措置を実施する。

また、市民は緊急物資及び非常用持出品の整備、搬出を行う。

(2) 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に調達が必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則としているが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は物資の配分計画を作成し、緊急物資の調達を行うほか、県に対して緊急物資の調達を要請するものとする。

3 飲料水の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の飲料水を確保するため、市及び市民は次の事項を行う。

(1) 市

- ア 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。
- イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し二次災害防止措置の準備を行う。
- エ 応急復旧体制の準備を行う。

(2) 市民

- ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。
- イ 自主防災組織の給水担当者を中心として応急給水資機材を点検する。

4 医療救護及び保健衛生活動の準備

市及び市民は、要救護者に対する医療救護、救急患者に対する医療救護、地震発生後における医療救護活動の準備、避難所等における健康対策、精神保健対策、歯科保健対策、防疫等の保健衛生及び清掃活動を行う。

(1) 医療救護活動

ア 市

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

- (ア) 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。

- (イ) 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- (ウ) 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- (エ) 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- (オ) 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

イ 医療チーム、救護所の設置場所

- (ア) 救護所の医療救護活動は、原則として、医師、薬剤師、看護師、業務調整員（事務職員等）を1チームとする医療チーム単位で行う。
- (イ) 救護所の設置場所は◇資料編4-13による。

◇資料編4-13：救護所一覧表

◇資料編4-14：救護病院一覧表

(2) 防疫及び保健衛生対策

ア 市

- (ア) 防疫のための資機材及び仮設トイレの資機材を準備する。
- (イ) 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。

イ 自主防災組織

自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置準備を行う。

(3) 健康対策・精神保健対策・歯科保健対策

ア 健康対策

訪問、相談活動のための保健チームの編成、保健師派遣要請等の準備及び資機材の準備

イ 精神保健活動

心のケアチームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請等の準備

ウ 歯科保健対策

誤嚥性肺炎等の予防のための口腔ケアチームの編成、歯科専門職派遣要請等の準備及び資器材の準備

5 清掃・廃棄物（し尿を含む。）処理活動

(1) 市

- ア 関係機関との連絡体制等を確認する。
- イ 仮設トイレと清掃のための資機材の準備を実施する。
- ウ 他都市、許可業者等の支援受入れのための準備を実施する。
- エ 仮設トイレが使用可能となるまでの間に備え、し尿凝結処理剤及びポータブルトイレの購入及び確保の呼びかけを実施する。
- オ 医療・救護施設等への仮設トイレの設置状況の確認を行う。
- カ 廃棄物収集運搬業者等へ発災時の協力を要請する。
- キ 廃棄物収集運搬者の緊急車両手続を確認する。

(2) 自主防災組織

- ア 地域で使用する臨時ごみ集積所の確認を行う。
- イ 清掃担当者を中心として、清掃用資機材の点検を行う。

第 11 節 市有施設及び設備等の防災措置

[危機、総務、財政、環境、農政、建築、建設、消防、水道、下水]

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができるものとする。

1 無線通信施設等

無線機器管理取扱規程に定めるところにより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- (1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
- (2) 充電式携帯無線機については完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
- (3) 津波危険予想地域にある施設は、通信機及び発動発電機の高所への搬出等必要な措置を講ずる。
- (4) 災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。
- (5) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時は、関係事業者との連絡体制の確保や警戒宣言発令時に実施すべき措置が迅速・円滑に実施できるよう準備的な措置を行うほか工事中の公共施設等にあつては、必要に応じて工事を中止するとともに立ち入り禁止措置、落下・倒壊防止、補強等の保安措置を講ずる。

また、東海地震注意情報発表時には、市の管理する公共建築物及び公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結事業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

◇資料編 5－3：民間事業者との協力協定一覧

- (1) 河川、海岸施設及び漁港施設

【東海地震注意情報発表時】

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

津波の危険のある地域においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作を行う。

- (2) ため池及び用水路

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。

(3) 道路

【東海地震注意情報発表時】

ア 道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。

イ 道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路情報表示装置等により道路利用者に対して行う。

イ 緊急交通路及び幹線避難路において、県公安委員会が実施する交通規制に対し協力する。

ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ 幹線避難路における障害物の除去に備える。

(4) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

【東海地震注意情報発表時】

土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡体制を整える。

(5) 工事中の公共施設

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断し、立入禁止、落下、倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(6) 災害応急対策上重要な庁舎及び施設

本部及び区本部について非常用発電装置の確認、落下倒壊防止装置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

(7) 危険物保有施設

発火危険物、有害薬品、有害ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため、危険物等の安全点検等を行う。

(8) 水道

警戒宣言発令後も水道水を供給するが、地震発生後の断水に備えて、住民に対し緊急貯水を行うよう広報する。また、応急給水のため貯水、人員、資機材等の配備を行う。

(9) 下水道、清掃工場等

地震発生後の対策を円滑に行えるよう施設の点検・整備及び人員の配置を行う。また、施設の復旧に備え必要な資機材を調達する。

(10) その他の公共施設等

市が管理又は運営する施設は、地震防災応急計画等に基づいて、おおむね次の予防措置を講ずる。

ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達

イ 避難誘導等、利用者等の安全確保措置

ウ 施設の閉鎖

エ その他地震防災応急対策の実施

なお、警戒宣言時、避難対象地区の要配慮者の避難が予想される避難施設については、避難者の受入れを行う。

(11) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時にＩＣＴ部門の業務継続計画に基づく措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるものとする。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

[危機、病院、建設、水道]

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表されたときは、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう社会、経済的影響等について配慮する。

1 東海地震注意情報発表時の措置

(1) 水道（静岡市上下水道局水道部）

飲料水の供給を継続するとともに、地震発生後の断水に備え緊急貯水を行うよう広報する。

(2) 電力（中部電力パワーグリッド株式会社静岡支社）

電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令中、地震の発生に備え需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置・資機材の確保等の準備的な措置を行う。

(3) ガス（静岡ガス株式会社静岡支社・富士支社、一般社団法人静岡県ＬＰガス協会中部支部）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

(4) 通信（ＮＴＴ西日本株式会社静岡支店、株式会社ＮＴＴドコモ東海支社静岡支店）

平常どおり、一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、安否確認等に必要な措置を実施する。

- (5) 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエムしみず静岡）

東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的な混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等のとるべき行動等について放送を実施する。

また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

- (6) 市中金融機関等

金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等、地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

- (7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社）

ア 列車の運転規制等

（ア） 旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。

（イ） 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。

イ 旅客等に対する対応

東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。

- (8) バス（しずてつジャストライン株式会社）

ア 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

イ 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ臨時バスの増発等を検討し、輸送力の確保を図る。

ウ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

- (9) 道路

ア 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

- (10) 病院・診療所

ア 災害時の治療体制を確保するため、救急業務を除き外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要車両の確保等の準備的措置を講ずる。

なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡し等に係る連絡体制や必要な車両の確保等の準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送及び引渡しを実施することができる。

(11) 百貨店・スーパー等

ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品及び防災資機材を販売する施設にあっては、日常の市民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 水道（静岡市上下水道局水道部）

ア 飲料水の供給は継続する。

イ 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

(2) 電力（中部電力パワーグリッド株式会社静岡支社）

ア 電力の供給は継続する。

イ 地震の発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置・資機材の確保等の措置を行う。

(3) ガス（静岡ガス株式会社静岡支社・富士支社、一般社団法人静岡県LPガス協会中部支部）

ア ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。

イ 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を行う。

(4) 通信（NTT西日本株式会社静岡支店、株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店）

ア あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、NTT西日本株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。

また、災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 等、安否確認等に必要な措置を実施する。

イ 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材及び要員を準備する。

(5) 放送（日本放送協会静岡放送局、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静

岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、株式会社トコちゃんねる静岡、静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエムしみず静岡)

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、社会的混乱の防止を目的として東海地震予知情報等の正確及び迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

(6) 市中金融機関等

ア 金融機関の営業

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発令された場合

- a 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く、全ての業務の営業を停止する。
- b 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。
- c 現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続に努める。
- d 避難対象地区内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びＡＴＭでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

(イ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合

- a 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。
- b ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、あらかじめ定めた店舗において運転の継続等に努める。
- c ＡＴＭの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等、営業の継続に支障が生ずるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

(ウ) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、その旨をポスター等により店頭掲示する。

(エ) 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

(オ) 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡り処分猶予等の措置を適宜講ずる。

(カ) 発災後の円滑な業務再開に備え、店舗の整備、人員確保のために必要な措置を講ずることができる。

(キ) 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第、速やかに平常の営業を再開するものとする。

イ 保険会社及び証券会社の営業

(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における営業を停止する。

(イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を

新聞やインターネットのホームページに掲載する。

(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

(エ) 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

(7) 鉄道（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、静岡鉄道株式会社）

【指定公共機関である鉄道】

ア 列車の運転規制等

(ア) 新幹線

a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。

b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。

c 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内では安全な速度で運転する。

(イ) 在来線

a 強化地域への進入を禁止する。

b 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。

c 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ、速度を制限して運行を継続する。

イ 旅客等に対する対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定められた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、市の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

【指定地方公共機関である鉄道】

ウ 警戒宣言が発せられたときの情報伝達

(ア) 列車は指定した安全区域に停車させ、旅客を避難させる。

(イ) 旅客等に対する対応に関する事項は、指定公共機関である鉄道に準ずる。

(8) バス（しずてつジャストライン株式会社）

ア 営業所においては、当務点呼執行者から無線設備取付車両には無線により、警戒宣言発令の情報が伝達される。その他の車両は市のサイレン、警鐘等によって警戒宣言発令を覚知する。

イ 警戒宣言発令の情報を入手した運行中の乗務員は、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

ウ ターミナル等の滞留旅客等に対しては、警戒宣言の内容、最寄りの避難地及び運行中止の措置を執った旨等の案内を掲示物、放送等により広報する。

(9) 道路

ア 一般車両の走行は極力抑制する。このため、交通規制を行う。

イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

ウ 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

エ 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。

オ 走行車両は低速走行する。

(10) 病院・診療所

ア 救急業務を除き外来診療は原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

(11) 百貨店・スーパー等

ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続等の地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

(12) 飛行場（(一社)日本飛行連盟・赤十字飛行隊）

津波による被害が予想されるため利用しない。ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路は利用できるよう準備する。

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

[危機、観光・市民、福祉、衛生、保健所、こども、病院、商工、建設]

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業において政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては、次に掲げる事項に留意する。

<各施設・事業所に共通の事項>

1 東海地震注意情報発表時

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用、営業等の中止、継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - エ 施設内外の設備、機器等の転倒、落下防止等の安全措置に関する事項
 - オ 避難誘導の方法、近隣避難地、避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- (3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
 - ア 東海地震注意情報の内容と意味等
 - イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容
 - ウ 冷静な対応の実施
 - エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- (4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

2 警戒宣言発令時

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等の中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。

地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言発令時の施設の利用、営業等の中止、継続等の基本的な方針に関する事項
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項
 - ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
 - イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
- (3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
 - ア 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
 - イ 情報収集・伝達手段の確保
 - ウ 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
 - エ 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - オ 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
 - カ 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生

- 後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
- キ 警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
- ク 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
- ケ その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
- (4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
- ア 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
- イ 当該施設における地震防災応急対策の内容
- ウ 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
- エ その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
- (5) 避難対象地区内の施設の避難対策
- 避難対象地区内に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等中止する。

＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画を定める。

1 病院・診療所

【東海地震注意情報発表時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(10) 病院・診療所」に準ずる。)

【警戒宣言発令時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(10) 病院・診療所」に準ずる。)

2 百貨店・スーパー等

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (3) 本市や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避

難対策を実施する。

- (3) 本市や県との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏えいその他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）

【東海地震注意情報発表時】

（▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(7) 鉄道」及び「(8) バス」に準ずる。）

【警戒宣言発令時】

（▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(7) 鉄道」及び「(8) バス」に準ずる。）

5 学校、こども園、保育園等

学校、こども園、保育園等（以下「学校等」という。）は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議・連携して生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や学校等の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、おおむね次の措置を講ずることとするが、生徒等の留め置きや帰宅、家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

- (1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導や留め置き、又は帰宅や家族等への引渡しを実施する。
- (2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難

なことが予想される場合は、留め置きや帰宅、家族等への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

- (3) 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

【警戒宣言発令時】

- (1) 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は授業や保育等中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。
- (2) 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。

6 社会福祉施設

【東海地震注意情報発表時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡方法の確認などの準備的措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
- ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡方法の確認などの準備的措置
- イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法、手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
- ア 家族等への引渡し
- イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【東海地震注意情報発表時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(5) 放送」に準ずる。)

【警戒宣言発令時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(5) 放送」に準ずる。)

8 その他の施設又は事業

- (1) 動物園

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

特定危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。

(2) 道路

【東海地震注意情報発表時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(9) 道路」に準ずる。)

【警戒宣言発令時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(9) 道路」に準ずる。)

(3) ガス事業

【東海地震注意情報発表時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(3) ガス」に準ずる。)

【警戒宣言発令時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(3) ガス」に準ずる。)

(4) 水道事業

【東海地震注意情報発表時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(1) 水道」に準ずる。)

【警戒宣言発令時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(1) 水道」に準ずる。)

(5) 電気事業

【東海地震注意情報発表時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 1 東海地震注意情報発表時の措置「(2) 電力」に準ずる。)

【警戒宣言発令時】

(▼第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 2 警戒宣言発令時の措置「(2) 電力」に準ずる。)

(6) 従業員1,000人以上の工場

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14節 市が管理する施設等の地震防災応急計画

[危機、福祉、保健所、こども、病院、水道、教育]

この計画は、市が管理・運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画の概要を示すものである。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急計画については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画内容の要点は、次のとおりである。

1 東海地震注意情報発表時の措置

病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、▼「第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。

(1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

- ア 病院・診療所
東海地震注意情報発表時の診療体制
- イ 学校
(ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡方法等）
(イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入方法等
- ウ 社会福祉施設
入所者の移送又は家族等への引渡方法
- エ 水道用水供給事業施設
警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 各施設が共通して定める事項

- ア 東海地震予知情報等の施設利用者への伝達
- イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立
- ウ 避難誘導等、利用者等の安全確保
- エ 消防、水防等の事前措置
- オ 応急救護
- カ 施設及び設備の整備及び点検
- キ 防災訓練並びに教育及び広報

(2) 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校及び社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、▼「第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策」の規定に準ずる。

- ア 病院

病院における地震防災応急計画により実施するものとする。

警戒宣言発令時の診療体制

イ 学校

学校における地震防災応急計画により実施するものとする。

(ア) 生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡方法等）

(イ) 地域住民の避難地に指定されている施設は避難者の受入方法等

ウ 社会福祉施設

入所者の移送又は家族等への引渡方法

エ 水道用水供給事業施設

溢水等による災害予防措置

静岡市地域防災計画

(令和8年1月修正)

津波対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の構成	1
第3節 予想される災害	3
第4節 市の海岸地形及び土地利用	6
第5節 防災関係機関の処理すべき事務	7
第2章 平時対策	15
第1節 津波避難計画	15
第2節 防災訓練の実施	15
第3節 防災思想の普及	16
第4節 自主防災活動	16
第5節 津波災害予防対策の推進	16
第3章 災害応急対策	21
第1節 防災関係機関の活動	21
第2節 情報活動	27
第3節 広報活動	32
第4節 災害の拡大防止活動	32
第5節 避難活動	34
第6節 応援協力計画	38
第7節 地域への救援活動	38
第8節 市有施設及び設備等の対策	38

図表一覧

津波対策編

図表番号	タイトル	頁
表 1－1	部局名表記の略号一覧	2
表 1－2	過去の津波の状況（静岡県地域防災計画より抜粋）	3
表 1－3	津波高と到達時間の想定【静岡県第 4 次地震被害想定】	4
表 1－4	建物棟被害に係る想定結果（単位・棟）【静岡県第 4 次地震被害想定】	4
表 1－5	人的被害に係る想定結果（死者数）【静岡県第 4 次地震被害想定】	4
表 3－1	津波警報等の種類と発表される津波の高さ等	28
図 3－1	静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区	29
表 3－2	津波情報の種類と発表内容	29
表 3－3	最大波の観測値の発表内容	30
表 3－4	最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある 沖合の観測点）	30
表 3－5	津波予報の発表基準と発表内容	31
表 3－6	津波注意報標識、津波警報標識	32
表 3－7	市が実施する自衛措置	35

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものである。静岡市内における津波災害の予防と津波災害時の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を津波災害から守ることを目的とする。

第 2 節 計画の構成

津波対策編は、以下の各章から構成する。

第 1 章 総則	この計画の目的、性格、構成、過去の顕著な災害、予想される災害等、計画の基本となる事項を示す。
第 2 章 平時対策	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
第 3 章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策を示す。

※「地震防災施設緊急整備計画」及び「地震防災応急対策」「復旧・復興計画」など、本編に定めがない事項については、▼「地震対策編」による。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理局		危機
総務局		総務
総合政策局		総政
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
観光文化・市民局		観光・市民
区役所		区
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	地域支え合い推進部	地支
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
こども未来局		こども
経済局	商工部	商工
	海洋政策部	海洋
	農政部	農政
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	経営管理部	経営
	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第3節 予想される災害

1 過去の津波災害

静岡県で予想される地震災害は、▼「地震対策編 第1章 第4節 予想される災害」に記述する。本節では特に津波災害について示す。

表 1-2 過去の津波の状況（静岡県地域防災計画より抜粋）

地震名	発生年月日	津波の状況
三陸沖強震	昭和8年3月3日 02時31分	東北地方の沿岸では最高24mの津波が記録された。清水では地震発生から88分後、周期50分、最大振幅15cm位の波が観測された。
昭和東南海地震	昭和19年12月7日 13時35分	熊野灘海岸では波高10mに達したところもあるが、清水では30cmの退水が観測された。
カムチャツカ半島沖地震	昭和27年11月5日 02時01分	清水港において数回津波が来襲したが、被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和28年11月26日 02時48分	清水で21cmの津波が観測されたが、被害はなかった。
チリ沖地震	昭和35年5月23日 04時11分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、静岡県内では地震を感じてから22時間位して津波が襲来した。清水では217cmの津波を観測し、流木や養殖真珠に損害が発生した。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成22年2月27日 15時34分頃	M8.8の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し静岡県では地震発生から23時間位して津波が襲来した。清水では21cmの津波が観測された。
平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日 14時46分頃	三陸沖を震源とするM9.0の巨大地震で、東北地方の沿岸では15m以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。静岡県沿岸部に16時8分に大津波警報が発表され、清水では93cmの津波が観測された。

遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

2 静岡県第4次地震被害想定

静岡県第4次地震被害想定の詳細は▼「地震対策編 第1章 第4節 予想される災害」に記述する。ここでは津波の想定を中心に記述する。

(1) 津波高と到達時間の想定

レベル1の地震・津波	発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

表 1-3 津波高と到達時間の想定【静岡県第4次地震被害想定】

	津波高(m)		到達時間(分)					最大津波 (分)	浸水面積 (km ²)
	最大	平均	+50cm	+1m	+3m	+5m	+10m		
駿河区 (レベル1)	8	5	4	4	14	64	—	64	0.6
清水区 (レベル1)	8	4	3	3	7	8	—	8	4.9
駿河区 (レベル2)	12	8	3	4	5	6	16	16	3.9
清水区 (レベル2)	11	6	2	2	3	4	13	13	13.2

※レベル1は5地震総合モデル、レベル2は南海トラフ巨大地震ケース①

(2) 建物棟被害に係る想定結果(単位・棟)

表 1-4 建物棟被害に係る想定結果(単位・棟)【静岡県第4次地震被害想定】

	揺れ	液状化	人工 造成地	津波	急傾斜地崩 壊	火災	合計
レベル1	約 40,000	約 370	約 4,000	約 20	約 790	約 36,000	約 81,000
葵区	約 15,000	約 100	約 1,600	—	約 500	約 13,000	約 30,000
駿河区	約 12,000	約 70	約 900		約 90	約 10,000	約 24,000
清水区	約 13,000	約 200	約 1,500	約 20	約 200	約 13,000	約 27,000
レベル2	約 40,000	約 370	約 4,000	約 2,500	約 790	約 35,000	約 83,000
葵区	約 15,000	約 100	約 1,600	約 200	約 500	約 13,000	約 30,000
駿河区	約 12,000	約 70	約 900		約 90	約 10,000	約 24,000
清水区	約 13,000	約 200	約 1,500	約 2,300	約 200	約 12,000	約 29,000

※レベル1は東海・東南海・南海地震 冬・タケース、レベル2は、南海トラフ巨大地震
地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・タケース

(3) 人的被害に係る想定結果(死者数)

表 1-5 人的被害に係る想定結果(死者数)【静岡県第4次地震被害想定】

	建物 倒壊	津波	急傾斜 地崩壊	火災	合計
レベル1	約 1,100	約 110	約 70	約 1,100	約 2,400
葵区	約 500	約 10	約 40	約 500	約 1,100
駿河区	約 300		約 10	約 400	約 700
清水区	約 300	約 100	約 20	約 200	約 600
レベル2	約 1,400	約 12,600	約 80	約 460	約 15,100
葵区	約 600	約 1,600	約 50	約 300	約 900
駿河区	約 400		約 10	約 100	約 2,200
清水区	約 400	約 11,000	約 20	約 60	約 12,000

※レベル1は東海・東南海・南海地震の冬・タケース、レベル2は、南海トラフ巨大地震
地震：基本ケース、津波：ケース①の冬・深夜ケース

3 日本近海で発生する津波の特徴

(1) 津波警報中の継続的な警戒

津波は第1波、第2波、第3波と繰り返し襲ってくるが、必ずしも第1波が最大とは限らない。津波が海中を進行する際、大陸棚や海山などの海底地形によって反射波が生じ、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合もある。津波警報等が発表されている間は決して警戒を緩めることなく、不測の事態に備える必要がある。

(2) 即時避難の重要性

津波の第1波は引き波と押し波の2種類がある。大津波の第1波が引きの場合は、海水が一旦沖合に後退して、海底が露出したり船が沖合へ流されたりするなどしたのち、巨大な波が押し寄せるため、津波の前兆現象が顕著に現れる。一方、大津波の第1波が押しの場合は、引きのような顕著な前兆現象がないまま突然巨大な波が押し寄せる。過去の津波の言い伝えの中には、「大津波の前には海水が引く」というものもあるが、実際には第1波が引きの場合も押しの場合もあるので、沿岸部で大きな揺れを感じたらすぐに逃げるという意識を持つ必要がある。

(3) 相模トラフ沿いで発生する津波への注意

静岡県第4次地震被害想定では、駿河トラフや南海トラフを発生源とする津波のほか、相模トラフ沿いで発生するレベル1、レベル2の地震にも注意を払う必要がある。相模トラフ沿いで発生した津波は伊豆半島を回折して静岡市沿岸まで達し、被害を及ぼす想定となっている。

4 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概 要	・遠地津波は、海外で発生した地震により生じた津波である。 ・遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 ・遠地地震により日本沿岸で大津波を記録したものは、チリ海溝、千島・カムチャッカ海溝等で起きた巨大地震による津波がある。 ・過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。
特徴等	・遠地で起きる地震で津波が発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。 ・遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。 ・津波が海中を進行する際、大陸棚や海山などの海底地形によって反射波が生じ、場

	所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合もある。津波警報等が発表されている間は決して警戒を緩めることなく、不測の事態に備える必要がある。 ・遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第4節 市の海岸地形及び土地利用

静岡市の海岸地形や土地利用など、防災上留意すべき点を、南西部から北東部に順を追って記述する。

1	大崩海岸	沿岸部を一般地方道静岡焼津線が通り、石部の付近では高架橋が海上まで張り出している部分がある。陸側を見ると、海岸部まで崖が迫っているため、住家や店舗としての土地利用は道路沿いの一部に限られる。
2	用宗地区～安倍川河口	海岸線に沿って浜堤が形成されており、比較的海抜が高く自然の堤防の役目を果たす。一方で海岸線から200m～300m程度離れると、安倍川、丸子川、小坂川等の後背湿地となり、低地が広がる。従って海岸から1km程度までは内陸に向かって海拔が低くなる地形となっている。用宗漁港付近や安倍川河口は浜堤の切れ間であり、一部海拔が低くなっているところがある。
3	安倍川河口～大谷地区	海岸線に沿って浜堤が形成されている一方、内陸は扇状地や後背湿地となっており、低地が広がる。特に下島、西島、中島の各地区の一部には、周囲と比較して海拔が低い地域がある。
4	久能地区～駒越地区	日本平は、過去の大地震のたびに隆起を繰り返して徐々に高くなっており、傾動地塊（けいどうちかい）と呼ばれる全国的に見ても非常に珍しい地形である。従って、その海岸線に位置する久能地区から駒越地区にかけては、背後に高台が多くみられる。 久能海岸の沖合は、周囲に比べて浅くなっている。一般的にこのような海底地形は、津波のエネルギーが集中しやすい。
5	三保半島	安倍川によって山地から運ばれてきた土砂が、駿河湾の海流によって東に運ばれてできた半島であり、砂嘴（さし）と呼ばれる珍しい地形である。安倍川の治水事業が進む前は土砂の供給量が豊富であったため、海拔が最も高いところは駿河湾に面した外縁部の浜堤で、最大12m程度となっている。一方で清水港に面した内縁部は海拔が低く、埋め立て地も多い。
6	不二見地区～興津川河口	沿岸部は埋め立て地となっていて、工場や港湾施設が広がる。特にJR清水駅付近の沿岸部には石油や天然ガスのコンビナートがあり、付近に石油タンカーやLNGタンカーが停泊していることもある。その背後には巴川、庵原川、波多打川など、この付近に河口を持つ河川由来の後背湿地となっている。
7	興津川河口～富士川河口	ほとんどの地域は、海岸線に沿って東名高速道路や国道1号が走っており、盛土や高架施設が防波堤の役目を果たす。ただし、由比漁港付近など、一部ではこれらの構造物が無い場所もある。背後には高台が多くあるが、高台に続く道の勾配は急であることも多い。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務

市、県の機関、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ津波対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 津波防災に関する組織の整備(2) 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進(3) 防災思想の普及(4) 防災訓練の実施(5) 津波防災のための施設等の緊急整備(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報(7) 避難の指示に関する事項(8) 消防、水防、その他の応急措置(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項(10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検(11) 緊急輸送手段の確保(12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施(13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置 |
|--|

2 静岡県

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 津波防災に関する組織の整備(2) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進(3) 防災思想の普及(4) 防災訓練の実施(5) 津波防災のための施設等の緊急整備(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報(7) 避難の指示に関する事項(8) 水防その他の応急措置(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項(10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検(11) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持(12) 緊急輸送手段の確保(13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施(14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整(15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置 |
|--|

3 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 救出・救助
- (3) 遺体の検視・見分
- (4) 避難に関する情報の伝達及び避難の指示、緊急避難場所・避難所の安全確保及び秩序の維持
- (5) 警戒区域の防犯パトロール
- (6) 社会秩序維持等のための取り締まり等
- (7) 緊急交通路の確保

4 自衛隊（陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊）

- (1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

総務省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政評価局 （静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開放 ウ 特別行政相談所の開設
財務省 東海財務局 （静岡財務事務所）	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
農林水産省 関東農政局 （静岡県拠点）	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資にの支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整

	ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
厚生労働省 静岡労働局 (静岡労働基準監督署)	ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省 関東地方整備局 (甲府河川国道事務所)	管轄する河川、海岸、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 道路啓開に関する計画に基づく路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 自治体の要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付け (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨 ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導 エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保 オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置 カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督

	キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁 東京管区气象台（静岡地方气象台）	ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守 ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 エ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
海上保安庁 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）	ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助 エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
環境省 関東地方環境事務所 環境省 中部地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援

6 指定公共機関

日本郵便株式会社 (静岡中央郵便局)	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社 (静岡県支部)	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用した、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 (東京支社) (富士・静岡・浜松 保全・サービスセンター)	ア 交通対策に関すること イ 災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 津波警報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備
N T T 西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社 N T T ドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 災害時における重要通信の確保 イ 災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社 ジャパンガス エナジー E N E O S グローブ株	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送

株式会社 ジクシス株式会社	
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン・イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	ア 災害予防 イ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (東部支社)	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 災害時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県L	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報

P ガス協会 (中部支部)	イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡鉄道株式会社	ア 津波警報等津波に関する情報の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 列車の運行状況、旅客の避難状況等の広報
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ) (株式会社トコちゃんねる静岡) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社エフエムしみず静岡)	ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人静岡市静岡医師会) (一般社団法人静岡市清水医師会) (一般社団法人庵原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人静岡市静岡歯科医師会) (一般社団法人静岡市清水	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県看護協会(公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部)、公益社団法人静岡県薬剤師会(一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会)及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会(一般社団法人静岡市静岡歯科医師会、一般社団法人静岡市清水歯科医師会))

水歯科医師会) 公益社団法人静岡県看護協会 (公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部) 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 (一般社団法人静岡市薬剤師会) (清水薬剤師会)	
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 沿岸部に立地する施設の管理者

- (1) 津波に対する知識の向上
- (2) 施設の安全対策
- (3) 津波についての情報収集・伝達体制、避難対策等の取り決め
- (4) 災害発生等に備えた事業継続計画等の策定
- (5) 地域の自主防災組織や浸水想定区域内の利用者と連携した防災活動への協力
- (6) 津波災害だけでなく、施設の損壊や火災など、想定しうる他の災害も併せて対策を行う。

第2章 平時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平時に行う津波避難対策、防災訓練等について定める。

第1節 津波避難計画

[危機、都市、建築、建設、区、消防、水道、下水、教育]

(▼「◇資料編8-7」に準ずる。)

◇資料編8-7：静岡市津波避難計画

第2節 防災訓練の実施

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や自主防災組織の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に配慮するよう努めるものとする。

1 市

市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施する。

(1) 津波避難訓練

ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」として、津波避難訓練を実施する。

イ この訓練は、「大津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考にして実施する。

2 静岡県

(1) 防災訓練の内容

県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。訓練に当たっては、南海トラフ地震に関連する情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。

ア 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

イ 随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

(2) 市町及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

ア 県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。

イ 県は、市町又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

(3) 防災訓練の実施回数

ア 総合防災訓練 年1回以上

イ 個別防災訓練 年1回以上

(4) 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

第3節 防災思想の普及

(▼共通対策編 第2章 第12節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第4節 自主防災活動

(▼共通対策編 第2章 第16節「自主防災組織の体制強化」に準ずる。)

第5節 津波災害予防対策の推進

- ・市及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。
- ・市及び県は、津波災害対策の検討において、最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策及び比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備を進める。
- ・市及び県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平時の予防対策を定めるものとする。

1 避難誘導體制の確保

(1) 市長の避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

◇資料編8－7：静岡市津波避難計画

(2) 平時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導體制整備

(ア) 市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時からこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(イ) 市、県等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市等が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

- a 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- b 津波からの避難誘導
- c 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- d 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

(ウ) 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発表することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発表対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発表基準を設定するものとする。

イ 要避難地区における予防措置

要避難地区については次の予防措置を講ずる。

区分	内容
避難方法等の周知	市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船舶等に対して津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。
避難対策	・市長は、海岸、港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導体制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。 ・市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。 ・市及び県は、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。
地震発生時	・市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。 ・当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市町等からの指示を受けるまでもなく、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。

2 津波に強いまちづくり

- (1) 市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を進め、

できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

- (2) 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 市及び県は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。
- (4) 市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- (6) 市及び県は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
- (7) 市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (8) 市及び県は、石油コンビナート等の危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

区分	内容
津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進	・市は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
適切な避難行動の周知徹底	市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。
市民への伝達手段の多重化・多様化	・津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。 ・市及び県は、赤と白の格子模様の旗(津波フラッグ)による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。
津波災害警戒区域の指定に伴う実施事項	(1) 市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並

区分	内容
	びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であつて、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地 オ ア～エに掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 (2) 市防災会議は、市地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。 (3) 市防災会議は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき指定避難施設が指定されたときは、(1)イの避難施設に関する事項として、地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を(1)アに掲げる事項として定めるものとする。 (4) 市防災会議は、市が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項を(1)イの避難施設に関する事項として定めるものとする。 【避難促進施設における避難確保計画の策定】 (1) 避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するものとする。 ア 津波発生時における避難促進施設の防災体制 イ 津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導 ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施 エ 避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項 (2) 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

3 津波避難施設等の整備

- (1) 市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを

目指す。

- (2) 県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」に基づき下記の施設整備等を実施する。
- (3) 県は、津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧が迅速に行うことができるようにあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理するものとする。
- (4) 市及び県は、避難地(屋内施設含む)・津波避難施設の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。
- (5) 市及び県は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。
- (6) 避難地(屋内施設含む)・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。
- (7) 市及び県は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等)に努めるものとする。

区分	内容
津波を防ぐ施設 高の確保	レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足している箇所については、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を進めていく。
施設の質的強化	津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保(液状化対策等)し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造(耐浪性があり、洗屈されにくい構造)への改良を行う。 管理施設については、定期的に点検を行うものとする。 また、樋管等の閉門の自動化を推進するものとする。
「静岡モデル」 防潮堤の整備	県は、津波を防ぐ施設について、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。
安全な避難空間 の確保	レベル2の津波に対しても津波到達時間内に安全に避難できるよう津波避難ビルの指定、津波避難タワーや命山の設置、避難路の整備等の支援により避難困難エリアの解消に努める。

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。
なお、ここに定めないものについては「共通対策編」、「風水害対策編」及び「地震対策編」に準ずる。

第1節 防災関係機関の活動

[危機、区、消防]

1 静岡市災害対策本部

(1) 静岡市災害対策本部の設置及び廃止

(▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「(2) 静岡市災害対策本部」に準ずる。)

(2) 災害対策本部の所掌事務

(▼地震対策編 第5章 第1節 防災関係機関の活動 1 静岡市災害対策本部「(2) 災害対策本部の所掌事務」に準ずる。)

(3) 消防機関の警防活動体制

ア 消防局、消防署及び消防団の活動

警防本部を設置し、災害対策本部及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次の活動を行うものとする。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

(ア) 消防ヘリコプター及び高所監視カメラ等を活用した、被害状況等の情報収集と伝達

(イ) 消火活動、救急活動及び救助活動等

(ウ) 安全を確保の上、消防ヘリコプター及び車両等を活用した避難の指示の伝達、避難誘導

(エ) 自主防災組織等との連携活動

イ 警防態勢の強化

動員した消防職員及び消防団員をもって、消防隊及び救急隊等の部隊を編成し、警防態勢を強化する。

(4) 広域消防応援に対する受援体制

(▼地震対策編 第5章 第1節 防災関係機関の活動 1 静岡市災害対策本部「(4) 広域避難応援に対する受援体制」に準ずる。)

(5) 水防機関の警防活動体制

(▼風水害対策編 第3章 第13節「水防活動の実施」に準ずる。)

(6) 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部

(▼地震対策編 第5章 第1節 防災関係機関の活動 1 静岡市災害対策本部「(6) 静岡県石油コンビナート等災害対策本部現地本部」に準ずる。)

2 職員の配備体制

(▼共通対策編 第3章 第3節「職員の動員計画」に準ずる。)

なお、職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度５強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集する。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

3 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策としておおむね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

総務省東海総合通信局	電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理
総務省中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開放 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資への支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局長、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
国土交通省中部地方整備局 (静岡河川事務所) (富士砂防事務所) (静岡国道事務所) (清水港湾事務所) 国土交通省関東地方整	管轄する河川、海岸、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 港湾施設対策等 (エ) 営繕施設対策等

備局 (甲府河川国道事務所)	(オ) 電気通信施設対策等 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。 ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 エ 他機関との協力 オ 広報
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 陸上輸送に関すること (ア) 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置 (イ) 自治体からの要請に対する車両等の調達のあっせん及び海上輸送に関すること イ 海上輸送に関すること (ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請 (イ) 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
国土地理院 中部地方測量部	ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 ウ 地理情報システムの活用を図る。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説 イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報されたとき、気象庁本庁への報告及び適切な措置 ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
海上保安庁第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	ア 在港船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知 イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保 ウ 船艇による主要港湾等の被害調査 エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難指示、入港制限、移動命令、航行制限荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置 オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置 カ 海上における災害に係る救助・救急活動 キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

環境省関東地方環境事務所 環境省中部地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援

(2) 指定公共機関

日本郵便株式会社東海支社 (静岡中央郵便局)	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施 (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社 (静岡県支部)	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
中日本高速道路株式会社 (東京支社) (富士・静岡・浜松保全・サービスセンター)	ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡 イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 ウ 県公安委員会(県警察)が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力 エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
東海旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市と協力した緊急避難場所への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧

N T T 西日本株式会社 (静岡支店) 株式会社 N T T ドコモ 東海支社 (静岡支店)	ア 防災関係機関の重要通信の優先確保 イ 被害施設の早期復旧 ウ 災害用伝言ダイヤル 1 7 1、災害用伝言板 web 1 7 1 及び災害用伝言板の提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社 ジャパンガスエナジー E N E O S グローブ株式会社 ジクシス株式会社	L P ガスタンクローリー等による L P ガス輸入基地、2 次基地から充填所への L P ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	緊急輸送車両の確保及び運行
中部電力パワーグリッド株式会社 (静岡支社)	ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
K D D I 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(3) 指定地方公共機関

土地改良区 (静岡市内土地改良区)	ア 用水の緊急遮断 イ 災害応急復旧の実施 ウ 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力
静岡ガス株式会社 (静岡支社) (東部支社)	ア ガス導管網等、主要施設における流失防止等二次災害の発生防止のための緊急遮断 イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 ウ 必要に応じて代替燃料の供給 エ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会 (中部支部)	ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報 イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
静岡鉄道株式会社	ア 災害時における応急救護活動 イ 応急復旧用資材等の確保 ウ 危険地域の駅等の旅客等について、市の指定した緊急避難場所への避難、誘導 エ 鉄道施設の早期復旧
一般社団法人静岡県トラック協会	協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ) (株式会社トコちゃんねる静岡) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社エフエムしみず静岡)	ア 報道特別番組の編成 イ 国、県、市、防災機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 市長の呼びかけ、市内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人静岡市静岡医師会) (一般社団法人静岡市清水医師会) (一般社団法人庵原医師会)	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県看護協会(公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部)、公益社団法人静岡県薬剤師会(一般社団法人静岡市静岡薬剤師会、清水薬剤師会)及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)

一般社団法人静岡県歯科医師会 （一般社団法人静岡市静岡県歯科医師会） （一般社団法人静岡市清水歯科医師会） 公益社団法人静岡県看護協会 （公益社団法人静岡県看護協会静岡地区支部） 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 （一般社団法人静岡市薬剤師会） （清水薬剤師会）	
一般社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力

第２節 情報活動

[総務、危機、区]

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

詳細については、▼「共通対策編 第３章 災害応急対策 第５節 予警報の受領及び伝達計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、▼「地震対策編 第４章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応」を参照のこと。

１ 津波情報等の種類

（１） 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

ア 気象庁本庁による津波警報等の発表

気象庁本庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

イ 予想される津波の高さの数値発表

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ウ 巨大地震時における発表および更新情報

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内
に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もら
れるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合
は、地震発生からおよそ 15 分程度で求められる、精度のよい地震規模（モーメントマグ
ニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新情報を発表する。

表 3-1 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m<高さ 10m超	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m<高さ≤10 m	10m		
		3 m<高さ≤5 m	5 m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	1 m<高さ≤3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m ≤ 高さ ≤ 1 m	1 m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行なわない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波警報等の留意事項

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に
合わない場合がある。

イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合が
ある。

ウ 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した
場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続するこ

とや留意事項を付して解除を行う場合がある。

エ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

オ 海外で大規模噴火が発生した場合や、大規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の潮位観測点で潮位変化が観測された場合には、日本においても津波の影響が生じる可能性がある。

2 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡市が属する津波予報区は、次のとおりである。

静岡市が属する津波予報区

津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁



図 3-1 静岡市及び周辺自治体が属する津波予報区

気象庁 HP 津波予報区のページより一部抜粋

3 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

(1) 津波情報の種類と発表内容

表 3-2 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）

津波に関する その他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※ 1 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(2) 最大波の観測値の発表内容

表 3-3 最大波の観測値の発表内容

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報(特別警報)	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※ 2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

(3) 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

表 3-4 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報(特別警報)	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(4) 津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(ア) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(イ) 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。特に大潮の時期は満潮と干潮の潮位差が1m以上になることも留意する。

ウ 津波観測に関する情報

(ア) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(イ) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

(ア) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

(イ) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

表 3-5 津波予報の発表基準と発表内容

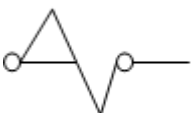
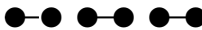
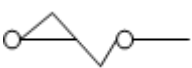
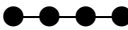
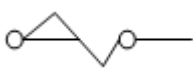
発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配

発表基準	発表内容
(津波に関するその他の情報に含めて発表)	はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

5 津波情報等の伝達系統図

◇資料編 2－23：津波に関する注意報及び警報伝達系統図

表 3-6 津波注意報標識、津波警報標識

津波注意報標識			津波警報標識		
標識の種類	標 識		標識の種類	標 識	
	鐘音	サイレン音		鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点の斑打) 	(約10秒)  (約2秒)	津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分)  (約3秒)	大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)

(注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

第3節 広報活動

(▼共通対策編 第3章 第7節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 災害の拡大防止活動

[危機、建設、区、消防]

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、県、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「風水害対策編」

の定めるところによる。

この活動は、遠地津波など、津波の到達に時間的余裕がある場合に行うものであって、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 避難の呼びかけと警察への通知

(▼風水害対策編 第3章 第14節 避難「1 避難の指示」に準ずる。)

イ 被害状況等の報告と危険箇所への措置

(▼風水害対策編 第3章 第11節 巡視及び警戒とその措置「1 巡視」に準ずる。)

(2) 水防活動の応援要請

(▼風水害対策編 第3章 第4節「協力応援」に準ずる。)

2 人命の救出活動

(1) 人命救出活動の基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 静岡県、静岡県警察及び自衛隊は、市が行う救出活動に協力する。

ウ 静岡県は救出活動に関する応援について県内市町間の総合調整を行う。

エ 市は、市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

オ 自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

カ 自衛隊の救出活動は「▼地震対策編 第5章 第5節 応援協力計画」の定めるところにより行う。

3 防災関係機関の処理すべき事務

(1) 市

ア 職員を動員し負傷者等を救出する。

イ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して静岡県知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

ウ 災害救助法に基づく市の実施事項については、「一般対策編」による。

(2) 静岡県

ア 静岡県知事は、市長から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。

(ア) 県職員を派遣し救出活動を支援する。

(イ) 他の市町長に対し応援を指示する。

(ウ) 自衛隊に対し支援を要請する。

(エ) 救出活動の総合調整を行う。

(オ) 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサ

イレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。

(3) 静岡県警察（静岡中央警察署、静岡南警察署、清水警察署）

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

(4) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

(5) 自衛隊

自治体の要請に基づき救出活動を実施する。

第5節 避難活動

[総務、危機、区]

津波災害が発生したときの避難対策及び避難方法の基本となる事項を示す。なお、避難に関する具体的な内容については、静岡市津波避難計画に定める。

◇資料編 8－7：静岡市津波避難計画

1 避難対策

(1) 基本方針

ア 津波災害発生時の住民避難と安全確保

津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体、安全確保に努める。

イ 即時避難の心がけ

「地震だ、津波だ、すぐ避難」をスローガンとして、海岸付近で強い揺れを感じた者は、警報等を聴取するまでもなく、直ちに避難を開始することを心がける。

ウ 要配慮者への配慮

情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮する。

エ 住民の避難対策と地域防災活動の推進

避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保

しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発する。

(2) 情報・広報活動

ア 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は▼「地震対策編 第5章 第2節 情報活動」に準ずる。

イ 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は▼「地震対策編 第5章 第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要配慮者への的確な情報提供に配慮する。

ウ 住民は、適切な避難行動のため、同報無線、静岡市防災メール、コミュニティFM放送、市ウェブサイト、緊急速報メール、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

エ 市及び県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図る。

(3) 避難のための指示

ア 指示の基準

(ア) 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難を指示する。

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(ウ) 静岡県知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難を指示する。この場合、知事はその旨を公示する。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

イ 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

(ア) 避難を指示した地域名

(イ) 避難行動における注意事項

(4) 指示の伝達方法

市長は、避難を指示したときは、直ちに対象とする地域の住民に対して、同報無線、静岡市防災メール、静岡市緊急情報防災ラジオ、緊急速報メール等により広報するほか、静岡県知事、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

(5) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

ア 市が実施する自衛措置

表 3-7 市が実施する自衛措置

区分	内容
津波警報・大津波警報が 発表された場合 又は、震度6弱以上の 強い揺れを感じた場合	市長は、直ちに要避難地区にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達する。
津波注意報が 発表された場合	・安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難の指示については、▼「1 避難対策 (3) 避難のための指示」に準ずる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、直ちに避難を指示する。
津波警報等は 発表されていないが、 震度4程度以上の 強い揺れを感じた場合 又は弱い揺れであっても 長い時間ゆっくりとした 揺れを感じた場合	・海面の監視 気象官署から大津波警報・津波警報・津波注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 ・報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。 ・避難の指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達するなどの必要な措置をとる。
遠地津波が発生した場合	・気象庁から発表される津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 ・津波警報等が発表された場合には、上記に準じた措置をとる。 ・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

なお、避難指示発表後、新たな地震・津波に関する情報や、津波防護施設の健全性等を確認し、必要に応じて避難指示の区域を見直す。

イ 住民が実施する自衛措置

- (ア) 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、緊急避難場所等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

- (イ) 海水浴客等は、上記のほか、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

2 警戒区域の設定

この活動は、遠地津波など、津波の到達に時間的余裕がある場合に行うものであって、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

(1) 設定の基準

- ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。
- ウ 静岡県知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、静岡県知事はその旨を公示する。
- エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制内容の実施方法

- ア 市長、警察官、海上保安官、静岡県知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 避難方法等

(1) 避難の方法

- 災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として次により避難する。
- ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。
 - イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー等）へ避難する。なお、津波避難施設が近くにない場合は、最寄りの耐震性のある施設等（基準水位以上の場所）に避難する。
 - ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、高台など安全な場所等へ自主的に避難する。

(2) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

(3) 避難地における業務

- ア 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - (ア) 津波等の危険の状況に関する情報の収集
 - (イ) 津波等に関する情報の伝達
 - (ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）
 - (エ) 必要な応急救護

(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は避難所への移動
イ 市は、避難状況について県へ報告する。

4 避難所の設置及び避難生活

(▼地震対策編 第5章 第7節「避難活動」に準ずる。)

第6節 応援協力計画

(▼共通対策編 第3章 第32節「応援協力計画」、第34節「自衛隊派遣部隊要請の要求計画」、第35節「海上保安庁に対する支援要請の依頼計画」に準ずる。)

第7節 地域への救援活動

(▼地震対策編 第5章 第10節「地域への救援活動」に準ずる。)

第8節 市有施設及び設備等の対策

[総務、危機、財政、環境、商工、農水、建築、建設、消防、水道、下水]

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 公共施設等

(1) 河川及び海岸保全施設

ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

イ 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ 応急措置の実施、二次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ二次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

エ 資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じて協定団体に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

オ 市長への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに市長へ状況を連絡する。

(2) 港湾及び漁港施設等

ア 被害状況の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行

うともに、港湾及び漁港施設利用者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。
また、関係機関に情報を伝達する。

イ 水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、
操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

ウ 応急措置の実施、二次災害の防止

危険箇所の立入禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を
講ずる。

エ 港湾機能復旧のための要請

港湾施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対応を要請する。

オ 漁港機能復旧のための要請

必要に応じ協定団体に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。

カ 市長への連絡

避難等が必要な場合は、すみやかに市長へ状況を連絡する。

2 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講
ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

（復旧・復興については、▼「共通対策編 第4章 災害復旧計画」及び「地震対策編 第6章 復
旧・復興計画」による。）

静岡市地域防災計画

(令和8年1月修正)

火山対策編

目 次

第1章 総則	1
第1節 計画の構成	1
第2節 想定	3
第3節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	6
第4節 避難計画	8
第2章 災害予防計画（平時対策）	13
第1節 実施すべき事項（平時）	13
第2節 情報連絡体制の整備	15
第3節 避難計画の策定等	16
第4節 避難場所、避難所及び避難経路	17
第5節 予防教育及び研修・訓練の実施	17
第6節 避難促進施設	18
第7節 道路啓開体制の整備	19
第3章 災害応急対策	20
第1節 噴火警報・噴火予報の伝達	20
第2節 避難指示等	20
第3節 市の体制	27
第4節 社会秩序維持活動	27
第5節 陸上交通	28
第6節 避難者の輸送	28
第7節 広域避難路の除灰等	28
第8節 被害拡大防止対策	29
第9節 継続災害対応計画	30
第4章 災害復旧計画	31
第1節 復旧	31

図表一覧

火山対策編

図表番号	タイトル	頁
表 1－1	部局名表記の略号一覧	2
表 1－2	予想される噴火現象とその危険性	3
表 1－3	火山現象に関する情報等	7
表 3－1	避難行動要支援者等の避難開始基準	23
図 3－1	広域避難の実施概念図	25
図 3－2	広域避難路	27

第 1 章 総則

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき作成する「静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）」の「火山対策編」として定めるものである。静岡市内における火山災害の予防と火山災害時の対策について、市及び行政区域内の防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）の連携のもとに実施する総合的な対策の大綱を定めることにより、静岡市民の生命、身体及び財産を火山災害から守ることを目的とする。

第 1 節 計画の構成

<計画について>

県は富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成 24 年 6 月に設置した。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成 28 年 3 月に活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置した。

富士山の噴火活動に伴う防災対策は、協議会が令和 3 年 3 月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版）」（以下「富士山ハザードマップ」という。）の噴火想定に基づき、協議会が令和 5 年 3 月に策定した「富士山火山避難基本計画」（以下「避難基本計画」という。）を基本として実施する。

本計画においては、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、関係機関は、避難基本計画のほか、本計画に沿ってあらかじめ必要な防災対策を検討しておく。

本計画に定めのない事項については、▼「共通対策編」の各計画に基づき実施する。

火山対策編は、以下の各章から構成する。

第 1 章 総則	この計画の目的、構成、予想される噴火現象等、計画の基本となる事項を示す。
第 2 章 災害予防計画 (平時対策)	平時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
第 3 章 災害応急対策	噴火が発生又は発生しようとしている場合の対策を示す。
第 4 章 災害復旧計画	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興計画について示す。

※各節の記載内容に主な担当部局がある場合には、下表の略号にて示す。

※災害対応は静岡市一丸となって取り組むものであるから、ここに記載されている部局が全ての対応を行うという意味で捉えてはならない。また、ここに記載されていない部局は当該の対応を行わないという意味で捉えてはならない。

表 1-1 部局名表記の略号一覧

局等	部	略号
危機管理局		危機
総務局		総務
総合政策局		総政
財政局	財政部	財政
	税務部	税務
観光文化・市民局		観光・市民
区役所		区
環境局		環境
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉
	地域支え合い推進部	地支
	保健衛生医療部	衛生
	保健所	保健所
	清水病院	病院
こども未来局		こども
経済局	商工部	商工
	海洋政策部	海洋
	農政部	農政
都市局	都市計画部	都市
	建築部	建築
建設局	土木部	建設
	道路部	
会計室		会計
消防局	消防部	消防
	警防部	
上下水道局	経営管理部	経営
	水道部	水道
	下水道部	下水
教育局		教育

第2節 想定

本計画において前提とする噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

1 想定火口範囲

約5,600年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲に、山頂から半径4km以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。

2 予想される噴火現象とその危険性

表 1-2 予想される噴火現象とその危険性

現象	危険性等
噴石 (大きな噴石、小さな噴石)	(1) 噴火の際、放出される溶岩又は山体を構成する岩石の破片。火山レキ(直径2mm以上)及び火山岩塊(直径64mm以上)を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石(火山レキ)」と区別している。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。
火砕流・火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。 (3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 (4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
溶岩流	(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 (2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。

現象	危険性等
	(3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 (4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気が閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 (5) 溶岩流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。
融雪型 火山泥流	(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 (2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。 (3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速 30 から 60km となり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
空振	(1) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
降灰	(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 (2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 (3) 直ちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 (4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 (5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
降灰後土石流	(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速 50 から 60km 以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 (2) 降灰堆積厚 10cm 以上となった溪流において、時間雨量 10mm 程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 (3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震・ 地殻変動	(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 (2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度 5 から 6 弱程度の強

現象	危険性等
	い揺れになるおそれがある。 (3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 (2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 (2) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。
岩屑なだれ・山体崩壊	(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速 100km 前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2) 発生回数は過去 1 万年に 2 回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 (2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。

3 火山災害警戒区地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりであり、本市も指定されている。

火山	都道府県	市町
富士山	静岡県	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

第3節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警戒レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

- ・レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。
- ・レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まる段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。
- ・火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4又はレベル5が発表される。
- ・噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

◇資料編8－2：噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

2 その他の噴火現象に関する予報

（1）降灰予報

ア 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

(2) 降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

(3) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3 火山現象に関する情報等

表 1-3 火山現象に関する情報等

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的又は必要に応じて臨時に発表。 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表。
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、おおむね 30 分以上継続	噴火が発生した場合に直ちに発表

情報の種類	内容	発表時期
	続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、おおむね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月又は必要に応じて臨時に発表
月間火山概況	前月 1 か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの。	毎月上旬に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等のほか、火山灰の拡散の予測を記述した情報。 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18 時間先まで予測）も合わせて発表される。	責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には 9 つの航空路火山灰情報センター（VAAC: Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。

第 4 節 避難計画

[危機]

1 噴火現象の影響想定範囲と避難対象エリア

本市では、富士山の噴火による溶岩流、融雪型火山泥流（※）、降灰による被害が想定されており、その影響想定範囲は◇資料編 9－7 による。

※ 融雪型火山泥流の到達範囲は富士川の堤外までとされ、市街地側には到達しない。

◇資料編 9－7：富士山火山ハザードマップ

なお、各噴火現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

影響想定範囲と避難対象エリア（本市に該当する避難対象エリアを太枠）

噴火現象	避難対象	説明
大きな噴石、火口形成、火砕流、溶岩流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲
	第 1 次避難対象エリア	想定火口範囲
	第 2 次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1 時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲
	第 3 次避難対象エリア	溶岩流（1 時間－3 時間）到達範囲
	第 4 次避難対象エリア	溶岩流（3 時間－24 時間）到達範囲

噴火現象	避難対象	説明
	第5次避難対象エリア	溶岩流（24 時間－7 日間）到達範囲
	第6次避難対象エリア	溶岩流（7 日間－約 57 日間）到達範囲
融雪型火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）
	避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深 2 cm 以上）（図 1－2 を参照）
	避難対象エリア	降灰堆積深が 30cm 以上になると想定される範囲 ※1 ※2 ※3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が 30cm 未満と想定される範囲※1 ※2 ※3
小さな噴石	影響想定範囲	小さな噴石のうち大きさが 1 cm 以上の噴石の降下が想定される範囲
降灰後土石流	影響想定範囲	降灰堆積深が 10 cm 以上になると想定される範囲（想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、以下の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。避難指示等における検討事項の詳細は▼「第3章 災害応急対策」に記す。

（1）噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難（本市の対応を太枠）

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	溶岩流※ ¹					
			火砕流、大きな噴石、融雪型火山泥流 (事前の避難が必要な区域)※ ²					
			火口形成					
			第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	- - 下山・帰宅 (5合目以上)	-	-	-	-	-
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	- - 下山・帰宅	- - 下山・帰宅	-	-
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	- 避難準備 下山・帰宅	-	-
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	- 避難準備 下山・帰宅	- 避難準備 -	- 避難準備 -
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】※ ⁵ 避難 入山規制	避難 【必要な範囲】※ ⁵ 避難 入山規制	- 避難準備※ ⁶ -	- 避難準備※ ⁶ -

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	融雪型 火山泥流※ ¹	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
			避難対象エリア※ ²	避難対象エリア※ ³	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※ ⁴
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	-	-	-	-	-
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難準備 避難準備 避難準備	-	-	-	-

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	融雪型 火山泥流※ ¹	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
			避難対象エリア※ ²	避難対象エリア※ ³	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※ ⁴
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	－	－	－	－
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 避難	－	－	－	－
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	－

(2) 噴火状況判明後の避難（本市の対応を太枠）

区分	避難対象者区分	溶岩流					
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア
現象の発生	－	溶岩流の流下の場合					
					※7	※7	※8
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 避難 入山規制 【必要な範囲】※9	避難 － － 【必要な範囲】※9

区分	避難対象者区分	融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後 土石流
		避難対象エリア※ ²	避難対象エリア※ ³	屋内退避対象エリア	影響想定範囲	避難対象エリア※ ⁴
現象の発生	-	-	火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合
噴火状況判明後	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	避難 避難 避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	屋内避難 屋内避難 屋内避難	避難準備／避難 避難準備／避難 避難準備／避難

※¹ 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※² 融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域。

※³ 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。

※⁴ 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。

※⁵ 溶岩流の流下パターンに基づく範囲（第3章第2節第4項を参照）。

※⁶ 必要に応じて避難準備。

※⁷ 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※⁸ 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※⁹ 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。

第2章 災害予防計画（平時対策）

富士山の火山災害予防計画は、富士山の噴火による被害から市民の生命及び財産を守るため、必要な情報収集・伝達体制の構築、避難場所の確保、避難訓練の実施、市民への周知・啓発などの対策を実施する。

第1節 実施すべき事項（平時）

〔危機、観光・市民、区、環境、福祉、衛生、農水、建設、教育〕

1 市

（1）情報伝達

- ・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備
- ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）
- ・関係機関との情報伝達体制の構築
- ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築
- ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）
- ・避難所との連絡体制等の構築
- ・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築
- ・住民の安否情報の確認体制や手順等の構築
- ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築

（2）避難計画

- ・観光客への避難基本計画、市避難計画等の周知
- ・警察、道路管理者への避難基本計画、市避難計画等の周知
- ・自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化
- ・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（市避難計画等の策定）
- ・避難対象エリアの住民への周知
- ・避難所施設の指定及びリスト化
- ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定
- ・福祉避難所の把握
- ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整
- ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握
- ・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成
- ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供
- ・関係者と連携した避難支援体制の構築
- ・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築

（3）訓練

- ・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施
- ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
- ・県及び他市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施

（4）教育

- ・教育委員会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発

(5) 交通

- ・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定
- ・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定（市避難計画等の策定）
- ・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（市避難計画等の策定）

(6) 降灰

- ・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出
- ・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成
- ・火山灰の仮置場及び最終処分場（捨て場）の選定

(7) 畜産

- ・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）
- ・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援

(8) 医療

- ・噴火時等の広域医療救護体制の構築
- ・医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

2 受入市町（受入市町となった場合）

(1) 広域避難者受入時の実施事項の整理

(2) 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結

(3) 住民の安否情報の確認体制や手順等の構築

(4) 住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施

(5) 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上

3 静岡県

(1) 静岡県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）に掲げられている所掌事務

(2) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務実施についての総合調整

4 国

(1) 火山防災情報の共有化システムの構築

(2) 国内外への情報発信体制の構築

(3) 火山灰の最終処分方法の検討

5 道路管理者

(1) 噴火時等における交通規制方法の事前検討

(2) 除灰作業用資機材の所有状況の把握

(3) 除灰作業計画の策定

(4) 放置車両の撤去方法の検討

6 NEXCO中日本

噴火時等における交通規制の事前検討

7 鉄道事業者

噴火時等における鉄道運行規制の事前検討

8 警察

- (1) 避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選定
- (2) 入山規制実施時の規制箇所の検討

9 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設等の避難計画の策定
- (2) 入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保

10 畜産事業者

- (1) 家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討
- (2) 家畜移送計画の策定

11 山小屋組合等

- (1) 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討
- (2) 県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
- (3) 施設へのヘルメット等の整備

12 医療機関

- (1) 噴火時等の広域医療救護体制の構築
- (2) 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加

13 協議会

- (1) 広域避難路の設定
- (2) 広域避難路の代替路の検討
- (3) 広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第2節 情報連絡体制の整備

[危機]

1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。なお、通信体制フロー図は◇資料編2-8のとおりとする。

◇資料編2-8：富士山火山災害における異常現象の通報体制

住民からの通報体制

実施者	具体的な内容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市

実施者	具体的な内容
	町又は警察官に通報する。
警察官	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町に通報する。
富士山周辺市町長	警察官、住民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
知事	富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

※富士山周辺市町…富士山周辺 10 市町（静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町）を指す。

2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発表する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル 1～3（噴火警戒レベルの内容は◇資料編 8－2）の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

なお、情報伝達体制は◇資料編 2－9 のとおりとする。

◇資料編 8－2：噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

◇資料編 2－9：富士山火山災害における協議会内の情報伝達体制

3 避難に係る情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発表する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

なお、避難に係る情報伝達体制フロー図は◇資料編 2－10 のとおりとする。

◇資料編 2－10：富士山火山災害における避難に係る情報伝達体制

第3節 避難計画の策定等

[危機]

1 市避難計画の策定

市は、避難基本計画及び▼「県地域防災計画 火山災害対策編」に定める事項等を基に市避難計画を策定する。なお、市避難計画は、情報伝達手段、避難開始時期、避難地域、避難場所、避難経路等を定めるものとする。

2 市及び県との連携

- ・県は、市が市避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越え

た広域避難等について検討する。

- ・ 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- ・ 県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

第4節 避難場所、避難所及び避難経路

[危機]

1 避難場所及び避難所

市は、静岡市富士山火山防災マップ（以下、市火山防災マップ）に基づき、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともに必要な対策を行う。

- (1) 避難場所及び避難所は、災害が発生するおそれがある区域を避けて指定する。
- (2) 避難場所及び避難所の開設時は、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全確認等を行う。

2 避難経路

市は、市火山防災マップに基づき、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難経路を指定するとともに必要な対策を行う。

- (1) 住民等が迅速かつ安全に避難できるよう、噴火現象の危険性等を考慮し、その影響を受けない道路とする。
- (2) 溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。
- (3) 降灰による影響を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。
- (4) 交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

第5節 予防教育及び研修・訓練の実施

[危機、区、教育]

1 周知・啓発活動

(1) 市

- ア 火山噴火による被害から、市民の生命及び財産を守るため、避難の際に的確な判断や行動ができるよう、火山に関する情報収集の方法、溶岩流等の到達範囲や到達時間、避難施設などを示した市火山防災マップを作成する。
- イ 市火山防災マップの使い方などの理解を深めるため、地域住民への配布、市ホームページでの公開、公共施設での配架、住民説明会の開催などの周知・啓発活動を行う。
- ウ 市火山防災マップを更新した際は、その都度、更新内容について周知を図るとともに、各関係機関等と連携して火山防災知識の周知・啓発を図る。

(2) 県

- ア 市町と協力して、又は教育委員会等との連携により、県富士山ハザードマップ等を活用

し、県民等に対する火山災害及び防災対策について、正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。

イ 観光協会等の関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、県地域防災計画の周知を図る。

ウ 観光施設等における県富士山ハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。

(3) 静岡地方気象台

火山災害や防災対策等について、県・市町と協力して、正しい知識を県民に対し啓発する。

(4) 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所

火山災害及び砂防における減災対策等について、正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対し啓発する。

(5) 教育委員会・学校

火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に取り入れ、火山防災教育の推進に努める。

(6) 協議会

ア 避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。

イ 協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

2 防災訓練

(1) 基本方針

市は、県や防災関係機関、自主防災組織、事業所等と連携し、噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施する。

(2) 県による合同訓練の実施

県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と合同訓練を実施する。

(3) 市民の火山防災訓練への積極的参加による防災対応力強化

市民は、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第6節 避難促進施設

[危機]

市は、活動火山対策特別措置法に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合は、施設の名称及び所在地を地域防災計画に定めることとされているため、協議会の統一基準等を踏まえ、施設指定の必要性を検討

する。

なお、本市においては、協議会の統一基準に該当する対象施設はない。

第 7 節 道路啓開体制の整備

[建設]

道路管理者は、降灰により通行に支障を来たす場合に備えるため、次の事項について道路啓開体制の整備を図るものとする。

- (1) 優先的に啓開を要する道路の選定
- (2) 道路啓開活動要員の確保
- (3) 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに降灰の除去に必要な車両の確保

第3章 災害応急対策

富士山の火山災害応急対策計画は、富士山の噴火による被害から市民の生命及び財産を守るため、必要な情報収集・伝達体制の構築、避難場所の確保、避難行動の方法、救命救助などの対策を実施するものである。

第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

[危機]

気象庁火山監視・情報センターから富士山に噴火警報又は噴火予報等が発表された場合の伝達体制は、次のとおりとする。なお、伝達体制フロー図・伝達する情報は、◇資料編2－8のとおりとする。

市、国、県は、市民に対し迅速かつ確実に情報を伝達するため、防災行政無線、サイレン、同報無線、市ホームページ、緊急速報メール等を活用するほか、自主防災組織や報道機関等と連携するなど、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

◇資料編2－8：富士山火山災害における異常現象の通報体制

第2節 避難指示等

[危機]

1 避難の指示

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測された場合、気象庁が噴火警報（噴火警戒レベル）等を発表するため、市は、避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させる。

（▼共通対策編 第3章 第9節 避難救出計画 「1 避難の指示」に準ずる。）

2 警戒区域の設定

- ・市長は、噴火が発生し、又は発生しようとしている場合、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。
- ・市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議において協議を行う。
- ・居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。
- ・市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方

- ・警戒区域の設定は、「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。
- ・噴火状況判明後は、県富士山ハザードマップのドリルマップや国土交通省が作成したリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
- ・噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、富士山ハザードマップ検討委員会の溶岩流ドリルマップをまとめた県地域防災計画に定める「流下パターン」（◇資料編 9－7）を参考として設定する。
- ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
- ・警戒区域は、必要に応じ火山災害警戒（対策）合同会議で協議の上、市長が設定する。
- ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

◇資料編 9－7：富士山火山ハザードマップ

警戒区域設定に係る役割

実施者	内容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市の職員、警察官がその場にいない場合限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

3 一般住民の段階的な避難等

噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と県富士山ハザードマップ及び市火山防災マップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。

市の避難指示及び必要な避難計画は、避難基本計画及び市避難計画等を原則とする。

(1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲の検討にあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、避難対象エリア及び県富士山ハザードマップ、市火山防災マップにおける各現象の到達範囲とする。

溶岩流からの避難は、噴火の情報と富士山ハザードマップ検討委員会の溶岩流ドリルマップをもとに避難の対象を検討する。

(2) 噴火前の避難

第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア、また冬期はこれに準ずる融雪型火山泥流の影響範囲においては、噴火前に事前の避難を行う。

(3) 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、避難対象エリアに位置する市は、避難指示の発表前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

(4) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

ア 避難指示発表の迅速化

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本県の特徴を踏まえ、ある程度幅広い範囲の想定火口による富士山ハザードマップ検討委員会の溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」を参考として、避難指示の対象区域をあらかじめ検討し、噴火開始直後の避難指示発表の迅速性を確保できるようにする。

イ 避難指示の解除検討

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

(5) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難における避難先及び避難方法の検討

避難対象エリアごとの避難先及び避難方法は、次の事項を踏まえ検討する。

- ・第1次及び第2次避難対象エリアの住民は、当面の安全が確保される自市町内の避難所に徒歩又は自家用車等で避難
- ・第3次避難対象エリアの住民は、溶岩流の流れ（斜面の向き）に対し直交方向にある最寄りの避難所・避難場所（一時集結地）に原則、徒歩で避難
- ・第4次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの地域の住民は、指定された避難所・避難場所（一時集結地）に徒歩又は自家用車等で避難
- ・円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両（バス、トラック等）により避難

(6) その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

4 避難行動要支援者の避難

(1) 避難行動要支援者の早期避難

避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。

(2) 早期避難検討と避難確保計画の策定

特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。

(3) 避難開始基準

避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画及び市避難計画等を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。

表 3-1 避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル 3	第 1 次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル 4	第 2 次及び第 3 次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル 5（噴火前）	第 4 次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火開始直後	第 4 次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

5 人命の救出救助

（▼共通対策編 第 3 章 第 9 節「避難救出計画」に準ずる。）

6 一時帰宅の実施

- ・市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。
- ・市長は、一時帰宅を行う場合は、火山災害警戒（対策）合同会議（又は協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。
- ・市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

7 広域避難

溶岩流からの避難は、自市町内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、自市町内での避難者の受入れが困難である場合は、市町外への広域避難となる。

受入市町及び県は、避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

(1) 基本的な考え方

ア 広域避難先の調整

- ・富士山の火山災害においては、火口位置や噴火の状況により影響範囲が大きく異なり避難指示の対象範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めず、県及び山梨県、神奈川県や合同会議において調整を行うこととしている。
- ・この事前の調整における広域避難とは、災害対策基本法第 61 条の 4 に規定する広域避難及び同法第 86 条の 8 に規定する広域一時滞在をいう。

イ 広域避難の協議及び県による助言

- ・広域避難の実施にあたっては、避難実施市町が受入市町と協議を行う。その協議の相手方については、災害対策基本法第 61 条の 7 第 1 項の規定に基づき県が助言を行う。この助言を円滑に行うため、その方針を事前に定めるものである。
- ・災害対策基本法に規定する広域避難、広域一時滞在の市町長間の個別の協議を妨げるものではない。
- ・想定される火山災害のうち、広域避難者が多く想定される溶岩流からの避難を想定して調整方針を策定し、溶岩流以外の火山災害による広域避難が必要となった際にも、この事前の調整を参考として対応する。

ウ 県、国及び全国知事会等を通じた広域避難の受入要請

- ・受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会等を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

(2) 広域避難の基本的な対応と避難先

以下の項目により、広域避難の枠組を定める。

ア 基本的な対応（避難対象地域設定と避難開始）

富士山は現状では噴火口が存在しないことから、以下の 3 段階での避難を実施する。

(ア) 事前避難

噴火するまで火口位置が特定できないことを前提とし、第 1 次避難対象エリア、第 2 次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の到達範囲の一部から避難。

(イ) 流下パターンによる避難（噴火開始直後）…(ウ)の避難に準じた特定の条件下での避難

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際にはおおむねの噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。

複数のドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」により、おおむね 24 時間以内までの溶岩流影響範囲から避難。

(ウ) ハザードマップ等による避難

噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき溶岩流の影響範囲から避難。

イ 広域避難先

広域避難先については、特定の市町の一对一の対応を定めず、広域避難の枠組みとして、受入市町側の複数の市町を一つの単位とした地域を定め、以下の条件を考慮した。

- ・想定する避難者数は流下パターンごとの避難者数、及び富士山東麓、西麓におけるドリルマップのうち最大の影響をうける場合の避難者数とする。
- ・溶岩流による広域避難路の分断の有無（溶岩流の流下範囲を跨ぐ経路を利用しない）
- ・山体周囲に位置する東麓地域 3 市町、西麓地域 2 市の相互協力による受入れ。

(3) 広域避難先の枠組み

ア 想定される溶岩流（流下パターン・ドリルマップ等）毎の避難対象区域

- ・想定される溶岩流に対する対象地区の区割り（町丁目、自主防災会等）と避難者数は

避難実施市町にて平時から整理、把握しておく。

- ・発災時の避難対象地域や避難者数は無数のケースが想定され、発災時（噴火後）に初めてその範囲や規模が明確になり、更に実際の溶岩流や降灰の影響を考慮して避難方向が定まる。
- ・このため、避難対象地域と受入市町との組み合わせについては、この事前の調整内容にとどめ、避難先となる受入避難所については、噴火後に県及び受入市町が避難実施市町と連携して決定する。

イ 受入市町における一時集結地の設置

広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地（広域避難）へ徒歩又は自家用車等で集合する。広域避難先となる避難所等への円滑な避難のため、受入市町にさらなる中継地として一時集結地（広域避難）を設ける。

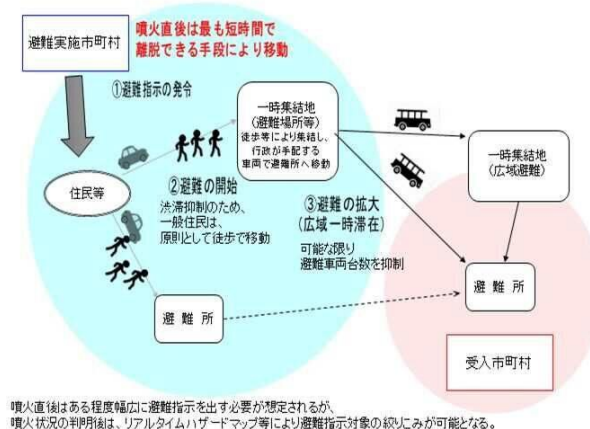


図 3-1 広域避難の実施概念図

避難実施市町は県の助言を受けつつ、受入市町に一時集結地（広域避難）の開設と運営を依頼する。なお、一時集結地（広域避難）の開設予定地は▼「県地域防災計画資料編Ⅱ（13-4-4）」のとおりとし、発災時に避難規模等に応じて開設する。

ウ その他

（ア） 県外避難に関する調整

県外への広域避難が必要となった際には、災害対策基本法の規定、県地域防災計画火山災害対策編の規定、及び3県協定※に基づき、避難実施市町の要望を踏まえて県が対応していく。

（イ） バス協会との協定に基づく災害時の対応

県は、県バス協会との協定に基づき、発災時に避難実施市町において避難に必要な車両台数を確保できない場合に、協会への協力要請と運用調整を行う。

※3県協定…「富士山火山防災対策に関する協定」（H21.10.29締結）

3県が連携して「避難施設の確保及び避難者の輸送等に関すること」に取り組むと規定

（4） 広域避難先の事前調整

ア 受入避難所

- ・受入避難所は原則として、避難が必要となった際に、受入市町が開設する指定避難所とする。
- ・受入可能人数の算定は、今後県と調整する。
- ・避難開設する避難所については、状況に応じて、指定避難所以外の施設も活用するこ

とができるものとする。

- ・学校を避難所とする場合は、原則として体育館のみを使用し、教室は使用しない。その他の公共施設（公民館等）は管理主体の事務室を除いた部分を使用する。

イ 避難所の開設期間

- ・避難所の開設期間（避難者の受入期間）は、原則として1か月程度とする。それ以降は、状況に応じて、より広範囲での移転も検討する。このため、県は、県地域防災計画共通対策編に基づき、他の都道府県と協議を行う。

ウ 応急仮設住宅の提供等

- ・避難者の健全な居住環境と受入市町における指定避難所の収容率を早期に確保するために、避難実施市町及び受入市町、県が十分に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

エ 避難所の運営及び費用負担等

- ・避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は受入市町による運用を依頼するが、できる限り速やかに避難実施市町が引き継ぐものとする。
- ・食料や資機材については、原則、避難実施市町が準備する（避難者が調達する、避難実施市町が調達する等）こととし、受入市町で別途の備蓄をする必要はない。初動対応時において、既存の備蓄等を受入市町が提供した場合は、避難実施市町がその費用を負担する（災害救助法の適用による）。

（5） 避難実施市町の行政機能の支援について

受入市町は、以下の用途のため、避難所や避難場所以外に、庁舎の一部使用や民間施設等のあっせんを行う。

- ・避難実施市町の代替庁舎
- ・避難者の相談、各種行政サービス窓口の設置

（6） 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している。

市は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

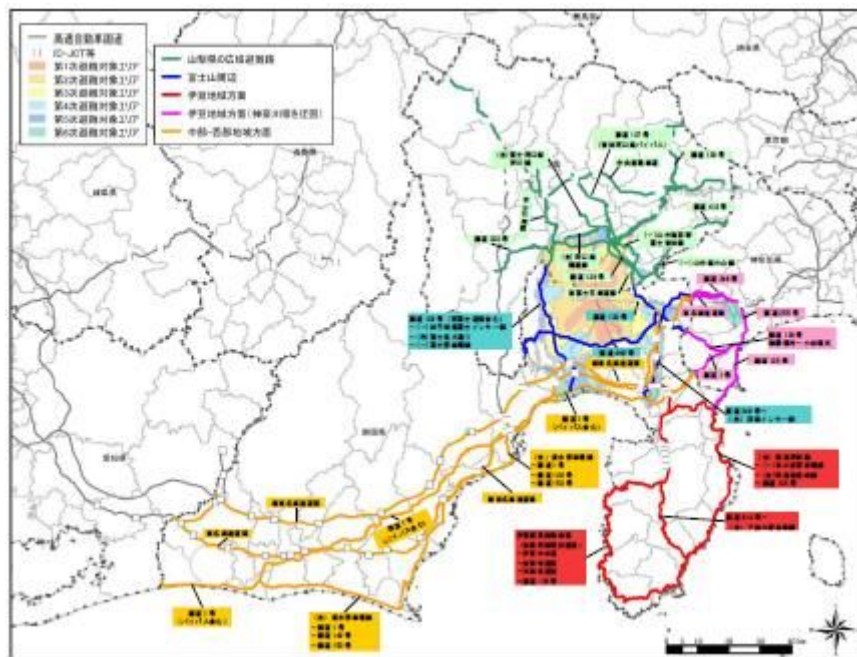


図 3-2 広域避難路

第3節 市の体制

[危機]

1 配備体制

(▼共通対策編 第3章 第3節「職員の動員計画」に準ずる。)

2 災害対策本部の設置

(▼共通対策編 第3章 第2節 組織計画 1 防災体制「(2)静岡市災害対策本部」に準ずる。)

3 協議会（又は合同会議）

- ・協議会は、気象庁が噴火警戒レベルを引き上げたとき、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。
- ・噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、国は、協議会の体制を合同会議に移行し、関係する機関において火山応急対策の調整や合意形成を行う。
- ・市災害対策本部は、協議会（又は合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（又は合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部員会議で報告し、本部長は、市の対応方針を協議の上、決定する。

第4節 社会秩序維持活動

[危機、総務]

1 警察

警察は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

2 市

市は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同報無線、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第5節 陸上交通

[建設]

- (1) 道路管理者は、降灰により道路の通行に支障を来たすこととなった場合には、速やかに応急復旧を実施する。
- (2) 道路管理者は、交通規制を実施した場合、県、市、警察、報道機関等を通じ交通規制等の内容について、広報の徹底を図る。
- (3) 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、降灰の除去、仮線路などの応急対策を行う。

第6節 避難者の輸送

[危機]

市は、平時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。

また、市は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

第7節 広域避難路の除灰等

[環境、建設]

市及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

1 基本的な考え方

- ・道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

- ・道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第 76 条の 6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

2 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスweeper）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

3 除灰作業計画の策定

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容

- ・降灰状況の把握体制
- ・堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討
- ・調達可能な除灰作業用資機材の把握
- ・優先除灰路線の設定
- ・人員、資機材投入パターンの検討
- ・資機材用の燃料確保
- ・一時仮置場の設定
- ・輸送ルートの設定
- ・最終処分方法、処分場所の決定

4 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平時において、県及び市は火山灰仮置場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第 8 節 被害拡大防止対策

降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

1 市

公共施設等に堆積した降灰の除去

2 市民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

第9節 継続災害対応計画

[危機、建設]

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域(土石流)において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行う。

- (1)警戒基準雨量の見直し
- (2)警戒避難体制の確立
- (3)降雨時の避難の実施

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「▼第3章 災害応急対策」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図る。

第1節 復旧

[危機、総務、衛生、商工]

1 復旧対策

(1) 産業活動の再開

市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

(2) 施設等の復旧

市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講ずる。

(3) 安全性の確認

ア 応急対策がおおむね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、市ホームページ、SNS等各種広報媒体を活用して、広く市民等への周知を図る。

(4) 風評被害の影響の軽減

必要に応じて、市長（本部長）等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

2 被災者等へのフォロー

(1) 健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応の在り方の見直しを促進する。

(2) マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアル

を速やかに見直し、関係機関に周知する。

